

平成 29 年 第 3 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

平成29年第3回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

- 1. 招集年月日 平成29年 9月 8日(金)
- 1. 招集の場所 小国町隣保館
- 1. 開 会 平成29年 9月 8日 午前10時03分
- 1. 閉 会 平成29年 9月 8日 午後 4時02分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児 玉 智 博 君

8番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月8日から 9月21日までの14日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時03分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 9. 8)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。まず冒頭議会開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。先の平成29年九州北部豪雨災害におきましては、福岡、大分をはじめ隣の南小国町等、阿蘇郡管内でも大きな被害をもたらしました。本町におきましても、山腹崩壊や木材加工施設の損壊、農地、住宅、河川等、多く被災された状況でございます。改めてお見舞いを申し上げますところでございます。

本定例会でも、決算審査や補正におきましても、災害からの対策復旧費が上程されているところでございます。今後も執行部それから議会ともにしっかりとした論議のもと、災害に強いまちづくりを目指して、住民の安心安全が担保されることを願うばかりでございます。

それでは、平成29年第3回小国町議会9月定例会を開催する旨、御案内を申し上げますところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。本定例会は決算議会ということもございまして、十分なる御審議方お願い申し上げる次第でございます。

それでは開会に先立ちまして、北里町長から御挨拶をいただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 皆さんおはようございます。平成29年第3回小国町議会定例会を開催させていただきましたところ、議会の皆さま方、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

お手元に日程がございますが、議案関係を申し上げます。まず工事請負契約の変更についてが1件、条例改正関係が2件、規約の一部変更を1件、そして平成29年の一般会計及び特別会計のそれぞれの補正予算、そして人事案件といたしまして固定資産評価審査委員会委員の選任。そして決算といたしましては、一般会計及びそれぞれの特別会計の決算認定ということでございます。会期といたしましては、予備日含めて21日までになっております。長期間になりますけれども、お願いをしたいと思っておりますことと、決算ということで予算の鏡というか、決算に基づいた今後の予算ということになりますので、御審議を重ねてお願いを申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、平成29年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

8番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る9月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月8日から9月21日までの14日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月8日から9月21日までの14日間と決定いたしました。

本会議は本日と19日、20日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたしたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第39号 公共工事請負契約の変更について（町道北河内線②災害復旧工事）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。それでは、まず先にお配りしました建設課資料（1）という資料をお開きくださいませ。それから議案集のほうをお願いいたします。

議案第39号 公共工事請負契約の変更について

平成28年第4回小国町議会臨時会の議決を経て締結した請負契約を下記のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それから下段の記についてでございます。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 契約の名称 | 災補第75号 町道北河内線②災害復旧工事 |
| 2 | 契約金額 | |
| | 当初契約金額 | 6千134万4千円 |
| | 変更契約金額 | 7千866万666円 |
| | 差 額 | 1千731万6千666円（増額） |
| 3 | 契約の相手方 | 熊本県阿蘇郡小国町大字上田1944番地1
有限会社さとう工業 |

代表取締役 佐藤 正勝

でございます。

それでは、資料に沿って御説明をさせていただきます。まず、現場の経緯と状況について御説明させていただきます。本災害復旧被災箇所は昨年の熊本地震によります被災でございます。北河内線、場所としましては、上り切ったところに配水池がございますが、その手前側の工区になるところでございます。非常に山側が岩の節理がございまして不安定な場所でございます。当時としましては岩木が道路のほうにかなり崩落し、土砂も堆積している状況でございます。査定時におきましては、なかなか現場の状況を堆積しております関係で把握できなかったというところがございます。査定の日時もありますので、それに合わせて査定を実施したところがございます。決定をいただきました中で、昨年の11月に先ほどのとおり臨時議会で御承認をいただいた工事請負契約でございます。その後、さとう工業によります土砂の撤去とか、岩の破壊とかいうことをまず進めてまいったところでございます。その中で覆土、土砂を撤去する中で、路側が土砂に埋もれて決壊していたということが発覚しました。当初の設計ではその部分の設計を見ておりません。今回の請負契約と先の請負契約ということになったわけでございます。その後、現場の状況等を熊本県、それから国土交通省査定官におきまして、再度その旨協議をしまして、最終的には査定官のほうで変更として対応していただけるというようなことで了解をいただいているところでございます。その決定通知のほうも、やがてまいるかと思っております。

そういうことで、今回金額的には大きくなっておりますけれども、現場の状況としましては、非常に路側が急峻な場所にありまして、構造物を付くというのが一番標準的な考え方でございますけれども、資料の一番最後から2ページにA3版がございます。道路計画比較表ということで、いろんな路側の今回変更に至って検討をしているところでございます。まずブロック積案、それからプレキャストL型擁壁案、それから大型ブロック積案、それから今回の変更の対象となっております現道シフト山切案ということで、いくつかの案について長所・短所、あるいは経済比較というようなことで、これをもちまして国・県に協議をしております。最終的には山側をさらに切り込むということで、道路の幅員を4メートル確保するために岩掘削をするということで、更なる岩掘削が2千立米ほど増えております。それから岩の手当としましてはモルタル吹付とか、当初予定しておりましたが、数量的にもいろいろ増が出てきている関係で、増額としましては請負金額1千731万6千666円というようなことで算定をしているところでございます。今後この現場の対応に至って、非常に安全性もありますものですから、非常に急峻な場所で岩も非常に不安定な状況でございます。ですので、安全のほうには十分気をつけて施工をいたしたいと思っているところでございます。

以上、現場の状況と経緯について御説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。
議長（渡邊誠次君） これより議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、公共工事請負契約の変更(町道北河内線②災害復旧工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第4、「議案第40号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(松岡勝也君) おはようございます。それでは議案を朗読させていただきます。議案集2ページをお開き願いたいと思います。

議案第40号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、資料のほうを総務課右肩1という資料をお開き願いたいと思います。今回の条例改正につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部が、平成29年5月30日に一部改正されまして、全面施行されたということを踏まえまして、小国町個人情報保護条例の一部を改正するという事になったわけでございます。主な改正内容につきましては、個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の整備ということでございます。

それでは、後ろのほう総務課資料右肩(2)ということで、新旧対照表のほうから説明させていただきます。左のほうが現行でございまして、右が改正後(案)ということでございます。今回定義の位置づけを明確化するということで、第2条のアでございます。アにつきましては、個人情報の氏名、年齢、その他の記述文書、図面、若しくは電磁的な記録ということ、

また音声、動作その他の方法を用いて表された一部の事項ということを明確に謳ったということでございます。

それとイとしまして、個人識別符号が含まれるものということで、次の2ページでございます。要配慮個人情報というのにも明確にされております。個人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報ということで、明確に今回謳っております。

(4) といたしまして、個人情報等の記録ということで、この中でも第26条と24条ということで、条例事務等の事務関係者ということで、情報の照会者の規定による特定個人情報の提供によることとに準ずることということが26条で謳われております。また24条につきましては、秘密の管理ということで、安全性及び信頼性を確保するということがここで追加をされております。(7) としまして、事業者の中では法人その他の団体ということで、及び事業者を営む者を個人ということ、法人その他ということの団体も含まれて追加をされております。今度は(9) といたしましては、旧(8) を削除いたしまして、(9) のほうで新たに9号で謳っております。

次、3ページでございます。3ページにつきましては、第6条の中で記述等ということで追加をしております。また(7) では、現6項の中で次に掲げる事項を記載した記録を作成し、町長に届けなければならないということで、その(7) の中で追加をしたものが、「個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」というのを追加しております。第7条といたしまして、実施機関ということで、要配慮個人情報というのを追加いたしております。3ページの一番下のほうです。情報提供等記録の提出先への通知ということで、次のページで第24条の2項でございます。この中では、「実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7項に規定する」ということで、この中では第19条第7項と第90条の第8項ということを追加いたしまして、「情報照会者又は」ということを「若しくは」と追加しております。また情報提供者その他情報の機関で「照会者若しくは条例事務関係情報提供者」というのを追加いたしまして、こうした場合はその旨を遅滞なく通知するということが謳われたということでございます。

このページの一番下のほうでございます。第25条の(1) でございます。旧条例では第28条ということが第29条ということで、改正をしております。第29条につきましては、特定個人情報のファイル作成ということに対する制限でございます。これは必要な範囲を超えて、特定個人情報を作成してはならないということが第29条ということでございます。以上が新旧対照表でございます。

それではちょっと戻っていただきまして、条文のほうを説明させていただきます。右肩に40

と付された分でございます。今回、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例ということで、先ほど新旧対照表のほうでも御説明いたしましたけども、定義の明確化ということで、アというところで明確化、イというところで個人識別符号が含まれるものということで謳っております。

(2) といたしましては、要配慮個人情報ということを明確に謳って追加をいたしております。そのほか一番下のほうで第6条について改めた部分でございます。

次の2ページでございます。この中でも「個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」ということでこういった部分を改め、又は追加したと条文のほうでは謳っております。最後のほうで、第25条の中では第28条は先ほど申しましたように第29条に改めるという条文に今回改正をするものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用するというものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 全員協議会のときもいくつか聞かせていただいたのですが、またその後自分なりにいろいろ調べたりもしまして、それでもいくつか確認をさせていただきたいと思います。改正部分以外にも、せっかくの機会ですのお尋ねをお許しいただければと思います。

まず一つが新旧対照表で質問していきたいと思うのですが、第2条(1)の個人情報というところで、個人に関する情報であってというふうに書いております。個人情報が何ぞやというところですね。個人情報保護法では、ここが生存する個人というふうになっているわけです。つまり死んだ人の個人情報については、いわゆるこの個人情報保護法でいう個人情報にはならないのだというふうな立てつけになっているわけです。何でかというと、憲法でもすべて国民は生存権を有しているのだとなっていますから、そもそも生きていない人は生存権がないから、それは国民ではないというような考え方からも、それが生存する個人となるのかなと思うのですが。やはりその個人情報を管理していく上で、亡くなった人の個人情報もずっと管理していくというのは、なかなか行政の事務としても大変ではないかなと思うのですが、やはりここである小国町の個人情報保護条例では、死んだ人の個人情報も生きている人と同じように管理していくのだと、そういうことでよろしいのですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の個人情報の定義を明確化したということで、御質問の亡くなった方に対する個人情報はどうかということでございます。この意見につきましては、今回の改正の中でも全国の市町村等でも、亡くなった方をどう扱うかということで分かれている部分もございます。そうしたところでこの部分については、まだ慎重に判断する必要があるかなと思っております。亡くなった方の扱い方というのは、まだどこまで影響してくるかということで、そういったところが今いろんな市町村の状況等がそこまで謳っているところ、明確にして

いるところが若干出てきている部分がありますけれども、特に病院等におきます取り扱い等が非常に慎重な部分があるというところが、今すべての市町村においてそこまで明確にしているところがまだないというのが現状というところが、今のところ文書等で書かれているような状況でございます。

5番（児玉智博君） その法律が例え生存する個人となっていたとしても、小国町は亡くなった方の個人情報も同じように扱うのだというのであれば、私はそれはそれでいいことなので、それはいいと思うのですけれども、やはりでも今の答弁をするとまだ今から慎重にやっていると。大体これは条例をつくったのが平成16年ですから、だいぶ10年以上たっているわけですよ。やはり今から慎重にやると言われたのであれば、やっぱりそれはいい加減明確にしないといけないのではないかなと思いますので、きちんとそこは検討していただきたいと思います。

次なのですが、今回の条例改正で新たに出てきた言葉の一つが、個人識別符号ということであります。1ページ目の一番下のイの部分ですけれども、個人識別符号というのは一体何でしょうか。

総務課長（松岡勝也君） こちらのほうでも一応書いてございますけれども、個人の（2）の中でもちょっと書いてございますけれども、人種とか信条、社会的な身分、病歴。

5番（児玉智博君） いや、違う、違う。それは要配慮個人情報ですよ。今説明しているのは。

総務課長（松岡勝也君） 1ページのイ、個人識別番号が含まれるものというところでございますか。

5番（児玉智博君） 個人識別符号は一体何ですか。

総務課長（松岡勝也君） すみません。ちょっとお待ちください。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時28分）

議長（渡邊誠次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

総務課長（松岡勝也君） 個人識別情報ということで、個人識別の符号ということで、指紋又は顔認識データ、旅券番号等ということで明記されております。

5番（児玉智博君） もう一つ新たに今回加わった要配慮個人情報という部分もあるわけですが、そっちのほうはそういう人種とか信条とか明確に書いてあるわけですよ。今回上位法の改正を見ても、個人識別符号とは次の各号のいずれかにおいてということであって、特定の個人の体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号、その他の符号であって、要するに指紋認証とか、あと虹彩とか顔認証、それと二つ目に個人に提供される役務の利用、若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、また個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字番号、記号、その他の符

号であってと、縷々書いているわけです。やはり課長もすぐ答弁できないぐらいなんだから、個人識別符号とは何なんですよという説明を、今回の条例改正でも入れたほうがいいのではないかと思いますか、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回の定義の中では、そこまで詳しくは改正の中です、あくまでも個人情報の定義を主に今回明確化ということでございますので、識別番号とはということは、この中では今回は改正の中は謳っておりません。

5番（児玉智博君） その改正をするのはいいのですけれども、すぐぱっと聞かれたことに説明もできないで、これを改正したからといって、ちゃんとこれを運用できるのかとちょっと心配になります。

次にいきますが、これが第6条ですね。ページでいうところの2ページ、3ページにわたってあります。登録対象事務の登録及び閲覧というところで、最後の方、登録簿を作成し町長に届けなければならないと。実施機関がですね、となっています。全員協議会のときも説明していただきましたが、実施機関の中には町長が含まれるわけですよ。なので、町長が作成したものを町長に届け出ると。一人の人間がするということは、私はちょっとこれはどうなのかなと。ここも改正したほうがいいのではないかと。このあとの第7条には、新旧対照表なんかには出てきませんけれども、個人情報保護審査会というのがあります。この第7条は通知という部分で、審査会に通知するというふうになっているわけです。ですから、私も実施機関が町長に届け出るといふふうになると、町長がつくった登録簿を町長に届け出るといふふうに、ちょっとおかしな形になるので、そこも審査会と言い換えることはできないのかということを確認をさせていただきたいのですが。

総務課長（松岡勝也君） 第6条の町長に届けなければならないと申しますのは、個人指名、こちらに書いていますように生年月日その他、今回記述等ということで、記述だけでなくそれに含まれるものを広めたということで、そういった行政文書を使用するものについて、町長に登録簿作成を届けねばならないというところで、その下にまた新たに（7）で、個人情報に要配慮するものが含まれるというのを追加しております。これを審査委員会に提出するといいますと、審査委員会についての審査委員会の業務というのが、また別の審議する機関でございますので、やはり一旦は町長に届けて、それからいろんな問題等が発生した場合は審査委員会が審議する機関でありますので、やはり提出するのは町長になってくると思います。

5番（児玉智博君） それでは、もう1点最後に伺います。今回の上位法の改正では、個人情報ファイルのところで改正がなされております。それで個人情報ファイルというのが先ほど申しました小国の条例でいうと第7条の2なのですけれども、個人情報ファイルを保有しようとするときは、審査会に通知しなければならないとなって、そこにどういうときに通知しないといけないのかというのがずっと並べられているわけです。今回、上位法の改正では、記録情報に要配慮個人

情報が含まれるときはその旨となっているわけです。上位法の場合は審査会じゃなくて総務大臣に届けてくださいねとなるわけですが、それで今回、要配慮個人情報というのができたから、理由の一つが、だからこの条例改正をするのだという御説明でした。それであれば、私はこの第7条の2の中にも、この要配慮個人情報が含まれるファイルを保有するときは審査会に通知するようにと改正すべきではないかと思いますが、今回は何でその旨はこの改正の内容の中身に入っていないのか、お答えください。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時45分から再開をいたします。

（午前10時36分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

総務課長（松岡勝也君） 申し訳ございません。先ほどの御質問の中で、個人情報の要配慮個人情報等含まれるもの、その旨につきまして、現在では追加して町長に届けなければならないというような改正案でございます。これにつきまして、審査委員会にお知らせする又は通知するという事ではないかという御質問であったかと思えます。基本的に個人情報のファイルという管理につきまして、町長が管理をしなければならないということで、すべての個人情報はまず町長が管理をいたしまして、それからそれに対して個人からいろんな請求等があった場合は、審査会で審議いたしてそこに回答するというような流れになりますので、あくまでも今回の個人情報の登録関係に関する管理は町長がまず管理するということになってきますので、審査会につきましては問題点が発生した場合に、そこで開催してそこで問題を整理するというような流れになりますので、そこはちょっと大きく違ってくるということでございます。

5番（児玉智博君） 私の質問に対してなんかとんちんかんな回答なので、ちょっと私は意味がわからなかったのですが。さっきの第6条の部分はもうわかったから、そこは終わったのですよ。私が言っているのは、現在の条例の第7条の2について。第7条の2に個人情報ファイルの部分は審査会に通知しなければならないとなっているので、今の課長の答弁だと条例と実際の運用は全く違うことをやっているということになるではないですか。そうなのですか。条例違反ですよ。もし、今本当にそういうことをやっているのなら。町長が先だなんていってからやっているのなら。だって実際に読んでみてくださいよ。第7条の2に審査会に通知するって明確に書いてあるわけですから。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時から再開をいたします。

（午前10時49分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

議長（渡邊誠次君）　ただいま執行部提案中の議案第40号につきまして、40号から41号におきまして、審議が止まっている状態でございますので、議会運営委員会を開かせていただきました。その結果、日程を19日に変更して、採決のあとにまた審議を開かせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは、異議なしと認めます。

続きます。日程第6、「議案第42号　熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君）　それでは議案集の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第42号　熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、平成29年9月30日限りで、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

平成29年9月8日提出

小国町長　北　里　耕　亮

でございます。下のほうの規約を朗読させていただきます。

熊本市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改め、別表第2第3条第1号に関する事務の項中「、公立玉名中央病院企業団」を削り、同表第3条第9号に関する事務の項中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則

この規約は、平成29年10月1日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは、別表の総務課資料の右肩に（4）とございます。今回「公立玉名中央病院企業団」が「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」と改めた関係で、今回の規約の表を改めております。1ページのほうで左のほうが現行で、右のほうで新たに地方独立行政法人くまもと

県北病院機構設立組合を追加いたしております。次のページのほうでも別表第2としまして、「公立玉名中央病院企業団」を削除しております。また3ページのほうでも同じでございます。新たに「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を別表のほうに追加をいたしております。

以上で、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第42号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第43号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは、議案集4ページをお開き願いたいと思います。

議案第43号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成29年度小国町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度小国町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千956万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9千673万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 規定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 規定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは、今回の補正でございます。2ページでございます。歳入歳出予算の補正の主なものでございます。歳入につきましては、今回地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債を今回補正させていただいております。主なものといたしましては、増額といたしましては地方交付税3千806万9千円、減額補正は国庫支出金でマイナス5千257万3千円、そのほか県支出金のほうが合計で1千418万1千円、寄附金が100万円、繰越金が1千552万円、諸収入113万2千円、町債が減額の3千833万7千円、合計の減額補正の1千956万8千円ということで、前回予算のマイナス3.9%となっております。

次、3ページの歳出でございます。今回補正の主な款でございます。総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、諸支出金というものが今回の歳出の補正でございます。主な金額で大きい補正でございます。民生費といたしましては、1千473万5千円、そのほか大きい減額補正で土木費、マイナスの7千102万9千円、そのほか災害復旧費が増額の2千686万2千円と大きい補正につきましては、以上の額になっております。

次、5ページの債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、防災用トランシーバーということで追加補正をさせていただきます。これは既存の防災用の移動系の無線機が老朽化して非常に通話がしづらくなったということで、携帯電話機等の電話を利用したトランシーバーを今回10台リースさせていただきたいと思っております。期間が平成29年から平成34年までということで、平成29年度が21万円、平成30年から平成33年までが各年36万円、平成34年が15万円ということで、合計の限度額が180万円ということで、債務負担の補正をさせていただくものでございます。

次、6ページ、地方債補正でございます。これは追加でございます。農地農林施設災害復旧事業ということで、今回の災害関係につきます単独持ち出し分一般財源につきまして、限度額40

0万円ということで、追加補正をさせていただくものでございます。

次、下の欄で変更でございます。臨時財政対策債、これは確定によります減額補正でございます。次、道路改良事業、これも限度額の減額でございます。公共土木施設災害復旧事業、これは新たに現年災によります追加の起債の補正でございます。合計しまして、今回の起債が4億756万3千円ということで、前回よりマイナスの4千233万7千円の起債の減とさせていただくものでございます。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。12ページをお開き願いたいと思います。総務費の一般管理費といたしまして、これは職員手当等でございます。扶養手当、児童手当ということで、条件によります増加によります手当の増でございます。次、企画費100万円ということでございます。全員協議会のほうでも御説明いたしましたけれども、地域経済応援ポイントの商品代ということで100万円、次16の社会保障税番号制度費ということで委託料16万2千円、これもシステム改修の委託料でございます。

次、民生費の社会福祉総務費でございます。マイナスの186万円ということで、臨時福祉給付金の実績によりますマイナス補正でございます。次、障害者福祉費1千万円、これにつきましては、上半期の実績の現状を見まして、追加の給付金の補正をさせていただくものでございます。次、老人福祉費652万円、これは消防法の改正に伴います福祉施設のスプリンクラーの設置の補正ということで、これは国の100%補助となっております。

その一番下の欄でございます。衛生費の保健衛生総務費でございます。これも実績によります返還金13万6千円でございます。

次、13ページでございます。農業委員会費136万1千円、これは機構集積支援事業の返還金ということで、これは実績による返還金でございます。そのほか中ほど農業振興費ということで135万円ということで、これは有害鳥獣対策の防除柵設置事業ということで、補助金の増額をさせていただくものでございます。その下の担い手育成推進事業費ということで220万円、これは担い手支援の給付金ということで、新規就農に対する給付金の増額でございます。同じく農業経営力向上支援事業補助金も新たに増額させていくものでございます。

次、林業振興費でございます。マイナスの84万1千円ということで、増額と減額合わせましてマイナスの84万1千円でございます。林業担い手につきましては、85万2千円の担い手に対する補助金の増額と。特用林産物施設化推進事業補助金につきましては、実績に伴いますマイナスの補正ということで、169万3千円を減額させていただくというものでございます。

商工費の商工振興費でございます。50万円。これは小国町の創業支援事業補助金ということで、新たに2件の創業者に対する補助金ということで50万円。

土木費の道路橋りょう費は、これは財源組替によるものでございます。544万円。

次、14ページでございます。道路新設改良費です。これは委託料としましては700万円、

これは測量設計委託料で増額させていただくものと、町道改良の工事につきましては、事業費割当によります減による工事費の減というようになっております。

次、土木費の住宅費でございます。これはマイナスの802万9千円、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金ということで、これは事業対象外ということで対象にはならなかったということで、補助金の減額をするものでございます。

次、消防費でございます。先ほど債務負担にも上がりましたけれども、防災用のトランシーバーのリース10台分の通信料12万6千円と、リース料が21万円を補正させていくものでございます。それと18備品購入ということで12万円。これは指定避難所にNTTの災害実施事業ということで、新たにNTTのほうで災害時に使える電話機を町のほうで電話機を購入いたしまして、通信ができるようにしていただくというもので、今回電話機の購入だけを町がするというものでございます。19の負担金補助及び交付金ということで、隣地安全対策立木等撤去事業補助金でございます。追加といたしまして、今回50万円を隣地安全対策で追加させていただきたいと思っております。

教育費の小学校費、学校管理費、備品購入費50万円、これにつきましては寄附金をいただいております。それに対して寄附者からの教育への支援ということで、50万円を充当させていただきたいと思っております。扶助費のほうにつきましては、実績による増額ということで40万6千円でございます。

次、15ページでございます。同じく教育費の小学校費でございます。これも先ほど上のページにありましたように実績によります増額でございます。次、教育費の中学校費でございます。これは先ほど寄附をいただいた小学校に50万円と中学校に50万円ということで、備品の購入に寄附金を充てさせていただくというものでございます。その下、扶助費も実績による増額でございます。需用費につきましては、修繕費が20万円と賄材料費につきましても実績等による不足ということで、増額を42万7千円させていただくものでございます。

教育費の保健体育費、給食センター費ということで、賃金の不足と修繕費が20万円ということで、増額をさせていただきたいというように考えております。

次、災害復旧費でございます。農地災害復旧費、需用費といたしまして修繕費が100万円と、今回農地災害復旧工事費が5件発生しております。その工事が900万円。次、負担金関係が19万2千円ということで、これは熊本地震によります復興基金による農家の自力復旧支援事業補助金ということで19万2千円のこれは2件でございます。次、農業用施設災害復旧費ということで修繕費が50万円、工事費が300万円ということで、現年災の1件分の補正でございます。

次、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費でございます。工事費が500万円ということで、現年災の道路が1件と河川が1件ということで、2件分の工事の補正でございます。

次、災害復旧費の地域施設災害復旧費でございます。負担金補助及び交付金ということで、被災地復旧支援事業補助金ということで、これも熊本地震によります基金による補助ということで、宅地の震災被害の4件分750万円、その下の67万円、住宅の耐震化支援事業補助金ということで、1件分の67万円ということで、それぞれ熊本地震によります復興基金による事業でございます。

次、特別会計繰出金ということで17万4千円、これは介護保険のほうへの繰出金でございます。以上で、第43号の補正予算の説明を終わらせていただきます。

すみません、歳入のほうが抜けておりました。申し訳ございません。

歳入のほう、9ページからとなっております。今回、歳入につきましては、地方交付税3千806万9千円ということで、交付税の留保分を今回不足する分を充当させていただきたいと思っております。

分担金及び負担金ということで、農地災害復旧費分担金、農業用施設災害復旧費分担金それぞれ合計しまして144万円を補正させていただきます。

国庫支出金の補正でございます。これは500万円、障害児施設措置費負担金、これは国の100%とその下の公共土木施設災害復旧費国庫負担金66.7%ということで、334万円と。その下、国庫補助金、466万円ということで、地域介護・福祉空間整備補助金ということで、これもトンネルの補助でございます。先ほどの福祉施設のスプリンクラーの工事の補助金でございます。その下の臨時福祉給付金給付事業費補助金ということで、これも実績に伴いますマイナスの補正で186万円と。その下のへき地児童生徒援助費補助金、これにつきましても実績に伴います増額と。その下、社会資本整備総合交付金ということで、これにつきましても社会資本整備総合交付金の割当の減に伴いますマイナス補正ということでございます。

次、県支出金でございます。民生費県負担金ということで障害児施設措置費負担金ということで、これも実績に伴います増額に伴う県の負担金の増でございます。

次は10ページでございます。県補助金でございます。農林水産業費県補助金でございます。農業経営力向上支援事業補助金ということで、40万円の増額補正でございます。その下が林業費補助金ということで、特用林産物施設化推進事業補助金ということで、これは実績に伴いますマイナス補正でございます。その下の土木費県補助金ということで、危険住宅移転事業補助金ということで、これも先ほど歳出のほうで申しましたように対象外ということになった関係で、マイナスの歳入補正で200万7千円と。次、災害復旧費県補助金ということで、農地災害復旧事業補助金、農業用施設災害復旧事業補助金ということで、それぞれ合わせて645万円。その下の熊本地震復興基金交付金ということで、熊本地震のそれぞれ宅地、農地、耐震化の基金からの補助金ということで810万8千円となっております。

その下の寄附金でございます。ふるさと寄附金で100万円をいただいております。これも先

ほど申しました教育費のほうに、小学校と中学校に50万円ずつ充当いたしております。

次、繰越金、1千552万円ということで、これは繰越金を今回充当させていただいております。

次は雑入といたしまして、中学校寄宿舎宿泊負担費と地域経済応援ポイント収入ということで100万円、合計の113万2千円と。

一番下のところで町債でございます。臨時財政対策債、これは確定によりますマイナス補正ということで、3千43万7千円の減額。道路改良事業につきましても事業費の減ということで、マイナスの1千350万円。災害復旧債の公共土木施設災害復旧債の起債ということで、160万円という起債を今回させていただくというものでございます。

最後11ページの農地農林施設災害復旧債ということで、400万円ということで起債をさせていただくものでございます。合わせまして今回マイナスの1千956万8千円の減額補正ということで、歳入歳出を合わせまして今回49億9千673万1千円の補正予算ということでございます。概略の説明でございました。

議長（渡邊誠次君） これより議案第43号について質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

4番（高村祝次君） 13ページ、特用林産物施設化推進事業補助金169万円3千円になっておりますけれども、内容をもう少し詳しく説明をお願いしたいと。

産業課長（澁谷洋典君） 御説明いたします。この特用林産物施設化推進事業でございますけれども、6月議会において補正予算をお願いしたわけでございます。これは単県事業でございまして、当初、田原椎茸生産組合、それから杉ノ平椎茸生産組合のそれぞれ3名の方で構成される任意団体が乾燥施設を2機ずつ導入したいという要望を単県事業で要望したところで、補正予算を提出させていただきました。この事業の要望を取る際に生産者の皆さんには、この事業は単県事業ということもございまして県下での要望も多く、県からの予算の割当が満額付く可能性がないことも予想されますのでということとは了解の上で、補正予算を計上させていただきました。その結果、県からの予算割当がこちらの要望を満額かなえられる割当ではなかったということで、生産者の皆さんと調整して、それぞれの生産組合で2機だったものを1機ずつで了解していただいて、今回合計2機の乾燥施設の導入を行うということで、今回減額の補正を出させていただいた内容でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 地域経済応援ポイント商品代ということで100万円ありますが、これは全員協議会でも説明をいただきました自治体ポイントのための100万円であるということです。この自治体ポイントというのをもう少し、ちょっとこの際ですので私の疑問をぶつけてみたいなと思っております。これはそもそも何でこういう自治体ポイントというのをやるかという、マ

イナンバーカードが思うように国のほうも総務省も普及しないものだから、何とかこのマイナンバーを普及させるためにというような意図でやるということでした。この自治体ポイントは今回100万円計上しているような形で、町が予算を使ってポイントを発行すると。民間の航空会社のマイレージであったりとかTポイントとか、そういうものとの互換性というか、Tポイントから自治体ポイントに換えて、それでいろんな特産品を購入してみたりとか、公営の施設の入場料をそれで払ったりとかするものだとおっしゃいました。ただ私が心配なのは、これはマイナンバーカードを普及させるのが目的なのであれば、今回その実証実験をやるために、今回実証実験に小国町が参加すると言われました。そうしたときに思うようにマイナンバーの普及という面での成果が出ない場合、自治体ポイントから逆にTポイントとかマイレージポイントとか使いやすい民間のポイントへの交換なんかも始まるのではないかと。また説明ではその自治体ポイントは現金化することも可能だということ、小国町はそれはしないと思いましたがおっしゃっていましたので、そうであれば逆にせつかく小国町の自治体ポイントがよそのほうに行ってしまうと、もともと小国町の自治体ポイントだったものを利用して飛行機に乗ったりとか、そういうことのほうが多くなってしまふこともあるのではないかと。そこでひとつ確認なのですが、これは実証実験に参加して本格的にこれが始まった場合、それは参加しないという判断もあり得るのですか。

政策課長（清高泰広君） 一応、これはマイキープラットフォームという総務省のプラットフォームの中での自治体ポイントのシステムでございます。このマイキープラットフォーム運用協議会というのがございまして、一応そこに全国、今県とか市町村合わせて約200の自治体が集まって、その母体がこのマイキープラットフォームを運用しようということになっております。先ほど言われたように、地域からポイントが出ていくような話は今のところ全然出ておりませんし、基本が新たな地域経済活性化ということで、この場合はポイントですけれども、都市部で余ったお金を地域に入れて管理をさせようというのが目的でございますので、地域からお金が出ていくようなシステムにそれがもし変わったとするならば、やはりそこでは町は離脱すべきだと思っております。

5番（児玉智博君） やはりそういう早め早めの判断というのは、私は絶対に必要だと思いますので、それは約束していただきたいと思っております。

次の質問です。13ページ、農業委員会費の機構集積支援事業返還金136万1千円があります。いわゆるこれは農地集積のものだと思いますけれども、実際、実績による増額というふうになっておりますが、これはつまり小国町がもともと計画していたものよりも増額というのか、これは返す分ですからね。見込みよりも集積できたのが少なかったということでしょうか。実際の数字もお示してください。

産業課長（澁谷洋典君） この機構集積支援事業返還金というのは、農地法に定められる遊休農地

に関する措置について、農地の利用状況調査とか意向調査を行うことに対する補助金ということで予算を計上させておりますが、この事業は通常の補助事業の場合は年度内に生産して事業費が下がれば変更申請をして、実績に基づく補助金をいただくような通常の補助事業でございますけれども、この農地集積支援事業補助金というのは前年度に余剰金が発生した場合は、翌年度で返還できるというような制度になっておりますので、今回136万1千円の余剰金が出たということで、返還金として予算を計上させていただいたものでございます。その主な要因といたしましては、地域協力員とって地域から協力員の方に出させていただいて農地パトロール等を行っていたのですが、その出向と申しますか、出ていただいた日数が予定していた実数よりもかなり下回ったということで、その部分が主に138万6千円ほどございました。それが主な返還の理由でございます。またパトロールした数値等の実績については、集積された数字についてはちょっと今手元にはございませんので、調べて返答したいと思います。

5番（児玉智博君） その理由が地域協力員の方へのそういう日当であったり、それが少なかったということで、つまりは予定していたよりも地域協力員の方の協力が少なかったということになるのかと思いますが、実際の協力員の方が必ずしも協力がなくても集積というのはできるものだと思いますから、これ自体を見て協力員の日当が少ないからといって、これが悪いとは私は言えないと思うのです。大事なのはその中身であって、ただ協力員の協力は少なかったけど、平成28年度、町の目標は達成できたのか。それともやはりこの協力員の協力が少なかったから、目標達成率は少なかったからこの返還金につながったということになるのかというところを御説明いただけますか。

町長（北里耕亮君） 昨年の部分の状況でございます。数字のほうはまた課長から答弁いたさせたいと思いますが、初めて昨年取り組んだ事業で、全体的な最終の目標はもちろん農地の集積、作ってないところをこちらに作って集めると、そういう部分ですが、その前に大前提といたしまして、やはり農地の状況を調査するというので、A分類、B分類、そういう耕作放棄地というようなところにカテゴリー分けとか、ジャンル分けをする際の調査をするわけでございます。御指摘ももっともでございますところも一部ありまして、初めてのことでありますから、調査協力員と農業委員とでかなりの面積を調査いたしました。やはり小国町が地籍が終わっているところと終わっていないところ、奥のほうまで入って行って、入ったらいざ状況が思ったよりも悪化していて、その分類が二度三度行って把握すると、大変困難な作業をしているのも私は当時の農業委員会でしたので把握はさせていただきました。御指摘ももっともで、この作業自体は大変必要であると思いますが、そのような状況の下、計画どおりとか、昨年度28年度ここまでやろうといった部分まではできなかったのが現状で、そこは一部反省すべき点だと思っております。

5番（児玉智博君） では、後ほど産業課長のほうから具体的な数字というのはいただければ結構です。今答弁はなくていいです。

そして次の質問です。ひとつ気になりましたのが、15ページの教育費の部分なのですが、寄宿舎居住費で賄材料費が42万7千円ですか、だいぶ上がり幅が補正の額として大きいと思うのですが、42万7千円、これは食材費の高騰の影響だけなのか。それとも途中で寮に入られた方がいたりしていたのか。この原因をお知らせください。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 寄宿舎費におきます賄材料費の増額でございますけれども、当初町が予算化していた入寮生の人数を25名ということで一応計画してございました。実際、入られているのが29名になってございますので、その増員による増額でございます。

5番（児玉智博君） それは大体予算というのは3月のうちに議決しないといけないので、4月から25人と思ったけれども29名入ったのか、それとも6月とか7月とか、そういう途中から入ったのかということをもうちょっと具体的にいいですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 記憶のほうがか定かではないのですけれども、4月から入ったのが当然ほとんどでございますけれども、4月半ばとかそういうところから増えた方も1、2名いると思っております。

5番（児玉智博君） すみません、もうひとつ産業課のほうになるとと思いますが、担い手支援の新規就農のやつですね、これは180万円。これは何月からの分で何人分なのかということなんです。大体申請されてからずっと支給されるものだから、個人に支給される分は変わらないと思いますので、その人数の変更以外理由はないと思いますので、お願いします。

産業課長（澁谷洋典君） 農業担い手支援給付金でございますけれども、現在この支援給付金を要綱に基づいて支給されている方が5名おります。今年度年度当初から申請をとということで、役場のほうに相談に来られた方が2名おりました。この要綱に基づき審査をした結果、7月から新たに2名の方に支給することになりましたので、7月からの9カ月分の2名分、180万円を今回計上させていただくものです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君） 今の隣の小国町有害鳥獣の件ですけれども、内訳をお願いしたいと思えます。再度、新規の方とおられると思えますけれども。

産業課長（澁谷洋典君） 小国町有害鳥獣防除柵設置事業補助金135万円でございますけれども、これは電気柵の補助でございます。当初予算127万5千円を計上させていただいておりましたけれども、8月上旬の段階で当初予定していた件数にはほぼ達してきております。そのため補助事業の申請期間が6月12日から9月15日までとしておりましたので、ちょっとこのままでは予算が足りないだろうということで、今回30件、ソーラー式の電気柵でこちらの試算では大体一式購入しますと9万円程度かかるだろうということで、その2分の1の4万5千円の30件分を今回追加で補正させていただくものでございます。

7番（穴見まち子君） 金額的に9万円だろうということだったのですけれども、農協といろいろ

ちょっと聞いたところによると農協は9万円前後と、その長さにもよると思いますけれども、10万7千円ぐらいかかったところもあると思うのですよ。その基準というのはどのように設けたのでしょうか。やっぱり9万ぐらいとか、いくつか当たって決められたのでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） ソーラー式の電気牧柵一式9万円という当初予算の計上をするときに試算をしたわけですが、いろいろなメーカーとか業者にも話を聞いた中で、9万円という金額を設定しました。ですから、実際に購入される方によっては、その金額よりも高く購入されている方もおります。逆に安く買われている方もいます。ですから、限度額が4万5千円ですから、例えば4万円の補助で設置をされる方もいますし、事業費が9万円、10万円以上を超える方もいらっしゃいますけれども、一応限度額として4万5千円ということで計算しているところでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。

私はちょっと歳入について1点だけ確認をさせていただきたいと思います。10ページの町債の中で臨時財政対策債がございます。臨時財政対策債は交付税が減額されていく中で地方自治体の財源を補てんする起債として設けられております。今回、3千万円減額になっております。これは国からの割当が減ったのか、事業を取りやめて減額になったのか、お尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 臨時財政対策債ですね、当初予算を上げておりますけれども、平成28年度につきましては、最終的に1億2千956万3千円ということで、確定額が示されました。そういうことで、結果的にはマイナスの3千43万7千円ということで、減額の確定ということで、最終的には減額債、起債の補正ということになったわけでございます。

3番（北里勝義君） 国からの確定ということで3千万円減額になるということは、この起債を充当する事業については一般財源を充てるか、新たな起債を起こしていくのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 平成28年度の決算の起債を御覧になっていただければわかりますけれども、事業費的には土木につきましては、起債の総交付額が下がった関係で下がってきております。そういったところで臨財債におきましては、近年1億6千万円から7千万円は大体確定が来ておりましたけれども、この平成28年度につきましては、国によります算定式に基づきまして確定されたということで、相対的にマイナスになった分につきましては、一般財源がその分に充てられていくということでございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩といたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長（渡邊誠次君） 議案第43号について、ほかに質疑ございませんでしょうか。

産業課長（澁谷洋典君） すみません。先ほど、5番議員より御質問のありました機構集積事業の件でございますけれども、数字的なものはよろしいということでございましたけれども、取りまとめができましたので、御報告だけさせていただきたいと思っております。

遊休農地の利用状況調査、また農地利用の意向調査ということで、大字宮原をはじめ町内全域の6大字で調査を行いました。筆数といたしまして、全体で569筆の遊休農地の調査を行っております。この農地について農地の利用の意向調査をする中で、農地を作付けしますか、若しくは利用権設定して誰かに貸しませんかとかいう、そういう調査をした上で借り手とのマッチングをしていくわけですが、平成28年度の実績としましては、集積、利用権設定の実績としてまだほとんど上がってきておりません。ですからこれを今後少しでも増やしていくことで集積率も上がっていくのではないかと考えております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） わかりました。ではもう一つ、これは13ページの今お答えいただいたところの下の担い手育成事業補助金。これは森林組合の若手作業員を雇用して、その人件費の一部を補助するというものですが、これは全員協議会のときは一人辞められて、その代わりに二人新たに雇用したということで説明がありました。私はそのとき説明を聞いたのが、一人辞めて一人雇用するのではなくて、何で二人雇用するのだろうと思ったので森林組合なんかに聞き取りをしたら、3年目ぐらいの方が去年の4月に大けがをされて復帰を目指していたけれども、それで復帰して、けどやはり大きなけがだったために今までの仕事を続けるのが困難ということで、今年3月で退職をされて、4月から二人入れて試し雇用期間というか、それが3カ月あって、4、5、6と7月から正式に雇用したからということでしたので、これは確認なのですが、もともと1年に一人ずつ雇用をしていく予定で、だから本年は一人辞めたから一人と。それと予定どおり雇用するはずだったから一人雇用してということで、今度の補正予算に二人分が計上されていると、そういう理解でよろしいですか。

産業課長（澁谷洋典君） はい。現在、3年目の方が一人けが。ちょっと個人的な理由で辞められて、新しく二人雇用したということで、現在5名の方がこの事業の補助金の適用を受けております。目標といたしましては、これは森林組合のほうになるのですけれども、現在、保育林産班の職員というのが現在9名おります。総代会資料の事業計画によりますと、目標としては将来的には13名の4班体制ぐらいで林業生産に当たっていきたいというのが森林組合の目標みたいですので、現在9名ですけども将来的には13名ぐらいの4班体制まで増やしていきたいという森林組合の意向だとお聞きしております。

5番（児玉智博君） 非常に基幹産業である林業で、しかも木を切り出す特殊な技術が必要なものですので、やはりそういうところを町としても力を入れていくために、森林組合にそういうなかなか雇って即戦力とはならない。森林組合の事務方の方にもお伺いしたら、やはりものになるまでに最低3年かかるというようなことでしたので、やはりそういう人件費を保障していくというのは非常にやはり小国町にとっては必要な施策のひとつだというふうに思っております。しかし、将来的に13名を目指すということですが、やはり急に来年度4人雇用したから、4人分を町が出すのかとなると、やはりそれは町の予算ですので、いくらでもというのはなかなか難しいと思うのです。ですからやはり町からそういう人件費の補助金というのを出すのであれば、町としても今後どういうふうにしてその13名で4班体制が組めるような形に持っていくのかというようなところをしっかりと相談をしてもらってから、こういうのは進めていくべきなのではないかなと思っておりますが、その辺の今回も4月に2名新たに、そして7月の本採用という流れで来ているみたいですが、そういうところの相談というのはきちんと受けた上で、その上で今回の予算化という流れになっているか、確認させていただきたいと思っております。

産業課長（澁谷洋典君） 補助金に絡むことですので、当然森林組合から新しく雇うことに対しての相談もありますし、将来の展望に向けての打ち合わせ等も行っております。なにぶん林業の生産現場についてはこの森林組合の保育林産班ともう一つ一人親方組合というのがございますけれども、一人親方組合のほうもかなり高齢化はしてきておりますので、やはりこちらのほうも力を入れていく必要もあるのかなと考えております。

5番（児玉智博君） やはりこの森林組合の作業員の方もそういういわゆるベテランといわれるような人たちもいますので、その目標に対して13名を維持していくためには、今9名だからあと4名雇えばそれで終わりとは、たぶん世代交代というのがやっぱり必要になってくると思いますので、やはりその辺はこれはあと何人入れればそれで終わりというような話でもないと思いますので、そういうところもしっかりと意思疎通というか、そういう意見交換も行いながら、なにぶん町の大事な税金からですので、しっかりやっていただきたいということで終わりたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君） 14ページの道路新設改良費7千万円の三角ですけれども、この説明をお願いします。

建設課長（佐藤彰治君） 道路改良費でございます。財源としましては、社会資本整備総合交付金という交付金を利用して、現在道路改良を進めているところでございますし、当初予算においても歳入としてそのような財源を充てて執行をしているところでございますけれども、ここ3年ぐらい例年ですけれども、要望額に対して国のほうが県の割当になりますけれども、約半分程度、今回1億5千万円に対して7千万円程度ということですが、そういったことで当初要望額

に対して満額付かなかったということで、当然交付金が半分程度しか付かないことになりまして、それぞれの裏財源についても減額をせざるを得なくなってくるというようなことでございますので、今回4路線それぞれ対象としておりますけれども、その4路線のうちの全体として交付金が7千万円道路改良事業については減額というようなことで、交付金の減額による事業費の減額というようなことでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第43号、平成29年度小国町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第44号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集4ページ、下段のほうをお願いいたします。

議案第44号 平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算書1ページのほうを御覧いただきたいと思
います。

平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千348万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4千769万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

説明につきましては、4ページのほうをお開きいただきたいと思います。中ほどの歳出のほうから説明させていただきます。総務費の節19負担金補助及び交付金といたしまして、6万7千円を計上しております。内訳は阿蘇郡の6町村で組織している連絡協議会の負担金として2万円、第三者行為届出推進強化事業負担金として4万7千円の増額補正をお願いするものです。連絡協議会は国保担当者が年に3回ほど集まりまして、意見交換や情報交換を行っております。そのほか先進地研修等も実施しているところです。そういった負担に充てるということを考えております。第三者行為届出推進強化事業の費用は熊本県が2分の1、残りの2分の1を県内保険者が被保険者数で按分して負担するもので、医療機関へのリーフレットの作成、新聞等への広報活動、届出はがきの作成、現行システムの改修などを行い、第三者行為による給付事由の確実な届出につなげるよう取組を行い、取組に対する負担金です。

10の諸支出金、目の1一般被保険者保険税還付金としまして、一般被保険者の保険税還付55万円を計上しております。こちらは遡及資格喪失によるもので、国保加入世帯の中で就職をされ、国保から社会保険の被保険者に異動になったものの、国保への異動届出がなく数年が経過したため還付が発生したもので、その予算不足が見込まれるため今回増額補正をお願いするものです。目の3償還金としまして、前年度の精算に伴う返還金で療養給付費等負担金等が1千286万4千円、特定健診等負担金が8千円を計上しております。

次に上段の歳入について説明させていただきます。歳出の第三者行為届出推進強化事業負担金4万7千円につきましては、全額を県支出金の特別調整交付金で充当しております。そのほかの返還金等につきましては、10の繰越金で前年度からの繰越金を1千344万2千円充てさせていただきます。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第44号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第44号、平成29年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第45号 平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（木下勇児君） 議案集の5ページをお願いいたします。

議案第45号 平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。1ページをお願いします。

平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千206万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7千769万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

こちらから説明させていただきます。6ページをお開きください。総務費の節19負担金補助及び交付金といたしまして、システム改修負担金として16万9千円を計上しております。これは介護保険制度改正等に伴うトライXシステムの改修費用として計上させていただいております。

次の3の地域支援事業費は、目1介護予防・生活支援サービス事業費の高額介護予防サービス費等相当事業として、世帯の介護予防サービスの自己負担の額が基準額を超える場合に適用にな

るものでして、今回該当者が出てきましたので、15万円の増額補正をするものです。その費用につきましては、同じ節内の従来型サービス負担金を減額し、財源充当をするものです。次の目1 包括的支援事業費の食糧費は、総合事業の生活支援協議会の会議費用として1万円計上させていただきます。こちらの分につきましても、同じ節内の燃料費から財源充当をするものです。次の目4 在宅医療・介護連携推進事業費の阿蘇在宅医療システム研究会負担金14万1千円、こちらは阿蘇郡市7市町村で組織する協議会で、今年度実施する事業費の増に伴う負担金の増額をお願いするものです。次の目5 生活支援体制整備事業費の業務等委託料として31万5千円を計上させていただきます。こちらは総合事業で新たに生活支援業務を担っていただく方々の研修費用として、今回予算計上をするものです。

4の諸支出金につきましては、前年度の事業清算に伴う返還金で介護給付費と地域支援事業交付金を合わせまして2千143万9千円の補正をお願いするものです。

続いて、5ページのほうをお願いします。歳入につきましては、先ほど説明いたしました歳出増額に伴う財源として、3の国庫支出金の目6 介護保険事業費補助金として8万4千円。目8 地域支援事業交付金として17万7千円。5の県支出金の地域支援事業交付金として8万8千円。

6の繰入金の2 その他一般会計繰入金が8万5千円、7の地域支援事業繰入金が8万9千円、款7の繰越金として前年度からの繰越金を2千154万1千円充てさせていただくものです。

説明は以上です。御審議よろしくをお願いします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第45号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この地域支援事業費の中の業務委託料で、ただいまの説明によりますと、総合事業の担い手となる人たちの研修費だということでした。それは要するに日常生活支援総合事業というのは町が委託先に委託してから、その組織がいろいろサービスを提供したりとか、介護予防的な取組をしたりするわけですけれども、この研修の委託はまだ日常生活支援総合事業の委託先とは別に委託して、そこに研修に行ってもらおうというようなことなのですか。

福祉課長（木下勇児君） 今、5番議員が言われたように、新たに地域での担い手をさせていただくボランティアに近い形の内容が多いと思います。実際、今考えられるのは買物支援であったりとか、身の回りの支援といったかたちでいわゆる資格が必要でない部分の支援を広く、人を探していこうと。そういった人たちがまず家庭に入る前の予備知識として介護予防の必要性とか、目的であったりとか、又は認知症についてとか、そういった地域に入っていくのですが、地域というか、一般家庭にも入っていくのですが、そういった前の事前の予備知識というか研修を受けて入っていただくということで、新たにそういったボランティアになる方たちの研修を今のところコース的には10コースぐらいつくって、その研修を受けた方が実際入っていただくと考えているところです。

5番（児玉智博君） 10コースほどということで、まずこれはまだ予算も通ってないから、研修の委託先が一体どこになるのかというのはまだ決まってると思うのですが、大体どういうところにこの研修を委託しよう。具体的じゃなくて、どういうところがこの研修を担うのですか。委託先として。現在、既に日常生活支援総合事業をやっているところをそういうある程度小国町の事情もわかっていて、既にそういう日常生活支援総合事業を委託しているから、そこにやりますというような随意契約にするのか、それとも公募するのかですね。

福祉課長（木下勇児君） 今年度につきましては、いわゆる介護関係の事業所とっていいのでしょうか、そういったところに依頼をして、研修を実施したいと思っております。内容的にあと町のほうで取り組めるような内容があれば、次年度以降はその一部でも町のほうが研修をして、併せて必要に応じてそういった事業所の協力を得ながら研修をやっていくという形になろうかと思いますが、一応今回この予算を計上するに当たって見積りについては、そういった介護事業所のほうの見積りを参考にさせていただいているところです。

5番（児玉智博君） わかりました。では、その10コースほど予定をしているということでしたが、今例として挙げられたのは買物の代行であるということが挙げられましたけれども、それ以外に10コースというと非常に幅広い部分を本当にボランティアに任せてしまうのかなというような、若干ちょっとした不安というかそういうのもあるのですけれども、具体的に10コースというと、どういう色分けですか。

福祉課長（木下勇児君） すみません、私の説明のほうがり足りなかったかと思っております。お願いする内容が10コースではなくて、そのボランティアの方が家庭に入るために研修を受ける研修のメニューが10コース。ですから当然相手をする方は介護が必要な方になりますので、そういった介護の必要な方と接するに当たって必要な予備知識を研修してもらうということで、例えばですが、転倒とか骨折の予防についてということで、その方と接する場合に必要なこととか、それとか認知症についてとか、そういったものについての介護の知識も踏まえて入ってってもらうということで、その研修メニューが10項目といたしますか予定されていると。10項目のメニューについてで、現在予算計上をさせていただいているというところです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第45号、平成29年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のと

おり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「同意第12号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） 議案集をお開きください。議案集6ページでございます。

同意第12号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記

住 所 小国町大字上田4165番地

氏 名 松本和昭

生年月日 昭和27年2月16日

(提案理由)

平成29年12月26日に、現固定資産評価審査委員会委員の松本和昭氏が任期満了となるため。

でございます。

まず、固定資産評価審査委員会委員の組織といいたしでしょうか、根拠は地方税法に基づくものでございまして、その中で設置と選任などと第423条に定められております固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。2といたしまして、委員の定数は3人以上と定められております。3番目に当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任するという部分でございます。

松本和昭さんについてでございますが、現在1期目でございますけれども固定資産評価審査委員会委員をしていただいております、今回再任のお願いをするものでございます。また前任のお仕事といたしましては小国町役場に37年勤務され、昭和45年から平成19年まで勤務をされた方で、一定の法律や人格も適切な方だと思いますので、お願いをしたいと思っております。

どうか御審議をお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより同意第12号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 児玉智博君及び6番 時松唯一君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

よって、立会人に5番 児玉智博君及び6番 時松唯一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。

本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載を願います。なお、白票がございましたときには反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱の点検)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。5番 児玉智博君及び6番 時松唯一君に立会いをお願いいたします。

(開票)

議長（渡邊誠次君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 11票

反対 0票

議長（渡邊誠次君） 以上のように、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長（渡邊誠次君） 日程第11、認定第1号 平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第12から日程第19、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号までの8件は各特別会計の決算認定になっていきますので、一括して議題といたします。なお、本日は小国町代表監査委員であります石松代表監査委員の御出席をいただいております。後ほど意見書の説明をお願いいたします。

はじめに執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定の説明をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） それでは平成28年度の一般会計の決算書をお開き願いたいと思います。それでは議案集を朗読させていただきます。

認定第1号 平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは平成28年度の決算書をお開き願いたいと思います。まず1ページのほうは目次となっております。2ページからが総括表となっております。2ページが歳入でございます。平成28年度歳入合計が60億2千161万1千904円でございます。右のページ3ページ、総括の歳出でございます。歳出合計57億4千993万3千469円となっております。それでは4ページからが歳入のそれぞれの款項の明細となっております。

9ページをお開き願いたいと思います。歳入の予算現額から収入済額を差し引きました右のと

ころでございます。予算現額と収入済額との比較ということで、マイナスの5億8千56万5千96円となっております。右から3行目でございます。不納欠損額の総額が125万2千289円でございます。収入未済額が3千621万1千135円という結果となっております。

それでは10ページからでございます。歳出の款、項の明細でございます。

13ページでございます。お聞き願いたいと思います。予算現額と支出済額との比較ということで、13ページの右下でございます。8億5千224万3千531円という歳出の予算額との差となっております。13ページの中ほどでございます。翌年度繰越額ということで、6億4千321万2千円でございます。不用額が2億903万1千531円という不用額が出ております。

それと14ページでございます。歳入歳出差引残額2億7千167万8千435円、翌年度への繰越額ということで同じく2億7千167万8千435円ということで、うち先ほどありましたけれども、4千952万3千円が平成29年度への繰越ということで、あとで調書が出てきますけれども、差引きが2億2千155万5千円となって、実質収支となっております。あとでまた御報告いたします。それでは15ページからにつきましては、後日の各委員会のほうで説明をさせていただきたいと思います。

それでは決算別の資料といたしまして、右肩に総務課(6)と書いた資料がございます。それを御覧になっていただきたいと思います。横開きといいますか、横のA4になっております。平成28年度の決算の主要施策(事業)成果報告書となっております。これが平成28年度の各課の主要施策をまとめたものでございまして、左のほうが款項目、その次が事業内容、決算額、財源内容と右のほうに施策の成果等を明記させていただいておりますので、これにつきましては、委員会等でまた資料として御覧になっていただければと思います。

それでは続きまして、総務課資料右肩に(7)という縦版の平成28年度決算に係る財政資料という資料がございます。これについて説明をさせていただきたいと思います。

1ページをお聞き願いたいと思います。上のほうから平成23年度から平成28年度までをそれぞれ上のほうから標準財政規模から歳入、歳出、形式収支、一番下のほうで実質単年度収支とまとめたところがございます。一番上のところで、標準財政規模でございます。32億2千469万2千円ということで、その下の財政規模ということで0.22ということになっております。昨年までが0.21ということで、0.01ポイント良くなっているようでございます。良くなったということでございますけれども、依然と交付税に頼った財政運営が続いているというところがございます。

まず上のほうの欄で、歳入の主なところがございます。歳入総額が60億2千161万1千円となっております。中ほどでございますけれども、地方交付税が25億5千518万1千円ということで、歳入の約42.4%を占めた歳入という形になっております。また歳入の一番下のほうでございます。町債ですね、借入れが5億500万9千円となっております。

次が歳出総額でございます。57億4千993万3千円となっております。この中で大きいものといしまして、補助費等でございます。12億9千681万2千円となっております。これにつきましては、一部事務組合又は負担金等も含まれております。それから投資的な支出ということで、普通建設事業費が5億9千87万4千円と、災害復旧事業費が4億8千817万1千円という投資的な支出となっております。

その下、形式収支ということで、歳入から歳出を引いた額でございます。2億7千167万8千円となっております。翌年度に繰り越すべき財源ということで、4千952万3千円が平成29年度に繰り越す一般財源の分でございます。

次が実質収支ということで、2億2千215万5千円ということでございます。これにつきましては、後ほど2分の1は繰上償還、若しくは積立てにするべきとなっております。

その下の単年度収支でございます。7千231万8千円とマイナスになっております。その前に実質収支の下に括弧で実質収支比率ということで、昨年9%でございましたけれども、平成28年度は6.9%ということで少しは改善されたということで、一般的には3%から5%は適当な財政運営といわれているところでございます。それから、その下の単年度収支でございます。これもマイナス7千231万8千円ということで、昨年は交付税の増とか消費税の交付金とか、ふるさと納税等非常にプラスとして、昨年は1億5千906万6千円とプラスでございましたけれども、今年はマイナスの単年度収支となっております。

その下、実質単年度収支ということでございます。これもマイナス1億495万8千円となっております。こういった形で、単年度収支も実質単年度収支もマイナスということでございます。マイナスということは、財政的にはあまり良くないということでございます。

それでは、先ほどの1ページの部分を今度はグラフに表したものが2ページでございます。上のほうが歳入歳出、標準財政規模ということで表しております。折れ線グラフの3本の線で、上のほうが歳入でございます。約60億と、歳出が57億ということで、中ほどが標準財政規模ということで32億というような表し方でございます。

中ほどが歳入の主なものということで表しております。一番上の黒いグラフが地方交付税でございます。約25億5千円ということで、42%上を占めているということです。その下がその他の収入、また国県支出金、町債ということで、町債につきましては、平成26年、平成27年でちょっと上がっておりましたけれども、平成28年では少し下がって5億ということになっております。

一番下が一般会計財政状況の推移ということで、歳出の部分ですね。一番上がその他の経費ということで約25億を示しております。その下が投資的経費と人件費ということで、ほぼ10億から11億ということでございます。一番下は公債費、扶助費ということで、若干扶助費が伸びてきているということで、公債費も若干ですが伸びつつあるということで、こういった財政の状

況を示したところでございます。

次が3ページでございます。町債の借入状況ということで、左のほうから起債の種類、事業内容、借入額、交付税算入率、借入先等が示されております。平成28年度の一般会計の分が5億500万9千円ということでございます。その下が農業集落排水事業特別会計が2千820万円、水道事業会計が2千万円という借入状況でございます。

4ページでございます。4ページが町債の事業区分別になっております。それぞれの一般会計、特別会計ごとの事業債の種類ごとになっております。右側のほうで、平成28年度末の残高が一般会計で52億651万4千円と、特別会計が10億756万8千円ということで、合計の62億1千408万2千円というのが、町債の平成28年度末現在高ということでございます。

5ページが町債の借入先別ということで、一般会計、特別会計それぞれ借入れの期間ごとに書かれております。大半が財政投与資金ということであります。

次、6ページでございます。6ページが基金の状況ということでございます。一番上が財政調整基金ということで、平成27年から若干下がっております。平成28年度末が5億1千826万4千円ということで、その他の基金を合わせますと8億9千969万4千円というのが基金の残高の状況でございます。

そのあと7ページでございます。小国町ネットワーク事業基金使途状況ということでまとめております。これは平成18年4月から開始した基金でございまして、御覧のとおり平成19年度から活用しておりますけれども、緊急通報システム導入事業とか地域づくり環境学習補助事業、北里柴三郎の顕彰事業とか、小国新電力会社出資事業、乳幼児医療費助成事業、また予防接種委託事業、農林業担い手育成支援事業とか、こういった形で寄附された方の希望等も踏まえた上で、こういったふうに充当させていただいているというところでございます。

次は8ページでございます。地方消費税引き上げ分における使途の明確化についてということで、これは平成26年4月1日より消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、地方消費税の増収分につきましては、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされております。そういうことで、平成28年度小国町一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況につきましては、下記のとおりとしております。

歳入といたしましては、地方消費税交付金が5千411万3千円ということで、その下の消費税の交付金に充てられる社会保障施策の経費といたしましては、下のほうにありますように社会福祉費、社会保険、保健衛生といった部分が経費となっております。そのうち特定財源と一般財源ということで、その5千411万3千円につきましては、こういった一般財源を社会福祉等の経費に充当いたしましたということでございます。

これで平成28年度の一般会計の総括に伴う説明ということで、終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

(午後1時57分)

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

福祉課長（木下勇児君） 続きまして、小国町国民健康保険特別会計決算について説明をさせていただきます。議案集7ページ下段のほうを御覧ください。

認定第2号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

です。

それでは、別冊の特別会計決算書を御覧ください。小国町の国民健康保険の概要としまして、平成28年度末で被保険者数は2千584人、世帯数は1千439世帯が加入しております。前年度と比較しますと人数で95人、世帯数で43世帯の減少となっております。決算につきましては、決算書の2ページ、3ページの国民健康保険総括表のほうで説明申し上げます。主な歳入につきましては、款別に1の国民健康保険税2億1千980万1千726円、4の国庫支出金3億867万6千43円、5の療養給付費等交付金5千425万1千601円、6の前期高齢者交付金2億1千920万1千757円、7の県支出金1億960万1千602円、8の共同事業交付金2億7千909万4千560円、10の繰入金9千530万7千159円などとなっております。歳入合計は13億52万3千349円で、昨年と比較しますと4千879万813円の減額となっております。対前年比96.4%となっております。これらの主な要因としましては、今年度の療養給付費の減により、前年度と比較して国庫支出金で1千760万円、県支出金で430万円、共同事業交付金で2千890万円、繰入金が320万円ほど全体的に歳入の減となっているところです。その中で前年度と比較しまして増額となっているのが、国民健康保険税が750万円ほど増収となっております。こちらは全体的な所得の控除に起因するものと見込んでおります。それと5の療養給付費等交付金が一般被保険者から退職被保険者に遡って振替になったものと、前年度の精算と退職被保険者の医療費増などの要因により、1千910万円ほど交付額が伸びております。

歳出につきましては、款別に2の保険給付費7億1千515万6千408円で、前年度と比較しますと率にして95.9%、約3千60万円ほど減額となっております。次に3の後期高齢者支援金等1億4千213万1千270円、6の介護納付金6千174万3千97円、7の共同事業拠出金3億4千49万2千511円などとなっております。歳出合計は12億8千603万7千730円で、昨年と比較しまして5千393万9千30円の減額となっております。対前年比9

6%となっております。また予算に対する執行率につきましては、95%となっております。この主な増減の要因としましては歳入のほうでも少し触れましたが、保険給付費が3千60万円の減となっており、そのほか3の後期高齢者支援金と6の介護納付金が、診療報酬支払基金が算定して納付するものですが、当年度の概算と前々年度の精算で算出された額を納付します、合わせて1千30万円ほどの減額となっております。それから7の共同事業拠出金も歳入の共同事業拠出金同様の理由により、1千980万円ほど減額となっております。

決算書の12ページを御覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額1千448万5千619円全額を翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思っております。

以上で、国民健康保険特別会計のほうの説明を終わらせていただきます。

続いて、小国町介護保険特別会計決算について説明申し上げます。議案集8ページ上段のほうを御覧ください。

認定第3号 平成28年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

です。

決算書のほうのこちらの42ページ、43ページの総括表のほうで説明を申し上げます。小国町の介護保険の概要としまして、平成28年度末被保険者は2千897人が加入しております。前年と比べまして、人数で24名の増となっております。また介護認定者数は要支援1から要介護5までの7段階に分かれておりますが、総数で642人、認定率としまして22.2%となっております。前年度と比較しますと、8人減となっております。認定者数はわずかですが減っております。その内訳をしてみますと、要支援者、要支援の1、2の方が10名ほど減少して、要介護認定、要介護の1から5が2名増加ということで、認定区分は高くなりつつあると分析をしているところです。そのため保険給付費等の増加にもつながる一因となっている状況です。

主な歳入につきましては、42ページです。款の1保険料1億6千128万6千960円、3の国庫支出金2億9千88万6千649円、4の支払基金交付金2億8千85万円、5の県支出金1億4千488万485円、7の繰入金1億4千727万4千268円、10の町債1千650万円などとなっております。歳入合計は10億5千86万7千150円で、昨年と比較しますと3千717万5千768円の増額となっております。率にしまして3.7%の伸びとなっております。これらの主な要因としましては、国及び県支出金と支払基金交付金につきましては、平成27年度の精算と平成28年度分の概算で入ってきており、約1千900万円の増額となっております。そのほか繰入金で介護給付費準備基金を全額取り壊し1千370万円ほど繰り入れを行っており

ます。それから町債として県の介護保険財政安定化基金から1千650万円の貸付を受けているところです。

歳出の主なものにつきましては、款別に2の保険給付費で9億6千234万9千678円、3の地域支援事業費2千884万1千13円などとなっており、歳出合計は10億532万9千835円で、昨年と比較しますと425万477円の減と。率にしまして、対前年比99.6%となっております。予算に対する執行率は96.2%です。こちらの主な要因としましては、保険給付費の地域密着型介護サービスを中心に、介護サービス給付費の伸びが1千170万円ほどあり、総合事業実施に伴い、介護予防サービス給付費が1千850万円ほど減となっております。この部分につきましては、地域支援事業の介護予防生活支援サービス費の負担金のほうに移行しており、1千30万円ほどこちらのほうは伸びている状況です。

決算書50ページを御覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額4千553万7千315円全額を翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思っております。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に、小国町後期高齢者医療特別会計決算について説明を申し上げます。議案集8ページ下段を御覧ください。

認定第4号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

再び決算書のほうをお願いします。こちら78ページ、79ページの総括表で説明申し上げます。後期高齢者医療は熊本県広域連合会が保険者となっております。平成28年度末で小国町の被保険者は1千613人です。これは前年度と比較すると、16人の減となっております。主な歳入につきましては、款別の1後期高齢者医療保険料が5千920万9千900円、一般会計からの保険基盤安定繰入金及び事務費としまして、3の繰入金3千556万9千716円、健康増進事業の経費助成として、4の諸収入443万9千757円などとなっており、歳入合計は1億240万1千204円で、昨年と比較しますと148万2千681円の増額となっており、率にしまして1.5%の歳入増となっております。

歳出の主なものにつきましては、款別の2の後期高齢者医療広域連合納付金で、9千382万99円。健康診査費用として3の保健事業費458万2千688円などとなっており、歳出合計は9千950万7千925円で、昨年と比較しますと176万1千33円の増額で、率にしまして1.8%の伸びとなっております。予算に対する執行率は95.9%となっております。こちら

歳入歳出とも昨年度と比較しまして、歳入では諸収入、歳出では保険事業の部分が保険増進事業として、平成28年度から始まりました歯科口腔健診や特定検診の受診者増に伴って、歳入歳出とも100万円ほど伸びている状況です。

決算書84ページを御覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額289万3千279円全額を翌年度へ繰り越しさせていただきたいと思えます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。なお、配付してあります福祉課資料1と配っております決算資料の中に福祉課所管の今説明申し上げました3つの特別会計の委託料補助金、負担金調書等も中に記載しております。後ほど御参照いただければと思えます。

住民課長（生田敬二君） 続きまして、小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の決算について説明をさせていただきたいと思えます。議案集の9ページ上段をお願いいたします。

認定第5号 平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

この貸付金特別会計につきましては、現在貸付者1名の方の町への償還の受入れと、起債についての町からの償還に関する会計決算となっております。決算書の95ページからでございますけれども、104ページからの事項別明細書で説明をさせていただきたいと思えます。まず104、105ページの歳入でございます。諸収入の61万8千875円ですが、これは貸付者からの元利償還金を歳入として受け入れているものでございます。貸付金、償還者1名分でございます。

続きまして、次のページ106、107ページの歳出でございます。歳出の内訳としまして、公債費49万3千410円と諸支出金の12万5千465円となります。公債費につきましては、町が平成7年になりますけれども、資金の貸付けを行った際に財源として借りております起債の元金と利子の償還金ということになります。諸支出金につきましては、一般会計への繰出金で歳入合計の61万8千875円から歳出の起債の償還額49万3千410円を差し引いた額、余剰金になりますけれども12万5千465円でございます。会計の収支でございますが、歳入歳出とも同額61万8千875円となりますので、102ページにございますように収支差引残額、また翌年度への繰越額ともゼロとなるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは認定第6号について説明させていただきます。議案集の9ページをお願いします。

認定第6号 平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは特別会計歳入歳出決算書の110ページをお願いします。歳入としまして、使用料及び手数料が188万6千400円、繰入金が763万9千449円、諸収入が78万7千81円でございます。合計で1千31万2千570円でございます。

次に111ページが歳出でございます。総務費が1千312万570円でございます。前年度と比較しますと金額で120万7千380円、率にしますと10.5%減の決算額となっております。

次に116ページをお願いします。先ほどの歳入から歳出を差し引いた金額がゼロ円になるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは議案集の10ページ上段のほうをお開きくださいませ。上段でございます。

認定第7号 平成28年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

です。

それでは、決算書のほうの126ページをお開きくださいませ。御存じのとおり4地区の各水道組合の受託業務として運営をしているところでございます。総括表で御説明をさせていただきます。使用料及び手数料、それから繰越金、ここまでが例年の平成27年度決算の状況でございます。今年度新たに加わりましたのが分担金及び負担金、それから国庫支出金ということでございます。これにつきましては、杖立地区の水源が地震によりまして崩落したということで、災害復旧事業を実施しております。そのことによる決算でございます。歳入歳出ともに500%を超えた決算となっているところでございます。まず歳入の決算額が3千514万7千790円、対前年度比としては549.6%ということになっております。

それから次のページ127ページの歳出でございます。総務費としまして3千492万7千790円ということで、これにつきましても対前年比566%ということになっているところでございます。

続いて132ページです。その差引き22万円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。

続いて133ページ以降につきましては、明細でございます。そのうちまず歳入の137ページでございます。簡易水道施設災害復旧事業分担金、これは地元水道組合杖立地区より820万1千520円の収入でございます。それから災害復旧事業ということで国庫支出金、国庫補助金でございますが、厚労省のほうから簡易水道施設災害復旧補助金として2千114万1千円を歳入として計上させていただいているところであります。補助率としましては、激甚も加わりまして80%というような歳入でございます。それから災害復旧費の事業費としましては、全体といたしまして2千934万2千520円というようなことで、通常例年の決算よりも歳入歳出ともに決算額が増えているところがございます。

以上、小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算につきまして御説明をいたしました。

続きまして、議案集10ページの下段でございます。

認定第8号 平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは決算書の146ページをお開きくださいませ。こちらも総括表で御説明をさせていただきます。左側、歳入でございます。分担金及び負担金、それから使用料及び手数料、財産収入、以下、繰入金等々でございます。歳入決算額としましては1億2千935万8千90円という決算になっております。これは対前年比としましては、92.5%ということで若干の減になっているところがございます。

それから右側147ページの歳出でございます。決算額1億2千830万6千793円という決算額となっております。これにつきましても対前年度比93%ということで、若干の減になっているところがございます。

続いて、152ページをお開きくださいませ。以上の歳入歳出の差引き105万1千297円を翌年度へ繰り越させていただいております。

続きまして、155ページでございます。こちらは歳入の部分でございますけれども、御存じのとおり3地区の下水使用料の歳入でございます。3地区合わせまして58名の人口減ということで、自然減というようなことで、歳入歳出ともに昨年を若干下回ったというような決算でござ

います。

以上、集落排水事業につきまして、簡単でございますけれども御説明をさせていただきました。

続きまして、議案集 11 ページをお開きくださいませ。

認定第 9 号 平成 28 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 29 年 9 月 8 日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊でございます水道事業会計の決算書をお開きくださいませ。

平成 28 年度小国町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度小国町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付す。

平成 29 年 9 月 8 日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは 1 ページをお開きくださいませ。平成 28 年度におきまして、給水人口は御覧の上部の概況表にございますとおりでございます。給水戸数は上水 2 千 1 1 1 戸、簡水 4 9 5 戸、合計の 2 千 6 0 6 戸ということでございます。前年に対しましては 3 戸増というようなことでございます。それから下段のほうの有収率でございます。上水、簡水合わせまして、平均 78.6% ということです。前年に比較しますと 7.6% の増ということでございます。これにつきましては、漏水調査等を含めて毎年行っております。その調査に基づきまして対策工事をやっているところでございます。

それからその下段の経理という部分でございます。こちらは読ませていただきます。

経営状況は、公営企業の独立採算性の趣旨に沿った運営を行い、水道事業収益 1 億 3 千 2 3 3 万 6 千 9 5 3 円に対し、水道事業費用 1 億 1 千 5 9 2 万 7 千 2 9 8 円で、1 千 6 4 0 万 9 千 6 5 5 円の利益を上げることが出来た。当年度未処分利益剰余金 6 千 1 1 3 万 4 千 8 9 7 円については、1 千 6 4 0 万 9 千 6 5 5 円を減債積立金とし残金を翌年度に繰り越した。

ということでございます。

続きまして、3 ページでございます。建設工事の概要ということで、平成 28 年度は町道城村線の最終処分場の埋立て工事に合わせまして、町道のほうの布設替を行っております。こちらも耐震化に合わせて耐震配管をしております。

それから続きまして、5 ページでございます。事業収入に関する事項としまして、歳入の分で

すけれども、1億3千233万6千953円ということでございます。

次のページ、6ページでございます。事業費に関する事項ということで、平成28年度は1億1千592万7千298円を支出しているところでございます。その他明細と損益計算書、それからキャッシュフロー、貸借対照表等々の書類を添付しているところでございます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、水道事業会計につきまして、決算の概要を御説明いたしました。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ここでお諮りいたします。去る9月1日に議会運営委員会を開催し、平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定については、全員協議会で審議することに決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、全員協議会で審議することに決定いたしました。

それではここで暫時休憩をいたします。2時50分から再開をいたします。

（午後2時43分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時50分）

議長（渡邊誠次君） それではここで石松代表監査委員より、平成28年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いしたいと思います。着座のままで結構でございます。御説明をよろしくお願い申し上げます。

代表監査委員（石松雄平君） こんにちは。御紹介いただきました石松でございます。よろしくお願い申し上げます。

早速ですが、平成28年度の決算書の意見書の説明をということで、今から述べさせていただきます。資料としましては一般会計から水道関係までの分と、財政健全化審査意見書ということで2部意見書を用意しております。まず一般会計から水道事業関係までについて御説明を申し上げます。表紙をめくっていただきたいと思っております。まずこの意見書につきましては、先に町長より提出されました平成28年度の一般会計、特別会計、及び水道事業会計について、議選の児玉議員と共に各審査合議を終え、先般9月1日付けで町長のほうに提出させていただいております、その公文の写しでございます。これから意見書の説明に入りますけれども、この意見書につきましては皆さま方に事前に配付しておりますし、執行部より先ほど詳しく説明がっておりますので、重複するところもあるかと思っておりますが、簡潔に済ませたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それではページを開けていただいて1ページでございます。意見書の審査の対象ということで、一般会計の歳入歳出の決算及び7つの特別会計について審査をいたしました。審査の期間というのが平成29年6月27日から平成29年8月31日までです。審査の方法です。この決算審査に当たっては、町長から提出されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して作成されているか否かを検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類と照合したほか、関係職員から説明を聴取して実施いたしました。さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効率的に行われたか、財産の管理は適正か等を主眼として審査しました。

審査の結果です。審査に付されました、平成28年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認めました。また予算は概ね適正に執行されていることも認めました。

2ページをお願いいたします。このページから13ページまでが総括で決算の状況が各項目ごとに示してあります。決算の規模でございます。一般会計と特別会計の総決算額は、歳入決算額は86億5千84万932円、歳出決算額83億1千497万4千987円ということで、下のほうの表に書いてありますとおりでございます。予算現額92億8千568万4千円に対する執行率は歳入で93.2%、歳出で89.5%であります。前年度決算額と比較すると、歳入において9千635万8千538円減少し、歳出においては8千426万7千547円減少しております。

次は6ページでございます。6ページをお願いします。決算の収支でございます。これも表を見ていただければ、図表1の3の1ですね。この表で歳入決算額が先ほど言いました86億5千84万932円、それから歳出が83億1千497万4千987円ということで、収支的には3億3千586万5千945円になります。翌年度への繰越の財源が一般会計から4千952万3千円ございますので、実質収支としましては、2億8千634万2千945円ということで、前年度と比べますと2千687万991円の減となっております。

7ページをお願いします。町債の状況です。これにつきましては、一覧表の表が8ページと9ページでございます。8ページは事業区分別、9ページは借入先別ということで表が載っております。一般会計と特別会計合わせまして、年度末の未償還元金の合計額は62億1千408万1千563円で、前年度より422万7千58円増加しております。

次は10ページをお願いしたいと思います。財務分析でございます。財務分析については4項目ございまして、それぞれに実質収支比率、平成28年度が6.9%、それと経常収支比率が88.5%、財政力指数ということで0.216、それから実質公債費比率11.1%ということで、この4項目ですが、特に実質公債費についてはあとで述べますけれども、小国町財政健全化の審査意見書の中にも実質公債費というのが出ております。それをちょっと見てみますと、これは1

0年前の平成18年ごろには18.1%ございました。この10年間で7%もずっと改善されてきていると実感をしております。

それから14ページをお願いしたいと思います。この14ページから46ページまでは一般会計でございます。歳入が60億2千161万1千904円、歳出で57億4千993万3千469円となっており、差引額で2億7千167万8千435円でございます。これは翌年度の事業の繰越財源、4千952万3千円も含まれておりますので、これを差し引くと実質収支として2億2千215万5千435円となっております。

それから17ページをお願いしたいと思います。財源別決算状況というようなことで、自主財源、それから依存財源の比率でございます。歳入決算額を自主財源及び依存財源に見ると、自主財源は16億2千488万9千円で前年と比較すると、2億5千701万6千円の増となっております。一方、依存財源としましては、43億9千672万3千円で、前年度と比較すると3億6千35万円の減となっております。自主財源27%、依存財源73%で成り立っているということでございます。自主財源は前年度と比較して金額は増加し、構成比率も上昇しております。この主な要因は自主財源である繰入金、繰越金が増加したことによるものであります。

次は20ページをお願いしたいと思います。町税につきまして、町税の収入済額は6億497万円で、この主なものは固定資産税が2億8千412万9千円、町民税が2億2千691万5千円で、全体の84.5%を占めております。前年度と比較しますと、915万7千円増加しております。これは町民税が前年と比較しまして537万2千円の増、それから軽自動車税が414万円の増となっております。

それから21ページの町税の中ほどに表がありますけれども、徴収率です。これを見ていただくと平成28年度は97.1%ということで、年々徴収率については上がってきているということで、職員の努力がうかがえるかと思っております。

それから28ページをお願いしたいと思います。一般会計の収入未済額でございます。収入未済額が3千621万1千円でございます。町税が1千712万9千円、分担金及び負担金が73万1千円、それから使用料及び手数料が981万6千円と、諸収入が853万6千円であります。収入未済額を前年と比較しますと、40万8千円減少はしております。今後とも負担の公平性と適正な債権管理の見地からも、この解消に向けて更なる効果的な努力をされるよう要望いたします。

それでは29ページの表が今申しました収入未済額の区分別と平成27年度の対比表ということで、あとで一見していただければと思っております。

それから36ページをお願いします。歳出でございます。歳出は予算現額66億217万7千円に対して、本年度の歳出総額は57億4千993万3千円で、前年度と比較して4千679万6千円減少しております。翌年度への繰越金6億4千321万2千円を差し引いた、2億903

万2千円が不用額となっております。不用額ということで37ページに区分別と不用額と実質執行率の表がございますので、これについても目を通していただいて、今からの運営に利用していただければと思っております。

それから39ページです。性質別決算状況ということで、義務的経費、投資的経費、その他の経費というように分かれております。中段のほうに書いてありますが、義務的経費21億981万円で、前年度と比較しまして7千872万1千円増加をしております。下段のほうで投資的経費でございますが、10億7千904万5千円で、前年度と比較して3億3千275万6千円減少しております。これは学校給食センター等の建設工事、木魂館温泉施設の木質バイオマスボイラーの設置工事が終了したということでございます。ただ、その他の経費の25億6千107万8千円につきましては、2億823万8千円の前年度と比べますと増加をしております。これは維持補修費が前年度と比較して減少したものの、補助費等が前年度と比較しまして9千113万2千円、積立金が7千380円増加したことによるものでございます。

それから44ページをお願いしたいと思います。翌年度の繰越額でございます。繰越明許費ということで、6億4千321万2千円でございますが、内容につきましては災害復旧費、下の表の下から5段目にありますように、災害復旧費で4億1千8万8千円ということで、大半が災害復旧費の繰越というようなことでございます。

それから45ページ、不用額です。不用額は2億903万2千円で、前年度と比較しまして3千372万8千円減少はしております。適正範囲であると認めます。それから下の表でございますが、不用額の状況ということで区分別、平成27年度の不用額2億4千276万円、平成28年度の不用額2億903万2千円と相なっております。

それから46ページでございます。予算の流用ということで本年度の件数は8件で、前年度と比較しまして56件の減少をしております。金額は83万4千円で前年度と比較しまして、5千640万7千円減少しております。流用は財務手続き上認められた行為であるが、議会の議決を要しない執行であるため、その制度趣旨に鑑み、今後とも流用については十分慎重を期されるよう要望いたします。

以上が、一般会計の歳入歳出の御報告でございました。

それから47ページが特別会計に入ります。特別会計については、各課長より十分な説明がございましたので、収支の欄だけ説明をしたいと思います。お手元の資料の6ページをちょっとまた逆戻りをしていただくと、一覧表がまとめて書いてあります。国民健康保険税が実質収支としまして1千448万5千619円、介護保険が4千553万7千315円、それと後期高齢者が289万3千279円、それから簡易水道で22万円、農業集落排水事業で105万1千297円ということで、7つの事業所についてはこのような収支になっております。特別会計については特に収支だけについての発言にしておきますが、もう一つが89ページ、収入未済額の総額で

ございます。この表の中で、特別会計の未済額の比較表がございますので、これをちょっと見ていただくと、国民健康保険税で平成28年度収入未済額が2千90万5千99円、介護保険料が206万9千920円、後期高齢者が37万3千300円、下水道使用料として103万6千360円、特別会計の未済額が2千438万4千679円でございます。それと一般会計の29ページに未済額は3千621万1千135円がございます。それを合わせると、下の表の6千595万814円となります。内訳としましては、滞納分が4千52万6千822円、それから現年度で2千6万8千992円となっております。合わせて6千59万5千814円と相なっております。

それから91ページでございます。91ページが財産に関する調書ということで、これは91ページから95ページまで資産の内容が記されております。全体的にいいますと、91ページですが、土地が558万228平米、ヘクタールに直すと558ヘクタール。建物が7.4ヘクタール。それから無体財産権というのが、著作権が1です。有価証券が9千990万円。出資による権利ということで、7億1千334万7千円になっております。あとの明細については、あとでお目通しをいただければと思います。

それから95ページでございます。これも先ほど課長からありました基金でございます。基金の内容が平成27年度では一般会計、特別会計合わせまして、10億1千240万5千87円でございます。平成28年度の年度末では、一般会計で8億9千969万3千661円、特別会計で2千103万1千667円ということで、9億2千72万5千328円ということに相なっております。

そして96ページがむすびでございます。むすびについては、ちょっと読ませていただきます。

昨年の熊本地震から早一年半が経過し、地震により当町の災害復旧は少しは進んできております。ただ当町への交通アクセスを見てみると、国道212号線は従来どおりの機能を取り戻しつつありますが、国道57号線についてはトンネル工事には着工しているものの、完全復旧にはまだ時間がかかる状況であります。時間が地震の傷跡を和らげていると感じるが、観光を中心とした人の流れに伴う経済的な損失は今なお回復に至らず、その損失は計り知れないものがあります。

ここで観光の例を上げてみると、鍋ヶ滝の入場者数は平成27年の19万310人から平成28年は15万3千389人と3万6千921人減少しており、町の総入込客数も平成27年の111万9千192人から、平成28年度は88万7千10人と23万2千182人の減少をしております。当町は他の地域に比べて地震被害は比較的軽微であったにもかかわらず、このような数になったということは改めて交通アクセスの重要性を再認識することが必要ではないかと思っております。またこのことにより、他の観光施設や商工業からの今後の税収の低下も予想され、さらに厳しい財政運営を迫られることになると思っております。

管内に目を向けてみますと、基幹産業であります農林業は後継者不足、就業者の高齢化に伴い、

衰退の一途をたどっている状況であります。魅力ある農林業を取り戻すためには、今一度町全体で知恵を出し合う必要があるのではないかと思います。ただその中で、食品残渣を活用した循環型農業の取組として平成25年にオープンした薬味野菜の里小国は、今後けやき広場への拡張移転の計画もあり、協議会活動が低迷する小国町農業の方向性を見出すひとつの姿となることが期待されます。今後さらに人口減少により、生産機能の低下等で縮小社会へ向かうことは必然で、人口問題を扱う研究所の調査によると、当町では平成17年度を基準として30年後、平成47年には、生産人口は6割まで落ち込むと予想されており、合わせて現在3割を超える高齢化率はさらに進むことが予想されます。高齢者にかかる医療費や福祉費の社会保障関係費は膨らんで、その財源を安定的、持続的に確保できるかが、重要な問題としてあげられます。さらに現在は保有する町の施設についても、老朽化や耐震対策等で近い将来財政に大きな負担となり、現在11%程度の実質公債費比率も引き上げることとなりかねないため、小国町公共施設等総合管理計画を基にした、中長期的な対応が必要であります。当町ではこれまでに公債費の抑制等、歳出削減に努力をしてきた経緯があるが、今後はさらに歳入の減少と社会保障費を中心とした各種歳出の増加が見込まれます。

そこで、町の財政状況を継続的に把握するための手法として、公会計の各種財務諸表を広く活用し、熟知し共有することが重要であると考えます。予算化された各種の施策が広く町民に理解され利用されることは、本来の行政のひとつの姿であります。住民意識の多様化や高度化に対応するためにも、政策形成から結果に至るプロセスについて透明にすることにより、さらに多くの住民の参加が見込まれます。今後とも上記のような実情を踏まえた安定的な行政運営ができるように、町税、使用料・寄付金等の歳入の増加に努めるとともに、事務事業の効率化や廃止・削減等を含めた歳出の抑制をさらに検討していくべきだと考えます。

以上、決算審査を終えて感じたことを列記しましたが、最後に今回の審査に際して担当部署の課長をはじめ、関係者の誠意ある対応に感謝し、小国町の更なる発展を望んで平成28年度の決算の結びといたします。

引き続きまして、あと意見書について説明を申し上げたいと思います。99ページをお願いしたいと思います。平成28年度の小国町基金の運用状況の審査意見書ということで、審査の対象は小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金、小国町生活保護生活資金貸付基金と二つございます。審査の期間、平成29年7月10日から平成29年8月31日まで。審査の方法としましては、審査に付されました各基金の運用状況報告書により、計数を関係書類と確認すると共に、設置目的に従い、確実かつ効率的に運用されているかどうかについて審査を考えました。審査の結果、本年度の各基金の運用状況報告書の計数は正確であり、運用状況も適正なものと認めます。一応、内容が100ページと101ページにありますけれども、前年度末の残高で100万円、現在も100万円ということで貸付けはございません。101ページも貸付けはなく、問題はあ

りませんでした。

それから103ページの小国町水道事業会計決算審査意見書ということでございます。審査の対象としては、水道事業の会計決算でございます。審査の期間、平成29年8月7日から平成29年8月31日まで。審査の方法としましては、町より提出されました会計帳簿・証拠書類との照合等を通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。さらに本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察をしました。審査の結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められます。また運営状況についても、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がされていると認めます。

104ページをお願いします。これは事業の概要ということで、これも先ほど担当課長から話したのと一緒ですが、本年度末における給水人口は前年度と比較して16人の増で6千432人。給水戸数は2千606戸で前年度と比較して3戸の増となっているということです。

それから106ページをお願いします。収益的収入ということで、収入の決算額は1億4千162万3千255円で、予算額に対する収入率は103.8%となっております。下の②の収益的支出でございます。支出の決算額は1億2千46万9千786円で、予算に対する執行率は88.8%となっております。

それから111ページをお願いします。経営状況でございます。決算は1億3千233万6千953円で、前年度と比較をしまして160万7千101円増加しております。また収益的支出の決算額は1億1千592万7千298円で、前年度と比較して955万7千470円減少しております。この結果、差引きでは1千640万9千655円の当年度の純利益となり、前年度と比較をしまして1千116万4千571円の増加をしております。

それから116ページの貸借対照表です。これは貸借対照表は財産というか資産の在り方について、財産の在り方について示すようです。要するに資産の部分としましては、平成28年度が116ページの右のほうです。右から4行目、21億4千438万182円ということで、前年度と比べますと、692万6千184円の資産の減少ということになります。

それから負債でございますが、117ページの中段でございます。平成28年度が10億167万2千367円ということで、前年対比の3千489万6千839円の減少でございます。それから資産から負債を引いた残りが資本となるわけですが、資本が11億4千270万7千815円ということで、2千797万655円の増加と相なっております。

118ページをお願いします。水道料金の未収金でございます。中段のほうに書いておりますけれども、本年度の未収金は482万5千360円で、前年度と比較をしまして117万8千910円の増加となっております。水道料金は収入の根幹を成すものであり、今後も加入者の不公平

感をなくすためにも未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

最後にまとめて122ページでございます。むすび。平成28年度水道事業会計の決算概況は損益決算書を見ると、当年度の純利益は1千640万9千655円となっております。事業収支の主なもの、収益面では営業収益の給水収益が前年比249万9千円増加しており、内訳は上水道で128万3千円、簡易水道で121万6千円であります。営業外収益では、補助金が前年比の32万8千円の減、長期前受金の戻入が45万円の減、加入金が44万円の減となっております。費用面では前年度比の957万7千円が減少しております。その主な内容は、原水及び浄水費36万8千円の減、配水及び給水費290万7千円の減、総係費483万7千円の減、減価償却費の337万2千円の減、資産減耗費424万5千円の増となっております。純利益につきましては、昨年度より大幅に増加し黒字となっている。収入面では主な要因として、平成26年度決算より発生した公営企業会計基準の改正に伴う長期前受金戻入額の影響と、給水収益の増加によるものであります。費用面では、配水及び給水費及び総係費、減価償却費が昨年度より減額となっております。これは昨年度に比べ、単価の大きい修繕費がなかったこと、人件費の減などによるものであります。漏水等を未然に防ぐため、老朽管の耐震化を伴う布設替工事を行っているが、その財源とした企業債借入額も今後増加していくことから、事業の改善、経営の効率化により、一層の努力を求めたいと思います。

次に別冊の小国町財政健全化等審査の意見書でございます。表紙をめくっていただきますと、ここにも意見書が出ておりますが、これも9月1日付で町長に本意見書を提出した公文の写しでございます。次のページをお願いします。小国町の財政健全化審査の意見書ということで、審査の対象につきましては、4項目について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4項目について審査をいたしました。審査の期間、平成29年7月19日から平成29年8月31日まで。審査の方法としましては、町長から提出されました平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率の算出において法令等に基づく適正な算定要素が用いられているか、健全化判断比率の算出過程に誤りはないか、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。審査の結果としましては、審査に付されました平成28年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。なお、下の表にありますように、実質赤字額又は連結実質赤字額はないため、横線棒の記載となっております。実質公債費比率は11.1、将来負担比率が56.3ということで、早期健全化基準を十分にクリアをしているということでございます。

それから次のページでございます。小国町公営企業の資金不足比率審査意見書ということで、審査の対象が公営企業の資金不足比率をする6つの会計を審査いたしました。審査の期間として平成29年7月19日から平成29年8月31日まで。審査の方法としましては、平成28年度

決算に基づく小国町公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資金不足比率の算出において法令等に基づく適正な算定要素が用いられているか、資金不足比率の算出過程に誤りがないか、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。審査の結果、平成28年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。なお、資金不足の比率がないため、6会計とも横線で記載をしております。

以上で、一般会計から財政健全化までの意見書ということで報告をさせていただきました。以上でございます。

議長（渡邊誠次君） どうもありがとうございました。

ここで石松代表監査委員に対しまして、御質問などございましたらお願いをいたします。

御質問ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、石松代表監査委員におかれましては、長時間大変御苦勞様でございました。また特に決算審査におかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されましたことに対して、厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。どうぞ御退席をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。3時45分から再開をいたします。

（午後3時34分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時45分）

議長（渡邊誠次君） 日程第20、「報告第2号 平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

総務課長（松岡勝也君） 議案集12ページでございます。

報告第2号 平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

先ほど代表監査のほうからも報告がございましたように、記といたしまして、健全化判断比率の表がございます。実質赤字比率、下の備考に書いてありますように実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「－」として表記されま

す。実質赤字比率ということで、一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございまして、これは赤字が出ていないということで計算上出ておりませんので、「－」となっております。基準は15%でございます。

連結実質赤字比率、これにつきましては、一般会計、特別会計の対象にした会計の実質赤字、又は資金不足の標準財政規模に対する比率ということで、これも計算上出ておりませんので、赤字でありませんので、「－」で表示となっております。実質公債費比率11.1%ということで、基準額25%でございますけれども、11%でございます。これは一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する3年の平均の比率でございます。それと将来負担比率でございます。56.3%ということで、基準比率が350%ということでございます。これは出資法人等への補てんも含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率でございます。将来自治体が負担しなければならない費用を標準財政で求めるもので、地方債、職員の人件費、一部事務組合等への負担も含んだ比率でございます。

次、下のほうでございます。資金不足比率でございます。特別会計の名称と資金不足の比率ということで、備考というふうになっております。資金不足につきましても、備考欄に書いてありますように資金不足が出ておりませんので、「－」で表示をすべてされております。備考のほうには、健全化法の第17条の第1項と、健全化法の第17条の第3項ということで、健全化法に対する適用の企業会計と非適用ということで、法律の標示が備考欄のほうにされております。こういった形で、今回の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましても報告をさせていただきます。

以上で、報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより報告第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第21、「陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。この陳情第1号の取り扱いについては、議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条の第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは事務局長より陳情書の朗読をお願いいたします。

議会事務局長（小田宣義君） それでは朗読いたします。

陳情第1号です。平成29年8月7日。熊本県小国町議会議長様。提出者は新潟県村上市三之町1番1号、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳です。

「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について。

当連盟の活動については、日頃より御支援、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である「全国森林環境税」を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」と共に、平成6年より活動を進めてきたところであります。

このような中、政府・与党は、「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度実現のための正念場であると捉え、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めるため、全国の市区町村議会での意見書の採択を求めることとしたところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において「全国森林環境税の創設」に関する意見書を御採択いただき、政府・国会等関係要路に御提出いただきますよう御依頼申し上げます。

次のページの意見書の案の朗読は省略いたします。受付は8月9日、事務局で受け付けております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） これより陳情第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

陳情第1号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第22、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については別紙お手元に配付のとおり、6月議会以降今日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので、御報告といたします。

日程第23、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたら、お願いいたします。

町長（北里耕亮君） 行政報告をさせていただきます。まず最初に当初予算でも計上させていただいておりました復興まちづくり計画というのを小国町今年度策定しようとしております。これは地震後の県の補助事業にも小国町が乗りまして、これからの防災の観点や復興という部分でそういったものをいろいろ計画をし、検討するものであります。今のところ小国町における避難所の現状を踏まえて何か改修すべきものがないかどうか。避難所の耐震化であったり、ちょっとこれは実現できるかどうかわかりませんが、防災センターとかそういった部分を様々な角度から検討するものであります。その検討委員に執行部といたしましては、議会の皆さま方の中から数人をお願いができればと思っております。あくまでこれは執行部案でございますが、議長・副議長、両常任委員長ももしよろしければ、なっただくことが可能かというふうに思っております。そこはまた議会で御審議をいただければと思っております。

次に薬味野菜の里関係のゆうステーション、これは特別委員会も設置をされておりますが、今コンサル委託をして基本構想、実施設計、そういう部分をしてしておりますが、いくつかの案が出てきておりますし、以前の特別委員会でも宿題というか、民有地の買収をどうだとかいうお話もありまして、その答えの部分もありますものですから、委員長・副委員長にその状況をお話したのちに、ゆうステーション周辺整備の特別委員会を近々といいましょうか、そういった部分を御相談いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。なお、この部分については、拠点整備交付金という交付金事業をいただいておりますが、繰り越しができないものになっておりますので、ある程度速やかに審議をして入札、そして建築という部分にいかねばいけないと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に平成29年度の職員採用試験の状況をお知らせをいたしたいと思ひます。一般事務職を3名程度の募集に対して、12名ほどの応募がきております。また社会福祉士1名程度に対して、

1名の応募が来ております。保育士1名程度に6名程度の応募が来ております。試験日が9月17日の日曜日でございます。そののちに2次面接等が通常どおりあるということでございます。

それから、先ほど特別委員会のときにも言えばよかったのですが、ゆうステーション周辺の売却の案件を9月の広報にも載せておりますが、ゆうステーション敷地内の大分交通の車庫、それからゆうステーションの管理棟、以前野菜販売所があったところ。それから電動レンタル自転車車庫、そこを売り払いをさせていただきたいと思っております。スケジュール案でございますが、広報に載せまして、入札の参加申し込み締切を10月10日、それからこれはあくまで予定ですが、10月20日あたりを入札にしたいと思っておりますので、執行部としては札が入ることを切望するというか、お願いをしたいと思っております。ちなみに最低売却価格は1千円でございますので。ただ、執行部というか行政にとってみれば、この方法が予算からすれば有益と捉えておりますものですから、お知り合いがいたら御紹介をいただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

(午後4時02分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5 番）

署名議員（8 番）

第 2 日

平成29年第3回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 平成29年 9月19日(火)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 9月19日 午前10時01分

1. 閉 会 平成29年 9月19日 午後 4時10分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐々木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

.

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 9. 19)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

心配されていた台風も過ぎ去りまして、昨日は敬老会等々催されたようでございます。小国町では大きな被害は確認はされていないと思いますけれども、町外各地では大きな被害が出ているようでございます。災害はなかなか予想が難しいと思われまので、皆さまにおかれましては、安心せずに早めの準備・対策等を、また住民の皆さまにおかれましては、早めの避難をお願いしていただきたいと思っております。

本日は、9月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「認定第1号 平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。私は認定第1号、平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成28年は熊本地震という、かつて経験したことのない災害に見舞われました。小国町でも最大震度5強という大きな揺れを観測しました。職員の皆さんにおかれましては、初期対応から長期にわたる避難所運営などに献身的に尽力いただいたことに感謝申し上げます。

さて、小国町では震災を受け、公的支援制度を一切受けることのできない一部損壊の認定を受けた住宅への独自補助を行いました。475万9千円が支出されています。またその後発生した殿町火災の解体撤去では、県も動かし被災者を救済するなど、これらの対応はまさに被災者住民に寄り添うものであり高く評価できるものです。しかし、全体を見渡せば問題のある歳出がある以上、認めることはできません。以下、その主なものを述べます。

第一は副町長給与です。この支出は去年の3月議会の段階で、一体誰が副町長になるのか、任命者である北里町長もわからないまま1千367万円もの予算が計上されました。設置条例をつくる段階から私たち複数の議員から多くの問題が指摘されながらも、「職をかける」とまで言って、強引に中央官僚を連れてきました。しかし、その結果、その副町長は公用車を飲酒運転して逮捕され、任期中で去っていったのみならず、全国規模で小国町への信頼を損なう結果となり

ました。

第二は、約94万円もかけて消防団団旗を購入していることです。昨年度は火災が連続して発生しました。その中で現場で出ている意見は、特に小型ポンプへ放水の開始や中止をはじめとする、離れた場所への団員へ指示を送る際に使うトランシーバーの性能が悪いために、指揮系統がスムーズに伝わらないという声です。消防備品を購入するのであれば現場の意見を聞いて、万が一の際に、よりスムーズに対応できる環境を整えることが必要なはずで、またポンプの使用が立て続けにあったため故障もあったそうですが、予算がなくなっているとの理由で、すぐに修理対応ができない事態もあったと聞いています。

さらに無駄な予算は人権同和関連でいまだに1千万円を超す歳出がなされています。特に同和団体への直接補助金は180万円です。毎年同じペースで出され続けています。一般的に限られた人だけが参加する団体が自分たちの興味があることを学ぶのに、なぜ公費で旅費や日当が支払われなければならないのか。当事者以外の人たちは首をかしげるでしょう。差別に負けないためといいますが、町がこのまま恒久的に金を渡し続けることは、いよいよ小国町での同和問題の解消を遠ざけ、差別を固定化、再生産することになると言わなければなりません。

鍋ヶ滝公園へは、地震発生後も多くの観光客が訪れています。しかし、道路整備はまだまだ完了しておらず、特に連休などは沿線の住民生活への影響が続いています。第三駐車場用地も確保されています。今後整備されるでしょうが、同時にシャトルバスの発着地を変更するか、あるいは道路改良だけでなく新設などの抜本的対策がなければ、沿線住民への影響をなくすことはできないと思います。全員協議会では入園料の改定も行い、予算を確保することを提案しましたが、鍋ヶ滝周辺の混雑を一刻も早く解消していただくことを求めます。

最後に、次年度予算がより住民の暮らしのためのものとなることを御期待申し上げ、討論を終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第2から日程第9、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は、各特別会計歳入歳出決算及び水道会計利

益の処分及び決算の認定でありますので、一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は認定第2号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてと、認定第3号、平成28年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対の立場で討論を行います。

介護サービス利用料の2割負担の導入や、特養ホームの入所要件を要介護3以上に制限するなどの法改正が行われ、町民の介護をめぐる状況をさらに悪化させることになりました。今回の決算はこれらの問題が含まれたものとなっています。高い保険料負担に高齢者の皆さんは苦しんでいます。その一方で介護が必要になったときに、安心して介護が受けられない。保険あって、介護なしの状況であります。介護保険料の引き下げなど介護の負担の軽減こそ今求められています。したがって、反対をいたします。このあと一般質問でも触れたいと思いますが、これらの特別会計にとっては、町民の健康増進と保険給付費は表裏一体です。財政改善のために、町は本気で取り組まなければなりません。国の制度改正により後期高齢者医療保険では、新たな取組として歯科口腔健診が始まりました。小国町では国や県の動きを待つのではなく、全国をリードするつもりで独自の取組を行い、健康増進を進めていくべきです。そうでなければ、今の人口減少、高齢化の中で社会保障財政の打開の道は見えてこないと思います。次年度はこの取組が一步でも進んだものとなることを期待して討論を終わります。

議長(渡邊誠次君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決において執行部は最後にお立ちいただきたいと思います。

認定第2号、平成28年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長(渡邊誠次君) 挙手多数でございます。

よって、認定第2号は認定されました。

認定第3号、平成28年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

認定第4号、平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

認定第5号、平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

認定第6号、平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

認定第7号、平成28年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

認定第8号、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

認定第9号、平成28年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、認定第9号は認定されました。

日程第10、「議案第40号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議

題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。8日の開会日のとき条例提案したわけですが、説明不足ということで、再度提案をさせていただくことになりました。それでは議案集を朗読させていただきます。2ページでございます。

議案第40号 小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

前回説明した中で、国の個人情報保護法が第10条におきまして、この中で追加された記事で記述情報に要配慮個人情報が含まれるときはその旨ということで、これにつきまして国の法律のほうは追加改正されておりますが、条例については要配慮情報については、その旨を追加していないと。これにつきまして、理由が明確に説明できなかったということで、説明を再度させていただきます。

要配慮個人情報につきましては、当小国町の個人情報保護条例の中の7条の3項でございます。この中で個人情報を記した流れということが7条の3項で謳われておりますので、今回の小国町の条例改正の中に追加をするということが大きな理由でございます。このような質問の大きい説明は以上でございます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第40号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 要するに7条の2については、個人情報ファイルを持つときの事前通知なのですけれども、その要配慮個人情報がここに入っていないのは、要するにそもそも収集してはならないからだ、この7条の3でそうなっているからということをおっしゃいました。しかし、そのあとに、「ただし、法令等に定めがあるとき、又は当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要で欠くことができないと実施機関が認めるときはこの限りではない」と例外規定があるわけですよ。つまり7条の3があるからといって、7条の2に要配慮個人情報のファイルが含まれないということは100%言えないと。全然、それを担保できていないわけですよ。

そこでお尋ねします。個人情報ファイルというのは、一般的にどういうものですか。お答えください。わからないならいいです。時間の無駄だから私が応えますけれども、わかるならどうぞ。

総務課長（松岡勝也君） 個人情報ファイルということですね。これにつきましては、項目が1項目から10項目ございまして、特定個人情報のファイルの名称、2番目がファイルを利用されている組織の名称、3番が利用目的、4番ファイルに記録されている項目及び本人として特定個人

情報ファイルに記録されている個人の範囲、5番目としまして記録情報の収集方法、6番として記録情報実施機関以外の者に経常的に提供する場合、その提供先。7番目としまして、記録項目若しくは特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は。

5番（児玉智博君） いや、だから全然聞いたことに答えていないじゃないですか。私は、その個人情報ファイルとは一体何ぞやと聞いたんです。今課長が答弁しているのは、恐らくその通知する内容ですね。この7つを通知しなければならないよということを言われたと思うんですけども、個人情報ファイルは一体どういうものですかという問いに対してお答えいただけるならどうぞ。わからないなら私が言いますから。どうですか。

総務課長（松岡勝也君） 簡単に申しますと、番号法が打たれた個人情報というのが特定個人情報でありますので、それを個人情報ファイルというふうに、タイトルを洗い出した分の名称を個人情報ファイルと申しております。

5番（児玉智博君） 総務省のQ&Aによりますと、個人情報ファイルとは一定の事務の目的を達成するために、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物となっているのですよ。であれば、既に要配慮個人情報が含まれる個人情報ファイルというのは持っているのではないですか。例えば、透析患者の名簿です。透析が何で必要になるかという、腎不全になるからです。要配慮個人情報には病歴というのが含まれていますね。やはりそういう事務手続上、そういう更生医療を利用している方の名簿というのは、既に福祉課あたりは持っていると思いますよ。既にあるものなのに、収集することができないから謳ってないのですよと。これは実態と答弁が矛盾している破たんした答弁だと思いますが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 先ほど申しました第7条の第3項の中で、御質問の中での実施機関が認めるときはこの限りではないという中で、又はその前に当該個人情報を取り扱う事務を達成するために必要で欠くことができないというところで、実質的には今回の条例には追加いたしておりませんが、現実的には7条の3項の中で作業が進んでいるというような状況であると思います。

5番（児玉智博君） だから認めているわけではないですか。そういうことがあり得ると。だったら、ちゃんと7条の2に要配慮個人情報を個人情報ファイルで持つ場合は、ちゃんと通知しないといけないというふうに謳い込まないと、何のための個人情報保護条例なのですか。本当に穴だらけの条例改正だと言わなければならないと思います。やはりここを謳い込むべきだと思いますが、いかがですか。

総務課長（松岡勝也君） 今回、国の個人情報保護法につきましては、改正の点がかなりございます。今回定義付けを第一段階といたしまして条例改正をさせていただきまして、今後そのほか法の改正に伴う条例が伴ってくると思いますので、現在の時点では7条の3項の中で運用していきながら、そのほか国・県・地方公共団体いろんなところで、個人情報保護法の改正に伴う条例改

正を行っていると思いますので、追加で今後も改正は必要であると考えております。

5番（児玉智博君） では、それは次回のこの7条の2に限って、これは次回の議会までにそれは上程するという事をお約束いただけますでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） はい。検討させていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 検討するではなくて、今言ったように、要するに実際の今の運用状況とこの条例の間に矛盾が生じているわけですよね。検討されると思いますけれども、必要性というのは認識されていますか。

総務課長（松岡勝也君） はい。必要性は十分認識しております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは私は議案第40号、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について賛成の討論を行います。

この改正案そのものは非常に不十分なものだというのが、質疑の中で明らかになっております。しかし、その不十分なものも今後の議会できちんと条例改正として上程をしていただくということをお約束いただけましたので、今回はこの範囲での改正に賛成するものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「議案第41号 小国町情報公開条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは議案集2ページをお開き願いたいと思います。下段になります。

議案第41号 小国町情報公開条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成29年9月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

それでは、開会当日にお配りしました小国町議会定例会の条例の総務課資料（1）というものを、それと総務課資料（3）それと右肩に41と書いた資料を併せて準備をお願いいたします。

今回の小国町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴いまして、小国町情報公開条例の一部を改正することが必要になりました。改正の主なものといたしましては、個人情報の定義を明確にしたということでございます。

それでは右肩総務課の（3）とございます新旧対照表で説明させていただきます。左が現行で右が改正後でございます。第8条の中で、開示しないことができる公文書ということで、第8条の（2）に追加をいたしております。この中では、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により」ということを今回定義を明確にしたことによりまして、個人情報保護条例に第8条に追加をしたものでございます。条文といたしましては、右肩41番にございます先ほど第8条の2号中ということで追加をしたということで加えるということで、条文のほうは明記されております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用するというものでございます。

以上で、議案第41号、個人情報保護条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより議案第41号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、小国町情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第12、「議案第46号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第4

号) について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（松岡勝也君） それでは今日お配りした議案集を朗読させていただきます。

議案第46号 平成29年度小国町一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度小国町一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成29年9月19日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、補正予算書をお開き願いたいと思います。1ページでございます。

平成29年度小国町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3千600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7千273万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 規定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月19日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

今回の補正につきましては、開発センターの解体に伴って新しく建て替えるということの補正が主なものでございます。まず2ページでございます。歳入歳出補正ということで、歳入が上の段でございます。主な歳入の款でございます。繰入金ということで3千万円、これは財政調整基金からでございます。下の段の町債7億600万円、これは一般単独災害復旧事業債でございます。補正合計で7億3千600万円の補正をさせていただくものでございます。

下段でございます。歳出でございます。款が総務費、項が総務管理費ということでございます。歳出が合わせて7億3千600万円ということで、補正前の額の14.7%の増額補正でございます。合計の5億7千273万1千円という補正後の金額になります。

3ページでございます。地方債の補正、庁舎施設災害復旧事業ということで、これは先ほど申しました一般単独災害復旧事業債でございます。全体の事業費が補正が7億3千600万円でございますが、補助対象として認めていただける分の7億600万円分につきまして、今回地方債

を補正させていくものでございます。限度額が合計いたしまして11億1千356万3千円の限度額となるものでございます。

それでは4ページでございます。歳入歳出補正予算の事項別の明細ということで、上段が歳入、下段が歳出ということで、それぞれ繰入金、町債。歳出のほうが、総務費合計の地方債ということで、歳入が7億3千600万円ということでございます。歳出につきましては、地方債が7億600万円、一般財源が3千万円ということでございます。

それでは歳出のほうでございます。上段が歳入でございますが、下のほうが歳出ということで総務費、総務管理費、目が庁舎等建設費ということでございます。13の委託料ということで、1千500万円、これは庁舎コミュニティ棟工事の監理委託料ということでございます。15の工事請負費、庁舎コミュニティ棟建設工事ということで、6億9千500万円。18の備品購入費ということで、2千600万円。これは庁舎コミュニティ棟の音響設備機器の購入費ということで、2千600万円でございます。この工事費につきましては、別途資料カラーコピーの資料をお配りいたしておりますけれども、そちらの中で工事費の内訳等を書いております。総務課資料、カラーの写真ですね、右上のほうに(9)と書いております。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。10時45分から再開をいたします。

（午前10時35分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

総務課長（松岡勝也君） すみません、資料が遅くなりまして申し訳ございません。お手元の資料総務課(9)と書いております。これが今回の歳出の工事関係の内訳でございます。左のほうから建築主体工事として一式5億1千万円。下の電気設備工事が6千800万円、右にいまして、上から給排水衛生設備工事が5千100万円。4番目の空調設備工事が6千600万円、合計の6億9千500万円。その下で、今度は備品ということで、音響設備機器ということで2千600万円。その下で監理委託費ということで、1千500万円。合計で今回の補正が7億3千600万円ということでございます。このうち補助対象といたしまして、先ほど災害復旧単独事業債起債ということで、うち7億600万円が補助の対象として起債を充当するものでございます。単独といたしている分が、電気工事の中の外灯が6億8千万円のうち、400万円が補助対象外ということで単独となっております。右の音響が2千600万円、これが単独ということでございまして、先ほどの外灯400万円と音響の2千600万円、合わせまして3千万円が一般財源ということで起債からは外して、一般財源としているところでございます。

そういうことで歳出につきましては、委託が1千500万円、工事請負が6億9千500万円、備品購入が2千600万円という補正でございます。上のほうが歳入ということでございまして、財政調整基金からの繰り入れを3千万円。町債といたしまして一般単独災害復旧事業債を7億6

00万円ということで、合わせまして今回の補正が7億3千600万円を補正をさせていただくものでございます。

以上で、第4号の小国町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第46号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 電気設備工事なんですが、このLED照明ということで、イメージ図とか図が1枚目に出ています。LED照明というと、これまで執行部が言ってきたのが、開発センターでLEDの設置工事を行ったものを今取ってあるから、それを利用しますということで聞いておりました。ただ、この図を見ると、2ページ以降これは結構廊下とか、あと1階ラウンジを中心にダウン照明のような形のこの丸い照明で、本当にこれが全部開発センターで使っていたものが使い切れるのかなあという気がしているわけです。お聞きしたいのは、大体何セットぐらい開発センターから回収をして、そのうちの何セットを今度の庁舎に使うのかというところですが、わかりますか。

建設課長（佐藤彰治君） 照明器具の件でございます。全館今回LED照明ということで考えているということは再三お伝えしたかと思えます。先に付けられておりましたLED照明、開発センター時につけておりました。これについてはできるだけ対応しようという趣旨で設計を進めてきたところでございます。全体の台数といいますか、場所場所によって従来のセンターに付いていた器具の形状とか大きさ。それから今回新しく設計されましたコミュニティ棟、これにおきまして、それぞれサイズとか照度とか、あるいは器具の形状であるとか、あるいは天井の仕上げ関係であるとか、そうしたものの中で新たに用意しなければならないものが、この従来品が使えない部分、これが全体の約半数ほどございます。新しく今回設計するにあたって、そういった理由で既存品が使えないような場所がございます。ですので、約半数程度しか今回照明器具の既存品の対応ができないということでございまして、残りの半数につきましては、各公共施設で未整備のところもございますので、そのあたりも各所管のほうに打診しながら、今後取り付けのほうを進めていきたいと。LED化を進めていきたいと考えているところでございます。

私のほうからは、器具の既存品についての説明は以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第46号、平成29年度小国町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決

することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第13、「発議第6号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者より発議第6号について、提案理由の説明を求めます。

11番（松本明雄君） 11番、松本です。

それでは説明をいたします。

発議第6号、平成29年9月8日提出、小国町議会議長 渡邊誠次様

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について

上記の議案を別紙のとおり、小国町議会会議規則第14号第1項及び2項の規定により提出します。提出者は議会議員松本明雄。賛成者は穴井帝史議員、以下同じく大塚英博議員、北里勝義議員、高村祝次議員、児玉智博議員、時松唯一議員、穴見まち子議員、松崎俊一議員、熊谷博行議員、時松昭弘議員です。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）といたします。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成にはとりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く存在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は「平成29年度税制改正大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月19日、小国町議会議長 渡邊誠次。

提出先としましては、内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣・衆議院議長・参議院議長宛としております。議員の皆さまの賛同をお願いします。
議長（渡邊誠次君） これより発議第6号について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第6号、全国森林環境税の創設に関する意見書（案）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって発議第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前10時59分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） 日程第14、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の質問者は登壇順に、北里勝義議員、時松昭弘議員、時松唯一議員、児玉智博議員となっております。

では、まず北里勝義議員、登壇を願います。

3番（北里勝義君） 3番、北里勝義です。一般質問を行いたいと思います。

まず1点目ですけれども、町の急傾斜地内の崩壊対策について、お尋ねをいたしたいと思えます。昨年起きました熊本地震では、小国町も甚大な被害を受けております。現在その災害復旧ま

た復興に向けて、鋭意取り組んでいるところではないかなと思っております。まずはこの災害の復旧・復興に携わっている方々に対して感謝を申し上げたいと思っております。また昨年の地震によって町の急傾斜地内において、やはり地割れ、また亀裂、また陥没等の被害が起きていると聞いております。まずそういった急傾斜地内の被害状況あたりの調査をやっているのか。またやっているとすれば、その被害状況をお尋ねいたしたいと思えます。

建設課長（佐藤彰治君） 昨年の熊本地震によりまして、非常に強い地震が当町にも起きております。大体町内で16箇所ほど、そういった崩壊とかいわゆる落石とか、そうした地震による被害というのが現在こちらで把握しているのが16箇所ほどございます。おっしゃっている急傾斜地崩壊危険区域においても、現在工事が進行中でございますけれども、まだそういった対策工事というのが、これが予算の関係と言うと怒られますけれども、なかなか予算の関係で一遍にというのが非常に難しい状況は事実でございます。地震直後にどうしても町道は町のほうで災害復旧しますが、山腹が崩壊したことによる町道災害とか、そうした事例も特に対岸線関係が多ございます。あそこら辺の地質というのが非常に節理状況がございまして、揺れに対して非常に弱いというような状況もございましたので、そうした箇所が一番数が多い状況になっているところでございまして、町のほうではなかなか直接的に山腹を手当てするというのが、御存じのとおり非常に難しいところがございますので、県と情報交換しながら、直後に県のほうを案内し、町の職員ももちろんついて行って現場の状況を確認しているところでございます。しかしながら、場所によってはクラックの確認というのが非常に難しく、当然雑木もありますし、草木も生えておりますし、大小クラックもあるかと思いますが、特に神社の境内であるとかそうした急傾斜地内の部分で、いわゆる民地とかいう部分は非常に確認がしやすいところございまして、そういったところの確認もしているところでございます。ただ、山腹をすべてというのが非常に難しいところがございまして、実際に崩壊した箇所、あるいは地元から山に行った際に確認できた通報箇所とか、そうした部分についてのクラックとかいう部分については、県と町と併せて確認をしているところでございます。

以上でございます。

3番（北里勝義君） 16箇所というようなことで、今調査はやっているというようなことでございます。私がちょっと心配するのは、やっぱり住宅あたりの裏、急傾斜地に指定されてそういった中で亀裂等があれば、大きな災害にまたつながっていくことも考えられますし、そういった調査というのなかなか難しい部分もあって見えにくい部分もありますから、地域の人たちあたりの話を聞きながら調査を進めていくことも大事ではないかなと思っております。現在はまだ地震の余震等も続いているような状況、また近年は局地的な集中豪雨などの自然災害も複雑化してきているのではないかなと思っております。特に宅地関係の住宅に面した急傾斜地あたりの対策を早急に取り組んでいかねばならないと思っております。そこら辺、今町の事業としては、住宅裏

は単県の治山事業あたりがありますけれども、裏が山林等であれば、単県の治山事業あたりを採択して取り組みができるのですが、裏が雑種地であったり宅地であったり、また農地等であれば、なかなかそういった事業も取り組めないというような状況でございます。その点について、この崩壊対策という観点から、町はどのように今後取り組んでいきたいかお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） ただいまの御質問でございますが、町の中で急傾斜地、特に地震後の安全対策という部分で、建設課も鋭意、先ほどの答弁のとおり調査もし、また状況確認をいたしているところであります。枠組みといたしましては、先ほど議員もおっしゃいましたように単県の部分で、県の部分で行っている場合が多くて、町としては振興局や本庁と要望も含めたそういう打ち合わせを行っているところであります。予算に限りがありますので、すぐさま事業に取り掛かりをしていただけるという状況ではない場合において、町といたしまして状況は確認はしつつも、現在のような取り組み方でいきたいと思っております。

あとは現状といたしまして、先ほど議員おっしゃいましたように、特に住宅の危険性、そういった部分が心配であるというような御意見で、町も全くそのとおりでありまして、急傾斜地の部分で、今移転の事業を実際やっていたりしている住民の方も現在おられます。そういった部分で、継続的に取り組んでいくという部分ではあります。町が率先して県を飛び越えてといいましょるか、事業を拡大するような部分までは、今現在はなかなか考えが難しいのではないかなと思っております。ちょっと補足を、建設課あれば、補足をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 町の取組ということでございますけれども、今回地震によります崩壊規模が大きいということで、町としてもなかなか御存じのとおり手を出せないというところがございますので、県のほうに逐次要求しながら進めてまいるところでございます。平成30年度要望についても今年度すぐに完了するというようなことができませんので、ちょっと複数年かかるかなというようなこともございます。ですので、町としての要望を平成30年度まで含めて、取りあえず要望をしておりますし、今年実際にかかれる現場はですね、緊急治山とか、そうした部分については2、3箇所ございます。本年度について。なおかつ、先ほど言いましたように、先日、平成30年度以降も16箇所以上の現場について対応方を県のほうを含めて打ち合わせしながら要望しているところでございます。

それから復興基金、これは民地を対象とした基金でありますけれども、そうしたメニューもございますので、例えば宅地の石垣が崩れてというようなことで、自力で復旧されたというような方に対しても対象となるというようなことで。ただし、補助率が2分の1とかというようなことで負担金が発生したりするわけでございますけれども、そうした通常公共では見られないような今回復興基金等もいろんなメニューの中で実施されているところでございまして、それに伴います町のほうの対応は、要望があればやっていきたいと思っております。

それから単県治山は御存じのとおり急傾斜も含めてそうですけれども、住宅があってこそその防除、あるいは災害復旧事業でございますので、保全施設があるというようなことでございますので、そのあたりについては単県治山も地権者あるいはその住宅の方に、それぞれ事業によって条件がございますけれども、その辺御説明しながら個々に対応をしていきたいと思っております。

それから土砂法の改正よりまして、これは県のほうの事業ですけれども、300万円を上限とする移転事業については補助をするというような事業もございます。いろんな住宅を災害から守るということにおいては県と連携しながら、そういった事業を御紹介しながら、御相談に対応していきたいと考えております。

以上です。

3番（北里勝義君） 今、答弁がございましたとおり、復興資金も活用ができるようになっております。この復興基金も今答弁にありましたとおり、受益者が2分の1の負担があると。これは限度額が確か1千万円ぐらいだったと思っておりますけれども、なかなか1千万円の工事をすれば、受益者が500万円の負担があるというようなことになりまして、同じ宅地でも単県治山あたりで取り組めば1割の負担でできるわけですから、その辺がちょっと不公平感があるのかなというの思います。また今現在、この急傾斜地対策事業においては、県が実施をしております。小国町の2箇所ほど、この対策事業に県が取り組んでもらっていると思っております。この県の事業もこれは国庫事業、これは受益者が5戸以上が対象になるし、傾斜角度も規定がございます。それからまたそれと併せて県が単独で単県の急傾斜地事業も過去には行ってきております。

ただ、近年は県も厳しい財政状況の中で、こういった単県の事業も徐々に少なくなってきていると聞いております。私はやっぱりそういった中で、単県治山事業だとか県が実施します急傾斜地対策事業だとか、そういった事業に採択をされない部分があるのではないかなと。そういった中で、私は町もそういった急傾斜地の町単独の崩壊対策事業あたりは実施できないかなと思っております。

じゃあ、財源あたりはどうするのかと言われたときに、もちろんその単県治山と合わせて受益者負担は10%いただいて、あとは防災事業債ですね、地方債、これは防災対策でそういう有利な起債も借りられるようになっておりますし、そういった中で規模の小さい急傾斜対策事業あたりはやっていけないのではないかなという気持ちもございます。これは新たに新しい事業を創設するとなると、なかなか簡単にサッとやりますというわけにはいかないかもしれませんが、そういった熊本地震という大きい災害があったあとでもあるし、そういったところを含めてやはり検討していただきたいと思いますと思っておりますが、ちょっと町長の御意見をお尋ねいたします。

町長（北里耕亮君） 今現在のところまでは、御意見いただく前までは、当然先ほども答弁したように現状のような状態で小国町はやっていきたいと思っております。ただいまの御意見を踏まえまして、まずそういう該当者というか、要望は恐らく多いとは思いますが、その要望にす

べてを、町単独の部分をやると仮定をすれば、すべてお答えができるものではありませんし、年間年間、限られた部分で限定をさせていただきながら、仮にやる場合は、それに相当数決まりをつくらぬとどういう枠組みで限度額とか、先ほど議員が御意見いただいたように、単県に乗らないような部分の状況とか、様々な切り口から考えなければならぬと思います。まずはやるかやらないかという部分の大きな方針をするためには、相当内部で議論を重ねないと一遍やり始めてから、「これは予算がかかるから、やはりやめましょう」ということはなかなかできにくいものですから、こういった部分は今後の大きな方針も議会とも相談させていただきながら、まずは現状をですね、そういった該当する地域、それであれば取り組む人が多いのかどうなのかというような、内部の検討もさせていただきながら考えていきたいと。議員の御意見に対しての答弁をやるかやらないかという部分はちょっとコメントを差し控えながらも、相当建設課や私ども執行部内部で議論を重ねていきたいと思っております。

3番（北里勝義君） 一歩踏み出すといえますか、そういう取組に向けてどういう起債があるのか、また被害の状況、それからこの市町村の急傾斜地の崩壊対策事業は全国的に見ても、市町村でやっておられるところもあります。だからそういったところもやっぱり参考にしながら、また一つの取組として検討をしていっていただきたいと思っております。もちろんやれば、要綱から策定をしていかねばなりませんし、いろんな面で検討していっていただきたいと思っております。

もう1点、防災関係ですけれども、社会資本整備事業において防災・減債の取組が新たにできております。これは平成24年度から防災安全交付金ということで、創設をされております。このことについては、今年度も町の予算でこの交付金を活用して復興まちづくり計画の策定を予算化して、今取り組んでいると思っております。

先だって、町長の行政報告の中で策定委員会等を立ち上げて進めていきたいというようなことで、行政の報告をいただいております。このことについて、熊本地震、それから殿町の大火、こういった大きな災害をしっかり検証をして、この交付金を活用した、これはメニューが交付金事業の中にはたくさんございます。避難所、また避難路の整備や、それから防災拠点施設、また防災公園、こういった整備もこういった計画の中で整備ができるようになっておりますし、またこの事業全体ではやっぱり創造的復興を目指して進めていくということになっております。だから町もしっかり方向性を示しながら、この策定に向けて取り組んでいただきたいと思っております。町長にこの取組の策定に向けて、町長の取組の思いがあればお尋ねいたしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 復興まちづくり計画でございますけれども、議員言われたとおり、先日議会からも4名ほど参加をしていただくようお願いもさせていただきました。メニューとしては、先ほど議員がおっしゃったようなそういう部分でありますけれども、特に熊本地震後ではあるのですが、小国町は物的なといえましょうか、その被害箇所、そう他町村に比べればという部分はありますけれども、従来から懸念されている災害の種類については、やはり集中豪雨やそういう

部分での河川の増水、筑後川の最上流地域でありますので、河川の氾濫等、そういった部分が従来から小国町の過去の歴史的な背景からいう災害が多い地域であります。それに向けてそういった部分の避難所の整備であったり、その対策というのもやっぱりこれを機会に再度考えていかなければいけないと思っております。

細かい話をしますと、今指定避難所6箇所大きくありますが、そういった部分のきめ細かなハード整備事業、そういった部分も必要ではないかと思えますし、そこが耐震化されているのか、されていないのかとか、そういった部分も大事であります。また一番氾濫が大きい下城、一番下流の地域ですね、杖立地域、そういった部分を今後どうしていくかと、そういった部分も大事だろうと思えます。

また火災についての殿町の跡地の部分も、この部分についてはなかなか検討、大きな方針という部分はありますけれども、計画策定委員の皆さん方のいろんな御意見を聞きながら、また定めていきたいと思っております。まずは集中豪雨とかそういった災害の種類のそれに向けての対応というのが大事ではないかなと、私としては考えます。

以上です。

3番（北里勝義君） 町が策定にあたって、町がしっかりした方向性を示しながら、そういったいろんな提案を委員会のほうに図りながら進めていっていただきたいと思っております。この事業では、効果促進事業というの中にございまして、議会等でも話題になっております防犯カメラあたりの整備もできるようになっているようです。私は総合的に取組を進めていただきたいと思っております。そのことが町民の生命・財産を守り、安心安全な町づくりが進められるのではないかなと思っております。どうかよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、次にいきたいと思えます。町の歴史と文化についてお尋ねをいたしたいと思えます。先の議会において、歴史的遺産と町の歩みを後世に伝える歴史資料館について、私が質問をさせていただきました。その中で資料収集、また編さんに向けた組織づくりを検討していくということで御答弁をいただいていたかと思えます。現在、この取組の進捗といえますか、状況をお尋ねいたしたいと思えます。

教育長（麻生廣文君） 多くの町民が小国の歴史的な遺産物といえますこういったもの、あるいは文化財というものにその素晴らしさを深く理解し、そしてこの小国町に誇りを持つといったようなことにつきまして、本当に大切なことだと思っております。それからこれまで多くの歴史資料と申しますか、教育委員会であったり小国郷の史談会でありましたり、あるいは一般の有識者の方々によりまして、解説あるいは収集がなされていることも存じ上げております。ただ、この体系的な整理というところまでは至っていないと思っております。例えば、教育委員会保管の古文書等もございしますが、今開発センターの解体に伴って、今、下城小学校等に保管しております。そういう状況でございしますが、内容を見ましたが、非常に専門的といえますか、細かい数値等が

並んだようなそういったものが多いなと思っていることをごさいます。この収集あるいは解説、それから編さんといったことにつきましては、時間がかかるということは弁解にはなりませんけれども、まず見守っていただきたいと思っております。

それから、そうした専門的に非常に細かい資料、歴史事象に関わるものではない部分でひとつ考えていることをごさいます。今取組を進めておりますことは、教育長就任時の小国町の教育チャレンジプランというものをお話させていただきましたけれども、その中に小国の先達であったり、人材や自然、あるいは伝統文化に係る郷土資料というものを教材化していきたいということを申し上げました。それは児童生徒向けではございますが、当然地域や町民の方々にも触れていただき、それを共通の話題として小国町の文化などに触れていただければということをごさいます。今その取り上げる素材等の検討を行っております、今後文化財の保護委員の方々、あるいは有識者の方々に相談を申し上げたり、あるいはお知恵を借りながら洗い出したいと思っております。その後見通しがきちんと立った時点で、議会の皆さまにも御相談を申し上げ、あるいは御提案を申し上げて、読み物風のをまずはまとめていきたいと、現在そのような段取りを取っているところをごさいます。ある程度専門的なものと、それから地域住民が非常に身近に感じるものといったような2段階で考えていると、進めているところをごさいます。

以上でございます。

3番（北里勝義君） 今、教育長の御答弁で、確かにこういった歴史については、時間がかかる場合もあるかと思えます。しかし、郷土資料あたりを含めて進めていきたいということをごさいますので、少しずつ進んでいっているのかなというような感じもいたしております。ただ、今答弁にありました歴史研究をしている史談会あたりも、やはり高齢化が進んでおります。また歴史に詳しい方々もかなり高齢化していますし、そういった中で、私はなるべく早くそういった資料収集や編さんあたりを進めていっていただきたいと思っております。これは一般的に町の個性というのは、その町が持っている自然、それから歴史・文化と言われております。その個性をいかに発揮していくかが、町の課題ではないかなと思っております。

私はひとつ提案なのですが、資料収集と編さんに併せまして、今町が持っております多目的交流施設の中の一角でいいかと思うのですが、歴史資料コーナーあたりも設けていけないかというような気持ちも持っております。これは小国町の歴史、農業の歴史、また林業の歴史、それから過去に町の振興のためにいろんな尽力をしていただいた人たち、そういう人たちを写真やパネルでその一角の中で紹介していくことも、一方として資料館をつくるということが一番いいのですが、資料館をつくるにあたっては予算もかかりますし、今からいろいろ検討していく部分もあるかと思いますが、阿弥陀杉の館の中でそういったひとつのコーナーを設けていくということもできるのではないかなと思っております。そして町の歴史や文化を町内外に示していくこと

が、町の個性を発揮して町の魅力につながるのではないかなと思っております。そこら辺、お伺いしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 歴史資料コーナー等の設置でございます。これも先ほど文化財そのものの保護や活用についてに触れたところでございますが、非常に大事なことでございます。地域住民の方々、どのように触れていただき理解を深めていくかといった部分に関わってくるかなと本当に思っているところでございます。ただ、今現状では受入れとなる施設等につきましては、今阿弥陀杉の館、現在図書室として活用しておりまして、毎日多くの町民の方々に利活用をいただいているところでございます。また他に図書室に代わる施設もないと、議員さんの御指摘のとおりだと思っております。その中において一部として、あるいはコーナー的に考えることはできないかというような部分については検討させていただきたいと思っておりますし、また今日上程されましたけれども、開発センターの今後がでございます。その1階部分に共用スペースとしてラウンジが先ほど写真にも提示されたかなと思っておりますが、そういった一角にも歴史コーナーみたいなものをつくっていくことはできないかということで、庁舎内でもそういった部分の話を進めているところでございます。具体的にはこれからというところでございます。ただ、そういったどういふものを展示していくかというようなことにつきましては、今後ともしっかり検討して、また御相談しながら、こういうものを進めておりますということも報告しながら、進めていきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 所管は教育委員会でありますけれども、私もやはり文化や歴史は大事にしなければと思っておりますので、このあたりは議論というか意見交換であります。ジャージーの65周年のときあたりも非常にいい写真が町民の方も所有されていたり、一部農協であったり、役場も所有していたり。また国鉄宮原線の25周年のときには、以前の電車のディーゼルが小国の風景にマッチしたそういう写真がたくさんあったり、ああいうのを見ると、ああ、何か非常によろしいなあというふうなそういう部分もありました。ですので、いろいろな素材はあるとは思いますが、そういったコーナーをつくるのには、ただいま教育長が答弁いたしました。新しいコミュニティ棟にそういう写真や書物や過去の動きやそういう部分を提示するのもよろしいし、阿弥陀杉の館にスペースがどの程度かにもよると思っておりますが、そういった部分は町民の人自体も過去こういうことがあったのだという部分もいい機会だろうと思っておりますので、また教育委員会と話をさせていただきたいと思っております。

3番（北里勝義君） こういった個性を発揮していくことが、また個性豊かなまちづくりが進められるのではないかなと思っております。ぜひまた取り組んでいただきたいと思います。

それからもう1点といいますか、同じ文化財関係になりますが、先の新聞報道で国は個別の文化財保護から総合的な保存活用支援を検討している。その中で未指定の文化財、また周辺環境を含めた総合的に保存・活用する基本計画を市町村が策定できるというような法の改正を今進めて

おります。これはその計画を国が認定をすれば、また補助金等の支援もあると報道されております。私はこれは地域振興への権限移譲というような報道もしておりますが、ただ新聞報道によりますと、自治体においてはこれを追い風ととっているところと、それから共だっているところもあると報道されております。町はこの権限移譲を含めて、このことについてどのように捉えているのかお尋ねいたしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 文化財保護活用の基本計画について、御答弁いたします。先ほど議員からもありましたけれども、文化審議会、文化財分科会、企画調査会といったところが、これは実は文科大臣から平成29年5月19日に諮問を受けて立ち上がったところでございますが、今年度の8月までにいろんな話合いを経て、文化財の今後につきまして論議を進めてきたところだと承知しております。その中間まとめというのが答申されたといったところでの、報道であったかなと思っています。これは文化財保護法の理念をもとに、今後文化財の種類とか、あるいは性質、そういったものに配慮しながら、適切な保存とかあるいは活用の在り方を整理すると。あるいは保存も非常に散逸したり、あるいは壊れていったりということのないように、確固たる保存にするといったようなところを目的に、今論議が進められているところでございます。大きくは先ほど別の点でも申し上げましたけれども、地域住民が文化財を通じてふるさとへの理解を深めるといった、あるいは継承の担い手になっていくと、そのために主体的に参画してほしいといったような状況で、今進められている部分かと思えます。そうした中で、これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策だとか、文化財の持つ潜在的な能力といいますか、そういった力をどう引き出していくかなどにつきまして話合いが持たれたものです。

まだこの内容でございますが、先ほどおっしゃいましたように、各市町村によって基本計画が策定できるとするというような内容でございますが、これは今後国の出す指針等を踏まえて、あるいは参考にして進めてくださいというようなところで、あくまで中間まとめでございます。市町村が絶えず、あるいは近隣と共同して、いろいろ文化財の総合的な保存・活用について考えていくか、基本計画を立てていくかといったことも踏まえまして、今後策定されます国の指針等を参考にしながら進めていきたいと思っております。先ほど追い風にするかとかいう話がございましたけれども、やはり国として風が起きている状況でございますので、そうしたときには風に乗ったり、あるいは必要があれば、町として風を起こしながらやっていく部分も必要になってくるのかなと現在では思っているところでございます。

3番（北里勝義君） 法の改正は来年になるというようなことでございます。現在、小国町の文化財を見ますと、国指定が2件、登録文化財が7件、それから町指定が12件の文化財があるかと思えます。今後こういった取組については、文化財保護委員や関係者の方々の意見を聞きながらまた進めて、また検討をしていただきたいと思いますと思っております。

もう1点、通告をしてございましたけれども、ちょっと時間が厳しいかなと思っておりますの

で、これで私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時53分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

10番（時松昭弘君） 10番、時松昭弘です。

9月議会にあたりまして、今回2点ほど通告をしてありますので、一般質問をさせていただきます。今回は決算の議会であります。後ほど28年度決算についてということで、質問をする予定にしております。まずは国保広域化に伴う町の取組についてということで通告をしてありますが、国民健康保険制度が今後大幅に改正になります。そのことにつきまして、今後町がどのような形で取り組んでいくのか、その点をまずお尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 国民健康保険についての御質問でございます。ただいま御質問がありましたように大きな変革の時期を迎えております。その部分について大きな方向性といたしましては、国民健康保険でありますので、町民の方が医療にかかる分について一定の御負担をいただきながら、やり繰りの中で町として町民の医療・福祉を増進させるためにしっかり取り組んでいきたいと思っておりますが、また御意見をいただく中で答弁をその都度していきたいと思っておりますが、やはり健康という部分が一番大事でありますので、病気にならない、重症化にならないうちに、様々な施策を展開していくことがまず大事だろうとも思っております。またあとの御意見に深く入っていくかもしれませんが、特別会計で行っておりますので、その財政的な部分について、また後ほどの部分でも議論を深めさせていただければと思いますが、まずはやはり制度改革があるとはいっても、この町としてしっかり取り組んでいくという部分は大きな方向性としては答弁させていただきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） 10番時松です。

ただいま町長から保険に対する考え方、町の町民の健康についての回答がありました。今回、国民健康保険の広域化に伴う法律が、平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度の構築をするための国民健康保険等の一部改正をする法律ということが出ております。この中身を見ますと、今までの小国町の健康保険は、一般会計からいわゆる法定外繰入を過去にずっと何年も続けております。その数字を見ますと、平成26年、平成27年、平成28年でございますけれども、平成26年には約3千万円、平成27年に2千万円、平成28年度が3千580万円と、今基金の残高にいたしましても、約680万円ほどが3年間で推移をしております。それに伴いまして国保の所帯数ですが、所帯数も減少傾向にあります。ということは、今後非常に国保に対する取組というのが、町も町民もしっかりとこの問題を捉えていかなければ、これは大きな問題に発展するのではないかと思います。今基金の残高につきましても平成26年から平成

28年までが、年間でやっぱり680万円ほどの金額が推移をしておりますけれども、参考になるかどうかわかりませんが、平成6年の段階では基金が3億2千495万円ほどあったということにデータとして出ております。

こういうことを考えてみますと、人口減少あたりが非常に人が減ってくると、負担率も変わってくるわけですが、今回の広域化に伴いまして、この今までは財政運営主体が町であったと、いわゆる特別会計になりますが、今度県が財政運営の責任主体となります。そうしたときに初めて国民健康保険と市町村との役割というのが、ここに出てくると思います。あるいはその中でも、県が財政運営の主体的になると。そしてまた市町村の国保の現状が熊本県下ではバラバラでまちまちになっております。

また三つ目には、今後市町村が今何を求められているのかということ。私たちの町村が国保に対することに何を求めて、どうしていかなければならないのかということ。町の考え方をちょっとお尋ねをしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 前段の議員のデータの部分的な部分ですね、そのとおりでありまして、状況といたしましては、人口減にもなっておりますけれども、医療費のほうは増となっております。加入世帯数も若干ではありますけれども減少傾向にありますし、やり繰りという部分については、過去、相互扶助という言葉もよく用いられて、自分たちの国民健康保険の枠組みの中は自分たちも一定の役割の中でやっていくと。ただ、そういう中でも、議員がおっしゃったように平成26年から一般会計からの繰入金、それは3千万円、2千万円、2千350万円と推移しております、財政調整基金も過去はかなりあったとも記憶しております。

少しずれるかもしれませんが、大きな流れといたしましては、ここ数年保険料の改定は行っておりません。できる限り、その改定を行っていない理由は幾つかあるわけですが、基金を投入できる範囲でかなり投入をして、今は数億円あった部分が600万円ほどになっているという状況にもありますけれども、だからといって、次の御意見、御質問に移っていくわけですが、熊本県の指導といたしまして、そういった部分の枠組みが変わったといたしましても、県がその補てんをしていただくとか、そういう部分ではありませんので、この県からの指導というか、そういう一定のデータに基づくそういった部分についてのやり繰りを今後また考えていかなければならないと思っておりますが、全体といたしましては、この厳しい状況はいつとき続くという部分にも思いますので、保険料の改定の話はここではちょっとあえてコメントを控えさせていただきますけれども、全体的な問題といたしまして、議会それから町民の皆さま方にも現在の国保の状況をしっかり御理解をいただきながら、そして先ほど冒頭言いましたようなできるだけ医療費がかからないような重症化しないうちに健康維持に努めていただくような施策を展開したり、いつか議会でも話題になりましたジェネリックの部分ですね、薬品のジェネリック薬品のことでありますけれども、このあたりも他町村と比べたら小国町はかなり進んでいると

いうデータが出ております。こういった部分にも最大限努めさせていただきながら行ってきたいと思っております。ちょっと質問に的確に答えていない部分もあるかもしれませんので、担当課から補足があれば補足をいたさせます。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。

ただいま町長からも答弁がありました。小国町は比較的今予防と、いろんな形で努力をしていただいて、病院にかかる前の前段の段階では努力をしているというような結果が出ております。次のこの今回の保険料改定が広域化に伴いまして、一つの方針が出ています。大抵県と市町村との打合せ会が何回かあっていると思いますが、その中で具体的にその状況がどういふような状況に今現在なっているのか。今大体2018年、来年ですけれども、4月までに向けてのいわゆる県のスケジュール等が出ています。それに対して町もその取組をしていて、その金額等の試算が出てきた段階で議会のほうに報告するような順番になっておりますが、第3回の試算というのがありますけれども、その中では来年度の公費充当分というのが、大体1千700億円から1千200億円ほどが充当をされると。しかし、これは平成29年の2月診療分までの実績が反映できるということですから、まだこれはちょっと予断を許さない状況があるかと思えます。今回、県と市町村がした提出期限というのが、第3回の試算の部分で報告期限というのが8月31日までであったかと思えますけれども、その状況等はどんなふうになっているかお尋ねをしたいと思えます。

福祉課長（木下勇児君） まず、これまでの取組と申しますか、県の取組について簡単ですが、まず説明をさせていただきます。今回、平成30年度からの国保の制度の改正に伴いまして、熊本県が保険者として加わるという形になります。各市町村と県の保険者ということで、いわゆる共同で行っていくという形になります。その中で、熊本県の国保事業に伴う運営方針というのを現在策定をしているところです。まだ今たたき台というような形で、各部会を4つほど作りまして、各市町村もその4つの中のどれかに所属しながら検討をされております。その検討された部分が、そのあとの連携会議という会議のほうで担当課長が出席する会議になりますが、そちらのほうで報告がされてきているというような状況です。その中では、方針としましては大きな柱が今のところ8つの項目が謳われております。一つは国保の医療に要する費用、また財政の見通しということで、これから先の医療費財政の状況の見通しということと、保険税の標準的な算定方法、こちらにつきましても結局各都道府県で係数等を決めていく部分があります。そういった部分の協議がなされております。それから保険税の徴収の適正な実施ということで、こちらについては、今後ずっとこれまでもそうですけれども、徴収率をいかに上げていくかというような課題はずっと残ってくるものだと思っております。そのほか保険給付の適正、医療費の適正化の取組といったものや、市町村が担う事務の広域化とか、保険医療福祉政策との連携、又は市町村間の連絡調整といったような項目ごとに検討がされているところです。

試算につきましては、現在8月末までに平成29年度の実績、決算のほうがある程度各市町村から出ておりますので、そのデータを県のほうに送ったという状況でして、現在県がそれを取りまとめております。それを踏まえて、今度9月末と聞いておりますが、試算されて熊本県の国保運営協議会、第1回目の協議会のほうに示されるのではないかと。それを踏まえて、各市町村にもその試算結果が出てくるのではないかと考えております。

ですので、現時点では小国町でつかんでおります試算につきましては、前回5月末だったですか、全員協議会を開かせていただきました。国保の制度が変わるということで。そのときに少しお話をもらいましたが、平成28年度でいった場合に、現在保険税の徴収額よりは少し高くなるのではないかと。それに今年2千350万円の法定外を繰り入れております。保険税にプラスしております。その額まではいかないのではないかと。その間、いわゆるもともと給付額に必要な保険税額ぐらいが今後示されるのではないかと考えております。ただ、こちらにつきましても、これまでは過去3年間のデータが1年ずれたデータになっております。今回新たな平成28年度のデータを送っておりますので、平成28、平成27、平成26年度、3カ年のデータで再度試算といいますか、算定が行われますので、それによってまた多少増減があるのではないかと考えているところです。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。

今、今後のスケジュールということで課長にお尋ねをしましたが、今市町村がこの算定方法の策定をしていくためには、先ほど運営協議会のほうに諮問をするというお話がありましたが、9月から12月までにかけて、このスケジュール表がここにございますが、このスケジュール表の一覧をみますと、平成30年度の納付金等の算定というのが、これは仮算定になりますが、この12月若しくは1月上旬までにこの保険料が算定基準の仮算定を決めて、そして1月か3月の間に納付金の確定、標準保険料の確定というのが決めていくと。それで恐らく3月の議会等におきまして、市町村の国保条例改定がなされると思いますが、この様なスケジュールでよろしいのですかね。

福祉課長（木下勇児君） 今、時松議員のおっしゃったとおり、12月末から1月にかけて、いわゆる県のほうで本算定、町といいますか保険者が収める納付金額が示されると思っております。併せて標準保険税率も示されるとなっております。それを踏まえまして、町のほうで納付に必要な額をどうやって集めるか。率をどう定めるか。相当のまず内部協議、また運営協議会への協議等も踏まえまして、3月までには方向性を町としても出したいと考えております。ただ、条例のほうにつきましては、いわゆる付加する所得のほうがはっきりわかりませんので、その所得によって率を掛けないと徴収できる金額の推計ができないということもありますので、町としては現時点では6月に実際最終的な条例改正のほうをかける方向を考えております。

10番（時松昭弘君） 時松です。

今、課長から6月に条例改正というお話がありましたが、それで大丈夫ですか。3月の段階で条例改正をしなくてもいいのですかね。そのあたりはどうですか。

福祉課長（木下勇児君） 先日、県に確認を取らせていただきました。県も3月若しくは6月でいいという回答をいただいております。

10番（時松昭弘君） 10番です。

今、6月議会に条例改正をするということでございますが、標準保険料の算定に関する都道府県と市町村の協議項目というのがあるかと思いますが、標準の収納率をどうするのかということが、まず第1点。

2番目には標準的な算定方法をどうするのかと。これは2方式、3方式、4方式というのがあると思いますが、このいずれかにどれに熊本県がするのか。小国町だけが単独で方式を変えたいということにはならないと思います。

そして3つ目が今回応能負担と応益負担、この関係。今まではいわゆる小国町の場合は保険税という形で今徴収をしております。これは保険料になるのか保険税になるのか、そこをお尋ねをしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 3点ほどお尋ねがあったかと思いますが。まず徴収率につきましては、県から示される分につきましては、小国町の徴収率の過去3年間の平均を目標の徴収率とするということで謳われておりますので、そういった形で過去の3年間の徴収率の平均が算定の中に入ってくると思っております。それから納付金の算定にあたりましては、先ほど言われましたように県内の市町村でも3方式、4方式、いわゆる医療給付分と後期高齢者支援分については、3方式と4方式に市町村が分かれております。概ね数的には半々に近い数字だと思っております。なお、今回算定するにあたりましては、県のほうは基本的には医療分と後期分につきましては、所得割と均等割、平等割の3方式。介護分につきましては、所得割と均等割の2方式でまず算出をされます。それで出てきた金額について、その算出と違う方法でやっている自治体、小国町とかもそれに当たりますが、今度は4方式に割りなおしてまたそれを示すという二つのパターンを県から町に示してくるようになっておりますので、どちらかを参酌しながら町としてこのまま4方式でいくのかも一つの検討にはなると思いますが、現段階ではこれまでやってきた4方式を参考にという形になるのではないかと思っております。それから小国町は国保税ということで、税で徴収をしておりますが、これにつきましても今後も国保税という形でやっていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） はい、10番。これは国保税というのは県と小国町が違って、税と料の違いが生まれるのですか。小国町が税でいくのか、あるいは県下一元化して税になるのか、そのあたりどうでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 県下が統一はされないと思っております。各自治体で料で取っているところもありますので、それを統一して税に、また逆に料にというような話は今のところ県からは

あっておりません。

10番（時松昭弘君） はい、10番です。この税と料の違いということをちょっと具体的に、課長、よかったら答えていただけないですか。

税務課長（橋本修一君） 町村によって、税のところと保険料のところあります。違いというのは、徴収方法が地方税法に則って徴収するというので、そこが大きな違いだと思います。

10番（時松昭弘君） 確かに、税の徴収方法によって違いがあるということでございますけれども、これはもっと深く突っ込んでいきますと、この税の場合は時効の期限が5年間ですね。料の場合は2年間なんですね。いわゆる、例えば滞納者がいると。滞納者が2年間のうちにどうにも支払ができないということであった場合は、それは当然、料のいわゆる不納欠損にしなければならないというような形になります。ただ、税のほうになりますとこの5年間がいわゆる徴収権がありますものから、これは5年間は請求をすることができるとなっています。このことは一元化になれば一番いいのだらうと思いますが、それぞれの町村によっても非常にばらつきがあるのではないかなと思います。

今回、一番この算定基準をすることにあたりまして、この所得の指数と試算の指数、均等割の指数、平等割の指数、この今までがこういう指数になっておりましたが、いわゆる応能負担の分につきまして、これは応能負担が資産割が今度廃止になりますね。そうした場合に、平等割とか均等割、あるいは所得割のこの水準が非常に上がってくると思います。そういった形になってきますと、いわゆる今回の場合で滞納者、税の支払ができない方が増えてくるのではないかというひとつの懸念をするわけですね。そうした場合に、県の繰入金を活用というのがありますがけれども、活用したこの激変の緩和措置というのがあると思います。この調整をする範囲はどのようにするのかお尋ねをします。

福祉課長（木下勇児君） 保険料水準の激変緩和措置ということで、これも今県のほうで検討がなされている部分でもありますが、基本的には納付金額標準保険料率が示した額に対して、昨年度との開きが大きかった場合に、その激変緩和措置という形で補てんが行われるという形のもので、先ほど小国町の場合言いましたように、昨年が法定外繰入をしている市町村については、その部分は加味されないということですので、法定外繰入を含めたところで、合計した金額からさらに何パーセント上がれば激変緩和措置の対象になりますという形ですので、今のところ小国町はそれを含まずとそれ以内ぐらいで収まるような金額ですので、そういった激変緩和措置の対象には小国町はまずはないと考えております。

10番（時松昭弘君） はい、10番です。法定外繰入金も認めるというようなことでありますが、今回もっと懸念をされるわけですが、例えば都道府県の単位化になった場合に、市町村の赤字の解消を求められるということが予想されるわけです。今まで、今法定外繰入金の話が出ておりますが、今回の広域化に伴う部分につきましては、いわゆる法定外繰入をなくしていこうと

というような狙いが国のほうにはあるわけですが、それに伴いまして、国も一元化をすることによって管理をしていくような状況があります。最終的には財源不足があった場合、保険料で穴埋めをされると思います。しかし、国は3千400億円の財政支援を行うと強調しております。しかしながら、この3千400億円というお金は財政の安定化基金とか、あるいは保険者努力支援制度という形でその3千400億円の支援をしていると聞いております。こういった3千400億円のお金の利用、これも町あたりがどういうふうを考えておるのかをお尋ねをしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 国からの社会保障分の支援策で3千400億円出ています。一昨年ですか、1千700億円は前倒しで現在各市町村にも入ってきている部分になります。それに追加して平成30年から1千700億円が追加されると認識しております。そちらにつきましても、先ほど時松議員がおっしゃったように県の財政安定化基金であったり、そのほか自治体の努力支援に対する交付金のほうにも充てられると思いますが、直接町のほうにも金額がそのうちのどのくらいというのわかりませんが、各自治体、保険者のほうにも配分はされるものと思っております。それから努力支援につきましても、今回、昨年から前倒しで示されておりますので、町としてもある程度項目はわかっておりますので、それを踏まえて取組もやっていきたいと思っております。

10番（時松昭弘君） 今回の保険料改正に伴いまして、健康保険税の収納率あたりが非常に関係をしてくると思いますが、この収納率がやっぱり一番高いところあたりは熊本県の場合でも五木村が収納率が一番高いと言われております。小国町の場合でも、平成28年度の場合でも滞納関係が、収納率が96.32%ですか。ということは、収納率が100%ではないということですが、しかし、収納率は県の平均化した場合はどんなふうになっていますか。

福祉課長（木下勇児君） 県内の市町村の収納率の平均でいけば、小国町は平均より高い収納率となっております。先ほど言った五木村は100%の収納率ということですので、ちょっと別ですが。それから同じ規模、いわゆる被保険者の数でいきますが、そういった規模の中ではほとんど平均値に近い数字だと認識しております。

10番（時松昭弘君） 今、小国町の中でも国保運営協議会というのがありますが、この中でも今回、都道府県の国保運営方針を作成するにあたりまして、市町村に直接影響を与えてくるわけです。市町村の特別会計の変更をする時点で、保険料率に影響を与えるいわゆる国保事業費の納付金、あるいは標準保険料の算定が議論をされております。そういった中におきまして、市町村の場合は国保運営協議会が議会にその内容を報告することが求められているとなっております。何回かしておりますが、このことも運営協議会あたりの中でも、こういった中身をしっかりとした形で捉えてしていかなければ、これは大変なことになるかと思っております。標準保険料の算定の、大体10月頃に行なわれるとなっておりますけれども、こういったことが今求められているのではないかと思います。

今回の国民健康保険と市町村の役割ということで、ちょっとまとめてみましたけれども、2018年、来年から国民健康保険の保険者が従来の市町村から県と市町村に変わってまいります。また各市町村は県と相談をしながら、先ほど木下課長が答弁されたように、来年度に実施に向かったの具体化を検討中ということです。この保険の改定に伴いまして、言うなれば町民の立場に立って、より良い健康保険制度になるように注意をしていく必要があると思います。このことを強く申入れをしたいと思います。

また県が財政運営の責任主体に今度はなるわけです。県が国保財政の運営を行い、実務は従来どおり市町村が行うということです。市町村は保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、あるいは保険事業などを引き続いて担っていくことになると思います。また保険料の設定というのが先ほどから話がありましたように、市町村ごとの標準保険料率と県全体の標準保険料率を定めるということになっていますね。そしてまた市町村は標準保険料を参考にしながら、納付金額を収めるための必要な保険料を定めると。保険料を徴収して、その都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付をします。したがって、保険料は今と同じように市町村ごとになるかと思います。その上で、市町村は保険給付等に要する費用のうち、市町村負担分として国民健康保険給付費等の交付金として都道府県に請求をして、県から交付を受けるわけです。

市町村によりまして先ほど話がありましたように、市町村の現状ということがまちまちでありまして、熊本県の平均化でいきますと国民保険料の調定額とありますが、8万3千873円となります。最高のあさぎり町が10万2千675円。最低が芦北町だだと思いますが、5万5千596円。平均以上というのが、8万3千873円が平均ですけれども、平均以上は14の市町村があると。平均以下が31市町村となっているとデータが出ています。これは平成26年度の資料ですけれども、国民健康保険収納率というのが熊本県平均で90.9%と。最高の100%が五木村ということで、最低の熊本市は87.6%ということで、その差が12.4の差があるのです。この国民保険料の引き上げによって、法定外繰入を行っている市町村ですね。平成26年の段階で23町村、その総額は熊本県下で46兆9千億円ということになっています。一般会計から繰り入れを行っても、国保会計の単年度収支がほとんど市町村は赤字というふうに今言っております。

ただ、これから先、私たちの町に何が求められてくるのかというふうに考えてみた場合に、累積赤字を抱えている市町村は2018年度までに赤字会計を解消しなければならないと。国が決めた保険料基準の適用や医療費の上昇が保険料の引上げにストレートに跳ね返る仕組み、言うなれば100%以下でのペナルティ制度というのがあろうかと思いますが。国の決めた一律の基準が適用されるようになれば、県下の多くの市町村は大変な負担と混乱をもたらすのではないかと考えられます。保険料の値上げや滞納処分の強化が行われるということも懸念をされますが、各市町村はそれぞれ実情に合わせて保険料の設定と、独自の減免制度を設けるなど県に申し上げる必

要があると思います。法定外繰入の余地を残すことも同様で、長年健診に力を入れてきた早期発見、早期治療、医療費削減を行っている。小国町は課長の答弁でも先ほどこれはやっているということで、答弁をいただきました。今町には国民健康保険の都道府県化を前にして、この制度が誠に住民の命を守っていくものになるように力を尽くすことが求められていると考えます。今のことを話しましたが、そのことにつきまして、町長に答弁をしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 町にとって一番最初の答弁と重なる部分もあるわけですが、国保について大変重要な部分であるというのは認識をしております。国保制度改革によりまして、町村間でいかに努力するかという部分が大事で、先ほどから健康増進であったり、予防の観点から様々な今回の決算のもちろん予算でも、それぞれ議員の皆さま方に審議をしていただくがんの検診であったり、様々な健診であったり、かなりの予算を割いて重症化しないうちにとというような施策を取り組んでおります。こういった部分の保険者間の努力の部分といたしまししょうか、そういった部分の特別調整交付金という配分も行われるように聞いておりますけれども、そういった部分で保健指導であったり、福祉関係、個々にすべてつながる部分がありますものですから、課だけにとどまらず役場全体で共通の認識で取り組んでいきたいと思っています。

それから課長が先ほど答弁した大きな施策の、熊本県国保運営検討会議の中の8つの柱という話をさせていただきました。一番最初に出てくるのが、国保の医療に要する費用及び財政見通しという部分で、やはりやり繰りの話ですね、この部分は無視できない状況にもなっております。議員の言葉にもありますその法定外繰入の話題についても、やはりそのあたりは十分今後考えながら検討していきたいとは思いますが、国保財政の安定化という観点からは、一般会計からの法定外繰入につきましても、できるだけしないようにといたしまししょうか、そういう部分での検討も一定の必要があるのではないかなと思っています。課題がちょっと多いのは多いジャンルの話ではありますが、行政としてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。今、法定外の話が出ておりましたが、やはりこの状況が来年度からこれは2年間ですかね、今回の試算が3年間ですかね、3年間のまた見直しが3年後にあらうかと思いますが、そのときあたりにもその状況を見て法定外繰入あたりもどういうふうになるのかわかりませんが、できるだけいわゆる早期発見、早期治療という形が一番望ましいわけですが、それでなくてもなかなか小国町の、あとでちょっと決算のところに触れますけれども、やはり段々と低所得者、このあたりに対する対策というのも今回町の中でも考えておかないといけないのではないかと考えます。と申し上げますのが、いわゆる減免制度というのがありますが、国民健康保険のほうの第44条に基づいて、自治体が自ら基準を策定して、加入者の医療費負担の減免、あるいは支払の猶予を行うことができるようになっていると聞いています。俗に言う、44条減免と言われておりますけれども、この方向性というのは町が、これは国保法の中にありますけれども、町全体の独自の減免制度というのは条例等で作成する気持ち

があるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） ただいまの御意見にあります町独自の減免制度という部分であります。現状の状況で推移をさせていただきたいと思っております。当然災害とか様々な部分、現状の部分はあるのはあるのですが、それ以外のこれから将来に向かってのという部分を総合的に考えた町独自のというのは今現在はちょっと考えておりませんので、このあたりのところも福祉課を中心とした内部でまた話題にはしたいと思っておりますが、今現状はこの状況のままでいかせていただければと思っております。

10番（時松昭弘君） 10番です。今、今後に応じてというお話がありましたが、今回の改正の中にいわゆる応能負担の部分がありますね。応能負担の部分はいわゆる資産割の部分なくなるわけですけれども、それに伴って所得割が増えてまいりますね。また応益負担は、これは利用者が均等といわゆる平等割と二つあるわけですけれども、この応能と応益のバランスですね、そして例えば応能負担の分の所得は極端に減ってくるといった場合は、応益の部分だけしかなくなってくるわけですね。そうしたときに均等割と平等割をそちらのほうをしていくのかどうかですね、そのあたりがちょっと懸念をされますけれども、そのあたりの取り扱いはどのようになるでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） まず、県の示される応能・応益につきましては、基本的な考え方は50対50、1対1の割合で按分をされると聞いております。それで町の納付額なり標準保険料率が示されてきます。県から示されてくる率につきましては、3方式、2方式で示されます。併せて小国町が採用している4、2方式も示されてきますので、その示された率、納付額を参酌して町の率を検討しているというか、決めていきたいと思っているところです。

10番（時松昭弘君） 10番です。確かに県との相談をしてすることもいいかもしれませんが、そういった懸念材料が今考えられますけれども、そのときには議会等に相談をしながら、しっかりと議論をして、それに対する対応策をしていただきたいと思います。そうすることが、いわゆる国民健康保険の都道府県化をしてよかったとなればいいのですけれども、逆に都道府県化をしたことによってマイナスになったということになりますと、いわゆる町民のいろんな形で病院にも行けないような状況が生まれてくるという、そういった懸念がないようにしっかりとした取組をしていただきたいと思います。そのことにつきまして、ちょっと答弁をいただいて、次の質問に移ります。

町長（北里耕亮君） なかなか制度が複雑でありますので、冒頭に言いましたように、町民が今回の制度改革が行われることになかなか情報が行き渡らない部分もあるかと思います。まずはまた行政の内部でも県下統一というかこういう部分になることで、さも何か課題が解決をするようなそういうような誤解があっては、解決はしないのですけれども、そういう部分であってもいけないと思っております。ただ、しっかりと町は町として取り組むべき部分を繰り返す必要があります。

どもやらせていただいて、この制度改革も方針は決まっておりますので、制度改革を行えることは決まっておりますので、それに向かって国保の被保険者の方々に不利益が被らないような、そういうようなしっかりした部分に行っていかなければと思っております。またこの分についても、一般質問でまたほかの議員の方からも御意見等あると思っておりますので、また議会のほうとも深めさせていただければと思っております。

10番（時松昭弘君） 10番です。今後いろいろ県のスケジュール等が示されております。そのスケジュールどおりで進行していくものと思っております。その状況をやはり議会にしっかりと一応報告をしていただいて、そしてやっぱり問題を共有化して、またいろんな形で誠に町民の方たちが安心して医療、病院等、あるいは本当の国民健康保険がこういうふうになってよかったというような形でしていただきたいということを要望する次第です。

時間の都合もありますので、次の質問に移らせていただきます。今回の平成28年度の決算がなされました。先般来、監査の方からもいろいろ指摘をされておりますが、やはり監査の結果、概ね財政状況は良好というようなことが内部監査のほうから示されました。しかしながら、監査の項目の中にもありますように、これは今後もう少ししっかりと捉えていかなければならない部分がたくさんあります。この1年間の平成28年度の決算に向けて、この成果と反省ということで通告をしてありますが、そのことをまずお尋ねをしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 平成28年度決算、先ほど認定をいただきましたが、監査の意見書にも様々記載がございました。また別に両監査の方々と直接お会いをしまして、御指摘もいただいているところであります。大きな施策的な話といたしましては、昨年地震もございました。そういった中において、小国町、被害もあったわけでございますけれども、一番はやはり開発センターコミュニティ棟の、先ほど補正予算も可決もいただきましたけれども、そういった部分での様々な施策的な業務が増えたといいましょうか、そういった部分があります。ただ限られた歳入の中で、そして限られたそれぞれの基金の中で、やはりどうしてもやり繰りといいましょうか、そういった部分についてはいつも悩むところがございます。必要な施策、歳出の話でございますけれども、必要な部分については、使うべきところは積極的に使わなければいけませんので、そのメリハリといいましょうか、選択と集中といいましょうか、そういった部分については努めさせていただいた部分ではありますけれども、決算書の中を見ればまだ不用額という部分も項目によっては、少し大きい不用額の部分も出たかと思っております。その理由も様々あるわけでございますが、やはり予算があるから使い切ってしまうという考えではなくて、それを不用額が出て早めの補正予算をして、減額補正をして別のものに使うという部分の臨機応変な先ほど言いましたように、必要な部分は必要だという部分もありますので、項目によっては議会と相談させていただきながら、年度途中の補正予算も今後の話ですが、そういった部分でさせていただきたいと思っております。ちょっと概略的なお話ではありますが、個別的にあればまた議論を深めさせていただきたいと思

います。

10番（時松昭弘君） 平成28年度決算の中におきまして、今後見直すべきところは見直していくという形で、今回の監査の形が事務事業の効率性や廃止と、削減を含めた歳出の抑制をさらに検討する必要があると、結びで監査の代表意見として出ております。これもまさに町のいわゆる税収、自主財源が段々と少なくなってくる状況が昨年は増えていますけれども。ただ、今後やっぱり自主財源のマイナスということも大いに考えられてくるわけですけれども、こういった形をしっかりと捉えていくためには、国もいわゆる公会計制度の各種財務諸表の活用ということを言われておりますけれども、今後この町あたりが、これは全体的な問題になるかと思っておりますけれども、いわゆる公の会計制度を導入する予定があるかどうかをお尋ねをしたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 御質問の公会計制度の移行ということでございますが、今ここ何年か公会計制度で算定をいたしまして公表いたしておりますが、今ここ数年で公会計の予算化というのは今のところはちょっと考えておりません。

10番（時松昭弘君） 10番です。今後国の総務省のほうも、今の制度じゃなくして公会計制度に移行するというような状況がありますけれども、こういったいろんな形を制度を分析をしながら町の財源確保、そしてまた必要な部分には必要なところに予算を投入する。今回、各課長方に平成28年度の決算のことについてお尋ねをしたかったと思いますが、時間の都合上、今回はやめますが、特に最後にちょっと申し上げますが、今回の決算の中でも何回もいわゆる議会じゃなくて担当課の方に申入れをしていますが、担当課長あるいは担当者が動かないというような部分があります。あえて議会の中で、一般質問等の中で発言をすることがないようにやっぱりこれはさせていただきたいと思っております。またそういったことが今度できないということであれば、これは公式の場ではっきりとした形で、私がまた一般質問をさせていただきますので、その点十分に注意をして平成28年度の決算が終わりましたが、平成29年度決算に向けて取組方をお願い申し上げます。質問を終わります。最後に町長の答弁をいただいて終わります。

町長（北里耕亮君） 決算議会冒頭の挨拶にも発言させていただきましたが、決算は予算の鏡と言われております。今回も様々な御意見をいただいておりますし、また議場以外でも役場庁舎等で議会の皆さま方とお会いする機会も大変多ございますが、その通常の日常の中で御意見いただいた部分についても町民の利益に関すること、町民の生活に非常に近いような部分については、積極的に意見交換をさせていただければと思っております。また予算についてで、これからの平成30年の予算につきましても今回様々な御意見をいただいている部分、またそれをできないというわけではないのですが、その理由があつたりしますので、そのあたりも議論を深めさせていただきながら、この議場だけではなくてしっかりした意見交換を議会の皆さま方とさせていただければと思っております。ありがとうございます。

10番（時松昭弘君） 10番です。今後いろいろみんなで考えて、そして一緒になって共にこの

町を良くしていくためには、いろんな予算を適正な形で使っていくということが一番大事でありますので、その点強く要望申し上げまして質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

（午後1時58分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。

今回通告してあります、まず小国町まち・ひと・しごと創生、これは私は3月、6月議会でも質問いたしておりますが、その中のエネルギー関係、それから米農家についてお尋ねします。

2番目は高齢運転者返納に対する対応ということですが、この件に関しましては、各関係機関等の協議等も必要かと思えます。次回、あるいは先のまた先にお尋ねしたいと思えますので、今回は割愛させていただきます。

3番目に災害時に対する対応ということで、避難所に指定されている箇所についての質問を行いたいと思えます。

では最初に、小国町まち・ひと・しごと創生の検証。前回、一般質問において地方創生等についての検証を各担当及び町長より答弁をいただいたところでございます。地方創生とは一体何者かということで、改めて皆さんに考えていただきたい。非常にシンプルで簡単とは申しませんけれども、地方創生とは町に住む人たちが今日と同じように明日も暮らせる。これが地方創生です。良くして良くなるというのではなくて、それも必要ですけれども、今の状況を悪くしない、今の状況を守っていくというのが、まずはこの地方創生じゃなかろうかなと思っております。

2番目に人口減少は何度も各同僚議員からの指摘もあったかと思えますけれども、この人口減少は高度成長期、1950年から70年代ですね、皆さま御存じのように私たちの年代になりますと集団就職がございました。私の兄たちもすべて集団就職で大阪、名古屋、東京というふうで、小国駅のあるときに皆、集団就職をいたしました。そして残された私たち、そういいますと頑張ってきた農家の跡取り、今では長男ではなくても次男でも三男でも家業を継いでおりますけれども、その方たちが今残っていると。その方たちが今この小国町を守ろうというか、生活していける場所にやっぺいこうというところで頑張っていることだと思えます。私もそれを実感しております。平成の地方創生で町長も御存じでしょうけれども、地方創生でいろんな町がもてはやされ、下川町に私たちも研修に行きましたけれども、ほとんどの町が合併をしないで一生懸命単町村で頑張ってきた町村が今もてはやされ、よく見ますと9割ですよ、本を見ますと9割は合併をしていない町村が、今国が地方創生で頑張っている、頑張れ、頑張れとか、そういうことを言っている。私たち小国町も単独で今頑張っているところであります。

そこでまず質問をいたしますけれども、当小国町がまずエネルギー問題ですけれども、補助金

をいただきながら、そのバイオ関係あるいは電気関係でも同様ですけれども、補助金ありきでやりますと、どうしても何かあったときに失敗ができません。リスクを負います。そのリスクをどうやって解消するかと言えば、まず一つは補助金があるからやるのではなくて、そこに材料があるのか、そしてその材料を適宜に処理ができるのか。その中でやはりバイオマスでも電気でもそういうものを作って、多分地域の資源を活かした循環型社会ということですが、まずはそれがしっかりと小国町で適用し、そして仕入れがしっかりとした業者がいるのか。それからが発端だと思います。その点で今の現状をお聞きいたします。エネルギー関係、バイオにしても電気関係にしても、地産地消でやると。今の地産地消じゃなくて、地消地産という言い方もあります。自分たちで使うものは自分たちで生んでいくということが、この小国町の地域の資源を活かした循環型の社会と産業づくりだと私は認識しておりますが、今の現況報告をお願いします。

町長（北里耕亮君） 個別については、また政策課長から補足の答弁をいただきますけれども、小国町がこのエネルギー施策といいたまいますか、取り組んでいる理由の一つには、条件に恵まれておりまして、こういう中山間地ではあるものの、水力であったり、風力であったり、自然的なエネルギーというか、その資源に恵まれているのではないかなと思っています。もちろん地熱もそうですし、光の部分では太陽光も含まれるのかなと。また林業地域でありますので、そういった資源にも恵まれているのかなと思います。ただスタート地点は、これは国と合致している部分もあるのですが、二酸化炭素の削減という部分から再生エネルギーに取り組もうという部分からスタートしているところであります。

その中で補助金の話もありましたけれども、国の環境省であったり、各それぞれの省庁で大変有利な国の施策としても、地方でこれを進められたらどうですかというような部分の枠組みの事業があります。場合によっては、これは10分の10というか、全額補助金の部分も調査事業とか実証実験的なそういう部分においては、ケースもあるわけですが、そういう部分に着目、それから事業に乗りまして、小国町といたしましてはそれを進めているわけですが、

大きな方針としては今述べさせていただきまして、個別の材料とかそういう部分、また深い部分については担当課長から補足の答弁をいただきます。

政策課長（清高泰広君） それでは小国町の地方創生、あるいは環境モデル都市の中でも、地熱とバイオマスを活かした農林業タウン構想ということで、一応目標を掲げております。まず地熱の問題でございますが、地熱の場合、一番は多分発電事業ということになると思いますけれども、現在既に2千キロワットの事業者が1社、そしてあと小規模のバイナリー発電が動いております。ただ、現状としましては、今後につきましては、九州電力の送電の受入れが今一杯の状態にして、九州電力が募集プレスをかけて事業者を選んでいる最中でございます。そういった意味では地熱の発電としては非常に有望ではございますけれども、実際問題として発電事業が今後大きく展開

するのは、非常にある意味で厳しいというか時間がかかりそうでございます。その中で幾つか小規模のバイナリー発電の動きが出てきておりますので、そういった動きを今後期待していきたいなと思っております。

それともう一つがバイオマス、これは木質のチップバイオマスを想定しております。これにつきましては、現在チップバイオマスと普通のバイオマス、木質のバイオマスです。木魂館のお風呂に使っています薪ボイラー、現在の公立病院のほうでチップボイラーを稼働させております。ただこれにつきましても、チップの供給、現在は南小国町の会社から入れておりますが、供給体制は十分にまだ確立できておりません。ただ、この問題につきましては、卵が先かニワトリが先かみたいところがございまして、ある程度のチップの消費ができることが見込まれないと、チップ製造もできませんものですから、このあたりは並行してチップ製造、そしてチップの消費という両方の歯車がうまく回らないと、今後の展開がなかなか今のところは厳しい状況でございます。

6番（時松唯一君） 今の町長の答弁でも100%の補助がある場合もあると。その中において、私が今問いかけているのは、補助金が100%だとしても、そこの中にしっかりとした今言った薪ボイラーにしてもチップボイラーにしても、その業者の供給がなければ、そのボイラーは動かないと。動くためにまた維持管理費があると。管理費が高つくのではないかと。そこら付近をどのように考えているかということ、私は今質問している。その付近はいかがですか。

町長（北里耕亮君） 国の施策といたしましては、木材資源、チップボイラーやペレットボイラーや薪ボイラー、それぞれ木質の燃料を用いたそういう施設というのを広げようというような考えがあるようでございます。そういった部分に事業に積極的にこの小国町も乗りましたわけでございますけれども、議員がおっしゃるようにそれにはハード整備の機械を設置して、そして木質の材料が要りますものですから、その材料を見つけるというかそれで燃やすと、そういう仕組みになっておりますけれども、先ほど課長が言いましたように、そういう箇所が何箇所かあれば、そういう供給する団体やそういう施設もできてくる部分もあるかと思いますが、先行事例としてまず最初でございますので、こういった部分に着手をしているわけでございます。今回の公立病院の部分については小国郷でやったわけでございますけれども、南小国あたりでもまたチップを用いた、若しくは木質の材料を用いたそういう供給施設というのをやろうかというような動きも多少でているように聞いておりますので、この小国郷で数箇所あれば、またそういった供給する団体やそういった部分も増えてくるのではないかなと思ってます。

ただ、重油の値段とチップの価格、こういった部分の見合いもありますものですから、単純にこれがチップボイラーを積極的に投じることが利益につながるのかどうかという部分については、引き続き検討しなければならないとは思いますが、二酸化炭素削減という観点からは、化石燃料を減らすという観点からは大いによろしいのではないかなと思ってます。

以上です。

6番（時松唯一君） まずは公立病院の件に関しましても、我々議員の一端の責任もあるかと思いますが、ただし言えるのはやはり何か事業を始める場合には、間違いないということが8割以上ないとやはり着手できないのではなかろうかなど。着手したとしたら、それは5年間の、あるいは5年から10年の管理費それから人件費、それから維持管理費、そういうものを計算した中で、これは大丈夫だということをしっかりと住民に説明し、そしてやるべきではなかったのかなあと。ただ、今「なあ」ということは、やったことに関しては、今始まっていることに関してどうするのかということ、始まっているのであれば、やはりこの5年以内にしっかりとチップの業者、入れる供給業者をしっかりと両町で協議し、そしてしっかりと供給源をやはりつくるべき。それからやはり5年間燃やせば傷みが来ます。その維持管理費は1年1年の予算ではなくて、5年後、10年後を見据えたものが必要なと私は考えますが、いかがですか。

政策課長（清高泰広君） 設備は補助金で入れますけれども、当然その運営費につきましては、事業の中で採算が合うようにするのが当然だと思っております。今回の木質のチップボイラーの導入につきましても、過去5年間の石油製品の変動の状態と、これは3年前に計画しましたが、当時のチップの値段、そういったものを参考にしながら、ボイラーの性能と照らし合わせながら採算性を計算した上で、採算的に大丈夫であろうということで、実際に事業に踏み切ったところでございます。

ところが、ちょっと町長も言われたように、若干石油価格が過去5年間に比べると単価が低い。それとチップの値段が相場的に上がっておりますものですから、非常に採算的には厳しい状況になっております。それとやっとな稼働を始めました。稼働しながらこの3カ月間の状況を見ますと、やはりまだボイラー自体の効率が非常に燃焼状態がまだ定まっておられませんので、このあたりをうまく燃焼することによって、効率のいい燃やし方をすればもう少しランニングコストを下げることが可能かと思っております、現在関係者を集めていろいろ協議をしております。

6番（時松唯一君） 効率の良い燃焼の仕方というのは、当初からやってわかっていないとちょっとまずいのかなと思います。それから今後やはり5年を目安にして、重油・燃料等がかなりチップ等の価格と、それから普通の可燃燃料ですね、そういう値段の差が出てくると。そこら付近は致し方ないとはしても、やはり5年、来年度もそうですけれども、これを解決するためにはやっぱりチップの質の問題もあるかと思っております。結局は危機的なところは多分私たちが研修した田主丸と一緒に思うのですが、そういう管理体制をしっかりとやる。そしてその管理をやるために幾らいるのか。金額的に幾らいるのかということ、そこら付近までやっぱり突っ込んでやっていかないと、やはり環境モデル都市として町長が進めているところには疑問符がつくのかなという気がいたします。

これは各その担当、公立病院の私どもの担当議員のこともありますけれども、やはりちょっと

がっかりしましたのは、某企業が参入していないと。その某企業は入る予定だったけれども入っていないということが、非常に危惧しております。その付近はいかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 小国町町内の企業が当初考えておりましたけれども、その部分については、小国町の木材を100%といたしましょうか、仕入れていない状況もあったわけでございます。その中でいかに地域内の資源、これを循環させるかという部分についてより良い方向はどう考えるかということで、小国公立病院及び老健施設、小国町外一ヶ町の組織でやるわけでございますので、地場企業にという転換をしたわけでございます。それであっても、私は小国町の小国町長でありますので、今現在は南小国の地場企業をやっておりますが、将来は小国町のそういった団体が参画していただくようなことはできないだろうかというような思いもしております。これは長期的な検討でありますけれども、そういった部分を考えております。一番最初に言った某企業と言われるようなところについては、そこを選択しなかった部分について、執行部としてはそこまでは悪くは思っていないという感想を述べさせていただきたいと思えます。

6番（時松唯一君） その某企業と言われる企業が、小国の資材を使っていなかったと。ただ、私たちが聞いている範囲ではその企業も入って参画し、間違いのないチップボイラーができるのだと聞き及んでおります。ただ、今の答弁を聞きますと、地場企業で小国材を使ったチップを使え。そして今のバイオマスをやっていくということのように理解してよろしいのでございますか。

町長（北里耕亮君） 最後のほうでございます。答弁といたしましては、これからの部分でありますけれども、より今現在の南小国の地場企業の方という部分でありますけれども、小国町のほうもそれは需要施設が数箇所ないとやっていけない部分はあるかと思えますので、そういう数箇所がまたできつつ、そして供給団体も幾つかあるというふうな姿が理想だろうとは思いますが、先ほどから言う重油の価格とか、そういった部分も非常に関係してきますので、安易にですね、ここが議員の質問の意図であろうと思えますが、数箇所また補助金を利用して展開するというのは安易にはいけないという部分の御意見だろうと思えますけれども、そのあたりのところも慎重に考えながらやっていきたいと思っております。ただ、小国町はこれだけの林業地域でありますので、資源が豊富であるという部分で、その資源を何とか利用したいという思いは、そういう思いに駆られていますので、木質的な部分はいい利用の仕方を考えていきたいと思っております。

6番（時松唯一君） 町長の答弁の中で、補助金等々の話も出ましたけれども、やはり何かをやるべきときには、何かを興すときには、やはり8割程度の成功例をやっばり考えた中でやっていただきたい。これは要望でございます。それから今の現状を考えていったときには、やはり地場産業の今南小国町の会社がチップを供給しているということであれば、やはり安定的に供給するのであればもう少し共有できるような会社があって、そして安定的に供給できるということを考える時期にきているのかなと思えます。やっばり維持管理費ですよね、維持管理費がどうしても高

くついてくるんじゃないかなと。その中にチップの供給の問題もあり、機器の故障の問題もあり、それを管理する人たちの給与等もあります。ですから、そこら付近はやっぱり5年間もう1回練り直して、しっかりとしてやっていただきたいということを申し上げまして、次の質問に入ります。

つい先日、農業の米農家の今の苦しさを勘案した中で、上田地区の上田3、4、5部の農事組合法人かみだ、平成29年8月31日、町長ほか議長、関係者の皆さま方いらっしやって、盛大に設立されたわけでございます。この内容につきましては、関係者が数年間いろんな方たちと話し合い協議をし、どうしたらいいのかと、4、5年かかっております。その内容は高齢化ですよ。高齢化して後継者がいない。これはあくまでも米農家のことですから、私を含めて米農家の今の現実是非常に厳しい状況にあると。そして各アンケートの中には、約7割の方がもうやっていけない、米だけではやっていけないからどうしたらいいのかという危惧を持って、関係者が一生懸命やった結果にこういう法人ができたわけでございます。このような状況の中で、一体小国町が本当にその米農家の実態を把握しているのか。米農家の戸数を御存じかどうかお伺いいたします。

産業課長（澁谷洋典君） 米農家の生産農家戸数ということの御質問だと思いますけれども、平成29年度の作付け状況で報告させていただきますと、配分農家戸数といたしましては948戸の農家に作付面積328ヘクタールの配分を行っている現状でございます。

6番（時松唯一君） ありがとうございます。320ヘクタールの948戸ということでございますが、上田地区においては90戸関連かと思えます。その中において、後継者が実際にいるのかどうかをお聞かせください。

産業課長（澁谷洋典君） 上田地区における米農家における後継者の数というのは、正確には把握しておりません。

6番（時松唯一君） 私が今質問しているのは、上田地区のことは設立総会で御報告ありましたので、これはわかっております。私が今質問したのは948戸の320ヘクタールを今作付けしている中に、後継者が実際に何人いるのかということをお聞きしています。

産業課長（澁谷洋典君） 後継者の数というのは正確には把握しておりませんが、平成28年度の農林業センサスの統計によりますと、小国町における専業農家戸数というのは150戸、また兼業農家数は307戸ということで、約457戸の農家戸数というのは、これは農林業センサスの数字ですから正確な数字ではないと思えますけれども、一応統計上の数字としてはそういう数字が示されております。

6番（時松唯一君） 統計上、150の307戸ということはわかりましたけれども、私が申し上げているのは、今後でも結構ですので、今この小国町で後継者が米農家の中に何軒いるかということは早急に調査していただき、対応をしていただきたい。なぜ私がこういうことを申し上げて

いるかと言うと、この上田3、4、5部の中でも約20ヘクタールなのです。非常に1反、2反とか1狭地というのですか、作る狭地が1反5畝とか、2反とか、非常に機械の入りにくいところがたくさんございます。だからこういういわゆる集約営農という農事組合法人をつくったと理解しております。とすれば、これも5年かかります。法人を立ち上げる前に5年近くかかっています。そしてまたこれを現実化するのに5年かかります。いわゆる各戸に機械があるのです。各戸に小さくてもトラクターもあればチェンソーもあれば、各細かい機械を皆さん持っています。それをどうするか。一番大事なものはオペレーターです。大きい機械を使える人たちが少ない。ということで、この組合法人も今からがまた正念場だと思います。この正念場の中で、各大字の各農家が今聞くとかなりいらっしゃいます。今後どのようにしてやって、また自治体はどのように援助していくか、その付近をお聞かせください。

産業課長（澁谷洋典君） 今議員が言われますように、上田3、4、5部地区における農地組合法人を立ち上げた背景には、後継者不足、担い手不足というのがあって、このような取組を行ったわけでございます。参考までですけれども、平成30年度以降の米の需給調整におきましては、生産調整のための国からの配分というものはなくなります。米の直接支払交付金、今反当たり7千500円出ておりますが、これも廃止となります。それに代わる今現在で国の施策というものは、現在のところ何も示されていないような状況でございます。

こういった中で、やはり米生産における状況を考えますと、さらに高齢化・後継者不足が進む小国町のような中山間地域におきましては、いかに生産力にかかる労働力の省力化を図ってコスト削減を行っていくということが、この農地であったり、農村集落を守っていくことにつながるのではないかと考えます。そのために上田地区で行っているような集落営農組織であったり法人化への取組というものが、今後より一層重要になってくるのではないかと考えております。農事組合法人かみだ、8月31日に設立総会を立ち上げましたけれども、まだ本当に今議員が言われるようにオペレーターの問題であったり、後継者、上田の中でもいかにして後継者・オペレーターを育成・確保していくかというのは今後の重要な課題でありますので、今から行政がこの法人に対してどのような支援を行っていくかというのは、これからの重要な課題であると思っておりますし、ここ上田地区をモデルとして小国町内でもこういった集落営農組織というものをやっていく方向で、今後も行政として支援をやっていかなければというふうに考えております。

町長（北里耕亮君） ただいま担当課長が答弁いたしましたけれども、私も同じように思うのが、今回の農地組合法人がモデルとなって、各大字でそういう動きになることが非常に望ましいと思っております。今回法人組織の上田についてもかなり行政のほうも担当課3名、4名会議に幾度となく足を運ばせていただきました。行政としても勉強させていただいた部分もありますし、今回については県もかなり力をいれております。非常勤職員を設置していただきながら、リーダー役とされている役員の方々といつも協議をされていたようでございます。そういった部分について、

町としてもやっぱり誰がリーダーになっていくか、例えば上田をモデルとしてよその大字でやるときに、誰がやっぱりリーダーになっていくか。その役員であったり、まとめ役であったり、そういう方々のきっかけに行政が少し後押しをするというようなことが大事ではないかなと思っております。情報も広げないといけませんし、ほかの大字では「上田はできたけれども、うちでは」というような多少聞いたこともあるのですが、「いや、それはやれば考えましょうよ」というような部分も行政としては何か後押しができればと思っております。

6番（時松唯一君） 上田地区が良きモデルになればいいかなと。ただ、当事者たちは非常に厳しい現状にあります。今、産業課長がおっしゃったように、いろんな今度は来年度からほとんどの農業に関することが全部排除されます。そんな中で生き残りをかけてやっていくには、相当な覚悟を持ってやっていかないと非常に厳しいかなと。そういう中で自治体、あるいはJA、あるいは地方銀行等がしっかりと手を組んでやっていただきたいということをまず申し上げて、次の質問に移ります。

次は災害時、これは災害時に指定されている避難場所の件なのですが、まずは地震から始まって大雨に遭って、昔の言葉で言えば「災害は忘れたころにやってくる」なんていうのは昔のことで、いつやってくるかわかりません。昨日も一昨日も台風18号ということで、「ああ、よかったな」という方々もいらっしゃいますけれども、よくない方々も四国なんかかなりいるわけですよ。小国でよくても四国では悪い、中国地方も悪い、自分たちも非常に厳しいのだということを実感に受け止めて、ちょっと質問に入ります。

まずは避難場所ですね、同僚議員からもちょっとさわりの質問がありましたけれども、まず携帯トイレ、マンホールトイレの機能があるのか。それから非常用の自家発電設備はあるのか。それから物資の備蓄機能はあるのか。それから飲料水の確保はどうなっているのか。それから高齢者用のスロープはどのようになっているのかと。私が知っている限りのことを申し上げますと、旧万成小にはお年寄り用のスロープ、いわゆる階段をなくしてそのまま入れるような設備が整いました。それからこれは多分教育委員会等には国からの御達しがあったかと思いますが、この指定されている避難場所の問い合わせに対して回答の要請があったかと思いますが、御存じでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 大変申し訳ございません。もう1回御質問をよろしくお願ひします。

6番（時松唯一君） 「災害時トイレ、半数備えなし」ということで、公立学校の防災機能の調査というのが入っているかと思ひます。入っていないとしたら、私が申し上げたことが項目にあります。それに対する回答をするようになっております。そのような調査等が学校にいったのか、教育委員会にいったのか私は定かではありませんけれども、教育委員会にその調査が入っているのであれば、その調査票をいか様にして返答したかをお伺ひしたいということをお願ひしております。

ます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 私の記憶によりますと、そういった調査についての把握はしていないような状況でございます。

6番（時松唯一君） それでは、文部科学省が先月29日に多分調査票を送っているかと思えます。教育委員会宛なのか、学校宛なのか私はちょっとそちらを調査していませんからわかりませんが、お帰りにになりましたらまず見てください。調査してください。その内容は、この場で答えていただきたいのですけれども、今私が言った、まず携帯トイレ、マンホールトイレの機能、それから非常用の自家発電、それから物資の備蓄機能、飲料水の確保、そして高齢者のスロープ等について、小国町の避難場所はいか様になっているかと。わかる範囲でよろしゅうございます。

総務課長（松岡勝也君） 把握している状況で、避難場所の御質問の内容にお答えしたいと思います。携帯トイレ、マンホールトイレということでございますが、携帯トイレにつきましてはテント付の簡易のトイレが6基準備しております。マンホールトイレについては、機能的には準備といたしますか、備えはできておりません。

非常用の自家発電機ということで御質問ですが、これについては役場に持ち運びできるタイプのものが1台と、各消防団のほうに配分はちょっとわかりませんが、全部で14台ということで、全部で小さい自家発電が15台ということでございます。

それと物資の状況でございますが、一応町の地域防災規約の中でも今現在の数量をつかんだのは把握しております。特にブルーシートとか土のうとか、あとまたいろんなティッシュ関係、衛生関係のものとかそういったもの。そういった個別に備品の状況はつかんでおります。

飲料水につきましては、これも旧学校給食センターのほうで備蓄をしております、今現在2リットルのペットを1万本ということで、約2万リットルは備蓄をしているということでございます。また避難所のほうにもそれぞれ今回の雨の時もそうですが、配分をして各避難所に備え付けております。

高齢者用のスロープということで、避難所のスロープ状況ですが、先ほど御質問がありましたように万成小学校につきましては、社会福祉協議会のほうで校舎を利用しているという関係でスロープの改築が先般行われたということで、スロープができております。そのほか、小学校関係で旧小学校のスロープ等が備え付けてあるところも2箇所ほどございます。あとは避難所として会場があれば、スロープまではいきませんが、小さい段差があるところが3箇所ぐらいございますけれども、大半は大抵スロープがあるというところでございますが、今後はスロープのないところ、そういったところは今年から計画を進めてまいります「復興まちづくり計画」の中で地域の意見を聞きながら、そういった改良関係も検討していきたいと考えております。

6番（時松唯一君） 参考までに、まず自家発電設備などを備えている学校あたりですね、そこは53.4%でございます。それから、水・飲料水等を確保しているのは66%という結果が出てお

ります。ですから、教育委員会のほうも帰られましたらすぐにこの付近を確認して、対策を採っていただきたいと思います。

それでは次に最後に今総務課長がおっしゃった「復興まちづくり計画」という中において、まず殿町火災跡地、これも同僚議員からも質問がありましたけれども、まず小さな小国町の拠点づくりという意味あいからいけば、町の中に小さな町づくり拠点をつくったらどうかと。ただ、一つはその地権者の同意が要り、また地区の皆さんのやる気が必要かなと。そういうやる気があった場合に、自治体としてやはり小さなコミュニティ的な福祉的なところ、あるいはいわゆるそこに行けば素晴らしい食事ができるとか、そういうことができたなら最高かなと私は考えております。ですから、もし殿町火災跡地の皆さま、あるいは地区の皆さま、今まで関わり合った皆さま、そこでお尋ねしますけれども、この自治体として執行部として何回ほどいろんな話合いに出られたか。出られたとしたら、どういう話がどこまで進んでいるのかをお聞かせください。

町長（北里耕亮君） まず私のほうから導入といいましょうか、火災がありましてそのあとに地域、まずは被災者の方々のお気持ちであったり、そういった部分も大事にさせていただきながら、慎重に意見交換をさせていただいた部分がございます。現状を見ますと、火災の跡地の土地の部分でありますけれども、民有地といたしますか個人の所有地でありますので、まずその所有者の方々それぞれの思い、そういった部分も大事だろうと。議員が今お話のあったとおりであるかと思いますが、何か先んじて町がこうしたい、ああしたいというのを少し言ってしまいますと、ちょっと誤解を生む場合もありますので、そこは慎重に考えております。あとは復興まちづくり計画の先ほど答弁もいたしました、そういった策定委員の中の御意見であったり、様々な状況の中で、やはり地域で何がそこが一番よろしいかという部分を、やはり集落の方であったり、その方々とするのが大事ではないかなと思っております。町が率先して、用地の問題もありますので、ここは慎重に答弁しなければいけないのですが、先んじて町が何々するというような部分は、これは大きな方針になりますので、議会の皆さま方とも議論もしなければいけないのですが、その中身の目的、そういった部分も大事ではないかなと思っております。何回地元の人に話したかという部分については、ちょっと答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 火災が起こってから避難された方という、回数といいますと、最初の火災があつてからのところからになりますと、何回か結構なりますけれども、実質片付けが終わってから住宅に避難されている方が今現在旧帯田の教職員住宅、そちらのほうと柏田住宅と下城小学校の旧教職員住宅いうところに今現在帯田のほうで3世帯で4名、柏田が2世帯の3名、旧下城小学校が1世帯の2名という状況で、回数といいますと何十回も行っていないのですけれども、それぞれ生活状況とかいう、今後どうしますかというところをお訪ねして回ったと。先般、避難されて約1年近くなったものですから、そちらのほうもどういたしますかということで、先般ずっと聞き取りを回っております。火災が一段落したあと今後どうするか、生活をどうするかとい

うところで、避難されている方以外のこちらにおられない方も、遠い方は電話でお話して、こちらにいらっしゃる方では直接家に行って伺ったりというようなところで、平均しますと火災跡の片付けで避難して3、4回ではないかなと思っております。実際火災が発生してから説明会とか含めますともうちょっとなりますけれども、避難されてから聞き取りで1件平均3、4回ではないかなと思っております。

6番（時松唯一君） 最後になりますけれども、殿町火災等の地域の復活には少しは時間がかかるかと思えます。そういう面はよくわかります。地域、あるいはその地区、それから火災に遭われた方々のいろんな意向、それから同意等があれば、やはり地域に根差した小さな商店街でもできればいいかなと思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 執行部の答弁といたしましては、とにかく慎重さが大事であろうと思えます。火災に遭われた方々の御心労・お気持ちも大事でありますし、状況を見れば土地の所有者と住人の方が一致していない状況もございます。非常にデリケートな部分でありますので、そして議員の御意見の商店街、非常にひとつの案としてはよろしいと思えますが、じゃあ、行政としてどういった部分があるのかというようなことも考えれば、計画の中で、いろんな意見交換の中でアイデアがまた出せればと思えますが、ここは答弁ですが、慎重にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。午後3時10分から再開をいたします。

（午後3時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。まず前回に続いて、小学校部活動の社会体育移行についてお伺いします。

熊本県教育委員会は平成31年度までに小学校が行う運動部活動を社会体育に移行するとしております。これを受けて小国町教育委員会は来年平成30年度から一部ずつ移行を開始していくとしております。この問題について6月議会で私の一般質問に横井局長は「課題はかなりたくさんあると思えますけれども、まだそういったどういう種目にするのかとか、指導者はどうするのかとか、まだ具体的に決まっていないところもございまして」と答弁をいたしました。そこで確認なのですが、前回質問した来年度社会体育に移行する種目と、活動日数や時間、あるいは顧問や指導者をどうするのか、児童・保護者の費用負担はどうなるのか。それから児童の送迎方法がどうなるのか、6月議会以降検討状況がどうなっているか、またそのほかの課題でも何か話は進んで

いますでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この件につきましては、昨年度から検討委員会を組織しまして、その中で協議をしていただいているところですが、今年度も引き続き検討委員会を開催していくところになっているところでございます。前回いただきました質問の内容につきましては、種目等についてはちょっとあれですけども、まず送迎についてとか活動時間について、それから費用負担について、それから担い手ということで主に御質問をいただいたと思います。実際、検討委員会の中で検討している内容がまさに質問をいただいた内容のこととございまして、質問の中にございましたとおり、種目等についても協議の中では話を出させていただいているところとございます。

まず一つ目の、順番がちょっと違ってきますけれども、送迎につきましては、現在のところ検討委員会の中では保護者による送迎の方法で協議をしております、前回の説明と変わりはございません。

また二つ目の質問でございます活動時間につきましては、開始時間を放課後からなるべく空けないで活動を始めることができないかと検討しているところとございます。一度家に帰らずにそのまま活動ができれば、迎えに行くことだけで済むこととなりますので、少しでも保護者の方への負担を軽くすることができないかと協議をしているところとございます。

また終了時間ですが、帰宅時間に伴う安全面や体力的な面、それから大切な家庭での時間等を確保することなどを考えますと、帰宅時間があまり遅くなることがないように設定するのが良いのではないかと話をしているところとございます。

それからもう一つの費用負担についてでございますが、現在のところ特に新たな試算等されたものはございません。この件につきましては、今後検討を進める中で活動種目や回数、それから時間、加入人数、指導者などの概要がある程度決まってから試算することになると考えてございます。

四つ目の担い手につきましては、県からいただいています県内の自治体の情報や県外からの事例を調べたりしながら協議を行っているところですが、各自治体により学校数や学校規模の違い、それから既存の社会体育団体の有無や数など地域の状況がそれぞれ違うことから、小国町は小国町に合った取組を考える必要があると考えています。まず指導が可能な人材が必要でありますし、何より計画している活動時間に指導できることが条件になるとともに、児童数によっては指導者の数も考慮することが求められることになると考えております。この件につきましては、検討委員会の中でも大きな課題であると話しているところですが、現在二つ目に説明させていただきました活動時間の方向性をもとに、指導者を確保できるよう話をしているところとございます。以上のような状況とございます。

5番（児玉智博君） 前回からあまり目立って「ああ、ここは進んでいるな」というような話がな

いわけですが、実際6月から約3カ月たちますけれども、何回ぐらいこの検討委員会を開いたのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今年度開催する予定の検討委員会は3回でございまして、これまでには1回だけ検討委員会を開催しています。

5番（児玉智博君） この小学校の部活動の社会体育移行という方針が、県教育委員会から示されたのは平成27年3月です。この中で、熊本県教育委員会は各市町村で検討委員会を立ち上げて、どういうふうにするか自治体で移行していくか決めていくよう、市町村教育委員会に通知をしているはずですが、まずそれは間違いないですね。

教育委員会事務局長（横井 誠君） はい。そのとおりでございます。

5番（児玉智博君） それなのに小国町が検討委員会を設置したのは、昨年平成28年の8月です。しかも昨年度の委員会の開催は先ほど今年3回と言われましたけれども、去年度も3回でありました。これは議会の質問でもわかっています。さらに今年度はまた1回と。しかも3回しか開かないと。今さっき答弁されて、まだまだ決まっていないことだけでも4つありますよ。これをあと2回の検討委員会で、このような状況で本当に決めることができるのかと私は心配です。それでも小国小学校では来年度の平成30年度の前倒しでの移行というのですが、あと半年しかありません。検討委員会を立ち上げて丸1年間です。こんなにタラタラやっていて、あとたった半年でまともな形で移行できるとは、私は到底思えません。来年度に移行するという方針は一旦白紙にして、平成31年度までは学校の中でしっかりとやっていると、そうすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいまの御意見のありましたとおり、社会体育への移行については、いろいろ審議をしていく中でたくさんの現段階で検討していかなければならない幾つかの課題があるということでございまして、今後においても現在検討していく課題以外にも課題が出てくることもあるかもしれないと考えておりますし、実際に活動後におきましても、さらに幾つかの修正が必要なものも出てくることも考えておかなければならないと思っております。そのような中で、児童に対しても急激な環境変化にならないよう、負担を伴わないよう、できるだけ児童がスムーズに社会体育活動に入れるようにすることが必要だと考えているところです。以上のようなことから、まだ課題はございますが、平成31年度からのスムーズな移行を目指しまして、現在行なわれています部活動の形態をもとに、体制を整えば来年度に試しにしてみるという試行のほうですね、そちらのほうで検討を重ねているものでございます。

5番（児玉智博君） 試しにという、非常になんかお試しで、それは子どもたちが関わってくることでですね。お試しでというような感じではなくて、やはりきちんと整って児童や保護者に迷惑がかからないと、そういう段階で移行していくべきではないかと思えます。ただ、今体制を整えればと言われましたので、平成30年からの前倒しということに必ずしもこだわっているわけでは

ないのかなと思いました。平成31年とはいえ、あと1年半しかないわけです。これまでのように悠長に構えることはできないと思います。やはり一つひとつの課題、種目をどうするか。顧問や指導者をどうするか。あるいは送迎方法といった課題ごとに、いつまでその結論を導き出すかという工程をつくった上で進めていくこと。移行するときに、児童や保護者に不利益がないようにしていかなければならないと思います。そしてそれはやはり教育委員会がしっかりと責任を持ってやらなければならない。これまで1年間、平成30年度に一部を移行すると言いながら、今まで何ひとつともに決まっていることがないというのは、教育委員会の取り組む姿勢にやはり問題があるのではないかと思います。それで平成30年に一部を移行するにしても、間に合わなくて平成31年度になるとしても、せめてその前の3学期が始まる段階ぐらいにはきちんとしたこういうふうになりますよという形を、児童や保護者の皆さんに通知できるようにしなければなりませんと思いますが、そのことについての見解をお願いします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） これはあくまでも現段階での構想的なものではございますけれども、次回、検討委員会をできれば11月頃に開催しまして、また年を明けました2月頃には再度3回目の委員会を開催しまして、ある程度その段階で大まかな方針等がまとめられれば、3学期、あるいは新学期に対する対応もできるのではないかなと今のところ考えているところでございます。

5番（児玉智博君） やはりそういう環境というのが全く変わりますので、特に保護者の皆さんが御心配にもなられていることだと思いますので、早め早めに説明ができるようにしていくべきだと申し上げておきたいと思います。

最後にこれは前回も言いましたが、大事なことですので改めて念を押しておきたいと思います。前回、麻生教育長は小国小学校部活動の指針を「運動・スポーツを通じて、青少年の健全育成を目指すものだ」と述べられました。「この方針は社会体育になっても引き継がれて、また発展をさせていくべきだ」ということも述べられております。これは言うまでもなく心も体も育んでいくものだと思います。加えて、部活動は児童の放課後の過ごし方としても重要です。こうした点から、社会体育移行後すべての児童が参加できるような条件整備は必須だと思います。そこで次の2点は必ず整えていただきたいと思います。

第一は活動場所です。社会体育移行後は下校後の活動が基本になります。この場合、活動場所までの送迎は先ほどおっしゃったとおりに保護者の送迎が基本になるということでした。横井局長は前回も答弁していたわけですが、そうなれば学校から離れた場所に住んでいて、放課後の時間帯に家族不在の児童は参加できないということになってしまいます。そこで活動場所は小学校の施設を使って下校しなくてもいいように、必要であれば間の時間帯の見守りの人員も確保していただきたいと思いますが、これは必ずやっていただきたいと思いますが、もう一度伺います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 活動するに当たって何が一番重要かといいますと、実際に活

動する児童の安全といいますか、そういった面が一番重要と考えてございますので、特に児童が活動を始めるまでの時間、それから帰るまでの対応については、こういった形かはまだはっきり明確ではございませんけれども、十分配慮したものにしたいと思っております。

5番（児玉智博君） 二つ目は費用負担の問題です。小学校部活動の部費負担は競技種目により異なりますが、年間1千円から2千円となっています。町が補助をすることで、低負担で児童が部活動に参加できるようになっているのは非常にいいことだと思います。負担がどう変わるかという事は、保護者の皆さんも非常に心配される問題だとは思いますが、前回の質問で横井局長は「まだ具体的には決まっていないが、なるべく負担は少なくなれば」としながらも、「指導者謝礼などが発生したら変わってくる。総合型地域スポーツクラブの月謝や入会金も参考になるのではないかと考えている」と答弁をされました。このなるべく費用を少なくというの、具体的にその方策として語られているのは、施設の利用料がかからないようにするであるとか、いわば節約志向だけで、それ以上の何をこうするというようなことは一切語られていないわけです。私はこれは非常に重大だと思います。社会体育に移行することで発生する費用をその全部保護者に求めていたら、それこそ今の数十倍にすらなりかねません。子どもが二人、三人となれば、負担も2倍、3倍となりますが、千円、2千円のそれとは大きく違ってきます。そうなれば、経済的負担を理由に参加できない児童も出てきてしまうのではないかと思います。町からの補助を増やしても、保護者負担は現在の負担を基準に考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この件の質問に関しましては、先ほども少し答えさせていただいたところでございますけれども、実際に児童が活動を始めたときに必要となる費用といったものが、まだちょっと明確ではございませんので、そういった大まかな金額でも出たときには、また実際負担がどれぐらいになるかなというのが出てくると思いますので、そのときに検討させていただければと思います。

5番（児玉智博君） それでは、今度は町の方針として伺います。それは恐らく社会体育に移行してしまえば、今までかかっている費用よりも高くなるというのは、これは当たり前だと思います。これはやはり今全く何も決まっていないから議論できないというのが非常に歯がゆいのですが、やはりそれでもある程度の町からの補助を増やすということは、方針としてあり得るかどうか、それぐらいはちょっとお答えいただけるかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 今の件につきましては、また皆さま方と相談する部分が出てまいります。それからこれまでの検討委員会でございますが、大変に熱心な討議のもとに進めてきているということで、確かに幾つかの課題について見通しがついていないところもあります。今の費用負担の問題につきましてもですね。ただ、そういった部分の教育委員会内の提言等については、検討委員会でさせていただいておりますので、その中で今議論を進めているところでございます。これがはっきりし次第、また費用の負担の軽減等についてこういったことができるのかということ

については、そのあとで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） はっきりお答えいただけないのが非常に残念なのですが、ただ、町が小学校の部活動に補助をしているといっても、たかだか18万円ですよ。これを倍にしたところで36万円しかないわけです。やはりこの一方で、これは非常に小国高校への補助金はどうかというと140万円出されているわけです。私は小国高校の存続のために町が補助金を出すということそのものについてはそれは悪いことではないので、これを減らせなんていうのは言いません。ただ、この140万円のうちに確かに朝課外、夕課外に対して、生徒の負担軽減であったりとか、成績の優秀な子どもに奨励金のような形で出していますけれども、でも一番大きいのが何かといえば、学校の先生であったりとか、教育委員会の職員の皆さんの研修費です。そういうのに使われているわけですが、じゃあ、その研修に行って何か成果が出てきているとか、そういうことを検証していく上で、必要なくなる予算というのものもあるはずですよ。そういうのを回せば、こういう子どものお金の使い方ということではできるわけですから、それは踏み込んでいただきたいと思えます。

それで、こういう費用負担を考える上でぜひとも教育委員会に考えてもらいたいのは、社会体育移行というのは何も児童や保護者が望んでそうなるわけではないわけです。熊本県の教育行政側の都合でそうするわけですから、それではやはりこの行政の都合によって子どもが、特にこの経済的負担でそういう運動できなくなるというような状況は、ぜひとも小国町では起こしていただきたくないと思うわけですが、その点について最後答弁をいただいて、次に移りたいと思えます。

教育長（麻生廣文君） まず小学校に限らず部活動につきましては、熊本県は全国でも少し特異な部分がございます、今までも学校の教職員に非常におんぶに抱っこのようなところもございました。そういった点から考えますと、非常に手厚い部分で進んできたかなという部分もあるかと思えます。またいろんな酷な状況等もあり、そうして小学校の部活動の社会体育化を今進めているというところがございますので、費用につきましても議員のありがたいお言葉で、しっかりつけたらどうだとかいう御指摘もいただいておりますので、しっかり一人ひとりの子どもたちに返るように、各家庭に負担が少しでもいかないようにといった部分で、検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは次に国民健康保険について伺います。先ほど時松昭弘議員からも質問がありまして、重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

国民健康保険制度が来年度から大きく変わります。現在、市町村が保険者となり保険税額の決定から保険給付までを独自に行っていますが、都道府県との共同運営となり、特に財政運営は都

道府県が責任主体となります。これまで国保税は市町村が医療費等の推計に基づき、独自に決定してきましたが、来年度からは都道府県が医療費等の推計を行い、その結果から都道府県全体で必要な国保事業費納付金を算定、被保険者数などにより按分した納付金総額を市町村に配分します。この納付金をベースに都道府県は市町村ごとに標準保険料率を計算し、市町村はこれを参考にして保険税率を決定、被保険者に賦課することになります。市町村には納付金の100%納付が義務付けられます。私はこのように保険税額の決定に都道府県が関与することが大幅な税率の引き上げにつながるのではないかと懸念をしておりました。というのも、公表された他県ではその金額に衝撃が走っていたからです。埼玉県では2回の試算が行われ、いずれも現行の保険料よりも大幅な値上げとなりました。例えば、蕨市では一人当たり現行7万1千589円から同じく14万1千806円へと、約2倍の値上げです。小鹿野町では同じく6万1千109円が13万4千633円へと2倍以上の値上げとなっていたからです。しかし、先ほどの時松議員からの質問で、熊本県ではこれほどまでに上がることはないのかなというような気もいたしているところでもあります。

そこで、まず基本的な認識を伺いたいと思います。今回の標準保険料率というのは、基本的にこれまで高い保険料の市町村は低く、低い市町村は高くして市町村間の保険税額の差を埋めようというものだと思います。それで国や県としては、ゆくゆくは保険税の平準化というのも目指していると思います。私はこの国保税を考えるときに、一口で被保険者といっても、年齢や職業などの構成、所得水準、自治体の医療環境など、地域によって大きく差があるものです。やはり地域の実情に合わせて、各市町村で独自の判断が保証されていくべきだと思います。それが地方自治ではないかと思えます。この保険税の平準化は絶対にやめさせるべきだと。町としても県や国にそういう意見も述べていくべきだと思いますが、見解を求めます。

町長（北里耕亮君） 平準化の部分でございますが、それは絶対にやめるべきと要望していくべきという議員の御意見でございますが、執行部といたしましてはその部分に関して「そうします」と言うことは、ちょっと今日のこの部分では答弁はできかねます。というのも、様々な切り口でちょっと答弁いたしますが、現在のところ、市町村が確かに保険者となって自治体の裁量による独自性というのが現在の状況でございます。平成28年度の県内の状況でも45市町村中、小国町含む20町村で一般会計からの繰り入れや財政調整基金の取り崩しなどを行い、保険税を抑制している状況にあります。それは、引いては議員も言う独自性という部分もあるかとも思いますが、全体的な部分を見ますと地域によって保険税が違うというのは、やはり将来的に見て1年、2年で解決はしないとは思いますが、将来的には被保険者としてはやはり住んでいる地域によって違うというのはいささかどうかという部分を私も思っております。ですから、なかなかそういう要望はちょっとできかねますが、そこまでの答弁で、あとはちょっとまた御意見をいただければと思います。要望をするかしないかということでもよろしいでしょうか。

5番（児玉智博君） しないということ。

町長（北里耕亮君） しないということで、答弁しました。

5番（児玉智博君） 何でそういう答弁になるのかというと、やはり小国町の被保険者の実情が、生の暮らしがまだよく、そういう暮らしていくことの大変さ、そういうのがまだおわかりいただいていないのかなと思いました。それで先ほどの時松議員からの質問でお答えになったのが、今後実際に次年度の保険税率をどのように決めていくかという中で、9月末までに県が試算を行って、県の新たにつくられた国保運営協議会で協議が行われる。その後、大体のそういう額が決定をして、そして町村に示されていって、その後実際に確定申告で所得がわかって、6月議会までにはそういう議会の議決を得るといような答弁でありました。そういう中で、県の国保運営協議会から県の中の動きというのは、なかなか町村がこれをこうしろなんていうことは言えないと思いますが、それが町村に示されてから、実際にこれをどうしていくかというのは、町が決定をしていくことになります。そこで伺いたいのは、その6月までのプロセスの中で、どのような点に留意して決定していくのかということをお答え願えますでしょうか。

町長（北里耕亮君） 答弁の中で少し足りない部分は担当課からまた答弁いたさせますが、やはり熊本県国保運営検討会議という部分の運営方針がありまして、その一番最初に出ているのが、国保の医療に要する費用及び財政の見通しという部分がどうしてもやはり出ておりまして、当然、町民の皆さま方、被保険者の皆さま方の生活の状況であったりという部分もあるのはよくわかるのですが、やはり今のやり繰りの部分で、非常にそのあたりを考える部分であると思います。ただ、そこばかりに考えますと、非常に変化が一般会計からの繰り入れの話にちょっとどうしてもなってしまうのですが、安易にそれをという部分で、じゃあ、するか、しないかとかいう部分になったり、その結果に保険税の改定という話題になったりするんで、その前にいろいろな様々な角度から、財源的な話あたりも内部で検討しなければと思っております。また質問の中にも、もしかすると次の質問にあるかと思いますが、小国町でそういう自治体の裁量というか、考える幅という部分が全くないというわけではないかと思いますがけれども、次の質問にまた出ると思いますから、ちょっと御意見を伺って答弁をいたしたいと思います。

5番（児玉智博君） やはり考えなければならないのは、今の保険税が被保険者の負担能力に照らしてどうかということだと思います。確かに、北里町長になってからの約10年になると思いますけれども、値上げのための税率改定は行っていません。けれども、1985年当時の一人当たりの国保税は3万6千228円でした。この当時の一人当たりの町民所得を調べてみますと、159万8千円です。一人当たりの町民所得の最新は、現在公開されているのが3年前の2014年度のデータですが、188万2千円とわずか30万円弱の増でしかありません。これは何でかということ、やはり景気がよかったときは町民所得も高くて220万円とか、最大でいっていたときもあるのですが、やはりバブル崩壊とかリーマンショックとかで小国町もやはりそれだけの影

響を受けたから、こういうまた下がってきたというような状況になっているわけです。

この間の国保税ですが、だからこれが2014年ですけれども、一人当たりが8万2千301円と、85年当時の3万6千228円から倍以上の負担増になっているわけです。これは何でかという、かつて値上げ改定が景気のいい頃なんかも含めて繰り返された結果ではないかと思えます。やはり今の保険税は負担能力と比べてかなり高いと思えます。しかも、税負担と地域の消費活動というのは密接に関係していると思えます。ですから、税負担が増えれば、地域経済にも影響しかねないと思うわけですが、来年度の税率改定では先ほどの時松議員のときのやり取りを聞いておきますと、一般会計繰入が2千600万円ほどと言われましたが、それを繰り入れたときよりも大体少ないぐらいの増になるのではないかという見通しも語られましたが、じゃあ、これを2千584人の被保険者で割ってみれば、大体1万円弱の増税をどうしてもしないといけないような状況に恐らくならないかとは私は危惧するわけです。

先ほどの質問では、時松議員に対しては「できるだけ一般会計繰入をしない方向で」と言われて、私には「全くそういう幅がないわけではありませんよ」というような、いわば相反する答弁をされているわけですが、やはり私は1万円弱ぐらいの増税を強いるのではなくて、ある程度基金も600万円しかありませんが、その活用や一般会計からの支援も含めて、最大限の努力をさせていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 自治体の裁量の独自性の話題については、すみません、ちょっと説明不足でありましたけれども、県から法定外繰入は駄目ですよとか、もういじれません、料金はうんぬんとかいう部分はないという部分で、そういう幅でいろんな角度から検討はしていきたいと思いますが、ただ、それも今日ここで先ほどのスケジュールからいけば、3月ないし6月でそういう町という部分の考えもありますが、今時分から決定するような方向はと思ってセリフを控えました。ただ、確かにおっしゃるように時松議員にはそういう答えをいたしましたものですから、方向性としては、やはり数字の現状を見ればどうしてもその部分を、はっきり言えば法定外繰入をできるだけしないように、そして改定のほうの部分も視野に入れながら、いろんな部分です。国保の財政調整基金ですが、600万円ほどしかありませんので、このあたりを全くゼロにしまうと、何か緊急的にあった場合、全く身動きが取れませんので、このあたりゼロにしているかどうかというのも、ちょっと慎重に考えなければいけないと思っております。ちょっと言葉が少なかった部分は何かあれば。よろしいですか。ちょっと政策的な方針的な部分ですから、私から答弁させていただきました。

5番（児玉智博君） 確かに緊急的なときといいますけれども、じゃあ、今の町民の暮らしの状況が緊急的ではないかといえば、かなり私は厳しい状況になっていると思えますので、6月まであります。今後もこの問題については、ぜひ議論させていただきたいと思えます。それで国保財政の改善という点で行政が取り組むべき点は、被保険者の健康増進により給付を少なくすることだ

と思います。そこでまず今後町はどのような取組を進めていくつもりなのか。そういう計画があれば、伺いたいと思います。

町長（北里耕亮君） 具体的な事業は担当課が把握をしておりますが、先ほど時松議員の御質問のところでも少し触れておりましたけれども、このあたりはかなり力を入れて行っている部分であります。まだ足りない部分もあるかと思いますが、そのあたりはまた議論の中で深めていきたいと思いますが、本当に特定健診であったり、今年度は特に健康受診後の特定保健指導と予防に重点を置いて、しかも生活習慣病重症化予防という部分に特に重点を置いて取り組みたいと思っております。また食べ物の部分については、食卓の塩分チェックなどもやり方を変えて取り組んでいくという部分で担当課としても方針を決めて。私が全部答えてしまうとあれなので、ちょっと答弁を。

では、私が答えます。ジェネリックの話も先ほど少し話題にしましたが、この部分については小国町は他町村に比べると進んでいると把握をしております。様々な部分で力を入れていきたいとはもちろん思っておりますけれども、すぐ今年度とか翌年度にその成果が即効性という部分で出てくるのには、なかなか数字と実体験とリンクしていない部分があるとは思いますが、それをやっぱり辛抱強くといいたいでしょうか、やっぱりつながっておりますので、やっていきたいと思っております。また先進地の事例なども参考にしながら、頑張っていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） では、今の答弁を私も肯定的に受け止めて、さらに保健指導やなんかにより多くの人をやっぱりつなげていくためにはどうすべきかという点で、幾つかの提案をしたいと思っております。

一つは今あった健診の問題です。現在、小国町は集団検診で、年に2回の住民健診を行っていますが、一般的な健康診断、特定健診の対象年齢は30歳からとなっております。一般的に代謝が落ちてくる年齢からということでの年齢設定だと思っておりますが、生活習慣の改善はやはり若い頃から意識を持って改善してこそ、中年期以降の健康増進につながると思っております。また健診を受診することで、数値が悪い場合は先ほど言われたような保健指導につながるわけですし、町としても町民の健康状態を把握できると思っております。特定健診の対象年齢を引き下げるべきだとは思わないでしょうか。大体、30歳から下の世代、大体20歳から29歳ぐらいの範囲だと思っておりますけれども、その対象になる方といっても、国民健康保険では131名しか、しかというか、131名程度なのです。ここでは確かに131人診れば予算がかかると思っておりますが、将来的にやはり生活習慣病の予防なんていうと、長期的にみればこれが給付費の削減にもつながると思っておりますが、この点はいかがでしょう。

町長（北里耕亮君） 若年齢層というか若い方の御意見、御意見の一つであろうと思っております。公務員とか共済保険、それから社会保険、いろんな部分で民間の会社であったり、我々公務員は若い

ときから健康増進のためのそういう機会とか、ドックであったり、そういった部分、そういう機会が多いのですが、国民健康保険の切り口からもそういった部分は、御意見の一つとしてはあるのかなと思っております。いつの部分からそれをどういった形でするかとか、ちょっと検討は必要かと思えますし、またがん検診や健診にも種類が幾つかありますので、どういった部分が、すべてやるほうがいいのか、予算の状況もありますけれども、何か一つからきっかけとしてやるほうがいいのか、そういった部分も少し前向きに考えさせていただければと思っております。

5番（児玉智博君） 私も今から聞こうと思ったのですけれども、そのがん検診の部分の提案をさせていただこうと思っていました。その答弁としては、いつからやるのがいいのかとか、そういう検討も必要だと思いますが、一つ私から言わせていただきますと、各がん検診の今の状況というのは、子宮頸がんですね、女性の子宮頸がんの健診が20歳からと。乳がん検診が30歳。そのほかのがんですけれども、男女に共通する胃がん、大腸がん、肺がん検診は40歳からとなっております。このように多くのがん検診が40歳以上を対象としているように、がんの罹患率は40代から急に上昇することが一般的になっております。そういう現状です。

しかし、中には若くしてがんに罹患する人たちもおり、特に15歳から39歳までの世代を思春期・若年青年と、英語で言うと「Adolescent and Young Adult」というので、AYA世代と言われているわけですが、このAYA世代のがんは年々増加傾向にあります。国立がん研究センターの地域がん登録全国推計によるがん罹患データ1975年から2012年によりますと、1975年のAYA世代のがん患者は1万4千481人だったのが、2012年には2万1千572人となっています。平均寿命の延びに伴って、がんの罹患者数自体も増えているため単純な比較はできませんが、ここ40年ほどの間でAYA世代のがんの件数は確実に増えており、年間で2万人以上の若年者が新たにがんの診断を受けているということがわかります。

もちろんがん検診も全体的に30歳とか20歳からとかに引き下げれば、それはもちろん新たな公費負担を生むことにはなります。しかし、小国町のように被保険者数が少ない自治体で、がんになってしまう人が一人出れば、全体に対して大きな給付費が発生することになります。広い視野で見れば、やはり若年者のがんの早期発見というのを進めていくことが、給付費の将来的な抑制になると思いますが、そういう現状もあるわけですが、ぜひこれは検討はいただけますでしょうか。

町長（北里耕亮君） 若いときにがんにかかってしまうと進行も早いし、重症化というのはすぐなってしまう。そういった部分はあるのはあるのですが、まず幾つか種類がありますので、ふるさと総合健診の幾つかの項目、血液検査が中心ですけれども、そういった部分からまず一つ目の何か体の異変というのをを見つけ、そして次にという部分から、ふるさと総合健診などは少し今後の話でありますけれども、内部の検討にも話題になるのかなと思っておりました。がん検診や

特定健診、ふるさと健診、それぞれ提案をいただいておりますが、少しまた内部で考えさせていただいて、検討していきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 最後にもう一つが、これまでも何回か歯や口腔内の状態が全身に与える影響が非常に大きいという立場から、口腔歯科検診を実施するように求めてまいりました。2016年度からは後期高齢者医療保険で、歯科検診が始まっております。昨年の9月議会で福祉課長は答弁で「高齢者の死因の原因で肺炎の原因が非常に高い。中でも口腔機能低下による誤嚥性肺炎が原因と言われている。糖尿病や心臓病、脳疾患など歯周病がもたらす全身疾患への悪影響があるとも認識をしている。歯と口腔ケアが身近な健康づくりであると認識をしている」としながらも、18歳から74歳までの歯科検診の実施よりも、適切な歯科週間で予防できる生活習慣病という性格を有しているので、町としてはまず正しい食生活、口腔清掃、この辺の自己管理、また家庭内の管理が必要と認識しており、住民への周知・啓発を進めていく」と答弁をされました。この啓発を進めるというのは非常に大事なことでありますが、私はやはりそれだけでいいのかと思います。この答弁は、結局74歳までは自己責任だよと言っているようなものなのではないかと思います。基本的に口腔内の疾患というのは、治療しないと改善しないわけです。75歳になってから歯科検診を受けるよりも、その前のまだ若い頃から歯科医師の診察を受けてもらうと。その動機づけとして歯科検診を実施することは有効だと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 有効かというのと、当然有効だと思います。できるだけ若いときから、これは歯科口腔健診に限らず、健康に関する部分については、若いときから考え方というかそういう意識を持っていくというのは非常に重要かと思っております。ただ口腔健診につきましては、前回の答弁内容と今のところまだ考えとしては変わっていないという状況です。

5番（児玉智博君） では、後期高齢者の口腔健診が始まったわけです。このことについては、当然町でも受診されている方がいるわけですが、私は結局基本的に高齢者というのは、大体介護保険の第一号被保険者が65歳以上ということから、大体介護が必要になる年齢というのは、それぐらいから徐々に出てくるものだと思います。その同じ高齢者で後期高齢者というのは、便宜的に行政がただ年齢を囲っているだけで、要するに高齢者というと65歳以上なわけですよ。その同じ高齢者が、74歳と75歳で差別というか、扱いが異なるということは私はおかしいと思います。では、せめて65歳以上の国民健康保険の被保険者も後期高齢者と同じように、まずはここからでも始めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） おっしゃることは十分わかりますが、これにつきましてはもちろん予算の関係もありますので、ここで私のほうから「やる、やらない」と言うのは非常に難しい部分もあります。まずは内部の検討をさせていただいて、そのあと町長とも協議させていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） ぜひ真剣に考えていただきたいと思います。やはり介護施設でも、かなりこ

の口腔ケアというのにはどこの施設も力を入れていると思います。やはりそういう状況もありますので、65歳それから74歳まで、75歳以上というのが、歯科検診をやはり公費助成を受けられないというのは非常に不公平だと思いますので、今後の検討を見守りたいと思います。

そこで介護保険について質問をしてみたいと思います。今年介護保険法の制定から20年です。介護保険は2000年の施行以来、3年ごとに制度改定が繰り返されております。現在来年2018年から始まる第7期の事業計画が策定中だと思います。この間を振り返ってみますと、まず特徴的なのが毎回介護保険料が上がり続け、介護を利用する人しない人の関係なく、すべての65歳以上の負担が上がり続けてきました。また介護予防・日常生活支援総合事業の導入による軽度認定者の保険給付外しや自己負担2割の導入など全体の流れとしては、負担はより重く、給付は少なく、こうなってきたのが実態ではないかと思えます。

さて、本年5月に成立した改正介護保険法では、新たに現役並の所得があるとされた人の利用料が3割となります。対象者は政令で定められますが、単身者の場合で収入が340万円以上となる見込みだということです。しかし、3割負担に該当するかどうかは、前年所得に基づいて判定されることになります。高齢者にとって、去年まで働いていて一定の収入があったが、要介護になって働けなくなって収入が激減してしまうということは、珍しいことではないと思います。ところが、今の制度にはこのような所得激減の人を救済する減免制度などの手立てが用意されておられません。もし小国町でこのような人が出てきた場合、特別な手立てが必要だとは思いませんか。

福祉課長（木下勇児君） ただいま質問にありました2割負担、3割負担というのが、今度8月から導入されるようになっております。こちらにつきましては、数字的にも少し報告させていただこうかと思いますが、現時点ですとまた年度が変わりますと人数に変更はあると思いますが、3割負担になる方が町内で、現在の状況でいきますと約8名ぐらいになるかと思っております。そういった中で、前年度まで現役並の所得があったという状況を踏まえたと、先ほど言いましたような状況は非常に稀なケースに該当するのかなと思っております。先ほど言いましたように、保険料につきましてはその状況によっては減免制度もありますが、サービスのほうの負担については、特段それに伴いまして減免というのはありません。ただ、上限が決められておりますので、そちらのほうでの対応という形と、そういった場合には町としてもできるだけ相談いただいて、その方に一番適切な対応が、こういったサービスのまた組み直しなり、見直しもやっていながら対応していきたいと思えます。

5番（児玉智博君） やはり8名しかいないというところで、大体福祉課の担当者とかはその人の顔が見えているので、そういうことはないだろうということで、そういうのが発生したら個別に相談に乗っていくという、それはその答弁でいいのですが、しかし、この3割負担というのは、第8期が変わればまた元の1割負担に戻りますなんていうことはないわけですよ。やはり今後ど

んどん65歳、高齢者に入ってくる人たちがまだたくさん控えているわけです。そういう人たちの中に、やはり万が一にでもそういう収入が激減して3割負担というような人が出てしまえば、場合によっては、今我慢さえすれば来年は1割負担になるからと介護サービスの利用を控えてしまうようなことになってしまえば、私は結果とんでもないことになりかねないと思います。やはり今後の課題として、こういう方への対応というのも考えていっていただきたいと思います。

昨日、北里町長と黒淵敬老会で御一緒いたしました。町長の挨拶をうかがって、小国町のお年寄りに健やかで穏やかな老後を送ってもらいたいという、こういう思いは一致すると思っております。問題は、そのために福祉の機関である町が、何をなすべきかということだと思っております。ぜひやはりこういう来年は国民健康保険にしろ、介護保険にしろ、制度が大きく変わろうとしております。ぜひ、この福祉の機関としての役割をしっかりと果たしていただきたいということをお願い申し上げます。

町長（北里耕亮君） 今日はいくつか提案もいただいております。そういった部分について、担当課と私で真剣に内部協議をさせていただきたいと思っておりますし、また口腔健診の御指摘もいただいている部分ではありますけれども、65歳以上の部分からスタートする場合にどれぐらいの予算がかかるかとか、後期高齢者の結果の状況とか、そういった部分もまた内部協議をしながら考えていきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） それでは予定をしておりました4人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日20日水曜日は6人、まず穴井帝史議員、次に大塚英博議員、順に熊谷博行議員、松本明雄議員、穴見まち子議員、高村祝次議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

（午後4時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 3 日

平成29年第3回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 平成29年 9月20日(水)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成29年 9月20日 午前10時00分

1. 閉 会 平成29年 9月20日 午後 3時42分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小 田 宣 義 君 書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 松 岡 勝 也 君	教 委 事 務 局 長 横 井 誠 君
政 策 課 長 清 高 泰 広 君	産 業 課 長 澁 谷 洋 典 君
情 報 課 長 佐 々 木 忠 生 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 生 田 敬 二 君
福 祉 課 長 木 下 勇 児 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 藤 木 一 也 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 29. 9. 20)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は、9月定例会本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は12人でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっておりますので、直ちに質問に入ります。

なお、本日の一般質問は登壇順に、まず穴井帝史議員、大塚英博議員、熊谷博行議員、松本明雄議員、穴見まち子議員、高村祝次議員となっております。

では、1番、穴井帝史議員、登壇を願います。

1番（穴井帝史君） 皆さん、おはようございます。1番、穴井です。今回は観光と教育の2点について質問をしたいと思います。まず観光関係についてですが、去年は熊本地震でももちろん低迷しましたけれども、その後国の70%また50%の復興割があり、何とか例年通りに戻ったような感はございました。しかし、そのとき業者と話しているときによく聞かれたのが、これは来年ぐらい何もなくなったらしわ寄せがくるのではなかろうかという意見は多分にございました。また特に悪くなったのが観光に関してなのですけれども、7月の九州北部豪雨以降は宿泊、また日帰りに関しても、これは私の聞き取り調査なのですけれども、非常に低迷して困っているという意見を聞きますが、その辺の対応策というか、何か行政のほうではお考えかまずお尋ねします。

町長（北里耕亮君） 観光関係についてであります。まず担当課からそういう数字的なデータがこちら行政のほうでも把握を少しさせていただいておりますので、まずデータの的なことを答弁をさせていただきます。

情報課長（佐々木忠生君） おはようございます。昨年熊本地震後ということで、まず小国町の観光統計というものがございます。平成28年度は入込客が88万人、平成27年度は112万人という中で、やはり地震後は落ち込んだと。その後先ほど議員がおっしゃいましたように、宿泊客につきましては平成27年度が18万9千人、それから平成28年度が19万人ということで、ほぼ変わらない状況だったという部分であったと思っております。それから九州北部豪雨後でございますけれども、新聞等でも隣町の黒川温泉ですぐ200組のキャンセルがあったというような報道もあっております。その後当町におきましても、杖立、わいたについて聞き取り調査を行っております。7月23日現在という中で、杖立につきましては705名のキャンセルがあつていると。わいたについては20名のキャンセルがあつているというような状況でございます。

またその後8月に入りまして、杖立、わいたの両組合長のほうにもお話を伺いにまいりました。

杖立に関しましては、やはりお客のキャンセルがあっていると。お盆は少なかったというようなお話でした。それに、隣町の黒川、それから杖立、わいたにつきましては、「じゃらん」等につきましては同じエリアという感じで捉えられて、風評被害があったのではないかなというような御意見もございました。わいた温泉につきましては、九州復興割により6月までは平成27年度の70%から80%というような部分で、九州豪雨後は盆までは40%ぐらいまでに落ち込んだというようなお話を伺っております。町といたしましても、入込客が減っているという部分につきましては認識をさせていただいているというようなところでございます。

町長（北里耕亮君）　そういう状況の中で、やはり観光関係団体それぞれと打ち合わせをさせていただきながら、今後の対策等をやっていきたくて思っております。そのために今月末でありますけれども、各それぞれの機関と役場において、私も出席のもとで協議をしていきたくて思っております。今までも観光については施策的に非常に大きな予算も割いて、小国町は頑張らせていただいております。種類といたしましては、まずPR、広告であったり、そういった部分もさせていただいておりますし、モニターツアーやツアー後の意見交換、議論を深める中で、小国町が今までどういうことをやっているかというのは、また御質問があるかと思っておりますけれども、様々なことを行政も行っております。

やはり観光関係の団体それぞれ組織がありますけれども、そういう組織の方々も自助努力といましようか、そういう行動力をされているものとは思いますが、それを補完するような形で行政も共に頑張らせていただきたいというスタンスで思っておりますので、状況が悪いから行政は何をしてくれるのだという部分ではなくて、共に考えさせていただければと思っております。

1番（穴井帝史君）　今、町長が述べられたことにおかれましては、もちろん各温泉組合等ございまして、民間の力でも一生懸命頑張っているところではございますけれども、例えば福岡でイベントをしたとした場合、そのうち来場された方が何人来ているかもわからない状況であるのが事実ではなからうかと思っております。また鍋ヶ滝については、来客増と聞いておりますけれども、商工会に委託している3社参りツアーですかね、あちらのほうは8割以上日帰り化しているという話も聞いておりますので、日帰りだったら滞在時間も短いもので、やはり町に落ちるお金は少なくなってくると思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

町長（北里耕亮君）　やはり自分たちがどこかに行くというときを考えても、そこに何かがあって魅力があるから行くという部分であります。その部分については何か行政もあの手この手で、非常に先ほども言ったように頑張らせていただいて、PRも団体と一緒にやって行っておりますが、なかなかその効果がないと言われると、ちょっと厳しいお言葉であると思っておりますけれども、その中でやっぱり小国町の魅力をいかに発信できるか、そして鍋ヶ滝は日帰り客が多いというのは議員がおっしゃるとおりでありますけれども、宿泊につなげるために何が今度ではできるかというの

を共に考えていきたいと思っております。例えばちょっとルートを考えて、鍋ヶ滝と何々と何々を見て小国町で泊まって、翌日は何々をしてというようなそういうコースづくりも大事であろうと思いますし、宿泊が少ないと言われるだけではなくて、御自分たちもやはり、団体ですよ。議員という部分ではなくて、それぞれの団体が、こういうツアーを企画しましょう、ああいうことをしましょう、じゃあ、行政が何かというそういう議論に発展させていただければと思っております。また議論を深めさせていただきたいと思っておりますので、次のいろいろな御意見をおっしゃっていただきたいと思っております。

1 番（穴井帝史君） それとこの間からせっかくの3連休がございましたけれども、台風が九州のほうを向いた時点で、特にホテル・旅館に対してはすぐ電話が鳴ります。何の電話かおわかりと思いますけれども、「台風が来ていますので、キャンセルをします」ということで、本当に多くのキャンセルが今回の連休においては、特に連休中日ですね、一番賑わう。これは日帰り温泉とかそういうところもそうだと思うのですが、本当にやっとな連休が来たかなと思ったらそういう事態になりまして、台風も小国町だけではありませんけれども、台風もなぜか知りませんが週末を狙ってくるもので、これが何か腑に落ちない部分を私は感じているところでございます。

次になりますけれども、隣の南小国町におきましては30%オフのプレミアム商品券を秋場・冬場対策で出すと聞いておりますけれども、プレミアム商品券というのは即効性がありますが、持続性に欠ける部分もございまして、例えばこの辺が難しいのですけれども、民間レベルの考えと行政の考えはまとまることはいつもできているのですけれども、それが飛躍的に観光客の増加につながっていないのが現状だろうと、私は現在思っております。その辺と町に対する観光の位置づけをお聞かせください。

町長（北里耕亮君） 小国町の中ではいろんな産業があります。もちろん農業であったり、林業であったり、商業、工業それぞれあります。その中の観光業という部分で、税収といたしましても非常にそれぞれの関係機関頑張ってください、法人税等を収めていただいている部分で、産業の割合としては、非常に小国町行政の中でも大事な部分であるというのはまぎれもない事実であります。ですので、町行政もこの予算の金額を見ていただければわかるのですが、しっかりやらせていただいている部分であります。いろいろな種類をやっているのですけれども、議員のお言葉でなかなか効果が少ないという部分ももちろんあると思います。あるものは、じゃあ、翌年は少し見直しをしてという部分も関係機関から言葉をいただいて、行政ももちろん選択と集中といいましょうか、事務事業見直しといいましょうか、そういう部分で見直しをしながら、より効果があるものという部分を模索していきたいと思っておりますが、「なかなか効果がないですね」ということを言われると、一緒にやらせていただいているこちらの立場としては、少し考えるところもあるわけでございますけれども。

とにかく冒頭に言いましたように、頻繁に行政との打ち合わせ会議は関係機関と行っているつ

もりでありますので、そのときあたりにまた関係機関のいろいろな意見をいただいて、考えさせていただければと思います。他町村の例も今お話ありました。いろいろな施策があると思いますけれども、小国町は小国町でどれが一番限られた予算の中でありますけれども、効果があるかというのを模索していきたいと思っております。少し担当課の補足はよろしいですか。また議論を深めさせていただきたいと思っております。

1 番（穴井帝史君） 今、町長の言葉にございましたように、農林業も本当に大事です。しかし、観光は何が違うかという、よそからお金が町に落ちるわけですね。だからこの面に関しては、ちょっと違った性質があるのではなかろうかと思っておりますが、これからはやっぱり今申されましたように、民間レベルとこれ以上に綿密な関係を保ちながら、いい方向性を見出せればと思っております。今までやっていたようなことではなくて、何か違うことをやる時期に来ているのではないかなと思うのです。例えば体験型とか、そういうのはわりと小国町は今のところ少ないと思っておりますので、その辺何かお考えが現在あれば、お尋ねしたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 今、例えばの話で体験型という話をされました。確かにやはり通常のさっと見て、見て、見て、見てという部分だとあまり印象に残らない部分もあって、そこで例えばお子さん方と親御さんと一緒に体験して、ゆっくり小国で過ごしていただくとか、ツーリズム的な考えもあるかもしれませんが、そういうほうが滞在時間も長いし印象にも残っていただくしと、そういう部分をまさに議員がおっしゃったように意見交換の中で、今度宿泊を増やすためにはこういう体験ができるのではないかな。地元の例えば、わいた温泉組合辺りだと、涌蓋山の登山は多いでしょうけれども、そういう部分のもうひとつ何か山菜採りもやられていると思っておりますけれども、そういう体験を交えてとか、あとはちょっと地域は離れますが、それぞれの宿泊、杖立もわいたもそうですが、鍋ヶ滝とセットになって少し旅館の方、送迎とかのそういう企画をですね。連れて行って宿泊させて、次にとか。そういうツアーをとか、体験をさせてとか、そういう部分はいろいろアイデアもまたあるかと思っておりますので、ぜひ今後も深い議論というか、意見交換をさせていただいて、前向きな建設的なアイデアをお互いに出しながら、いい方向に向かっていきたいと思っております。

1 番（穴井帝史君） これは農林業も協力してもらって、この間あるテレビであっていただけけれども、例えば木の伐採の様子を見る見学ツアーとか、遊休地でもあれば、そこに野菜を植えてまた収穫時期、その間の管理だけはこちらのほうでやって、また収穫期にそれを取りにくるとか、いろんな方向があると思っておりますので、29日でしたかね、そういう会議があるというのが。その中でいろんな意見を出し合いながら、今後の観光振興に邁進してもらいたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 今、議員おっしゃいました、例えばの体験ツアーの林業関係の木の伐採を見てというふうに。私たちが例えば木を伐採する風景というのはごく当たり前と思うのですが、来られる方は以外とびっくりされますね。これは既に森林組合でも視察の対応とか、本当に数多く

体験ツアーをやられております。ですので、だからこそその組合であったり協会であったりが、例えば森林組合と協議をして、お互いが段取りをしていただいて、行政も少し入って仲介しても構いませんので、そういう部分こそアイデアを出していただいて、これは林業体験だけではなくて、農業体験もしかりだと思えます。農業体験あたりは「うるるん体験」ということで、北九州の中学生を受け入れて2泊3日で農家に入らせていただいておりますけれども、それを大人の体験ということで、宿泊は旅館に泊まらせていただいて、昼間の若干の体験をそういうところとか、いろいろアイデアは出ると思えますので、ぜひ行政は何かないかという部分ではなくて、自らそれぞれの関係機関も考えていただいて、その仲介とか補完を行政がするというスタイルで、ぜひ私たち行政もしっかり施策的に相談とかそういう部分はさせていただきたいと思えますので、自ら自助努力というところちょっと言葉が強いかもしれませんが、お互いに共に頑張っていきたいと思っております。

以上です。

1番（穴井帝史君） 皆さん自助努力というのは、ほとんどの方がやっぱりやっていると思えます。それを伸ばすような仕組みを考えてもらったらと思っております。一応観光関係に関する質問はここで終了したいと思います。

では、次の質問にまいります。教育関係の質問なのですが、まず最近よく耳にするのが、これは確か同僚議員が3月議会かなんかでも質問したと思うのですがけれども、最近よく聞くのが給食の小中学校の無償化ですね、これは小国町では全然話に出ているのか出ていないのか、その辺からお聞かせください。

教育長（麻生廣文君） 失礼いたします。小国町ではこの話題につきましては、本議会で話題になりました以外のところで上がったことはございません。また他の事務局の職員も相談とかお尋ねがあったかと尋ねましたけれども、関知していないということでございます。

1番（穴井帝史君） 財政の厳しい中、これは本当ちょっと厳しいかもしれませんが、県内で現在そういうのを実施している自治体があればお聞かせください。

教育長（麻生廣文君） 県内の状況でございますが、私どもの調べでは、県内45市町村のうち、完全無償化2町村、一部無償又は補助につきましては14市町村、無償化又は補助なしが29市町村でございます。一部無償又は一部補助の市町村14市町村の内訳でございますが、大変千差万別でありまして、主な取組は3市町村の半額補助、また月額150円から2千600円までの補助が7市町村、またこれは地産地消に絡むことかなと思えますが、米の値段の差額分の補助2市町村でございます。それから第3子以降の無償といったところが1市あります。さらに牛乳1本当たり10円の補助をしている町村もあります。合計の14市町村でございます。なるべく詳細に調べたつもりではございますが、若干不十分なところがございましたら御勘弁いただきたいと思っておりますけれども、概要は以上のとおりでございます。

1 番（穴井帝史君） 私も完全無償化は無理としても、今教育長が述べられたように何らかの小さくても構いませんけれども、何らかの補助をやっぱりしていくべきではなからうかと私は考えております。最近ではふるさと納税とか鍋ヶ滝の収益も上がっておりますので、その辺の一部をそちらのほうに回したりとかしたらどうかと、これは私なりに考えておりましたがいかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 今回の件に係りましては、子育て支援ということの政治機運も盛り上がって、そういったことで無償化、あるいは一部補助等を進めている自治体も出てきているのかなと思います。そのことを考えますと、今議員がおっしゃいますように教育問題でもございますが、政治問題とも言われるゆえんかなと、そういった認識もございます。私自身は現状の子どもたちの置かれた状況を見たり、子育ての支援といった面からも、保護者の負担軽減ということには基本的に同意するわけでございます。ただ教育委員会といたしましては、現状では貧困に関わる支援につきまして、就学援助制度というのがございます。それで給食費や教材費などの支援を行っておりますし、先日、補正を組ませていただきまして認めていただきましたけれども、今回、国の補助率改正によりまして、今年度から援助費を上げさせていただいたところでございます。そうしたことも鑑みながら、町全体の財政状況もございますので、検討のほうを進めていく内容であるかなといった部分での答えにしておきたいと思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） ただいま教育長が答えの中で、教育委員会の事務的な話と政治的な話、財政的な部分も当然あるかと思っておりますけれども、ここ数日、特に今日の新聞あたりを見ても、消費税の使い方ということで、教育にという話題もあっております。そういう中で文部科学省が、確か最近ですが、全国の給食を無償化している自治体を調査しているという話が新聞でもあったかと思っております。そういう機運が盛り上がる中で、あとは現在もちろん給食費は高いより安いほうがいいという部分はあるのですが、当然そこには材料の部分もありますし、作っている部分には経費がかかっております。そういう部分をすべて減額するというばかりがよろしいとは私個人は考えてはおりません。ただ、機運が高まる中で、今日は議員から一石を投じていただいた部分もありますものですから、状況をつぶさに見ながら、考えていきたいとは思いますが、先ほど教育長が答弁いたしました中に、既に児童・生徒の中になかなか生活にお困りの部分、要保護・準要保護という言葉でございまして、そういった手立ては既にさせていただいている部分はあるかと思っております。そういう中で全体的にどうするかとか、そういう部分はまた今後の継続的な議論にさせていただきたいと思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） 政策面の話になりますけれども、これは若者の世代の移住定住ですか、今力を入れているですね、そちらのほうにも若干の影響はあるのではなからうかと思うので、ぜひと

も今後検討材料の一つに入れてもらいたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほど答弁いたしましたように、全国的な動き、そして先ほど議員もおっしゃいましたように県内の状況もあるかとは思いますが、今日のまさに地元紙であります、何か無償化に向ける部分での取り扱い、それも記事に載っておりました。なかなか無償化は無償化で、一部課題がある部分もあるかと思えますし、またこれについては、今現在が給食費にどれぐらいかかっているかという部分を改めて話題提供させていただく部分も大事ですし、その中で幾ら、例えば減額をするのであれば、それに財政負担が幾らかかるかとか、そういう部分もあるし、この部分であれば、ほかに福祉に使ったほうがいいのか、産業に使ったほうがいいのか、いろいろまさに政策のバランス、かじ取りであります、そういう部分もありますので、同じ答弁にはなりますが、継続的な議論をさせていただきたいと思っております。

以上です。

1 番（穴井帝史君） 教育関係で次の質問にまいります、地球温暖化において、昔というか、私たちが子どもの世代ぐらいまでは、7月末から8月のお盆ぐらいが30度を超えるような気温はありましたけれども、お盆を過ぎたら涼しくなるような状況がありましたけれども、現在は6月から下手すれば9月の中ぐらいまで、30度を超すような状況になっておりますので、学校内のエアコンですね、この設置状況からまずお聞きしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 空調機、エアコンの設置状況、県内ということでございますが、データは事務局にて一応把握しておりますので、この点につきましては、事務局長から答弁させていただきます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） その質問に答える前に、ただいま教育長から申されましたように、県のほうが県内の設置状況を調査してございますので、その内容について説明させていただきたいと思えます。内容としましては、熊本市もデータの中には入ってございますけれども、今からの説明にはちょっと熊本市のものは除かせていただきたいと思います。44市町村の県内小中学校別の普通教室と特別教室等の用途別における設置状況で説明させていただきたいと思えます。なお、特別教室と申しますのは、図書室であるとか、パソコン室であるとか相談室、あと各種教科の学習室のことでございます。まず小学校の普通教室で設置済みの市町村は15でございます。またほぼ設置済みの市町村が4、全体の教室数からの割合で申しますと、約4割程度が設置しているようでございます。また特別教室等におきましては設置済みの市町村数が2、ほぼ設置済みの市町村が1、全体の教室数からの割合は3割程度が設置しているようでございます。

次に中学校でございますが、普通教室での設置済み市町村数が17、ほぼ設置済みの市町村数が5、全体の教室数からの割合で申しますと、約5割程度が設置しているようでございます。同じく特別教室等におきましては、設置済みの市町村数が2、ほぼ設置済みの市町村数が2でありまして、全体の教室数からの割合は3割程度が設置しているようでございます。その中で阿蘇郡

市内の状況としましては、小学校の普通教室では二つの自治体の一部の教室で設置しているようですが、小国町も含めまして未設置の自治体が多く、全体の教室数からの割合は約4%程度でございます。また特別教室におきましては、小国町を含めまして一部の教室で設置が5自治体、未設置が2自治体で、全体の教室数からの割合は14%程度となっております。

次に中学校の普通教室では、二つの自治体の一部の教室で設置しているようですが、小国町も含めましてほぼ未設置が多く、全体の教室数からの割合は5%程度のものでございます。また特別教室におきましては、小国町を含めまして一部の教室での設置数が6自治体、未設置が1自治体、全体の教室数からの割合は17%程度のものでございました。

同じ県内と申しましても、地域によっては設置への取組状況が違ってきており、阿蘇管内におきましては、現在のところは総じて設置率が低い状況となっているようでございます。先ほど議員からもお話がございましたとおり、小国町におきましても、近年夏休み前後の時期におきましても暑い日が続くことがあり得ると思っておりますけれども、現在のところはエアコン設置についての計画は小国町ではないような状況でございます。

以上です。

1番（穴井帝史君） 小国町においても職員室、また特別教室にしか現状では設置してないので、間違いないですね。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 職員室関係であるとか、保健室であるとか、あと特別教室のうちの一部だけでエアコンが設置しているというような状況でございます。普通教室におきましては小中学校とも扇風機等で対応しているという状況でございます。

1番（穴井帝史君） 扇風機というのは、あそこがございますがああいうのですよね、確か。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 小学校においては、あれと同等な品物が置いてございます。あと中学校におきましては、壁のほうに固定しました1教室4基だったと思っておりますけれども、固定式のものが設置してございます。

1番（穴井帝史君） 教室というのは、子どもたちが一番滞在時間が長い場所だと考えておりますが、そこだけにエアコンがないっていうのも、30度を平気で超しますので、そういうときは勉強も身に入らないのではなかろうかと考えるところであります。また教職員に対してもエアコンのある職員室から暑い教室に行つて授業をするのであれば、かなりの負担があろうかと思っておりますので、これは補助金等はないのですよね。

教育長（麻生廣文君） 補助金等につきましては、ございます。ございますと言っても、状況がありまして、例えば小国町では合併したときの大規模改修に伴いまして、特例として3分の1補助制度を利用させていただいたということもございます。これは合併したからということもあるのですが、大規模改修とそれと合併という部分のことで、補助がわりとすんなりと申しますか、認められたという経緯であったと聞いております。小国町ではその制度で特別教室等に設置したわ

けでございます。補助制度に係りますことでは、国の財政のテコ入れがございます。例えば昨年度あたり熊本地震等のあとに補正を組むとかいうようなこともございましたが、財政等のテコ入れ等があつて国のほうで補正予算を組む場合がございます、ここでは空調機設置になるのかがちょっと不透明なところがございますけれども、文科省もそうした場合には補正を組んで、エアコン等の設置の要望を聞いてくる場合がございますので、これは3分の1といった状況がくるかと思ひます。ただ、申請に1年、設置に1年かかるという状況はございますけれども、こうした情報等をしっかり集めた上で、国にそうした動向が出てまいりましたら、町長等にも相談しながら進めることも可能であるかなと思ひているところでございます。

1番（穴井帝史君） 今から寒くなりますので関係ありませんが、1、2年かけてでも、この件に関しては行政内でも議論をしてもらいたいと思ひます。

教育長（麻生廣文君） 先ほど事務局長から申し上げましたように、現在普通教室では可動式、あるいは固定式の扇風機等で対応してきているところでございます。また学校、あるいは子どもたちは進めてほしいと言うかもしれませんけれども、子どもたちの状況等尋ねながら検討していきたいと思ひております。先ほど事務局長の答弁の中に、管内状況では阿蘇のほうは非常に設置が低いという部分がございますが、議員のおっしゃるように最近の非常に温暖化による気温上昇等につきましては、しっかり考えていく内容かなと思ひているところでございます。慎重に、そしてしっかり進めたいと思ひるところでございます。

1番（穴井帝史君） 教育に関する最後の質問になるのですが、来年度から小学校において、道徳の授業が正式教科に盛り込まれると聞いておりますけれども、そのあたりの内容また指導、またゆとり世代の今日にあつて、道徳を盛り込むことによりほかの教科に影響はないのか、その辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。また道徳に関しては教育長が得意分野と申しておりましたので、時間があと10分程度ございますので、熱い思いを語ってもらいたいと思ひます。

教育長（麻生廣文君） 議員の皆さま方も御承知のとおり、新しい教科道徳という名前で教科化されます。現在の状況でございますけれども、あるいはどういった取組かという状況を御説明させていただきますたいと思ひます。

実はこの9月1日までに、まず次年度使用する教科書、道徳の教科書を阿蘇管内で選定をしたところでございます。これは県のほうでは9月15日に全県下公表をするということで来ておりますので、他郡市等がどのような教科書を使っているかということも次第にわかってきている状況でございます。それから道徳につきましては、学習指導要領の改訂がございますが、先行実施ということで既に小中学校においては取り組んでいる状況でございます。ただ、教科書については次年度から正式のものを使うということで、いわゆる考える道徳だとか、議論する道徳というものもしっかり進めるということが、今回の学習指導要領の改訂の目玉でもございますので、そういった部分を学校にはしっかり話をし取り組んでほしいということを伝えたところでござい

ます。学校におきましても、今年度から立ち上げましたチーム小国の教育というのがございますけれども、小中学校の教育研究会がございまして、その中に6部門でそれに取り組んでおりますけれども、そのひとつとして道徳教育に関連する先生方を中心に研究を進めようということで進めております。

それから他教科への影響ということがございました。従来、ここ30年近く道徳は教科ではなくて領域として取り組んでおりましたが、その中に総合的にしっかり道徳教育の充実を図るためには、国語の中に道徳教育はどうかされるべきかとか、いわゆる他教科や特別活動などの他領域においても、道徳の視点を持った全教育課程の進め方というのをずっと学校現場では取り組んできたところでございます。それでさらに教科となったからといって、逆に道徳だけが独立をするわけではなく、学校教育全体の中で道徳教育を進めていくということは、これまでどおりでございます。

さらに道徳の時間、これが道徳の教科化がされたところでございます。広く道徳教育というのは、学校教育全体で行う。それからその中で特に一人ひとりの子どもたちの豊かな心を育てていく道徳の時間というのをこれまでも特設をしてきたということで、その道徳の時間を教科化し、あるいは教科書を使って指導を進めていくという状況でございます。それで新たに時間を満たすわけではございませんので、時間的に他教科への影響というのはございません。しかしながら、教科ということになりますと評価等も出てまいりますので、一人ひとりの子どもたちの道徳性をいかに寛容していくか、育成していくかということで、他教科との連携というのはこれまで以上に大切になってくるだろうと思っております。

以上でございます。

1 番（穴井帝史君） わかりやすい説明ありがとうございました。またこれは普通私たちの場合は、通知表1から5とかあったのですけれども、この評価はしないのですよね、確か。

教育長（麻生廣文君） 評価の問題だと思います。国語であつたり算数・数学であれば、低学年においては3段階、あるいは高学年・中学生において5段階等の評定というのがなされます。俗にいう1、2、3、4、5でつけたりするものでございます。この評定というのは、字のごとく数値的に表す部分でございます。道徳につきましては従来も評価につきましては、文章表記を進めてまいりました。今回、教科になりましたけれども、その点につきましては評定はしないと、文章による評価を行うということが指導要領でもきちんと謳われております。この問題につきましては、いろんな考えがございます。また道徳につきましては、戦前からの修身等の話もずっとずっと以前にございましたが、修身等は甲乙丙丁などの評定がなされている部分がございます。その後、昭和33年に道徳というのが領域としてできて、それを充実させる、やはり子どもたちに豊かな心を育てるためには、しっかり道徳教育を充実されるのだという関係者あるいはいろんな方々、国民の大きな願いのもとに教科化されてきたわけですが、その間には何十年という

月日が流れておりまして、その一つの大きな課題が評定の部分であったと思っております。そこにつきましましては、やはり従来からのしっかりした考えで進めてきたような文章表記ということで人間を数値で、特に道徳においては評価することのないようにという部分で、評定については、今回も見送られた状況で進めているというところでございます。

以上です。

1 番（穴井帝史君） これはこの間教育長とちょっと立ち話をしたときに、担任の先生が指導をするということでしたので、その辺の教職員の指導等も重ねまして、本当に道徳の授業を活かして、子どもたちの意識改革等につながればと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時5分から再開をいたします。

（午前10時53分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

2 番（大塚英博君） 2 番、大塚英博でございます。今回は三つのテーマに沿って質問をしたいと思っております。まず一つ目のテーマは魅力あるまちづくりの第一弾といたしまして、善三美術館による地域振興について、そして二つ目は福祉政策の第一弾といたしまして、地域の公民館・集会所の役割と今後の課題について。そして三つ目は雇用対策として企業誘致について、この三つの点について質問をさせていただきます。

まず1点目の善三美術館と地域振興について。今、善三美術館におきましては、設置者は町長、そして館長は教育長、それからあらゆる運営をされる美術館の中に山下学芸員の方がおられます。そしてその中に運営協議会というものがございまして、一番大事な支える友の会というものが回りを支えていると思っております。その中で、最近美術館の運営というものが少し変わったのではないかなど。地域の方たちが気軽に寄れるようなそういうふうな企画、それと同時に教育という中で善三美術館という善三さんそのもの、画伯というものの人間。北里柴三郎と同じように、そういう方たちの教育、そういうもので人材教育を図っていくという方針になっております。

そこで一番大事なのは、この中で決定権があるのは誰なのかと。運営についての今3名おられましたけれども、私はその中であくまでやっぱりそれは館長ではなかろうかと思っております。そういう中で新しく館長になられた教育長に、今度の美術館の思いとか展望というものを少し聞かせていただきたいと思っております。

教育長（麻生廣文君） 私は館長を兼任いたしております、美術館につきましましては、私自身も大変な思い入れを持っているところございまして、就任以来すぐに友の会にも参加させていただきましたし、年間の入場券でしょうか、こうしたものもすぐにお買わせいただきました。またいろんなイベントといいますか、ある度に一応顔を出して、まずは現在の坂本善三美術館の置かれ

ている状況等を自分なりにしっかり受け止めさせていただいているところでございます。美術館自体は本町で設置しておりまして、その設置条例というのがございます。その中には善三先生の作品等を通じて、しっかり情操教育に充てることももちろんですけれども、町民の方々が善三画伯に親しみを持つ、あるいはそれからこうした美術をはじめとする芸術性にしっかり理解を深めていただくというようなことになっております。きちんとした文言は設置条例の中にありますが、簡単にいいますと、そうしたことだと思っております。私自身は非常に美術館に対しての思いを先ほど申し上げましたけれども、前述した目的に加えて、さらに住民への教育施設としての役割というのをしっかり考えてきたというところでございます。ここには先ほど議員もおっしゃいましたように、学芸員であったりスタッフの尽力がありますし、それから友の会の支援もございます。また専門委員会、運営協議会というのがございまして、その助言とか支援がなされる中にいろんなイベント等が進められてきているわけでございます。

教育委員会にいる教育長が館長だということでございますが、そうした町の施設であるという点から考えますと、広く町民の美術館という思いも非常に強く持っているところでございます。今後、さらに入場者を増やしていくこと、あるいは更なる展示会の充実、こういったものにつきましては、私自身もしっかりと足を運ぶ中に進めてまいりたいと思っております。

2番（大塚英博君） 善三美術館は私たちが北里柴三郎と、そして鍋ヶ滝という三つのものを非常に自信を持って外のほうに発信しているわけでございます。そして、小国町に来たら一度足を運びたいところという観光施設としての観光スポットにも可能性を秘めているところでございます。

昔、芸術というものが経済学で経済効果を及ぼすというのを研究した方がおられます。もちろんヨーロッパの文芸復興というルネサンスというのは産業革命を起こし、そしてフィレンツェやナポリ、いろんなところでヨーロッパというのはその恩恵にあずかり、地域の振興を図ったわけでございます。よその方から、小国町は善三美術館という美術館を持っている。これは全国には本当に少ない、町が独自にそれもほかのものを、例えば現代美術であったり、いろんなものを集めてそこで展示しているものではなく、そこで生まれ育った方々の施設であるということは、本当に全国では稀である。非常に誇りの持てる施設ではなかろうかと思えます。これは今、鍋ヶ滝と鉾納宮とそして善三美術館という黒淵地区において、この三つの点が結束すれば、私は地域の活性化というのが必ずできるものだと思っております。その要となるのが、私はこの善三美術館ではなかろうかと思えます。この善三美術館のことについては、今の商工観光課と同時に政策課、すべての行政がそこに携わる問題ではなかろうか。そしてそこから町おこしができれば、それこそ魅力あるまちづくりの一つではなかろうかと思えます。そこでこの地域振興という中で、町長にお尋ねします。どういう形で地域振興を図っていくか御説明をお願いします。

町長（北里耕亮君） 坂本善三美術館についてでございますが、議員おっしゃいますようにこの美術館の役割というのが大きく二つあるのではないかなと思います。おっしゃいましたように、観

光の一つのエリアでもあります。来られた方が小国町の、先ほど別の議員の方からの御意見もありました魅力、その魅力の一つに美術館もなっている部分であります。なかなか入館者数の伸び悩みという現実問題はあるにせよ、その坂本善三画伯の背景であったり、以前の生涯にわたる考え方であったり、もちろん絵の部分、非常に興味を持たれる方、そういう方々も現実問題いらっしやいます。観光的には善三美術館も入れた部分での観光PRとかもしておりますし、地域振興のひとつにはなっていると思います。

もうひとつの役割としては、これも全員協議会の際に少し触れましたが、私が町長になりました、町民ギャラリーというスペースをつくりました。財源の話も全員協議会の際にも出ましたけれども、かなりの額を一般会計から繰り入れをしていた時期から、少し削減を行政改革の一端としてさせていただいた折に、美術館を継続するかどうかというそういう部分もほんの少しでありますけれども、議論をした経緯が私が町長になったときにありました。そのときに町民運動の中から、友の会という組織も拡充されたわけがございますけれども、今となれば、そういう経緯も非常によかったかなとも思います。そして町民ギャラリーが作られまして、社会教育施設の位置づけとして、最近特に学校関係の御協力もいただきながら、小学校・中学校、児童・生徒が非常に頻繁に入ってきていただいて、美術鑑賞であったり、学芸員の方と協議をしたり、非常にいい動きがあります。

また町民の中では、アートフリマというような行事も行って、できるだけ町民の方も坂本善三美術館エリアに入ってきていただいて、少し見ていただくとか、そういう機会を増やしたり。またよその方では「うるるん教育」、北九州からの中学生を受入家庭が連れてきて、受入家庭も一緒に見ていただくとか、そういう機会を増やしているところでもあります。まだまだこれからも小国町民の中の、例えば高齢者の方であったり、婦人会の方、いろんな小国町には組織がありますけれども、機会あるごとにそういう組織に情報発信をしながら、できるだけ多くの方に美術館に入っていただきたいと。

先ほど言う町民ギャラリーのスペースは、一応入館料は無料のエリアでありますので、気軽に入っていただきたいと。そういう意味での地域振興というのは、町内での地域の振興、それから観光の意味では小国町の魅力ということでの振興。その大きな二つの役割が進行されている部分であるというふうに認識をしております。まだ足りない部分もありますので、議論を深めながら具体的な提案とか、ああ、こういうことをやったほうがいいのかという部分があれば、またおっしゃっていただきますと非常に参考にさせていただきたいと思っています。

最近の動きであります、すみません、すごく長くなりますが、鍋ヶ滝が非常に多いという話題もあります。セット券といたしましうか、北里柴三郎記念館と美術館と何かツアーの中に組み込んだりとか、そういうセットで見ていただいたりとか、そういうことができないかという検討も徐々にありますけれども、させていただいている最中にはありますので、また別にこういう

動きもいいのではないかとかいう提案があれば、またおっしゃっていただきたいと思います。

以上です。

2番（大塚英博君） 今の運営の中でも少し変わった点というのは、そういうところではなかろうかと思いますが、今セット券というものが出ました。私は入館者数を増やすことというものが、善三美術館の更なる活動の支援になればと考えております。その中で1点だけ、あの善三美術館の前の駐車場において、観光開発という中でそこから送迎バスが出て、そして平日に時間を待っている方々が歩いておられます。そういう方々が鉢納宮であったり善三美術館に行くかなと思えば、善三美術館には非常に足が遠いのか知らないけれども、入っていない。私はそこでそういうツアーについては、私は鍋ヶ滝と一つのセットとして希望を取って販売してもいいのではないかなと。そのことによって入館者数を増やし、そこに一つの地域の活性化というものが善三美術館の中からできれば幸いかと思います。それも含めて検討をしていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（横井 誠君） ただいまの質問の件につきましては、以前観光係のほうに専門の方がいらしたときには、いろんなタクシーで行っていただいて、観光ツアーの中に小国町に来られる方に対して美術館も紹介していただきまして、たくさんの方に来館していただいたことがございました。今議員が申されましたように、こういった小さい町でございますので、そういった地理的な面も逆に活かしながら、先ほど町長も言いましたとおり、町内のいろんな施設や場所を来町者の方が案内できるような仕掛けやシステムができれば、それぞれの施設への入場者数も増えてくることが考えられますので、今後におきましてもそういった意味で、関係機関と連携する機会を増やしていきたいと考えております。

以上です。

2番（大塚英博君） ここで一番大事なのが情報課の観光に対する目から、本当の善三美術館を知っていただく、善三美術館、善三画伯をやっぱりたくさんの方々にお出でいただきたい、見ていただきたい。そして作品はわからないのだけれども、その心というものがその中から現れるわけでございまして、それを感じ取っていただきたい。まず足を運んでいただくことが大事なことだと考えまして、これはいろんな面においてPRと同時にその本当に言うと、鍋ヶ滝においても声掛けぐらいあってもいいのではなかろうかと私は思います。

それでは次の2点目の質問に移らせていただきます。地域の公民館と集会所の役割と今後の課題についてでございます。御存じのように集会所・公民館については、先だつての大震災のときには自主避難所になり、そしていろんな面でコミュニティ施設にもなり、福祉課においてはサロンとか元気クラブをされたり、これから役割というものは非常に頻繁に多くなってくのではないだろうかと思います。そこで新たなこの役割というものを認識して、そしてどういうふうな公民館というものを取組にいれていこうかという、もしその考え方があればお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 集会所に対しての御意見・御質問であろうと思いますけれども、基本的には小国町内にかなりの数の集会所がございます。その役割というのは、先ほど議員おっしゃいましたように、様々な役割、地域の集会所としての役割は大きいものと行政も把握はしております。いろんな村祭りであったり、組長の打合せ会とか、本当にいろいろな協議の場で、じゃあ、集会所で話しましょうということがあろうと思いますし、先ほど話題にいただきました元気クラブや元気サロンもその会場でさせていただく場合もあります。このときの使用料なども地元と協議をしながら、行政もお支払いする場合もあろうかと思いますが、基本的には地域の集会所という位置づけで行政は把握をさせていただいているところでありまして。位置づけとしては、そういうふうに大事な役割を担っている場所であろうと思っております。またさらに議論を深めさせていただきたいと思っております。

2番（大塚英博君） そこでこの公民館・集会所というものが耐用年数が来て、これから先、地域の高齢化、その中で維持管理と、前回の震災によるいろんな修繕、そして高齢化に向けてのバリアフリー化、水洗化というものは、今さっき言われたように議事の中でやらなければいけないという、ずっとその答弁は聞いておりました。そこで私が感じているのは、個人の住宅のリフォームというものが補助要綱にもあります。それと同時に政策課の中には、要するに移住者に対する改修事業というものがありますし、いろんな面において、福祉課においてはバリアフリーという中で個人の補助があるかと思っております。この公民館というものを管轄する課というものは、じゃあ、果たしてどこなのかという中で、これは個人ではなく町として本当にこれから先お願いしなければならない施設ではなかろうかという中で、これは本当に誰かの、どこの課でもいいですけども、これは真剣に改修とかバリアフリーとか、そういうものを考えていただくことが私は大きな福祉政策ではなかろうかと思っております。これから先の高齢化に向けて、介護、いろんな問題がでてきます。そして町としては行政として、消防とかそういうものにおいて、その公民館というものをかなり利用するところが出てくるかもしれません。そういう中で、方向変換してこれからは公民館活動というものを活発にしていくためにも、公民館の方たちとの連携を深めて、そしてより良い町をつくっていくことが、私は大事なことではないかと思っております。そういう意味を含めましてこの補助というもの、幾らかの手出しはあっても構いません、しかし基本的にその点において、多目的集会所というのが西里、上田、下城にあります。これは町の施設であるから、ある程度の補助は効くかもしれない。しかし、そういう自治がある単なる集会所に対してはその支援がないということは、私は根本的に改善すべきところではないかなと思っておりますが、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 地域の集会所施設は町内で約65ほどございます。その中には上田と下城と西里の施設を含めて70ほどございます。そして町営住宅の集会所という部分も、帯田であったり、関田であったり、柏田とか、そういう部分もございます。やっぱり背景を見ても、歴史的に地域の集会所というのは、やはり二十数年前といいたいでしょうか、十数年前といいたいしょう

か、地域の皆さん方が本当に大変な思いをされて、借入れもされたり、そういう大変な御努力によって、今の集会所がそれぞれの地域であると思います。そして、確かに維持管理も大変な部分であろうと思っておりますが、そこそこの集会所の世話人といいたまいますか、管理をされる役割の方もいらっしゃるまして、課題も多いでしょうけれども、地域からいろいろ住民から負担をいただいているものと思っております。

ですので、どこの課が担当だとかいう部分ではなくて根本的な考えですが、あくまで地域の集会場は地域、行政の施設ではありませんので、そこは基本的には地域で考えていただきたいという部分を今のところは行政として思っております。ただ、役割は先ほど議員おっしゃいましたように非常に大きな役割で、何かこの集会所がないと協議をする場も少ないでしょうし、いろいろなコミュニティの一角になっております。また災害では一時避難所、集まるところ、そういう部分にもなっている地域もありますので、大事であると思いますが、基本的には歴史的な背景から補助を出すとか、そういう部分の考えには現在のところはちょっと至ってはいないというところであります。

以上です。

2番（大塚英博君） 以前はやっぱりそういうふうな集会所をつくることについては、ある程度の補助があったような気がいたしますし、またそのことによってあらゆる集会所ができたのではないだろうかと思います。しかし、これから新たな集会所というか、その一避難所としての今町内においては、小国ドームになっております。今から高齢化の中であそこまで歩いていくことも非常に厳しい中で自宅待機になるかと思っております。町内というものは、今まで開発センターというのがございました。しかし、地域の中にはそういうふうな集会所というのは今になっては非常に大事な部分であるけれども、まだできていない状況でございます。こういう中で、本当に町が皆さんと町内の方たちが避難される、そして安心していろんなコミュニティの施設として何かをつくると。もちろん今さっき言われたように、予算の範囲内と言えればそれで終わりかもしれませんが、私はここに国の厚生労働省、これから先そういうふうな国の支援策というものも出てくるかもしれません。そういうときにはいち早く、そういう国の支援策に則って、そしてそういう施設をつくっていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） 議員の御意見もわかりますが、集会所がない地域とある地域と現実問題ございます。やはりある地域の方は、そういう歴史的な背景で自分たちでつくってきたんだと。自分たちで維持管理をしているのだという思いとか、そういう部分もあるかと思っておりますし、ないところは、ああ、集会所があればいいなあというような思いをされている方もいらっしゃるのも現実だと思います。ただ、そこは何か国や県のそういう集会所をつくる助成制度があれば、町のほうも紹介は積極的にしていきたいとは思いますが、現在のところ町が設置をする、集会所を建てるのに助成金を出すというような部分は今もしておりませんし、今後もなかなか難しいの

ではないかなと思っております。ただ、地震の影響とかで集会所施設が何か少し修繕が必要だという部分については、これはなかなか制度上ハードルが高いかもしれませんが、復興基金、何か制度があるのですか。ちょっと復興基金、ハードルは厳しいということでもありますけれども、制度の説明だけ、ちょっとここでさせていただきたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） 熊本地震によります復興基金ということで町民の皆さまにはお知らせしたチラシで、各戸にお配りしたと思います。その中で、公民館という名前が出ている部分、集会所が出てきている部分があったと思いますけれども、名義等が非常に基金を補助を受ける要件としては地縁団体とか、そういったきちっとされたところでないといけないとか、そういったくくりがちょっとあったという部分がかかれていたと思っております。そういったところで、以前は公民館・集会所の補助があった時代もありましたけれども、今現在は無いというのが現状であります。地域によっては各組から、年間の維持費とかそういったのを集めて運営しているのが現実ではなかろうかと思っております。

そういったところで、今回ちょっと関連ではありますけれども、復興まちづくり計画ということで、大字6箇所以上は説明会を回っていかうと考えております。そういった中で、こういった一時避難所が大体集会所に当たるかと思っておりますので、そういった意見等も出るかと思っております。いろんな意見はこの復興まちづくり計画の中で集会所の位置づけ、多様化していると思っておりますので、そういった意見を聞きながら該当できることがあれば、考えていかねばなりません、今の現実ではちょっと補助が無いというのが現実ではあります。

町長（北里耕亮君） 集会所という位置づけではなかなか先ほどの答弁のとおりでありますし、また国・県の助成制度も現在私が知り得る範囲でもないのではないかなと思っております。切り口を変えて復興まちづくり計画の話題、今総務課長からいたしました、防災センターとか、防災コミュニティ施設とか、そういう切り口の部分はやはり今災害がこれだけ多発しているし、地震後の復興まちづくり計画というの、なぜこれが計画を立てなければいけないかという、地震後のこれからのという部分での、国・県からも特別にこの熊本県内では。建てていない町村もあるわけですが、小国町では当初予算も組みながら、しっかりした計画を立てていかうということでもありますので、その中でいろいろな話題を含めて、考えさせていただければと思っております。ただ、冒頭繰り返しの答弁になりますが、やっぱり集会所施設という部分については、それぞれの地域の歴史的な背景で、やはり自分たちで建ててきて十数年、二十数年という地域もありますものから、なかなか今度新しく建てるところに町が補助金を出しますよという部分については、相当議論を重ねないと、新しい決まり事をつくらないとなかなか難しいのではないかなというのが現状だろうと思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 新しい集会所の建設というよりも、今の現状の中で、維持というものの中で、

非常に大変なところが出てきているということも認識いただいて、そういうものが先ほど言いましたように、課によつての個人に対する補助というものの制度がある以上、この公民館についてもやっぱりそういう温かい支援というものをいただきたいと、私はそう思っております。

それでは三つ目の質問に移らせていただきます。雇用対策での企業誘致についてということです。企業誘致での雇用の確保というものは、今小国町においても人口減少対策として一番最も効果的で即効性のある施策ではなからうかと考え、そして町としてもこれは非常に重要課題の一つとして位置づけているのではなからうかと思ひます。そして町として、どのような企業というものを、もちろん優良企業でございますけれども、どのようなまちづくりをするためのどのような企業というものを進めていこうと考えているのか、まずお聞きしたいと思ひます。

町長（北里耕亮君） 過去を振り返りますと、私が町長になりまして同じような考えのもとに、雇用が大事という部分で、またそのときちょうど場所もあったわけでございますが、商工企業促進課という課を設置しました。そしてちょうど懸念されて課題が一つあったわけですが、城迫工業団地という名称の場所がございました。議員の皆様方はおわかりになるかと思ひますが、その場所が福祉施設が一施設入って、ちょうど私がなったときに入った部分だったろうと思ひます。あとが空いておりましたので、ここはやっぱりそういう土地を目的のために国からの助成金をもらいまして整備をしたので、そこをいつまでも空いたままにはできないというところから、何かしらの企業であったり、そういった部分を促したわけでございます。結果としては、福祉施設がそれぞれ入ったわけでございますが、なかなかやはりこの中山間地の小国町の中で、企業誘致といひましても、結果を申しますと政策転換をしたわけでございますが、過去においては難しい状況でございました。かなり努力もさせていただきましたが、なかなか条件的な部分が、外的要因もあります。やはり高速のインターから一定の距離があったり、高低差が山間部であったりといういろいろな条件があり、厳しい状況もございました。ただ、思いとしては、雇用を増やすという観点からは大事な施策であろうと思ひますけれども、これからじゃあ、企業誘致にどれだけ力を注げるかという、正直なところを申し上げますと非常に厳しい部分があるし、そこに各課それぞれ限られた人員であります、職員を注ぐというのはちょっと難しい状況ではないかなと思ひます。

現在は情報課の中、また政策課の中で来た企業であったり、新しい進出される部分であったり、それを断っているわけではございませんが、エネルギー部門であったり、若干の農業部門であったり、話はいただいております。それをきちっと精査をさせていただきながら、小国町に合致して町民のためになるという企業であれば、そこから初めて打ち合わせをさせていただくと、そういうふうな施策をとっております。ですから、全くやっていないわけではありませんけれども、そこだけに集中した課であったり、そういう部分は今後はちょっと難しいのではないかなと思ひます。

以上です。

2番（大塚英博君） 前、政策課の中で地熱発電という中で、雇用が結構出るという期待感もございましたが、今の中では非常にそこも厳しい状況になっているかと思えます。そういう中で、地場企業というもののうち、今本当に雇用拡大に取り組んでおられる企業というものは、私は町としてある程度やっぱりそういうふうな雇用拡大に向けての支援施策というものを考えていいのではなかろうかと思えます。そして今、先ほど言われましたように、非常に難しい企業誘致ということでございますけれども、私は個人的に言うと、今こそ小国町というものがよその他町村に比べて、非常に恵まれた地域ではなかろうかと思えます。空気と水と自然に恵まれた環境、それとそこに温泉があり、そこに地熱発電というものが復活したときに、長野県の軽井沢ではないけれども、何もなかったところから新しい町ができたように、私はこれは魅力的な小国町の活性化にもつながる一つの要因を占めているのではなかろうかと思えます。そこで、政策課でなければできないことではなく、私はこれを担当を一つつくることによってアンテナを出し、そして企業がどのようなことをしていただければ、進出していくという条件的な企業誘致というものもあるかと思えます。新しい産業をそこに起こし、そしてそこから雇用が生まれて、そしてそこから町の発展ということにつながっていくことが、私はこれから先の企業誘致の貴重な要がそこに見えているような気がいたします。

先ほど言われたように、企業誘致については前の挫折がありましたということがありましたけれども、条例の中を見ますと、あくまで工場という奨励の条例であって、企業を誘致する立地促進という条例ではございません。それに本格的にとりかけるやっぱり条例というものも、これから先も考えていただきたいですし、これに対して積極的に取りかかる課というものも必要でないかと私は考えます。そういう面において、もう一度町長の見解のほうをお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 今現在の状況を少しお話しますと、地熱の関係に関してはかなり話をいただいております。ただ、新規参入事業者といたしましても、なかなか地域の環境を安易に考えておられる企業体もおられたり、御自分の会社のことだけを考えて小国町を考えていただけていない企業体であったり、なかなか言葉に気をつけなければいけません、気をつけなければいけないような企業体のお話も来ているのが現実でございます。ですので、これを積極的に働き掛けをとという部分ではなくて、今現在はその地熱に関係する部分であれば精査をさせていただいて、本当に地域に根差した町民の生活に影響を及ぼさない、そういう企業体と本当に素の状況から打ち合わせができるような、そういう部分を模索しているところでございます。ですので、全くやっていないというわけではありませんけれども、先ほど繰り返しの答弁になりますが、そこは専門的な知識を有している政策課の職員等が今言われたような心配事をクリアする、そういう部分で合致する企業体と話をさせていただいている現状であります。

これは農業部門でもしかりであります、農業をやりたいというふうに参加するのですが、そ

の本当の目的がそれではなくて別の目的があったりとかいう部分も、ちょっとこれ以上話すと定かでない部分もありますのでいけませんので、おわかりになっていただくかと思いますが、非常に気をつけなければいけない企業体もありますので、そこはしっかり精査をさせていただいて、基本は小国町にとってどうあるべきか。企業のために思ってお話をすると、それは相手は自分のことしか考えませんので、小国町にとってどうあるべきかというのを第一義的に考えながら、進めさせていただきたいと思います。ひとつの御意見としては十分わかりますけれども、このあたりのところも議論をまた深めさせていただいて、何か特定の企業体がこういう話がありますということであれば御紹介いただければ、またそういう話は議論させていただきたいと思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 優良企業のやっぱり誘致促進に取り組んでいただきたいと思いますし、三つの質問をタイトル別にさせていただきました。全部共通することは、一つの課ではなく、連携を取った中でしか成果は生まれるものではないです。そういう中でぜひ連携を取りながら、この三つの質問に対しまして温かい答えが出ますことを切に願い、これで私の質問を終わらせていただきます。

町長（北里耕亮君） 御意見も十分わかりますし、一部分についてはそのとおりであろうと思いますが、考え方ですが役場組織、限られた人材の中で進める中で、過去の機構改革においては、チームリーダー制ということで、その一つの事柄に幾つかの課を寄せたような図式にした場合も過去にはありました。それは幅は広がりますけれども、責任といいましょうか、じゃあ誰が中心となってやるかというのが少し薄れた時代もあったわけです。今は課は連携は取りながらも、これは責任を持ってその課でやるという部分が少し明確になったものですから、今のスタイルとしては、機構の話ですけれども、政策課、情報課、何課という部分でやらせていただきたいと思いますと思っております。また今日は様々な御意見、いろいろいただきましたけれども、また具体的な事例があれば、個別に積極的に打ち合わせさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時52分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

台風の被害もほとんどなくほっとしているところですが、台風対策は常にしっかりしておけばおくほど台風は避けていくものです。常に台風対策というのは心掛けてしていれば被害も少なめになると思います。それでは今回で10回目の質問となりました。過去の質問内容を確認すると、同じような内容が多々ありました。ほかの議員も同じです。議員になり2年半、全議員の質問を

っていただきたいという部分は、民間だけでやっていただく。風力、水力、小水力、太陽光、地熱、木質であれば木質のバイオマスボイラーであったり、いろいろと木質の再生可能エネルギーは幅が広いわけでありますけれども、そういった部分をどの部分に限らず、幅広く模索しながらやっていきたいというのは、先ほどとちょっと繰り返しになりますが同じであります。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

それでは政策課長に、バイオマスの資源というのはどのようなものをどのようなふうにして、小国町の場合は限られてくると思いますが、その辺をちょっと説明してください。

政策課長（清高泰広君） バイオマスのエネルギーとして考えられますのは、まずは木質系ですね。小国の場合は杉を使った薪とかチップとか、あるいはペレットとか、そういった感じで利用する。あるいはもう一つは食物の残渣とか家畜の堆肥とか、こういったものを液化、あるいはガス化してエネルギーとして利用する。その方法あたりが考えられると思います。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

今、行っているのは、材木の残材ですね。紙とか家畜の糞尿、食品廃材、建設廃材といろいろあるのですが、小国の場合は家畜の糞尿でメタンガスをつくって電気を起こすという昔の映画で、マッドマックスという映画であったのが多分これだったと思いますが、家畜の糞尿を使ったバイオマスというのは、頭の中にあるかないか、お聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 例えば県内であれば山鹿のほうだったでしょうか、展開をされていると思いますし、近隣であれば確か日田市でも行われていたかと思えます。全くやらないというわけではありませんけれども、将来にわたって可能性を見いだすと。この部分は担当課も情報収集をしながら、それについてはメリット・デメリットというか、いい部分もあるし、なかなか課題が多い部分もあるかと思えます。素材も小国町の中では畜産農家、酪農家それぞれいらっしゃいますし、環境としては不可能ではないかと思えますが、繰り返しになりますが、そこには課題もあるかと思えます。ですので、模索はしていきながらも、そして情報収集はしながらも可能性があれば、またこれも単独ではなかなか難しいので、補助事業をと。ただ、昨日の御意見も伺うのであれば、安易に補助事業に取り組んであとの維持管理とかそういうところと様々な部分もありますので、可能性の一つとしては模索もしながらも明確に来年とかそういう部分では、そこまでの情報収集にはまだ至っていないという状況でございます。

9番（熊谷博行君） ということは、これから先も広げていくという、展開していくという考えとあるので認識させていただいてもいいのですか。

町長（北里耕亮君） はい。先ほどの答弁のとおりで、政策的にこれは全く絶対やりませんという部分ではなくて、地域の実情や集落の方、畜産農家や酪農家の考えもあるでしょうし、情報収集として先行事例でいい場面と、繰り返しになりますが課題が多いのであれば、ここの課題はちょっと小国町では合致しない、じゃあ、ちょっと無理かなとか、そういういろんな検討をしながら、

ここで絶対しないという部分ではないのですが、そこをよく整理をしながら考えていきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

慎重な発言で。先日、政策課長が答弁で、発電はどれだけしても九州電力が買取りを拒むというような話でしたが、展開を広げていっても買ってもらえなければ地域でそのまま直接家に引くのか、そういうところはどうかお考えですか。

町長（北里耕亮君） 系統連系の話であります。これは少し仕組みが複雑でございます。せっかくの機会ですから、急に振りますが、ここは本当にこの情報を提示することで、今後のエネルギーの部分、小国町の進むべき部分が非常に関係していますので、せっかくの機会ですからその仕組みをお話させていただきます。大きくはちょっと私が話しますが、九州電力が電気を発電所あたりからこうして民家にするわけでございますが、発電をするエリアにもよって、その電力が余っているところもあれば、足りないところもあるわけでございますが、この小国が位置している大分県、熊本県のこの部分については、電力が飽和状態といいたいでしょうか、そういう部分もあります。ですので、電力をその線に入り込むには、入札といいたいでしょうか、ちょっと九州電力も整理をしている段階でありまして、そこが数年後に整理がされるものと思っております。すぐ今概略的な話でちょっとわかりにくいと思いますが、ちょっとわかりやすく説明をあとでもらいたいのですが、そのほかのやり方としては、今言うように発電をされた事業者から直接という部分も、やり方としてはないわけではないのですけれども、そういう部分をせっかくの機会ですから、説明をいたさせます。

政策課長（清高泰広君） 私もいろんな事業者からお話を聞いて、自分なりに理解しているところでございますので、もしかすると間違いのところがあるかもしれませんが、ただいま小国エリアとかお隣の九重とか、このあたりは全部九州電力の日田営業所に送電しております。そのうちその送電の容量が特に固定買取価格制度が始まりましてから、太陽光を中心とする再生エネルギーの発電所が幾つか上がってきました。それと現在もそういった接続を希望する方がいらっしゃいますものから、現在の日田営業所の変電能力では、もう容量一杯にすぐにもなりそうな状態になっております。そこで九州電力、これは小国とかこのエリアだけではなくて、全国的に見てもいろんな場所でそういった状況になってきておりますものから、エリアごとにそういう再生可能エネルギーを利用して発電する事業者たちをそれぞれの電力会社とか、もうちょっと大きな広域機構があるのですけれども、そこが募集プロセスという形で希望者は手を挙げていただいて、その送電に参加するかどうかというのを今募集しております。募集というか、入札も始めています。

入札というのは、いわゆる九州電力の場合でしたら、日田営業所の変電所を大きくする必要がありますものから、その工事に必要な分の一部負担金をそれぞれの参加事業者から入札方式

によって徴収して、それによって変電所を改装すると。今、九州電力が言っているのは、日田営業所の場合が、募集が始まってから工事が終わるまで大体3年半かかるということになっています。ただ、それプラスのそれ以上に話を聞きますと、希望者が多いものですから、今度は日田営業所から福岡とか、あるいは熊本に送る分も工事が必要になってきておまして、そこまで考えると10年ぐらいかかるのではないかというのが、今直接九州電力からではなくていろいろなところのお話を聞くと、そういう話になっているみたいでございます。

そういった意味で再生可能エネルギー、ただこれはいわゆる50キロワット以上の高圧の場合でして、50キロ以下の場合の低圧の発電所であれば、今の状態でも順次つないでいくことはできるようでございます。

以上でございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

わかったような、わからなかったような、大体理解できました。先月、南小国の某企業がガス発電、要するに公立病院にチップを納入する業者なのですが、チップをつくっても置いておけば湿気がくるということで、それを乾かす機械を買ったそうです。それでもう乾いたかと思っても、またすぐ数パーセントの湿潤状態になって、相当乾燥して老健のほうには持ち込んでいるようでした。せっかく機械を買ったのでということで、ドイツ製かなんかのガス発電を今度南小国で行うというような講習会に来てくれというから嫌々行ったのですが、立派な説明だったのですが、何せ熊本県、ここらあたりでも初めての事業みたいな感じで「ふうん」というと申し訳ないのですが、少し大丈夫かなという感じで帰ってきたのですが、我が町はそういった企業がなかなかいませんが、もし小国からもそういう企業が出たときには、行政はバックアップしていただけるかなというところをお聞きしたいですが。

町長（北里耕亮君） 何のジャンルの部分その企業が、例えば小国の地場企業が新しいことをやりたいというときに行政に相談があったとして、どういう種類のものをやりたいかという部分を行政も聞かせていただいて、そして仲介役というか補助事業に適用するかとか、じゃあ、地域に影響がないかとか、いい面とそれから先ほどからいろいろ言いました課題もあります。公害じゃないですけども、どういうジャンルかにもよりますが、音とか臭いとかいろいろあると思うのです。そういう部分を相談に乗らせていただいて、アパートの維持管理の話も昨日出ましたが、そういう部分も総合的に相談をさせていただいて、やっぱり地場企業ですから町として支えたいという部分は基本的にありますので、前向きな相談には乗りますが、やっぱり課題も正直に無責任に「ああ、それはやったほうがいいですよ」とは言えませんので、本当に心からの相談をさせていただいて、企業体の相談に乗りたいなという思いはあります。

ですから、その際に必要なのは、行政が持つ情報ですね、いや、こういう町では、こういう市では先行事例がありますよと。聞いたところはどうも聞いていますよとか、そういう部分が相談

のときにお話ができるように、あらゆる情報を学習をさせていただく部分が小国町の行政としては必要かなと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） はい、9番です。ありがとうございました。4番の高村議員も太陽光でバイオニアですが、太陽の場合は予想される寿命があと50億年あるという見通しですが、地熱も10億年あるという見通しというのを見聞したのですが、太陽も地熱もどちらを使っても、今後町が頑張っていければ大変いいと思います。ひとつ気になったのが、6番議員が先日言いましたバイオマスボイラーの現時点では赤字という報告を受けたのが、どうしても頭に残っていますので、もう1回政策課長に具体的にいつになったら正常化するのかをお聞きします。

町長（北里耕亮君） 6番議員も、そして9番議員も病院議員でありますので、また病院議会で話題になるとは思いますが、実は昨日、御意見をいただきまして、やはり課題が少しずつ見えてつあります。春から操業開始しておりますが、夏のこの暑い間もフルでチップを燃焼しまして、当然給湯にしか使っていないわけですが、24時間フルで焚いておりました。そういう課題がちょっと全自動でありましたから、今後翌年の来年の夏はもちろん手動にして、燃やす必要がないところは制限ができるのかなと、そういう工夫は思っております。また燃焼のさせ方という部分も、いかに時間帯とかタイミングとか、そういう部分もあると思っておりますので、初年度ということで、少し最初の段階では経理的には厳しい部分はあるかと思っておりますが、これは私たち行政もまた南北の組織も赤字より黒字のほうがいいわけでございますので、しっかり数字も見ながら、そして工夫もしながらやっていきたいと思っております。補足があると思っておりますので、答弁をいたさせます。

政策課長（清高泰広君） 昨日も御指摘を受けましたが、当初ランニングコストの計算をするときに、特に重油の値段を一昨年でしたか、過去5年間の平均で出しました。ところが、当時はリッター当たり75円で計算しておりましたが、現在のところ、今重油の値段が60円を切るような状態になっておりますものですから、非常にこの部分につきましては、そういう終始採算性を取るときには非常に厳しい状態であるというのは現実でございます。

9番（熊谷博行君） はい、熊谷です。

世の中がそういうふうになっていきますので、電気代が高いときは燃料が安い、そういうふうに周期的に世の中の誰かがやっていますので、その辺はもう少し先見の明を持って、あと私たちが病院議員をしている1年半、正常化に戻るように頑張っていたきたいと思います。

次の質問に入ります。教育長も就任され、1年が経ちました。教育長から見た小国小学校、小国中学校の魅力を簡潔にお願いします。

教育長（麻生廣文君） 失礼いたします。小国町の小中学校の魅力ということですが。魅力とは良さとか特色、あるいは個性と捉えて3点お話しいたします。

まず1点目は小中一貫校ということでございます。これは児童・生徒のみならず、教職員ある

いは地域保護者の方々が共通理解のもと協同実践できるということでございます。平たく言えばまとまりやすいということでございます。そんな中で、「智・徳・体」バランスの取れた児童・生徒が伸び伸びと育てられるのではないかなと、これが1点でございます。

2点目は恵まれた教育環境が上げられます。もちろん自然遺産、あるいは伝統文化、あるいは歴史遺産とございますけれども、地域保護者の温かい励ましと、あるいは学習支援員や生活支援員、学校教職員はもちろんでございますが、こうした支援員の充実した環境、人的な教育環境ということも、大変素晴らしい地域だなと思えます。

3点目に本年度からではございますけれども、チーム小国の教育というものを立ち上げましたところ、両校の先生方がチャレンジプランに真摯に向いあって、特に先生方は9年生の姿に責任を持つという気概といいますか合い言葉のもとに、1年生から9年生までに愛情を注いでいただいているなど。これも1小1中隣接型の部分と非常に関わりがございまして、そうした学校の先生方の意識といいますか、姿勢といいますか、こうしたものも素晴らしいと思っております。

以上、3点を挙げさせていただきました。

9番（熊谷博行君） ありがとうございます。終わりではございません。本年度から同じ阿蘇郡内から越境入学者が数名いますが、これも小国がいいからという、魅力があるからというので入学してきたと理解してよろしいですか。

教育長（麻生廣文君） このことにつきましては、管内のある中学校から2名越境ということでございますが、本町では保護者の住所も問いますということでお話をさせていただいております。本町に就学をしたと。大きな部分にお話ではございませんでしたけれども、ある面、部活動が関連していただろうということは考えております。ただ、その2名の生徒たち、今も小国中学校にしっかり通っておりますし、友人もできたと聞いておりますので、本小中学校の大きな特色にも魅かれて来ているものと認識しております。

9番（熊谷博行君） 小国中学校の魅力の一つを見て転校してきたと理解しますので、よろしいですね。

教育長（麻生廣文君） はい。そのように理解をしているところでございます。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

これからも今3つの魅力を大いに伸ばしていただいて、私としては文武両道とか、そういうのが聞きたかったのですが、子どもたちは立派ですのでどうか伸ばしていただいて、どこからでも転校して来られるような学校に、勉強でもスポーツでも何でも小国中に来れば、小国小学校に来ればというような学校にさせていただきたいと思えます。

最後にはもう言いたくないのですが、昨日も児玉議員が質問された小学校の部活動移行問題で、確か私が3月の議会にも質問しましたが、昨日の答弁を聞いていたらがっかりです。教育長の口

癖のスピーディーでやらないと前には進まないと思います。

次の質問に入ります。最後は、町長に町の現時点での魅力をおっしゃってください。

町長（北里耕亮君） 大変幅が広い御質問でございますが、本当に魅力はいろいろあると私は思っております。午前中の質問から一つの産業の面でも、小国町にはおいしい食べ物もありますし、野菜とかお米とか畜産農家も盛んでありますし、酪農も盛んでありますし、そういう部分で地産地消も一定の部分でできていると思いますし、観光客の方がお出でになったときも様々な食材を提供させていただいたり、自然も豊かでありますので、自然を来られた方なんかも満喫していただいているでしょうし、従来小国に住んでいるお子さん方や町民の方も、この自然豊かな小国を多分好きであろうというふうに思っております。

中山間地で筑後川の最上流地域でありますけれども、地形を見ると中心部に宮原地域がありますが、それぞれの大字は特色がありまして、歴史的な部分はあるかと思いますが非常にバランスが良くて、外から来られた方も各大字何となくの部分の特色もあるのではないかなと思っております。上げればきりはないのですが、もちろん町民の人の良さ、それも大きな部分はあると思うし、都市の方との交流という部分でもあまり閉鎖的でなくて、積極的にいろんな方と絆も深められたり、そういう部分で移住者も少し最近増えたりと、魅力はちょっとこの時間帯だけでは言えないぐらいの魅力が私はあるのではないかなと思っております。ただ、その魅力を行政として最大限どう展開していくかというのは、まだ足りない部分もあると思いますし、議員の皆さま方からの助言などもまたいただければと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

ありがとうございました。立派じゃなかったけれども、町長の熱意は感じられました。あとは質問することはございません。ただひとつ昨日、時松唯一議員が「殿町の火事現場から、いろいろ話に行きましたか」という質問があったのですが、松岡課長は「住宅が決まるまで数回行った」というような返答でしたが、実際、殿町語ろう会というのが毎月あっていますので、よければ私や松崎議員は行くのですが、行政のほうからも誰か参加するということができますので、大いに参加してやってください。

町長（北里耕亮君） はい。その会が催されている部分は把握をさせていただいております。ただ、物事というか、タイミングも大事であろうと思いますし、何か会議の中から行政的なサポート、生活相談だったり環境的な整備であったり、そういう部分の必要性、そういう部分について、ここの部分は相談したいから来てくれとか、そういう部分があれば積極的にまた参りたいと思えますし、そういう事柄がなくても「ちょっとおっけてくれ」ということであれば、行政が絶対行きませんという部分ではありませんので、そこはまた部長や会の主催者、いろんな方の御意見もあるでしょうから、私たち行政も非常に火災の跡地というのは心配をしております。昨日の御意見、

議員の方からの御意見の答弁のとおり、通常ですと火災の跡地というのは、あまり行政的な手立てというのは通常あまりできないのですが、思い起こせば行政がかなり片付けの部分についても、何か御支援ができないかというところからあったわけでございます。

引き続き、町の中心部というかそういう部分でもありますし、何らかの形で相談業務といたしまししょうか、そういった部分、また跡地の部分についても、昨日は慎重にというような部分もありましたが、慎重にかつその目的であったり、一番いい形でのあとの将来のビジョンというか、そういう部分も議会の皆さま方の助言などもいただきながら考えていきたいと思っております。もちろん、所有者の方そして住民の方のお考えが第一ですが、いろいろな部分からまた考えていきたいと思っております。

9番（熊谷博行君） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それではここで暫時休憩をいたします。1時50分から再開をいたします。

（午後1時38分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時50分）

11番（松本明雄君） こんにちは。11番の松本です。

通告に従って質問をさせていただきたいと思えます。今の前段の熊谷君も言いましたとおり、台風は何事もなく去っていきました。小国町は特に災害に関しては、非常に危険性を持ったところですので、一安心しているところでございます。この前の7月の九州北部豪雨でも甘木を含めてあの近辺の方々は本当に苦慮されたと思えます。それに個人的に社協のボランティアとして被災地に入られた方は本当に御苦労様でした。僕も時々福岡方面に行きますので、その際にはボランティアができない分、原鶴の道の駅に寄っております。あそこの町は特に果物が多いです。ブドウとか、特に今力を入れているのはイチジクです。こういうものも小国に持ってこられないかなと思ながらもいろいろ考えていますけれども、やっぱり小国町は雨が多くて冬が寒いという気候がありますので、なかなか難しいのではないかなと、そういう感じしております。

それとこの前からテレビを見ていましたら、農産物の話になりますけれども、長崎の企業が野菜ペーパーをつくりました。野菜自身で紙のペーパーをつくりまして、今後は今日は議員さん方も皆さん弁当を食べられたと思えますけれども、アルミ箔に変わってあれを今度はその企業はつくって、それも一緒に食べられるような方法をつくっていくと。将来的には1千億円を目指して頑張りますと、そういう会社もありますので、今後小国にもいろんな会社もあります。いろんな企業がありますので、発想転換をしながらも生き残り策を考えていっていただきたいと思えます。

それでは7月の豪雨について質問させていただきます。うちの前の小学校の前の川が、今年は氾濫しました。それでその氾濫したときに一番心配していたのが、杖立温泉でした。いつもうちやいろんな川が氾濫すると、集中的に杖立に川は寄っていきますので、そこで杖立は相当浸かつ

ているのではないかなと心配していたところ、数日後聞いた話では、あそこの川だけが今度は非常に雨が多かったと。昔はテレビコマーシャルであっていましたが、牛乳瓶1本200ミリ1日に降れば大雨だと言っていましたけれども、今は1時間100ミリを超えるような雨が降っています。どこでも災害が起きる可能性がありますので、今後は雨量計、決算のときにもありましたけれども、天神橋のほうはその水位計ではなくて違うほうの水位計だったのですけれども、黒川方面に水位計はあるのか。そしてその早い情報が得られるのか。

それともう一つは、あの水系はどっちにしても見てわかるとおり、小学校側よりこちらの両神社側のほうが1メートルぐらい下がっております。そして氾濫した場合は、完全に町の中を水が流れてまいります。そうすると被害が相当な箇所になると思いますので、町長も知ってのとおり、水源の横に堰があります。それともう一つはその水が相当多かった影響もありまして、柏田住宅にあと一步で水が上がるような話も聞いております。柏田に入らなかったのは、対岸の農地のほうが低かったからと。非常に対岸の農地の方も大変だったろうと思いますけれども、今後柏田住宅も1階とかには特に障害者の方、高齢者の方が多く入っておりますので、その辺の配慮をしながらどういう方向で進めていくのかお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 7月5日の豪雨についての御質問・御意見でございます。御意見のとおり小国町は非常に歴史的に見ても、災害が多い町であるというのは認識をしておりますし、昭和の最初から平成28年の水害とか、そういう水害とかでもその経験を糧にしてという言葉が適切かどうかあれなのですが、そういう部分を経験を踏まえて行っている状況であります。御意見のとおり時間100ミリを越すという部分が稀にという部分ではなくて、毎年のようにそれには備えをしておかなければいけないというような部分にもなっているかと思えます。そして環境的、状況的に見ると、筑後川の最上流地域でありますけれども、隣町の南小国に降った雨が、ここ小国を通過して下流に流れますので、南小国のどのエリアに降ったかが河川が今回、田の原・黒川あたりが非常に降っております。その川が静川に、そして土田滝を通過して下流の杖立の方面に流れるという部分であります。考えるにその一部分であれば何とか際々越さないという部分もあるかもしれませんが、場合によっては広い範囲で中原とかそっちのほうも大観峰のすそ野というか、こちらのほうに広く降るとちょっと想像を絶するようなそういう危機感も持たなければならぬのではないかなと思います。

小国に入りましてから大字でいくと、西里、北里、上田、それぞれ川がありますけれども、その広いエリアでもどんな降り方があるかという部分をいつも考えないとですね。ですから、先ほどの水位計というのは非常にしっかり整えないといけないと思っておりますので、このあたりのところを少し隣町の南小国町がどこの地点に水位計があるかという部分の連携もちょっと把握ができていのかどうかはあれなのですが、ちょっとそこら辺を補足の答弁もいたさせたいと思っております。

とにかく今御意見いただいたように、両神社の前の今回の状況、非常に行政も重く受け止めて、そして御意見がある柏田地域に水が今回はギリギリだったのですが、状況的に上がらないようにするにはどういうハード整備が必要かとか考えなければいけないなと思っております。ただ、危険箇所とか課題の箇所があまりにも多い部分も降り方によってはあると思いますので、その都度その都度、解決とか課題に向き合っていかなければならないなと思っております。まずは河川の水位計を把握していますか。じゃあ、ちょっと答弁をいたさせます。

総務課長（松岡勝也君） 河川の水位計でございますけれども、小国町のほうにおきましては、国土交通省のほうが付けてありますのが、杖立が1箇所、県のほうで設置しておりますのが、公立病院の前と池鶴のところが1箇所です。町が独自で付けておりますのが、5つの河川に5箇所を付けて、計の8箇所が小国町管内にありますけれども、南小国町につきましては、水位計というある程度デジタル的に水位を観測して役場で監視できるような水位計はございません。ですから、今回特に町長が申しましたように、今回黒川地区の観測ですね。雨量計が黒川に2箇所あります。また星和、中原といった雨量計がございますが、集中的に今回は7月5日の夜8時から11時にかけて、3時間で約190ミリぐらい降っております。その雨が小国町の両神社の前を流れている川に集中したということで、水位計のほうの観測でも、その上流であります坂本橋のほうにも水位計がございます。その水位計も2時間それから雨が降ってそれから流れて、23時の時点では警戒水域をかなりオーバーした水位が観測されております。ですから、夜中に上流域で集中的に2、3時間で降られたときには、その情報が伝わると同時に避難準備情報とか避難の放送とかいうのが、夜中でありましたけれども、今回放送をいたしたところでございます。そういったところで、水位の上流域の水位と水位計の関係というのが非常に大事というふうに今回特に感じたところであります。

町長（北里耕亮君） そういう位置づけとか、そういう状況でありますので、水位計であったりこういう部分について、もし今後足りない箇所であったり、南小国との連携で把握する手段、そういった部分についてはぜひ前向きな連携をしていきたいし、水位計やそういう部分も、小国町内の中でもまた必要な箇所がもしあれば、積極的に考えていきたいと思っています。それから河川のハード整備についてでございますが、柏田にギリギリ今回上がらなかったですが、もう一つ上がってもという部分もありますので、そのあたりのところは建設課のほう。河川ですから県の管轄にはなりますが要望とかそういう部分も含めて、建設課のほうから答弁をいたさせます。

建設課長（佐藤彰治君） 今回の7月5日の状況につきましては、町長それから総務課長のほうからお話があったとおりでございまして、雨雲のほうを観測データで見えますと、南小国にかなり停滞をしていたというような状況がございました。南で降った大雨は当然、筑後川のほうに1本杖立のほうに流れ込むというような状況が先ほど来の話であるとおりでございます。今回、宮前橋がちょうど冠水し、道路のほうにも冠水していったという状況でございまして、当時その日

の夜、建設課の職員を全員招集しまして、全町中の河川、今回の場合は、筑後川が非常に増水していたというようなことをごさいます、町中の河川が10箇所ほど橋りょうがございまして、そこらあたりの状況の点検に職員を、ちょっと暗がりでは危険な状況ではございましたけれども、遠目に見て状況確認をしたところでございまして。その当時、両神社の前が一部冠水をしているという状況も確認しておりますし、柏田のほうの住宅についても、ほぼ用地のほうに水がチャポチャポと上がっていたというような状況も確認しております。

今後の対策等でございますけれども、先ほど来からありますように、河川としては県の河川でございます。今回のような冠水というのが、10年に1回あるかないかの状況だったかと思っておりますけれども、いずれにしてもそういう確率で冠水があるとすれば、何らかの対策等も今後検討していかなければならないと思っております。一番効果的なのは河川改修、それから改修に伴う断面積をより大きくすると、流量を確保できるように断面を確保するということが、構造的には一番効果的でありますし、経済的でもあろうかと思っております。経済的な部分というのは、河川掘削ですね。特に堆積してかなり堆積物があって、河床、河川の底ですけれども、底が上がってきた状態、断面が小さくなっている状態、こういうものをできるだけ解消するように、県のほうに河川掘削等も要望をしておりますし、他の河川についても町内の河川、県の河川も10箇所ほどそういった箇所がございまして。こちらのほうも毎年要望を上げておりますが、いかんせんなかなか手が出ないような状況もございまして、

しかしながら、今回の雨、地震等も昨年からの引き継ぎで河川が増水等をしておりますので、今年2箇所ほど県の河川の掘削を約束を取り付けているところでございまして。ここの町中の静川、それから樅木川関係の西村方面ですね、そちらのほうを今年県のほうでやっていただけるというようなことで、引き続きその後も他の箇所もございまして、引き続き要望しつつ、できるだけそうした増水した際の流量を確保するというような対策を県のほうにお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

- 11番（松本明雄君） 今の説明で非常にわかりました。それと最後に質問した堰の問題です。堰がありますけれども、その問題も将来的に考えて可動堰にするとか、そういう方向でも考えていただきたいと思っております。それに小国町は特にこの前9月も西里のほうで防災訓練をやっておりました。これについては、僕の方々がまた質問されると思っておりますのでそれには触れませんが、この前の7月5日があったとき、日田のケーブル無線を見たときに、日田の原田市長がそういう自衛隊、警察、消防の中の会議があつているときに、相当な檄を飛ばしてやっていたと聞いております。町長も今後こういう災害があつた場合には、やっぱり陣頭指揮を執っていただく。生命財産は町長の腕にかかっておりますので、その辺は身に染みておいていただきたいと思っております。それに兼ねてもしも夜あつたとか、町長が出張でいなかったとか、そういう場合のときのち

やんとした指揮系統はできているのか。そして教育長が3番目だと思いますけれども、そのあとに誰が指揮を執るのか。そしてほかの町村では、交通機関が駄目なときには歩いてくる、自転車で行くとかいう訓練もしております。その辺に向けてはどのように感じているのか、お答えをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 最初の堰については建設課も通告いただいている部分で、河川改修と共にそういう課題もあると認識させていただいておりますので、またハード整備については、今後検討させていただきたいと思います。

次に危機管理体制でございますが、御意見ありましたように私が責任者でありますものですから、小国町は対策本部を立てることが非常に多い町でありますけれども、しっかり本部の中で陣頭指揮といいましょうか、そういう指示及び大事なものは判断ですね。ちょっと考えますということが災害のときにはできませんので、すぐ判断をしなければなりませんので、そのあたりのところはしっかりさせていただきたいと思います。

指揮系統の部分でありますけれども、特別職の教育長がいらっしゃるときは教育長と共に判断をする場合もありますが、実務者では明確に言いますと総務課長が、実務者の私の次というふうな、実務者の面では位置づけであります。防災の担当課でもありますものから、総務課長が指揮を執るといえるのか、私がもしいないときはそういうふうな体制を取る次第であります。

また各課長の方々も決まりを設けておまして、集中豪雨であったり地震であったりそういう部分で、課長だけではなくて職員の参集形態も一応決まりをつくっておりますので、速やかに集まさせていただくと。もちろん物理的に各大字離れたところにお住まいの職員もいらっしゃいますので、駆けつけることが可能な職員の方、課長が役場に来るといって体制を取っておりますので、そのあたりのところは実行できているものと思っております。そういった部分も含めて、訓練がまた必要だということであれば、そういうのもまた取り入れながら今後考えていきたいと思っております。

1 1 番（松本明雄君） うちも本当に災害の多いところですので、避難の訓練は日頃やっております。毎回毎回町長も言われますけれども、自助、共助、公助、いろんな方が今日も質問をされました。そして今変わってきているのは、全部全部同じ場所に住民の方を寄せるのではなくて、やっぱりグループ別に寄せるとか、災害はその地域の方だったら土砂崩れはどっちの方向に来るとか、水が出たらどっちに逃げたらいいとか、そういうこともありますので、今後は特に共助を進めていっていただきたいと思っております。グループでうちの家が大丈夫だからうちのほうに来てくださいとか、だんだん住民の方も高齢になっておりますので、全部が全部同じ場所にとすることはできないと思っております。そして職員の数にも制限がありますので、全部の町民を見るということは非常に大変だと思っておりますので、特に共助の部分ですね、頑丈な家があればそのほうに避難して、全部ここに来ていますとかわかるような範囲でしていただきたいと思っております。

そしてこの前も、先月前の会の防災の話のときも町長が言われたとおり、野球に例えて見逃しとか空振りとかいう話をされていましたが、この前もNHKの防災担当のテレビのアナウンスの方が言っていました。東北であった災害のときの今言葉が、「100回避難しても、100回何もなくても、101回目も逃げてください」と。慣れが一番怖いので、何があっても生命が一番大切ですので、先に逃げていただきたいと思います。この質問をこれで終わります。

次は、観光についてちょっと質問させていただきたいと思います。この前から福岡市役所のほうにちょっと行ってきました。1回目は水の関係でちょっとお伺いしたのですが、そのときにその課長と話して、ちょっと小国町もPRできる場所はないでしょうかという話をしたら、「うちの下に広場があります」と、「その名称が九州広場とって、九州の方なら誰でもただでお貸しします」と、「そのかわり祭日とか土曜日曜は駄目ですよ」と。そういうことは言っておられましたけれども、細部は2回目にこの前情報課長と行きましたので、情報課長のほうが詳しいと思いますので、説明をしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほどの防災の話、最後に答弁をさせていただきたいと思いますが、議員おっしゃいますように予防的避難といいたほうがいいかと、早め早めの避難というのが本当に大事な部分になります。そして自分で考えていただくという部分も大事であろうと思います。例えばの話ですが、議員の御自宅が宮前橋、両神社付近ですが、指定避難所としては小国ドームがああエリアがあります。ただ、河川を見ていただいて、やはりこれは渡るのは危険だとかそういう部分がある程度明らかな場合は、御自分たちで自主防災組織のリーダーとか、そういう部分で判断をある程度していただいて、もしくは行政に少し相談をいただいて、じゃあ、ちょっと一時は上町のこちらのほうに避難するとか、そういう臨機応変さも大事ではないかなと思います。行政も災害、大水が出たときには、すべて職員が各地域をいつも見ている状況ではない場合もありますし、そのための避難訓練であります。自主防災組織のリーダーが全て責任を負うわけではありませんけれども、やはりそこそこで状況に応じて考えていただければ幸いかなと。その部分については、経験が大事です。避難訓練を何度も経験していただいて、状況に応じてやっていただければと。すみません、ちょっとくどくなりましたが、非常に大事な話なものですから答弁をさせていただきました。

それから観光の話は、ただいま情報課長にということでありましたので答弁があると思いますが、その場所は実は福岡市役所の横の広場でありますけれども、小国町も過去数回利用させていただいた経緯もありますが、今回議員から御意見がっておりますので、さらに詳しく課長から答弁をいたさせます。

情報課長（佐々木忠生君） 九州広場ということで、小国町への入込客の状況をいいますと、約7割程度が福岡方面からかなと認識しているところでございます。今回の九州広場につきましては、町内の観光関係団体からもちょっと利用したいというような御意見も伺っておりますので、9月

7日に松本議員と一緒に福岡市役所のほうに話を伺いにまいりました。九州広場につきましては、市役所の北側に位置しております。広さといましては約100平米ということでちょっと狭いのですけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように九州内の自治体が、共催もしくは主催で利用すれば無償で貸し出しますというようなことをごさいました。ただし、土日は難しいということで、平日の5日間につきましては早い者勝ちといたしますか、予約をしていただければ利用ができるというような状況でございました。簡単ですが、一応概要については説明させていただきました。

11番（松本明雄君） それでこれも熊本からもだいぶ市町村が行っております。人吉、山鹿、山鹿なんかは月3回ぐらい行っているのではないですか。個人的には出せませんので、団体として申し込んでいただければ、料金もただですしテントも貸しますので、小国のPRにどんどん行っていただきたいと思います。それに加えて、熊本県の福岡出張所のほうにも足を運びました。そこに行きましたところ、ちょうど山鹿の方が来て今から宣伝活動をしますということでごさいました。ああいう場所が、あれはアクロスの11階だったですか、あそこにありますので、小国町もどんどんそういうところを利用していただきまして、今情報課長が言われたとおり、福岡のお客さんが約7割ぐらいを占めておりますので、行っていただきたいと思います。

そのときに話していたのが、今、南小国町が野菜を持って販売しております。そこはノース天神という場所ですので、昔の福岡を知っている方がいけばショッパーズの側になります。そこでこの前も8月二十何日に南小国町は行って野菜を販売したらしいです。相当好評で、すぐ売れたという話も聞いております。県の職員の方が言うにも、「やっぱり一番福岡の方が望んでいるのは農産物だ」と、そういう話もしてございました。そしてうちも今度は薬味野菜の里も広く建て直します。そのPRも兼ねてやっぱりそういうところに野菜を持って、南の野菜よりも薬味野菜の里の野菜のほうが化学肥料も使っていないというところもありますので、宣伝もしながらいろんなPRができればしていただきたいと思います。そしてほかにそこからも紹介をいただいたのは、ぶどう畑というスーパーです。こちらのほうも野菜を相当待っているそうです。

それと東北3県で物産市を開いております。豆腐から魚から酒から、ちょうど新天町というところ、そういうところの通りに面したところにあります。このところの所長もお会いしましたけれども、こちら「やっぱりどうしても東北からは野菜は持ってこられない」と、「だから小国町の野菜を置いていただければ、いつでも引き受けます」というようなことを言っておられました。ですから、どこでも今野菜を福岡の方々は非常に待っておりますので、話が合えば、量があれば持って行って販売して、小国の野菜ということを宣伝していただきたいと思います。

そしてもう一つは、福岡事務所に行けば県の職員が今二人。そして市町村からも二人出ていると思います。小国町のほうも国と県に一人ずつ出向させて、それまでがデザインセンターに一人

行っていましたと思いますけれども、県のほうは向こうとこっちで人事交流みたいな感じでやっていますけれども、今後東京に出している方は、よければこの福岡出張所に置いていただいて、そこにいればテレビ番組にもいつもあれば出られるというような話もしておりました。ですからPRをするにはこの福岡事務所を使うのが一番いいと思いますけれども、町長はどのようなお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） 福岡市役所の隣の九州広場の件でございますが、私が先ほど発言しました「過去小国町も使ったことが」というのは単発のイベント時に、以前「九州三都物語」ということで、武雄市と湯布院と組んでいたときに利用させていただいた経緯がございます。私も今回御提案をいただいて、平日無料で利用させていただくというのは初めて情報としてお聞きしましたものですから、積極的にひとつの提案として私どもの町も観光の関係機関と共に、観光だけでなく先ほどの農産物のお話もありますので、いろんな団体と協力しながら展開をしていきたいと思っております。そしてその九州広場だけではなくてというお話で、これもまた提案をいただきました。薬味野菜の里の拡大をする話があります。このオープンのときに私もそういう考えは今まではなかったのですが、今日提案いただいて完成披露ということで福岡のほうに宣伝も兼ねて行くというのは非常にいい御提案ではないかなと思っております。積極的にこの福岡エリアに展開をしていきたいと思っております。

それから最後の質問・御意見の熊本県福岡事務所に対しての私自身も出張する機会があれば顔は出したりはしますけれども、確かにいつも小国町職員を常駐させておくという部分は効果があるであろうと思われましても、いかんせんなかなか内部の職員の数の限りもありますので、これは今後の検討かなとも思います。常日ごろから出向職員を何人にするかとか、どこに適切に配置するかというのは考えるべきところではありますけれども、そう多くは出せませんので、限られた人材の中を、こちらはやめてそちらにとかいう考えもまたあるかなと思いますので、今日の御意見を一つの参考意見として今後、それが結論まで至るかどうかはあれなのですが、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

11番（松本明雄君） この質問をさせていただいたのは、昔、福岡に行けば町長もお酒を飲むことがあると思いますけれども、その中で「小国町ですよと言ったら、一番先に出てきたのは杖立温泉」とそういう話が出ていました。この前も大分でちょっと酒を飲む機会がありましたのでそこで話していたら「小国町は知りません」と、「黒川温泉は知っています」と、そういう話しか聞きませんので、なるべく小国町の名前を売っていただくためにもやっぱり福岡事務所に置いてですね。この前もその事務所の中でポスターが貼ってありました。それを見ても黒川温泉のポスターです。だから小国町をいかにPRするか。だから今度行くときには小国町のポスターを持って、黒川温泉のポスターの上にも貼りたいような気持ちでおります。だからやっぱりそのくらい

の気持ちがないと、隣町を悪く言うわけではありませんけれども、やっぱり小国町の町長としてやっぱり町を売っていただきたいと思いますので、今後いろんなところに出るとは思いますけれども、いつもポスターを持っているような場所に貼っていただきたいと思います。よろしく願います。

これをもって質問を終わります。

町長（北里耕亮君） 叱咤激励の部分もあるかと思いますが、トップセールスという言葉もあるように、できるだけ私自身もPRというのはこれからもしていきたいと思っております。また午前中の質問の予算の範囲でも、かなり観光関係、広報とかPRとか、また出向いていっている部分でしておりますが、まだまだ足りない部分もあるかと思っております。それについては、午前中の質問に続いてですが、行政だけでなく観光団体関係と共に役場職員も行く機会もありますものですから、そういった部分で今後も頑張りたいと思います。かなり小国町は名前は浸透しているかと思いますが、そういう足りない部分、また議会議員の皆さま方もいろいろ行く機会があると思いますので、お力をお借りしたいと思っております。

私からは以上です。頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。2時35分から再開します。

（午後2時24分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時35分）

7番（穴見まち子君） 7番、穴見です。よろしくお願いいたします。

先月の8月27日、西里地域の防災訓練が行われました。去年の熊本地震において西里地域は前年度なかったために7年振りに行われました。平成28年度は熊本地震に始まり、水害、火事とさまざまな体験をしました。そこで被災された方が地震だったり火事だったり、その後どうされているかというのをやっぱり福祉課だったり、役場の関係の方はデスクワークも大変ですけども、やっぱりその人のお気持ちになって、まだ被災されて家に帰っておられない方、それから帯田の住宅とか、いろんなところに住んでおられますけれども、その方もやっぱり尋ねてもらっていろんな意見を聞くのもいいかと思っておりますが、よろしく願いしたいと思います。

それで今度防災訓練を行いましたけれども、地震前と地震後のマニュアルが変わったのでしょうか。総務課にお尋ねいたします。

総務課長（松岡勝也君） マニュアルが変更あったかということでございます。小国町の避難所運営マニュアルというのがございます。避難自体のマニュアルは変更はあっておりません。今年も平成29年度も防災会議がありましたけれども、その折にも避難マニュアル等をお配りいたしておりますが、今回の地震を受けてマニュアル等が変わった点はございません。

7番（穴見まち子君） それでは、地震前と地震後の参加した人数の変化はどうだったのでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 今回1年振りにですね、実質平成28年度が防災訓練を中止しております。これまで1年おきに大字を回っておりますけれども、今回の西里地区におきましては大字の人口割でみますと、総参加者としましては178名でございましたけれども、地元の出席は92名ということで、大字からしますと約20%という出席率でございました。過去の宮原から下城、上田、北里とずっと回っておりますけれども、大体一番多いときで平成25年度下城で42%という出席の状況でございましたので、今回西里におきましてはちょっと出席が少なかったかなと感じているところでございます。

7番（穴見まち子君） もう少し人数が多くなっているのかと思いましたがけれども、やっぱり人口が高齢化をしていますので、なかなか来られない方もおられたとは思いますが。それから防災訓練にあたり、一部の方は所尾野線の見通しの悪い地震で地盤が割れて、今は修復されております。けどやっぱりなかなか狭いところを通して西里小学校まで来るのに、下りですけども、最低でも12、3分かかると思います。そんなところでなかなか新しく西里明里線というのが予算的には前年度に上がりましたけれども、9月の決算で補正としてできるかなと思っていたらできていなかったもので、やっぱり道の補修というのは、予算的には上がっているとは聞きましたけれども、どうなっているのでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 所尾野から戸井口に抜ける明里線の現在工事をしております。道路改良工事でございます。先の補正で減額で7千万円ほどしておりますけれども、これはそのときに申し上げましたとおり、こちらの要求額に対する国のほうの張りつけが半分ほどとなったということで、事業費の割り振りの計画をしなければならないとお伝えしたかと思えます。ただし、予算はないながらも明里線、小原田・寺尾野線については、集中的にない中の予算を付けて、できるだけ1年でも早く仕上げたいと。ちょっとここ1、2年のところで両路線とも完了が見えておりますので、予算がない中でもちょっと集中してそちらのほうに予算を付けて、できるだけ早く完了して次の路線にかかりたいというような思いで、今年も明里線については道路改良を発注する予定でございます。なお寺尾野線についても現在繰越工事で行っておりますし、新年度予算についても今後発注する予定でございます。そうした中で、できるだけ数十年かかっている路線ですので、ここ1、2年の見通しの中で、なかなか要望通りの予算が張りつけがございませんけれども、そんな中でも対応をしていきたいと思っております。

明里線につきましては、当初要望で満額付けば平成30年度には完了するというような予定でございました。しかし、半分ほどの予算ですので、もう1年ひょっとしたら延びるかなというようなところはございます。そういうところでございます。

7番（穴見まち子君） 地域の方はやっぱり西里明里線と言うのは、上の広域農道につながります。387号線からやっぱり広域農道、西里明里線と下に続く道で多くの方が地震後も通られて大変助かっておりますので、なるべく早く予算を付けてお願いしたいと思えます。

それから今度は西里小学校ですね、今度新しく避難所として開設されて、多くの方がこの前の台風のときも数名の方が利用されました。トイレの設備もよくなって、あそこは学校ですけども、つくりがちがっているような方が利用するにはとてもいいところだし、この前敬老会のときに少しお邪魔したのですけれども、あそこは交流の場としてサロンとかして利用できないだろうか。それから一人暮らしの方が多から地元の食材を持って、そこで食事を作って夕食を食べて家に帰ったりすることはできないだろうかということを言われていましたけれども、そんなことはできるでしょうか。町長か福祉課か、よろしくお願ひしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 西里小学校において、ふれあいいいききサロンと申しますか、そういった介護予防の事業を取り組むことはできないかというお尋ねですが、それにつきましては現在西里3部につきましては、倉本の集会所のほうでその取組を実施しているところです。そのほか西里2部、西里1部のほうでも、ふれあいサロンだったり元気クラブを実施しているところです。その場所を西里小学校に変更するという部分におきましては、地域の方々の御意見等があれば町の施設ですので、可能だと思っております。またそこを一つ新たに増やすということで、地域の方々が利用したいということであれば、またそれも御相談はお伺ひしたいと思います。

7番（穴見まち子君） 多くの方が70歳以上の方とやっぱり一人暮らしの方がこれからはだんだんと多くなるし、今もおられます。その方の意見を聞くとやっぱり台風のときとか災害のあるとき一人だととても心配で、すぐに学校が側にあたり避難所があたりすると安心だし、そこに行けば誰か話し相手がおられるということで喜んでおられましたので、やっぱり西里小学校は今までは鯛の田の公民館だったのですけれども、前回の地震を受けて下明里と西里小学校を利用して、最初の日は炊き出しとかは地域の方と一緒にしていただきました。やっぱり高齢化に向けて、いろんな対策をしてもらったらいかなと思っております。

それでは次に、消防の関係についてお聞きしたいと思います。小国町の全体的に大字6校区ありますけれども、消防団員の方はそれぞれ何名ずつおられますでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 小国町の消防団員の数の御質問ですが、条例の定数が400名になっておりまして、今現在、実団員数が341名ということでございます。それぞれ分団ごとの実情でございますが、第1分団が57名、第2分団が51名、第3分団が55名、第4分団が36名、第5分団が63名、第6分団が50名ということでございます。別に機動分団の班が25名と、本部要員が4名と、合計の341名ということで条例の定数からしますと、59名定数には達していないというような状況でございます。

7番（穴見まち子君） 西里地区は一番少なくても36名ですね。そういうときにやっぱり消防団員の不足とやっぱり高齢化で、この前の西里の防災訓練のときも消防団員の方が地域の前の高齢化でやっぱり消防団員の経験の方と、地域の婦人会の方と一緒に放水の体験をされておりました。消防団員を前回経験されている方は、十分に何かあっても対応はできると思っておりますけれども、地域

で自主防災リーダーの方もおられます。それから協議会であったり、部長、組長とですね。その中に地域の消火栓だったり、ホースを巻いたり収納だったり、いろんな体験というのは婦人会の方にもお手伝いは何かできないだろうかと思っておりますけれども、そういう少しでも女性の方の消防団のお手伝い的なものは何かできないかと思っておりますけれども、町長はどんなふうに思われますか。

町長（北里耕亮君） 今回、防災訓練においても、西里地域が婦人会組織が明確にどうなっているかちょっと把握が私もできていませんが、かなり女性の方もお出でいただいていたのではないかなと思っております。そういうときに今先ほど御意見を言われたように、放水訓練のときに筒先を一緒に持っていたりとか、その場面を私も拝見させていただきました。非常によろしいことかなと思っております。実際の災害のときに女性の活躍を發揮する場所というのは、炊き出しの部分であったり、被災者のケアの部分であったり多いと思いますので、そのあたりのところは地域の団体の活躍を大切にしながらも、活躍していただきたいという部分は、そういう思いはしております。これを行政から何々をしてくださいとか命令というのはなかなかできないものですから、自主性を行政が包み込むといいでしょうか、大切にさせていただきながら、みんなでこの災害について対応していくという部分が大事ではないかなと思っております。ちょっと言葉が足りない部分もあるかもしれませんが、ちょっとそういうことでよかったですか。

7番（穴見まち子君） 自主防災のリーダーの方でも同じ人ではなくていろいろ変わったりはします。町の行政の指導もあると思うのですが、やっぱり地域の方というのもやっぱり身近に考えていただいて、女性も少しずつは関わっていったらと思っておりますけれども、どのくらい関わるかというのを、やっぱり地域地域で勉強会なりをしていただくほうに町としても指導はしていただけないだろうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

町長（北里耕亮君） 地域集落において、例えば今回は町の防災訓練でありますけれども、いろいろな組の寄り合いとか、部の寄り合いとかのときに話題にさせていただいて、女性の方々が自主的に何ができるかというのを集落間で協議していただくのもよろしいかと思えます。その際に、行政がなかなか入り込むというのは難しいかもしれませんが、これはできるねとか、これは難しいとか、いろんな話題の中から女性だけではないのですが、地域それぞれが活躍していただくことは行政としてはやぶさかではありませんので、非常によろしいことだろうと思っております。これについても、ちょっと言葉足りずの部分あるかもしれませんが。

総務課長（松岡勝也君） 御質問の内容は女性の方とか、結局昼間とか働きに出ている消防団員がいない場合の防火体制とか、そういうところが一番心配の御質問ではないかなと思っております。ある地域では自主防災組織と消防団が一緒になりまして、小さい講演会をして、そのあと地域の消火栓とか筒先とか水源がどこにあるかというところをずっと歩いて確認した、そういった分団もございました。私もそれに参加して、非常に「ああ、いいことをやっているな」と思っております。

まして、やはり昼間の本当に消防団のいない場合の水利確認、ホース、格納庫の場所、ちょっとしたことでもございますけれども、やはりそういった歩いて確認するのも非常に大事かなと思っておりますので、そういった働きかけといいますか、そういったところを自主防災のリーダーとまた相談の方と話し合っ、そういった確認とか、講演会とかそういったのを催していただけると、少しでも女性の参加するいろんな機会が増えるのではないかなと思っております。

7番（穴見まち子君） 私が防災訓練で思ったのは、去年の地震のときに電源と消火栓と水が小学校のところにどこにあるかというのを、地域の方も暗くて把握していないところがあったのです。消防団の方が来られて、しっかりしていただきました。だからやっぱり近くの例えば女性だったり、消防団に参加しておられなくて、やっぱりいろんな役に就いておられる方もいますので、そういったところはやっぱり何があるかわからないこれからの時代に、皆さんが一緒になって「ああ、これはここにあるよ」と言えるような体制にあるし、女性の方も男性に交じって活躍できるようなときが来たらなと思っております。そういうところですよ。

町長（北里耕亮君） ひとつの防災訓練、大字の防災訓練、それから先ほど私が言った日ごろからの話題で、例えば停電があったときに、夜の暗いときに電源がどこにあるかとかいう部分があるし、わからない部分であれば、それは行政に聞いていただくなり消防も把握しております。すぐ聞いていただければお伝えすることはできますし、まずはその自らの、例えばこのときには自分だったらどうするという部分を考えていただいて、このときはどうするって。それが訓練だろうと思っておりますので、遠慮なくいろいろ疑問に思われる点は聞いていただければと思っております。

以上です。

7番（穴見まち子君） 地震に遭われてやっぱり被災された方というのは、一番怖い思いをしているし、地震だったり火災だったりいろんな経験をしながら、ああ、こうしたらいいというのが次々と出てきます。男性ではなく女性の方の考えもあるし、やっぱり皆さん一緒になって町が災害に強い町になられるように活躍できたらいいかなと思っております。これで終わります。

町長（北里耕亮君） 本日は災害・防災関係の御質問も多く出ております。先ほども発言しましたが、この小国町は非常に急峻な環境、また雨も多い地域であります。地震は想定していなかったという言葉が語弊がありますが、そういった部分もありますし、想定外という言葉で済まされない状況にもなっておりますので、常日ごろから考えなければという思いは議員の皆さま方と一緒にございます。ですので、各6年に1回の防災訓練だけにとどまらず、皆さま方日ごろの世間話の中でも、そういうときにはどうするああするという部分を話題にさせていただけると大変ありがたいと思いますし、また自主防災組織のリーダー、副リーダー、それぞれ組織はしておりますが、議員先ほど言われたようにその方も変わる場合もあります。そういう部分についてもまたこういうときはこうだとかいう話題にさせていただけるとありがたいと思っております。防災の話は大変大事でありますので、ありがたい御意見をいただきました。これからもお願いをしたいと

思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時10分から再開をいたします。

（午後2時57分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

4番（高村祝次君） 今日は最後になりましたけれども、ちょうど今年は節目の年というか、ちょうど私が物心ついて60年になります。ちょうどジャージー牛乳60周年というように、その頃から私はジャージーを見ていたのかなというような思いがしております。やはり町長も河津町長から大塚計早一さん、そして宮崎暢俊さん、そして北里町長と4人の町長といろいろな思い出がございます。やはり河津町長につきましては、今ジャージーの受入伝票がありますけれども、ちょうど私が行ったときにそのときの伝票が小さかったから、これは農家の方が見にくいから大きくしなさいということで今の伝票ができたということを記憶しております。やはりワンマンであったけれども、非常に農業熱心であったというような印象を受けておりますし、前回数年前の一般質問でも言いましたと思いますけれども、やはり私たちが52年に事業展開をするときに日赤に入院しておりましたけれども、一生懸命最後まで頑張ってくれというようなことを電話の中で話されました。その次の大塚計早一さんについては、大塚議員のお父さんでございますけれども、ちょうど今消防の話が出ておりますけれども、消防のラッパ隊をつくったのが大塚町長と。それから宮崎町長ですけれども、宮崎町長は悠木の里、町民が「町長のあいさつはもうすぐ悠木の里と言うばい」と言うくらい悠木の里をみんな聞いた記憶があると思います。

やはり河津町長から大塚計早一町長、それから宮崎暢俊町長、非常に右肩上がり役場に行っただけがしたいと言え、「はい、すぐ事業の道をつくりましょう」というような時代でございました。田原の道もそのころ事業でいろいろ道ができて、やはりその事業の結果、建設業の方々も規模拡大ができたのではないかなと。やはり中学卒業して仕事を町内でない人でも皆建設業に勤めていたという方々が、もう定年退職になったというような時代であります。やはりその3代の町長のときは、いろいろ事業展開ができました。しかし、現在は異常に人手もないし、何かやろうと思っても簡単にお金が来ない時代になってきたと私は思っております。やはり宮崎町長のときは建物をたくさん建てましたけれども、やはり建てた家も雨漏りはするし、その補修もかなりの町費を使ったと思っております。私たちは町民の立場で、私も議会に出て恐らく18年になりはしないかなというように思っております。中が5年ぐらい抜けましたけれども、当初議会に出て18年ぐらいになると。当時、宮崎町長も若い町長でございましたけれども、いろんな政策でいろんな町おこしをやってきたと。その中にも成功した事例もあるけれども、失敗した事例もあると思います。今でも思いますけれども、農家民宿とかツーリズムとかいろんなことをやりま

したけれども、誰が来て泊まりますかと。そういうことをするよりも、やはり今やっている旅館の方々の生活のほうが大切ではないですかと。確か岳の湯の桜尾山荘を建て替えるときに、あそこに公共の施設を建てて宿泊なんか、私は真っ先に反対した経緯がございます。

やはり北里町長になりまして、非常にこの10年間非常に町長も一生懸命1期目から先ほど話が出ましたけれども、企業誘致をやってきた。その中でもあそこの城迫工業団地などには今病院とか介護施設とか、施設ができておりましたけれども、確かおおむら内科が企業誘致の一番先ではなかったかなと私は記憶しております。そのあとこの今隣保館の館長をしております小野館長がちょうど企業誘致の係長か何かしていたとき、企業誘致をしてもなかなか企業は来てくれないからということで私に相談がありましたので、農業分野で来る企業はいないかということで紹介したのが、今下巢の方に来ておりますベストアメニティで、私の土地を使って農業、雑穀米を作りたいという話で来たのがベストアメニティであったと思います。そのほかにはいろいろな企業誘致をしましたがけれども、大分難しい問題もあったし、私と時松議員が長野に行って企業誘致の事で行ったときも帰ってきたら町長は「もうやめた」というような話で、ひっくり返されたような、煮えくったようなことで私たちは帰ってきた記憶もございますけれども。2期目になって環境モデル都市というようなことで、いろいろ環境、環境と言ってやっておりますけれども、なかなか町民には浸透しないと。

先ほども話がありましたけれども、やはり道の駅プロジェクトで木魂館に薪ボイラーを導入すると。大体4千125万6千円かかっております。また公立病院にチップボイラーを据えておりますけれども、1億4千548万6千369円かかっております。やはりこのときも私が去年一昨年、「チップはどこから入れますか」というような話をしましたがけれども、地場産業から入ると。そのときバイオマス発電が頻繁にチップを求めているから高くなりますよということでしたけれども、やりますということで実際やったら、結果的にはこの冬を見ないとわかりませんが、今の状況ではトントンか赤字ぐらいでしょうと。やはりそもそも事業展開するときには、まず農産物で例えて言えば生産を始めます。物が余ってきたときに加工を始めますというのが、私は順序ではないかなと思います。補助金ありきでやるということは、大体失敗します。

今、畜産事業でクラスター事業がありますけれども、半額補助でありますと言っても、なかなかみんな手を挙げない。やはり返済ができるか、また金融機関はお金を借りるときには、必ずデータを求めます。そのデータがないと融資はできませんよというような時代でございます。今まで私たちが事業をやるときには、土地がどのくらいありますか。いや、山林はどのくらいありますかと、これで担保がありますねというような金融機関の貸付でございましたけれども、現在はそういうような物があっても、資産があっても経営が良いか悪いかでしかお金は貸してくれません。ですから、畜産クラスター事業をやるにしても、そこができていないとちゃんと数字で金融機関に説得ができるかというようなことができないと、お金が借りられないというのが現状で

す。ですからこの町のやる事業は、私から言えばままごとですよ、これは。生産はどこかでやると、地元から買います。チップが上がったら採算があるかわからんような事業展開で、環境モデル都市と。これじゃあ町民は誰も付いてきませんよ。

それよりも先ほども話がありましたように、私が再生エネルギーで町長からも相談が1回ありました。太陽光をやりたいから見てくださいと。それっきりになってしまいましたけれども。バイオマス発電については、私は当初北海道にも視察に行きました。そのあと一昨年でしたか、新潟にも食品残渣を使ったバイオマスがあるから、時松議員と役場の住民課の職員を連れていく予定をしていたのが、「役場からお金が出ないから行かない」というから、私は自費で出して職員を連れていった経緯がございます。再生エネルギーについては、政策課長にも当初言いましたけれども、やはりいろんな分野を勉強しないと政策課とは言えないということを、私はこの場で何度も言いました。

やはり昨年は副町長を入れるということで、議員の数名の反対があっても結局は入れて、副町長も続かなかったというようなことで、非常に今町長が一生懸命町をよくしようと、どうかしてやっていこうとしても、今の時代非常に厳しいというのが現実ではないかなと私は思っております。これは北里町長ではなくても、今の時代の町長は非常にどこの町村の町長も私は同じだと認識しております。やはり今の小国町の人口を見ると7千285人と、大体6年間で719人減と。1年間に120人減っております。町民一人の所得が188万2千円ということで、県下で38番目というような状況で、これは誰が町長になっても私は同じ数で変わらないというふうに認識をしております。

やはり何が言いたいかという、やはり予算編成をもう一度見直してやらないと、私は駄目だということが言いたいです。よその町村で移住定住、空き家対策、結婚問題など、いろいろなお金を使ってやっても、移住定住とか空き家対策というのは、これからますます出ることではないですか。人口は減るから。よほど町に明るい経済の見通しがないと、人は来ないと思います。そのあたりが私は無駄と言っているのです。同じお金を使っても、祭りをやって誰が来ますか。収穫祭とか両神社の秋祭りというのはともかくとして、夏祭りはどこでも花火大会、諏訪湖の花火大会は日本一、そこは何十万人と人が来るかもしれない。小国町で子どものイベントをしたくらいで、お金をそこに幾ら使うか知りませんが、人が来ますか。私は絶対町の活性化にならないと。それよりも一番大切なのは、やはり基幹産業である農林業、観光、私はこの育成ではないかなと思っております。やはり60億の予算の中に無駄はないかと。やはりこれを改めて平成30年度予算はやっていかないと、私は北里町長がどんなに頑張ってもよくなりません。そして課長たちが幾度も私は言いましたけれども、真剣にやはり町を良くするというような考えがなければ、絶対に私はよくなりません。

昨日も6番議員が米の生産農家は何人いますかとかという質問がございましたけれども、米の農

家は作りよるところは何軒かわかりませんが、後継者がそこに何人いるのかと。本当に専門農家が何人いるのかと。それはやはり産業課ではなくて、税務課も住民課も全員の課長が町民から聞かれたらすぐ答えられるくらい認識していないと、私は絶対町はよくなりませんと思っています。

私は議会も然りと思っています。議会も私は今総務委員長を仰せつかっておりますけれども、私の考えではまだこれは議会に諮らんとはいけませんけれども、普通の議員の報酬でいったらいいと。費用弁償一切なしというような新たな取組を考えていかないと、町は絶対よくなりません。私はそのくらい認識をしております。私がここで一生懸命言っても、同僚議員が同調していかなければなかなかできませんし、また私の思いが執行部はどのくらい認識があるのかと。これが一番大切ではないかなという思いがしております。

本気で私が一般質問をするのも、恐らく12月を含めて来年が4回ありますけれども、3回。あと5回か4回、私も多くは言ってもみんなが理解できないならどんなに言っても無駄ですから、とにかく居る間に一生懸命言いますけれども、真剣に皆さんが考えて、本当に町が高村議員がああ言っていたが、本当に町民の方も良くなったなというように私はしたいと思っています。

今日あえて町長に言いたいのですけれども、ちょうど初盆歩きをしていたところが、前の議員があるところでちょうどお参りに行ったときに出くわしました。玄関の前で。「町長はいけない」と、「町長はもう変えなければいけない」と突然私は言われました。「それは私に言うことではないでしょう」と、「私が決めることではないですよ」と、「町民の皆さんがしっかり考えなければいけないですよ」と言って別れたわけですが、そういうような議員に当たるのか、何が言いたいかわかりませんでしたけれども、そういうようなことを言われました。町長にもこれは今日の私の一般質問の中に、町の将来像についてということで提示してあります。農業、林業、商工業、観光、それぞれ町長の思いを述べていただけたらと思います。

町長（北里耕亮君） いろんな御意見をいただいております。冒頭のそれぞれの歴代の町長のお話、最初にお話されましたが、それぞれの方、私も心から尊敬をする方ばかりであります。そういう中で、ちょうど私がなったときに議員も御意見の中でありましたように集中改革プラン、首相は小泉首相になりまして、地方分権、三位一体改革、非常に厳しいスタートではありましたが、その前に私は議会議員をしておりましたので、これをどういうふうにやっぱり乗り切っていくかと言う部分を考えました。足りない部分は私もたくさんあります。それは自覚をしているつもりでありますけれども、改善をすべきところは1期目でもかなり町民の方に厳しい対応をさせていただいた場面もありますが、財政的な部分やそういう部分でも改善をできる範囲ではしてきたつもりではあります。2期目、3期目、まだ足りない部分はありますけれども、議会の皆さま方から助言や提案をいただきながらやっているところであります。

そこで先ほど議員がおっしゃいましたように、本気でどうするかと。限られた予算の中で産業

の育成であったり、予算のテコ入れであったりやりたい部分ではありますが、予算には限りがあります。ですので、ほかの議会の方も、いや、これもやってほしい、あれもやってほしいという部分で、改善をしたいにしてもそれぞれのところの御意見を伺うと、なかなかでき得ない部分もあります。平成30年度本気で予算組みを、平成29年も平成28年も予算はいつも財源不足でありますので立たない部分があつて、じゃあマイナス5%スタートとか、今年はスタート地点で6億足りないから、あと3カ月間で練り直して何とか平成29年にスタートさせようとか、いろいろ執行部内も工夫をするのですが、従前から続いている部分を補助金をやめるとかいう部分がなかなかでき得ない部分が正直あります。そこを議員の提案をいただくのであれば、早い段階から例えば1月とか予算議会の当日でなくて、事前に幾つかのジャンル分けをしながら、ここを本当にどうしていくかという部分を一緒になってさせていただくと、当日にはこれは削減したほうがいいと、いや、それはいけません、それぞれの議員にはいろんな御意見がありますので、事前に調整をさせていただくとよろしいかと思っております。

そこで御質問の農業、林業、商工観光それぞれについてという部分でありますけれども、昨日から本日、午前中の御意見もありますけれども、各団体小国町は補助金というのが実は多い自治体でありまして、なかなか先ほどの言葉にも続くわけですが、それを出して当たり前という部分もあります。ですので、まずはその団体だったり、その属している関係者が最大限そこで自分で頑張ってください、行政もそれに補完をするというか、支援をする。そういう形になれば、なおいいかなと思っております。農業、林業部分についても、施策を展開しているところでありますけれども、この部分をもう少しほかを削ってこれをという、全協のときにも御意見を幾つかいただきましたので参考にさせていただきたいのですが、そういうのを積極的に取り入れて、伸ばすべきところは伸ばしていきたいと思っております。観光にしてもそうです。午前中から質問が続きましたが、形を変えてここに力を入れたいということであれば、そういう部分を一緒になってやっていきたいと、そう思っております。あとまた議論を深めさせていただきたいと思います。

4番（高村祝次君） 今、町長が言われたように、やはり予算編成の前になって今年もそうでしたけれども、その前ちょうど町長が農業委員会の研修にいたり、予算編成前にそういうことのないように、もう少し真剣に私はやってもらいたいと思っております。やはり先般の全協のときに、酪農の宣伝の数字を皆さんに見ていただきましたけれども、やはり自分たちのつくった品物は、自分たちで売っていくぞというような姿勢がなければ、予算編成もできないと思っております。どうしても足りないときに行政にお願いすると。ここだけ1年お願いしたら来年はいりませんよとかいうくらいに、やはり商工業にしても観光にしてもやはりそこをやっていかないと、自助努力をしないと、やはり行政がどんなに宣伝をして福岡で宣伝しようが、広島で宣伝しようが、来たときにお客さんが満足度がなかったら、次は来ないと。来てがっかりして帰ると、逆に悪影響を及ぼすというような状況になりはしないかなと。そうしたら結局、町は税金を投入してやった

のが無駄になると。

だからやはり自分たちのことは、経済は自分たちでやっていくのだという意識改革ができないと、やはり福祉関係はこれはどうしてもお年寄りの方や収入の低い人に頑張れと、障害者に頑張れと言っても収入を上げることはできない。これは削ることはなかなかできないと思います。でも、元気のいい人は、若い人はみんな一生懸命頑張るぞと、がまだすぞというような心がないと、町は絶対良くならないと。小国町に住みたいような町はできないと。格好だけ住みたい町にしますよと、祭りをして住みたい町にします、誰も来ませんよ。要するに経済が良くなって初めて、みんな小国町に住もうか、後継者を残そうかというような状況になるのではないかなと私は思うのです。どんなに小国高校を存続させようと思っても、子どもが30人じゃ1クラスしかありませんよ。全員行っても。やはりそのためには小国の経済が良くなると。

小国は林業の町で、林業で所得を上げるということは非常に今の状況は厳しいですよ。林業で所得税を払っている人はほぼいないと。補助金でお金が林家に行っているというのが、私は現状ではないかなと思っております。先般の全協でも話しましたがけれども、どんなによそで宣伝をしても、杉を製材所に持って行ってわいてしまって、大工が使うときには、販売店に持っていったときには、どこの杉がわからないですよ。その人が買って、ちゃんと最後まで小国杉というようなステッカーを押してくれるのか。よその産地の杉を小国杉というレッテルを貼るのか。食べ物については、ほとんどがパックに入ったりして産地、生産者、表示ができておりますから、宣伝効果はそれなりにあると思いますよ。しかし、杉においては、私は絶対それが明確に建てるまで尻追って大工が家を建てるどころまでいかないと私は見えないと思います。そこをみんながただ森林組合で補助金が来たから宣伝をすとか、そういう税金の無駄使いはやめましょうと。

この前も町の森林組合の役員会でも言いました。森林組合の職員が良くなるだけでは駄目ですよ。小国に住んでいる林家がよくならなければいけないと。そのためにはどうしたらいいかということを実際に考えましょうという話をしましたけれども、やはり小国町としてはみんながそういう雰囲気をつくっていかないと、町から何をしてくれと、補助金を出してくれと。小さな集落の町おこしグループをつくった補助金、こういうことでお金を出して、それがちゃんとやったことが次の年また段々膨らんでいくなりたいのですよ。全然、宮崎町長のときから、地域おこしグループにお金を30万円ずつぐらいやっていますよ。全然、おきてこないではないですか。みんなでしっかり、やはり町長にもうちょっと答弁をしてもらいたいのですけれども、先から先ひとつ事を言ってもきりがありませんので、そういうことで、私の一般質問を終わりますけれども、ぜひ来年度予算は今年の12月からでもいいですから、もう一度見直して無駄はないか、それにやはり予算編成を来年度に向かってやっていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

以上です。

町長（北里耕亮君） 一部分意見の違いがあるわけですが、ただ、大部分においては議員の御意見の部分で、やっぱりこれだけ時代の変革がありまして、交付税も限られた予算でこの町のかじ取りも厳しい中で、やはり議会の皆さま方とともに、そして町民もあわせて、先ほどから言う各関係機関、団体共に歩んでいきたいと思っております、この平成30年予算に向けて、議会運営委員会や関係のどうやって予算組みをしていくかというのを、ぜひ議会のほうにも相談をさせていただきたいと。私が町長になったときに、ちょうど先ほど言いましたように集中改革プランで、そのときはかなり非常に削減という部分では相談をさせていただいた部分もありました。今一度ここで、非常に厳しい財源の中で選択と集中、やっぱり改善をしていかなければいけませんので、ぜひまた相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） それではここで予定をしておりました6人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件」についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに議会活性化推進特別委員長並びにゆうステーション周辺整備特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに関する件について」及び「議会活性化推進に関する件について」及び「ゆうステーション周辺整備に関する件について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それではお諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 3 時 4 2 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

5番 児 玉 智 博 君

8番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月 8日から 9月21日までの14日間とする。

1.	議案第 39 号	工事請負契約の変更について（町道北河内線②災害復旧工事） 平成 29 年 9 月 8 日 原案可決
1.	議案第 40 号	小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 9 月 16 日 原案可決
1.	議案第 41 号	小国町情報公開条例の一部を改正する条例について 平成 29 年 9 月 16 日 原案可決
1.	議案第 42 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について 平成 29 年 9 月 8 日 原案可決
1.	議案第 43 号	平成 29 年度小国町一般会計補正予算（第 3 号）について 平成 29 年 9 月 8 日 原案可決
1.	議案第 44 号	平成 29 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について 平成 29 年 9 月 8 日 原案可決
1.	議案第 45 号	平成 29 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について 平成 29 年 9 月 8 日 原案可決
1.	同意第 12 号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 平成 29 年 9 月 8 日 同 意
1.	認定第 1 号	平成 28 年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 2 号	平成 28 年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 3 号	平成 28 年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 4 号	平成 28 年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 5 号	平成 28 年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 6 号	平成 28 年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 7 号	平成 28 年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 8 号	平成 28 年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定
1.	認定第 9 号	平成 28 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 平成 29 年 9 月 19 日 認 定

	陳情第 1 号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について 平成 29 年 9 月 8 日 採 択
1.	議案第 46 号	平成 29 年度小国町一般会計補正予算（第 4 号）について 平成 29 年 9 月 19 日 原案可決
1.	発議第 6 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）について 平成 29 年 9 月 19 日 原案可決

《議案外》

平成 29 年 9 月 8 日

1. 報告第 2 号 平成 28 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
1. 議員派遣報告について

平成 29 年 9 月 20 日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務文教福祉常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 開発センター建替え検討特別委員会
 - 議会活性化推進特別委員会
 - ゆうステーション周辺整備特別委員会
 - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成 29 年 9 月 8 日

1. 復興まちづくり計画について
1. 薬味野菜の里・ゆうステーション周辺構想について
1. 職員採用試験の状況について
1. 大分交通バス車庫等の処分について

《一般質問》

(1 日目)

1.	急傾斜地の崩壊について	P 13～18
1.	町の歴史・文化について	P 18～22
1.	国保広域化に伴う町の取り組みについて	P 22～32
1.	平成 28 年度決算について	P 32～34
1.	小国町まちひとしごとの検証について	P 34～39
1.	農業後継者について	P 39～41
1.	災害時の備えについて	P 41～44
1.	小学校部活動について	P 44～49
1.	国民健康保険について	P 49～56
1.	介護保険について	P 56～57

(2日目)

1.	観光について	P 1～5
1.	学校関係について	P 5～11
1.	魅力ある町づくりについて	P 11～14
1.	安心できる福祉政策について	P 14～18
1.	人口減少における雇用対策について	P 18～20
1.	再生可能エネルギーについて	P 20～25
1.	学校の魅力について	P 25～27
1.	町の魅力について	P 27～28
1.	7月5日の静川豪雨について	P 28～33
1.	観光と農産物のPRについて	P 33～36
1.	西里地域の防災訓練から学ぶことについて	P 36～41
1.	町の将来像について	P 41～47

平成 29 年

第 9 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成29年9回全員協議会記録

日 時	平成29年9月11日（月曜）	開会	10:01
		閉会	15:01
場 所	小国町隣保館		
出 席 議 員	穴井帝史 児玉智博 熊谷博行	大塚英博 時松唯一 時松昭弘	北里勝義 穴見まち子 松本明雄
	高村祝次 松崎俊一 渡邊誠次		
事務局 職 員	小田宣義 穴井桂子		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に 付した 事 件	1. 平成29年度第3回小国町議会定例会提出議案について （総務課・政策課・税務課・会計管理室・議会事務局・ 監査事務局）		
会 議 の経過 概 要	平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明 及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成29年9月11日 (月曜) 午前10時00分

長谷部 環境モデル都市推進係長 (長谷部大輔)	長 地籍係長 (長 広行)				穴 井 書 記 (穴井 桂子)
田 邊 まちづくり係長 (田邊 国昭)	菅 尾 徴収係長 (菅尾 宏幸)			永 江 総務係長 (永江 和広)	松 本 管財係長 (松本 徳幸)
白 浜 政策課審議員 (白浜 真治)	久 野 税務係長 (久野 由美)			佐 藤 総務課審議員 (佐藤 則和)	中 島 財政係長 (中島 高宏)
清 高 政策課長 (清高 泰広)	橋 本 税務課長 (橋本 修一)	北 里 町 長 (北里 耕亮)		松 岡 総務課長 (松岡 勝也)	藤 木 会計管理室長 (藤木 一也)
2 大塚					1 1 松本
3 北里					1 0 時松昭
4 高村					9 熊谷
5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎

小田議会事務局長
(小田 宣義)

議事の経過 (h. 29. 9. 11)

議長（渡邊誠次君） それでは、皆様、おはようございます。

本日9月11日、全員協議会でございます。お忙しい中にお集まりいただきありがとうございます。

まず、北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

去る8日、本会議の決算認定という部分について、今回は全員協議会ということでございます。全員協議会初日でございますので、本日11日、12日、14日というふうにそれぞれの所管で協議をさせていただきたいと思っています。

まず、本日は、議会事務局、監査委員事務局、それから総務課、会計管理室、政策課、税務課、そういう所管になっております。本会議のときにも少し述べましたが、決算というのは予算の鑑でもあると言われておりますので、御審議をお願い申し上げて、挨拶に代えます。

よろしく願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。平成28年度決算ということで、十分なる御審議方をよろしくお願い申し上げます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） ①平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

であります。よろしくお願いいたします。

本日の担当課につきましては、議会事務局、監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは各課長から所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いいたします。

議会事務局長（小田宣義君） それでは、議会事務局費、監査委員費の説明をしたいと思います。

決算書は82ページをお開き願いたいと思います。座って説明をさせていただきます。

議会事務局費です。本年度の歳出総額が7千471万6千111円ということで、前年度と比べて約560万円の減額となっております。この主な要因は、議員共済会負担金になります。27年が改選でしたので、その年が大きく、28年度はもうその年を過ぎましたので若干割合が少なくなっているこの差が出ております。

歳出項目で大きなものとしたしましては、議員の報酬、職員の給与、職員手当、共済費等が6千889万1千45円ほどで、全体の92.2%です。不用額が約230万円ほど出ております。主な要因としましては、費用弁償及び研修会負担金、消耗品等に若干残金が出ております。また、

昨年の議員の活動状況は、議員派遣として11回実施しております。議長の公務活動としても、年間を通して66回ほど実施しております。また、昨年は2泊3日の議員研修を実施したため、議員研修助成金が新たに歳出されております。

続きまして、128ページをお願いします。監査委員費です。監査委員費の歳出総額が952万8千491円です。主なものといたしまして、監査委員の報酬2名分、職員の給与、職員の手当、共済などで全体の96.3%を占めております。監査委員におきましては、52日前後の活動をしていただいております。監査の内容としましては、毎年行います例月出納検査、現金検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等監査並びに随時監査等があります。

以上で、議会事務局費並びに監査委員費の説明を終わりたいと思います。

総務課長（松岡勝也君） おはようございます。

それでは、総務課に関係するところの決算の概略説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、予算書の中でございます。2ページでございます。2ページのほうで歳入歳出総括表がでございます。後で歳入のほうを概略説明いたしますけれども、歳入につきましては、地方交付税等交付金、県支出金、負担金、繰越金、最後に町債という項目でございます。

総括表の3ページでございます。歳出の総務課の主なものは、上から2行目の総務費、中ほど消防費、10番目の災害復旧費、11番目の公債費、12番目の諸支出金、13番目の予備費が主な款となっております。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。それと併せまして、お配りしております総務課資料の6、これが主要施策の成果報告書でございます。先日、全協で開会のときに説明いたしましたけれども、成果調書の主なものということで、それぞれ款項目、事業内容、決算額、財源内訳書、内訳内容、成果説明を添付しております。それと併せまして、先日決算に係ります財政資料が右肩7となっております。それと、資料の右肩8総務課でございます。これが総務課所管に関係する委託業務費、工事請負費、補助金調べ調書、負担金調書とございます。これも併せて御覧になっていただきたいというふうに思います。

それでは、歳出のほうからでございます。84ページをお開き願いたいと思います。84ページの左の方からです。総務費とありまして、項では総務管理費となっております。総務管理費の中に総務課が属する分といたしまして、後で申し上げますけれども、大きく目の中では一般管理費、財産管理費、公平委員会費、交通安全費、諸費、電算費、社会保障税番号制度費がございませう。これについて説明いたします。

一般管理費の中におきまして、決算額4億1千893万2千354円となっております。これにつきまして、最終的に繰り越しが1億1千82万9千円となっております。主な繰り越しといたしましては、開発センターの解体工事費、またそれに伴う実施設計、庁舎の空調工事、設計等

がございます。また、不用額として768万9千646円出ております。主な内容といたしましては、これは地震関連の工事費、需用費等の不用として出ております。

それでは、次開きまして89ページでございます。主なものといたしまして、89ページの委託料でございます。中ほど下のほうでございます。公会計整備業務委託料102万6千円、その二つ下、人事評価制度構築支援業務委託料43万2千円、それと下の庁舎一部移転ネットワーク配線業務委託料165万4千円、一番下の開発センター解体設計委託料などがございます。

次のページをお開き願いたいと思います。91ページでございます。上の方からです。委託料のほうで、開発センターに伴います庁舎コミュニティー棟基本設計委託料1千350万円、開発センターの解体に伴いました新しい庁舎の基本設計でございます。それと、一番下のほうです。工事請負費でございます。庁舎屋根修繕工事費977万4千円、そのほか庁舎一部移転工事請負費457万1千242円、庁舎コミュニティー棟の高圧電気受変電施設設置工事3千488万2千796円、情報センターの無停電装置の移設工事691万2千円、一番下のほうで開発センターの解体工事ということで2千340万円と、平成28年度におきましてはこういった地震に関連する工事費が大半を占めております。

次、93ページでございます。同じく工事費で庁舎空調設備工事費1千457万1千円でございます。

一番下のほうで財産管理費があります。92ページからでございます。財産管理費が決算額といたしまして2億612万40円ということで、これにつきましては不用額が373万960円出ております。主な内容としましては、積立金及び賃金、委託料の不用が主なものでございます。

次、96ページでございます。主なものといたしまして、委託料でございます。公共施設の総合管理計画作成支援業務委託料151万2千円、町有地の樹木剪定管理業務委託料146万3千213円、小国町南小国町の共有財産林施業管理業務委託料が285万5千403円と。一番下で公有財産の台帳整備業務委託料150万1千200円と、これが主なものとなっております。

次、97ページでございます。右のほうでございます。小国町の町有林の施業管理委託料542万9千316円、小国町の町有林の占用管理を委託した分でございます。その財産管理の中に入っております積立金も財産管理費ということで入っております。積立金といたしまして財政調整基金の積立金が1億5千233万7千35円となっております。それと中ほどのネットワーク事業基金の積立金ということで2千632万6千611円となっております。

次でございます。100ページでございます。公平委員会費ということで、決算額1万2千100円と出ております。これは公平委員会の事務委託に伴う負担金でございます。

次、103ページでございます。交通安全費でございます。決算額が157万2千880円となっております。主なものといたしましては、交通安全指導隊の報酬費、または小国地区の交通安全協会の負担金66万5千円が主なものでございます。

次、同じく102ページの諸費でございます。決算額が2億3千934万4千692円となっております。これにつきましては諸費ということで、103ページの下の中ほどでございます。阿蘇広域行政事務組合の負担金1千360万9千円。また、103ページの下のほうでございます。公立病院等の建設債元利償還金の負担金2千677万8千794円。また、交付税措置に係る公立病院等の交付金1億483万2千円。同じく公立病院等の改良事業負担金2千246万9千840円が主なものとなっております。

次、105ページでございます。上のほうから中ほどで、地域活動交付金ということで、小国町の2千118世帯に対する地域交付金ということで、1世帯当たり3千円で計算をいたしております。また、大字協議会等に対しまして同じく6大字掛ける3万円ということで計算して交付をいたしております。その下のほうです。公立病院の繰出基準負担金ということで5千967万1千390円ということで繰出金の負担金となっております。

次、108ページでございます。電算施設費でございます。決算額5千170万5千986円となっております。不用額112万7千14円ということで、これは決算に伴うそれぞれの不用としての累積となっております。主なものとして、109ページの委託料でございます。小国町情報セキュリティ強化対策事業業務委託料ということで2千674万800円でございます。これはマイナンバー制度の導入に伴います自治体のセキュリティ強化を図ったものでございます。

その下の109ページの使用料でございます。電算の使用料ということ870万336円となっております。

次、111ページでございます。負担金補助及び交付金ということで、主なものとして、TRY-Xの負担金ということで802万2千円、行政システムの負担金でございます。

それでは、飛びまして116ページでございます。一番下のほう、社会保障税番号制度ということで、マイナンバーカードの導入に伴う予算費目でございます。決算額460万5千163円でございます。不用額が290万1千837円ということで、これに伴いまして実績、委託料、その他の不用額が累積したものでございます。

次、119ページでございます。同じ目でございます。主なものとして、負担金補助及び交付金ということで、個人番号カード関連の事務交付金ということで120万5千円、次、中間サーバープラットフォームの負担金ということで142万6千円ということで、こういった負担金等が今回決算で支出されております。

次、126ページでございます。選挙費でございます。選挙費の中で、選挙管理委員会費と参議院の選挙がございます。まず、選挙管理費でございます。決算額が62万7千538円です。主なものとして、委員長及び委員の報酬を支払うものとなっております。次、中ほどの参議院の選挙費ということで、決算額639万3円となっております。不用額125万9千9

97円ということで、主な不用額の内容といたしましては、需用費、役務費、備品等の不用額というふうになっております。

それでは、128ページをお開き願いたいと思います。統計調査費でございます。決算額67万1千320円ということで、主なものといたしましては、報酬費の経済センサス基礎調査員報酬ということで、7名の方に支払った報償費でございます。40万9千970円となっております。

次、ページ飛びまして204ページでございます。消防費でございます。消防費全体2億1千339万6千286円が決算額となっております。不用額といたしまして462万6千714円ということで、主な不用額の要因といたしましては、報償費及び需用費の実績によります減となっております。

次、お開き願いまして、消防費の款の中の今度は項になりまして、消防費といたしまして非常備消防費でございます。決算額1億5千92万3千112円でございます。不用額218万2千888円ということで、先程の不用額の内容と同じで、報償費、旅費、扶助費等が不用の要因でございます。主な支出のものとして、207ページの負担金補助及び交付金ということで、阿蘇広域行政事務組合消防本部の負担金といたしまして1億2千147万円、また熊本県の消防補償等組合負担金ということで860万7千98円、ほか諸々となっております。同じく206、207ページ、一番下でございます。消防施設費ということで、決算額478万2千638円ということで、不用額12万1千362円となっております。主なものといたしまして、次208ページ、209ページでございます。209ページの上から2行目でございます。河川水位計の修繕工事242万7千515円でございます。その下の目の災害対策費でございます。決算額5千769万536円でございます。繰り越しが90万円出ております。これにつきましては、被災住宅に対する支援事業の繰り越しでございます。不用額といたしまして232万2千464円となっております。主なものといたしましては、需用費、工事費、その他補助金及び交付金が主な要因となっております。災害対策費の主なものといたしましては、上のほうから災害待機の手当384万8千円、報償費といたしまして災害見舞金、これは32件分の見舞金となっております。217万5千円でございます。

次、210、211ページでございます。工事請負費でございます。殿町大規模火災解体撤去工事ということで、3千667万8千571円となっております。21件の火災の解体撤去費でございます。その下の負担金補助及び交付金ということで、県防災行政ネットワークの通信負担金332万9千500円となっております。負担金補助及び交付金の中ほど、少し下でございます。小国町被災者住宅補修支援助成事業補助金ということで、これは49件の方の熊本地震によります被災者の補修の支援でございます。475万9千円となっております。先程のうち90万円繰り越しというふうになっております。その下の隣地安全対策立木等撤去事業補助金129万

1千円、これが主なものでございます。

その次でございます。ページ飛びまして248、249ページでございます。その他の公共施設災害復旧費ということで、庁舎施設の災害復旧費ということで、目の一番下のほうにあります。支出済決算額88万200円ということで、不用額11万9千800円となっております。主な内容は、工事費の庁舎消防設備の修繕工事費でございます。

それから、次でございます。248ページの公債費、249、次のページまでずっとあります。250ページ、251ページでございます。左の上のほうから元金でございます。決算額4億5千531万7千952円となっております。これは、起債に伴う元金の償還でございます。次、中ほど利子でございます。決算額3千725万9千236円でございます。これは、起債償還に伴います利子の償還の分でございます。

次、250ページでございます。一番下のほうで、特別会計繰出金、次、目で繰出金でございます。決算額3億4千508万5千111円、不用額といたしまして2千341万4千889円ということで、繰出金の実績に伴う不用でございます。繰出金のほうが251ページの下のほうから、特別会計の繰出金が上の方から、国民健康保険の特別会計から、農業集落排水特別会計の繰出金というふうに決算でこういった数字で出ております。

最後、252ページ、253ページでございます。あとは予備費となっております。決算額が0となっております。不用額として401万6千円というのが最終の決算となっております。

それでは、歳入の主な概要を説明させていただきます。

歳入のほうで、戻りまして16ページからでございます。16ページからは、町税がずっと出てきております。18、19ということで、地方税、その下、利子割交付金、または配当割交付金、20ページといたしましては地方交付税ということで、21ページのほうで一般財源伴う分が、これは社会保障の税交付金でございますけれども7千438万5千円と社会保障財源分ということで5千411万3千円というふうに地方税交付金の割り振りでございます。一番下の9番でございます。地方交付税、決算額25億5千518万1千円、これが最終の地方交付税となっております。

23ページでございます。交付税の内訳としまして、23ページの備考欄に書いてあります。普通交付税が22億8千976万4千円、特別交付税が2億6千541万7千円ということで、合計の25億5千518万1千円でございます。そのほか、24ページ、分担金でございます。25ページでございます、消防費の分担金といたしまして、消防費分担金、上から4行目でございます。被災建物等の解体撤去処分の支援事業の分担金として308万7千771円、これは殿町火災によります火災の撤去に伴います分担金10%分でございます。未収といたしまして55万4千951円が未収で発生しております。

それでは、使用料でございます。24ページの一番下のほうで、使用料及び手数料ということ

で、下から2行目の土地使用料、公有地使用料376万7千710円でございます。

次、飛びまして28ページ、29ページでございます。これは土木使用料のうち29ページで法定外公共物の使用料3万4千263円ということで、里道水路の使用料でございます。

飛びまして、38、39ページでございます。国庫補助金でございます。総務費国庫補助金ということで、38ページの下の方から2行目でございます。総務費補助金ということで、社会保障税番号制度補助金207万3千円、その下の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金560万円でございます。

そのほか、補助金関係でございます。今度は県の補助金でございます。54ページ、55ページでございます。上から3行目の消防費県補助金ということで、消防費補助金、熊本県延焼街区再生支援事業補助金1千658万9千円、これは殿町火災によります火災に対しての県からの補助金でございます。そのほか、県委託金ということで、55ページでは統計調査に関する委託金が御覧のとおり出ております。

次、56、57ページでございます。同じく委託金といたしまして、選挙委託金ということで参議院の通常選挙の委託金638万4千169円、その下も委託金で出ております。

そのほか、次、58ページ、59ページでございます。財産収入ということで、一番上のほうから利子及び配当金ということで、財産調整基金の積立金の利子収入233万7千35円が主なものでございます。

次、60、61ページでございます。財産売払の収入ということで、上のほうから4列目でございます。その他の不動産売払収入ということで、町の直営林の売払ということで585万1千998円、またその下の南北共有林立木売払収入303万926円、その他の不動産売払収入で45万8千円と出ております。一番下のほうです。寄附金といたしまして61ページの一番下のほうです。一般寄附といたしまして208万6千円の寄附でございます。

次、62、63ページでございます。総務課寄附金ということで、上から3列目でございます。総務費の寄附金で50万円、熊本地震災害寄附金2千33万8千619円ということで、75名の方から寄附をいただいております。小国町殿町大規模火災寄附金182万7千65円ということで、この20名の方から寄附をいただいております。次、62、63の中ほどの繰入金でございます。中ほど、ネットワーク事業基金の繰入金2千654万1千760円、これは基金から繰り入れたものでございます。その下、地域福祉基金繰入金3千600万円。

次、64、65ページでございます。上のほうから悠木の里づくりの基金の繰入金25万3千円、上から3行目でございます、小国町職員等退職手当基金780万円、これは平成28年度の職員の退職者6名分に対する繰入金でございます。その下でございます。財政調整基金の繰入金ということで、1億8千497万7千176円、これは満期に伴います解約の繰り入れでございます。一番下でございます。繰越金でございます。前年度からの繰越金3億2千921万6千5

72円が平成27年度からの繰越金というふうになっております。

それでは、雑入でございます。68ページ、69ページ、歳入の雑入でございます。次、70ページ、71ページということでございます。主な雑入といたしましては、上から5行目でございます、公有建物災害共済金の収入でございます。367万4千319円、これは共済金からの保険の収入でございます。その下、南北共有財産からの収入負担金でございます。146万3千449円。その下は、熊本県の市町村の振興協会市町村の交付金ということで308万7千864円ということであります。

次、72、73ページでございます。主なものとしまして、中ほどの市町村振興事業の補助金124万2千円でございます。

次、74、75ページでございます。下のほうから、一部事務組合の委託金の負担金160万円。

それでは、76、77ページでございます。町債でございます。臨時財政対策債でございます。1億2千890万9千円、次に総務費の総務債でございます。情報セキュリティの強化対策事業で500万円、そのほか、民生費及び農林水産業費等のソフトの過疎債と76、79ページ等で過疎債を充当、実績で上げております。

それから、80ページ、81ページでございます。災害復旧債の中の一般単独災害復旧事業債でございます。一番右の下のほうです。庁舎施設の災害復旧事業ということで8千780万円。今回の開発センター被災に伴いますセンターの解体設計、また移転費等、また解体工事費等の起債でございます。そのほか、単独債で観光関係、社会の教育施設、町営住宅関係、合わせまして1億1千320万円の一般単独債を起債で上げております。

以上で、歳入歳出の主な内容につきまして、説明を終わらせていただきます。

政策課長（清高泰広君） おはようございます。

それでは、政策課関連の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

歳出のほうから説明させていただきます。96ページから101ページまで、ここが総務費の総務管理費の企画費ということで、企画費の決算でございます。

企画費につきましては、大体大きく5つぐらいの事業に分かれると思いますが、まずまちづくり審議会とか、地熱資源の活用審議会とか、そういったいくつかの委員会を開催しておりますものですから、その委員たちへの報酬、あるいは費用弁償を支払っております。

続きまして、地域おこし協力隊4名と集落支援員2名の活動に関する費用を支払っております。報酬、あるいは費用弁償、そのほか社会保険料とか住宅とか、そういった関連の協力隊の生活費の部分と、あと活動に必要な経費を需用費等で支払っております。

続きまして、ふるさと納税がらみの経費がここで出ております。99ページの報償費、ふるさと納税の謝礼2千174万9千990円、これと役務費の手数料、このあたりがふるさと納税を

行った方に対しての返礼品、あるいは返礼品を送るための必要な手数料でございます。

続きまして、公共交通関連の支払いがございます。委託料のところに乗り合いタクシー運行委託料1千663万2千370円、これは乗り合いタクシーのタクシー会社への委託料でございます。それと、101ページの負担金補助及び交付金のところにありますように、地方バス運行等特別対策補助金として2千983万7千円、これを産交バスと日田バスに支払っております。あと、公共交通会議の負担金及び小国郷ライナーの実施運行のための補助金としてそれぞれ支払っております。これは、公共交通会議のほうへの負担金及び補助金として支払っております。それと、地方創生の加速化交付金、本年度は加速化交付金は小国ブランドの強化事業ということをメインに事業を行いました、その経費として需用費の一部、そして委託料、小国ブランド強化事業業務委託料240万円、それと101ページの負担金補助及び交付金の中に阿蘇地域若者雇用等連携事業負担金ということで185万7千円を支払っております。

以上、企画関係の主なものでございます。

続きまして、環境モデル都市推進費ということで、116ページから119ページでございます。ここは、環境モデル都市の行動計画に基づいて事業を推進するために必要な経費ということで、環境にいいこと推進会議の開催及びそれに必要な各種事業を支払っております。それと、負担金補助及び交付金の中で、木の駅プロジェクト推進事業補助金ということで推進協議会のほうに施設の整備のための補助金80万円を支出しております。同じく負担金補助及び交付金の中に課題解決型自治体アライアンス事業負担金ということで、これは全国6つの自治体でエネルギーに関する勉強会を開きまして、その負担金でございます。これも加速化交付金の事業を利用させていただいております。

続きまして、192ページからでございます。地域エネルギー費でございます。192から195ページでございます。ここは、まずは町内に4つある急速充電システムの維持のための経費ということで委託料及び使用料を支払っております。それと、195ページになりますが、負担金補助及び交付金、それから3つ目、公共施設低炭素化事業補助金、これは小国公立病院組合が公立病院と老人保健施設にバイオマスチップボイラーによる給湯事業を行いました、その補助金が環境省関連の補助金でございまして、これを町のほうで受け入れて公立病院のほうに補助しておるものでございます。それと、同じく195ページ、投資及び出資金ということで、昨年小国新電力株式会社を設立しましたものですから、その出資金340万円でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

40、41ページでございます。節としましては、上段のほうですが、地域住民生活等緊急支援交付金ということで、地方創生の先行型の交付金6千792万2千80円をいただいております。

続きまして、45ページでございます。上から2段目です。熊本県地方バス運行等特別対策補

助金451万円、これは先程のバス補助金に対する県からの補助金でございます。

続きまして、63ページ、一番上段でございます。ふるさと寄附金ということで5千312万2千480円を昨年ふるさと寄附金としていただいております。

それと、75ページでございます。諸収入の雑入の雑入でございます。ここは中段よりちょっと下ですけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これは先程の公立病院のバイオマスボイラーチップへの補助金が8千753万2千円受け入れております。

以上、政策課関連の事業でございます。

税務課長（橋本修一君） それでは、税務課所管の決算の概要を説明いたします。座って説明させていただきます。

歳出のほうからです。105ページをお願いいたします。総務費、目8の地籍調査費でございます。主なものは、次のページの107ページ、13委託料、地籍調査業務委託料でございます。7千992万1千826円です。大字黒淵地区の一部2.6ヘクタールと、上田地区の一部2.86ヘクタールの一筆地調査、また地籍測量を行っております。平成28年度末で進捗率は54%となっております。同じく委託料の一番下の座標補正検証測量委託料1千728万円です。これは、熊本地震によって地殻が変動したため、地震前の地籍調査による座標値では認証を行うことができないということで、補正検証が必要となりました。それで、国土地理院が地震後に公表いたしました基本基準点の変動補正、パラメーターにより、認証前の平成22年から26年調査分の座標補正、検証測量を行ったものでございます。検証の結果、小国町においては若干のずれはございましたけど、制限値を超えるような変動はございませんでした。また、地籍調査では年度途中で補助事業の追加交付がありました。4千450万円ほど平成29年度に繰り越ししております。

続きまして、119ページをお願いします。徴税费でございます。目の1が税務総務費で、次のページの121ページ下段から123ページが目2の賦課徴収費でございます。徴税の賦課徴収に係る通常の経費事務費になります。臨時的なものとしたしまして、123ページの委託料、一番上の固定資産評価替えに伴う鑑定評価委託料218万2千680円です。これは、3年に一度行うものでございまして、次の固定資産税の評価替えが平成30年度でございます。その価格調査基準日が平成29年1月1日になっておりますので、評価額算定のため標準宅地43地点の鑑定を行ったものでございます。それと、同じく委託料の一番下の申告支援システム番号制度対応業務委託料159万8千400円、これは番号制度導入に対応するため、確定申告の申告受付システムを改修構築したものでございます。

臨時的なものは、以上でございます。

次に、歳入でございます。17ページをお願いいたします。町税です。町税収入総額6億497万41円、対前年比910万円ほどの増、伸び率は1.5%となっております。また、町税全体

の現年度分の徴収率は98.9%となっております。税収が増えた主な内容は、個人町民税が540万円ほどの増、固定資産税が260万円ほどの増、それと軽自動車税が410万円ほどの増となっております。軽自動車税につきましては、平成28年度の税制改正により増加したものでございます。

次の19ページをお願いいたします。たばこ税と入湯税でございます。たばこ税は、前年に比べて140万円ほど減となっております。入湯税につきましては、4月の地震以降、7月まではかなり落ち込んでおりました。ふっこう割の影響と思われませんが、8月以降は盛り返しております。前年度の1千800万円よりは下がったものの、その前々年度、平年よりは増となっております。

次に、29ページをお願いいたします。下段の総務手数料です。税務課関係は、台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、一つ飛んでその他証明手数料でございます。次に、45ページをお願いいたします。県支出金、地籍調査事業費補助金6千214万500円。これは、補助率は国が50%、県が25%、合わせて75%でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。下段の県委託金に個人県民税徴収事務取扱委託金956万1千313円です。県民税を町民税と合わせて徴収を行っておりますので、県のほうからいただいたものでございます。

次に、67ページです。諸収入に徴税、延滞金がございます。

以上で、税務課所管の決算の概要説明を終わります。

会計管理室長（藤木一也君） おはようございます。

会計管理室所管につきまして、御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

ページは110ページ、111ページでございます。歳出のほうです。2総務費、1総務管理費、目の11会計管理費でございます。予算額53万円に対しまして支出済額が43万122円となっております。不用額が9万9千878円です。支出額の主なものにつきましては、12の役務費、手数料29万1千812円で、これにつきましては税等の納付書のデータ読み込み手数料でございます。

続きまして、歳入のほうです。66ページ、67ページをお願いします。19諸収入、2預金利子、目の預金利子でございます。収入額が2万1千548円、これは歳計現金の預金利子でございます。これにつきましては、普通預金の預金利子となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時05分から再開をいたします。

（午前10時55分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長（渡邊誠次君） それぞれの歳出科目について、ページごとに進めていきますので、よろしく
お願いいたします。なお、歳入につきましては、歳出が終わってから行います。

82ページ、款1議会費から128ページ総務費の監査委員費までをページを追っていきます。
議員におかれましては、別紙平成28年度一般会計決算及び特別会計決算、歳出科目別文書事務
一覧表を御参照ください。本日は、この表の黄色く塗られた部分の協議になります。

それでは、82ページの議会費からまいります。82ページ、83ページ、85ページの中ほ
どまでが議会費になります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして84ページの総務費にまいります。総務費、目の一般
管理費、85ページ、86ページ、87ページ。

5番（児玉智博君） それでは、部長、組長の報酬について質問します。これは確認なんです
が、部長、組長の位置づけとしては、非常勤特別職ということによろしいですか。

総務課長（松岡勝也君） 非常勤特別職ということによろしいです。

5番（児玉智博君） 報酬の支払いというのは、年何回に分けて、どのような形で支払われてい
るのでしょうか。

総務課長（松岡勝也君） 部長が2回で組長が1回の支払いとなっています。

5番（児玉智博君） 支払い方法は。

総務課長（松岡勝也君） 振り込みとしております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長（渡邊誠次君） それでは、88ページ、89ページまで。90ページ、91ページ。92ペ
ージの中段まで。

8番（松崎俊一君） 91ページの上から4番目、ストレスチェック検査委託料、これについて、
趣旨、それから内容、効果とか、結果に対するその対応とか、その辺がわかりましたら教えてく
ださい。

総務課審議員（佐藤則和君） ストレスチェックにおきましては、役場職員全員を対象に昨年度か
ら実施しております。一応質問事項が十幾つございまして、それを答えるというやり方でチェッ
クしております。その結果につきましては、職員本人に通知をしまして、高ストレスと言われ
る職員が10名ほどおられましたので、そのデータにつきましては、公立病院の坂本院長に内容
をチェックしていただきまして、なおかつそういう高ストレスであると診断された職員につきま
しては、すべての職員に内容は通知しておりますが、その方におきましては公立病院の坂本院長
の相談なりをされるように指導もしております。実際、相談に行かれたかどうかは把握しており

ませんけれども、そういった形で行っております。

8番（松崎俊一君） 坂本院長先生が小国町役場の産業医という立場になるのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） この件につきましてだけ委託契約といいますか、先生のほうにそういったお金を支払わせていただきまして契約を、この個別だけで契約をさせていただいております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま93ページの中ほどまでです。

文書広報費は、情報課の所管でございますので、続いて財産管理費にまいります。92ページ、93ページ。94ページ、95ページ。96ページ、97ページ。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 企画費からは、政策課の所管になります。96、97、98、99、101ページまで、企画費。

5番（児玉智博君） まず、乗り合いタクシー運行委託料に関しての質問です。これは、何度か質問しましたけれども、予約の電話番号の問題で、固定電話にすると利用する、特にお年寄りがダイヤルを回すというか、プッシュフォンを押すのに回数が大分減りますから、そうしてもらいたいという意見が大分出ております。この改善というのはなされたのでしょうか。

政策課長（清高泰広君） 乗り合いタクシーの電話の話は以前からお伺いしております、一応事業者にも御相談しました。ただ、実際、普通の営業用の電話にかかってくる方が大変多くなっております。それと、逆に言うと、今はもう携帯電話に登録している方もいらっしゃるみたいですので、あえて携帯電話をなくしてじゃなくて、両方を併用するような形でいきたいなと思っておりますけれども、一応、うちのほうとしては携帯電話だけをお知らせする形になっておりますが、実際の問題としては、ほとんど普通の固定電話のほうにもかかってくるみたいです。

5番（児玉智博君） 実際の固定電話のほうにかかってくるというのは、ちょっと意味がわからないんですが。固定電話がないから携帯電話で受けているわけでしょう。

政策課長（清高泰広君） これはスタートしたときには、それぞれの事業者の固定電話に入ってくる電話と、乗り合いタクシーの予約電話と明確に分けておりました。そういう意味で携帯電話を準備したわけでございます。ただ、実際、運用の段階では利用者の多くの方がもう携帯を使わずに固定電話のほうにかかってくるものですから、事業者のほうで適時対応していただいております。

5番（児玉智博君） つまり、要するに業務を委託されているタクシー会社に直接かけていると。それで何も問題がないということですね。

政策課長（清高泰広君） もうかなり利用する方が固定されてきているところもありますものから、事業者のほうでうまくそのあたりは対応していただいております。ただ、先程言いましたように、とりあえず携帯電話を使っている方もいらっしゃるものですから、携帯のほうはしばら

くまだ残して様子を見たいと思っております。

5番（児玉智博君） わかりました。ただ、利用される方が固定されてきているというその認識に立つのは、僕は非常にそれはおかしいと。なぜなら、人間は年を取るわけですから、今は自分で車を運転している人も運転しなくなるわけで、そういう新たな需要というのはこれからどんどん、ある時期には一気に進むのではないかなというふうに私は思います。ですから、その固定電話でいいというのであれば、年1回、時刻表とかを配るかと思えますけれども、そういうときには、じゃやはりこの路線はこのタクシー会社が受けていますのでここにかけてくださいというような、その固定番号をお知らせに、時刻表に書くようにすべきだと思いますが、そうされますか。

政策課長（清高泰広君） 先程言いましたように、固定電話のほうで十分対応できるということになれば、徐々に変えていきたいとは思っていますが、今のところ、まだ携帯のほうを注視していきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 今の件、乗り合いタクシーについても一つお聞きしたいんですけど。

1路線1台のタクシーで本当に足りているのか。そうすると、タクシーであれば4人しか乗れませんので、今後、やっぱり運転手の確保も各タクシー、大変になってきていると思います。そうすると、雪なんか降ったときが、本当に乗り合いタクシーに頼んでない方が急用ができた場合に、タクシーに頼んでもタクシーがないと、そういうことがあるような案件をいろいろ聞いておりますが、今後どういうふうに持っていくのか、その方向性もちょっと聞きたいと思えますけれども。

政策課長（清高泰広君） まず、タクシーにつきましては、4人以上申し込みがあった場合には、追加で2台目を走らせてもらっております。あと、タクシー事業者、非常に乗り合いタクシーを優先していただいておりますものですから、当日の朝でも何とか対応していただいている状態でございます。ただ、タクシー事業者としても乗り合いタクシーだけでなく一般のタクシー運行も事業の一つですので、そのあたりの組み合わせにつきましては、またいろいろとタクシーの事業者と打ち合わせしながらやっていかざるを得ないかなと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 97ページのまちづくり審議会報酬、金額は別にいいんですけども、10名となっておりますので、この10名の方々の名簿と、その下の小国町総合戦略推進委員の報酬3万円ですけども、こちらは12名となっております。その方々の名簿を出していただきたいというふうに思います。どういう方々がなられているのか。

政策課長（清高泰広君） 準備いたしますので、後で配布でよろしいでしょうか。

4番（高村祝次君） はい。後で配布で。ちょっと後でというか、今わかれば、今一緒に議論していかれると思うのですが、それをちょっとコピーしてきて。

議長（渡邊誠次君） それでは、暫時休憩をいたします。

(午前 11 時 20 分)

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 37 分)

4 番（高村祝次君） まちづくり審議委員は、これは大字協議会の会長たちが殆どで、議会から議員が 2 名と、それから総務課長、それから農業委員、政策課長ですけれども、これはいろいろ事業する、申請が上がってきたときに集まって審議していく方々というふうに思いますけれども、一方の小国町まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会、皆さん、名簿を見てもらうとわかると思います。これについては、大半が、私も先般出席したわけですが、総務委員長になったということで、松崎議員に代わって私が出席しました。この名簿の中には、給料取りがほとんどですね。商工会の会長は別ですが、農協、森林組合、ゆうステーションカンパニー、それから教育長、小国高校の校長、社協の会長、学びやの里、もう大半が給料取りの方々です。恐らく日当が、この教育長も払われたと私は記憶しておりますけれども、取ったか、取らないかはわかりませんが、教育長にしてしかり、小国高校の校長にしてしかり。こういうメンバーで会議の中で私も言いましたけれども、ただ事業の説明をして、質問はありませんかと。何も質問は出ないから小国高校の校長に課長のほうから何かありませんかというふうに振りましたけれども、やはりせっかく国から来た補助事業の中でやっていくまちづくりですから、やはりメンバーをもう少し考えていかないと、私は意見は何も出ないと思います。この中で給料取りじゃないというのは、私と、私たちも議員報酬をもらっておりますので、私は議員報酬をもらっているから日当はもらわないというのが議長のときから基本でしたので報酬はもらわないで帰りました。松本議員と。渡邊議員がツーリズム協会の会長、小国町観光振興会、石松さんぐらいですよ。このとき、この前の会議で商工会の会長は職員の方が来ておりましたので、メンバーはわかりますけれど、農協の代表の農家の人とか、森林組合の代表の参事じゃなくて組合長とか、メンバーが代わればいいんですけども、これで話が、何かありませんかと言って出ますか、皆さん、議会の皆さんもしっかり考えてくださいよ。こういうような会議をやっている。小国の銀行の支店長とか、熊本銀行の支店長とか、この方々はまた給料取りでもいろんな事業展開をするときに融資とかいろんなことが出てきますのでいいとしても、これで総合戦略検討会というようなことで、メンバーで町がよくなると思いますか。そのときに、日当どのくらい払ったのかわかりませんが、やはりこういう方々ならですね、私は日当は何もやる必要はないと思います。今年もう 1 回、平成 29 年度はありましたから、今は 28 年度の審議ですから、30 年に向かってはこういうことは私はする必要はないということを私の意見として申し上げたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 御意見としてはありがとうございます。一石を投じていただいた部分もあるかと思いますが、まず話題としては、その審議会や協議会という会が小国町にはたくさんございます。福祉関係にもあるし、産業関係にもあるし、政策課関係にもあるし、様々いろいろ

あります。その中で、まず枠組みの話をしていただけますけれども、少し行政も悩むところがありまして、今日は一石を投じていただいたから議論を深めていきたいと思っておりますけれども、やはり全くボランティアで協議会を頼むこともまれにあります。それから、日当を支払うような審議会というのを設けてやる場合もあります。それから、費用弁償という形で出す場合もあります。日当と費用弁償の違いというのを少し後でまた答弁させていただきますが、その枠組みの中で、今後ですよ、その当初予算を組むときにいろんな部分での、払うべきか、払わないべきか、払わないなら払わない決まりをやっぱりつくらなければいけませんので、そこは今後の検討かなというのを思っております。

そして、次には中身の話です。今、高村議員から御意見がありましたように、まち・ひと・しごと創生会議の中のこの部分のメンバーの中に、現場の意見とか、今後どういうふうに変ったか。少し私も事前にこの会議の意見の模様を課から受けておりますけれども、資料の作り方とか、データ、この補助金を使ってこれをやった、その後、こう変わったと。同じ年に交付金などもらって、すぐ数字的に効果が現れるのは少ないかもしれませんけれども、そういう話題をほかのいろんな方からもいただくことはという意見もたしか高村議員がおっしゃったというのも報告を受けております。中身も意見が出やすいようなメンバーに変えるのも、また一つ、これは今後の検討です。そういう部分もあるし、なかなかでも受けていただくかどうかということで、いわゆる充て職というふうな呼び方をしますが、今までは傾向的には充て職、団体の長、もしくは事務局長をお願いするというパターンも今までは多かったように思います。今後の検討といたしましては、その会議の協議会のどのジャンルの協議会かという部分も見ながら考えていきたいというふうに思っております。

最初の枠組みで、日当と費用弁償、日当はもう日当ですね。費用弁償は、ちょっと。

4番（高村祝次君） 今、日当とか費用弁償というのは、条例に基づいて出しているわけですが、やはりこういうメンバーですね、メンバーが一番私は大事じゃないかなと思うわけです。もちろんこういう、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、費用対効果を出しなさいという国の指示にもあると思っておりますけれども、やはり事業をやったらそれなりに費用対効果はどれだけ効果があったかとか、やはりそういうことを出して議題に挙げていかないと、何をやりました、かにをやりました、こういうことをやっていたでは、私は全然、会議の何かを出してくださいと言っても何も出てこないというふうに思っております。やはりこういう会議をやる中において、日当をやるからには、それなりの一人一人の意見が出るような会議を開かないと私は意味がないというふうに思います。こういうことをやっても、町は全然よくなりませんよ。もうはっきり言うと、絶対こういう会議を何年続けてやってもよくなりません。本当に実際、今、何が小国町に必要なのか、国から何を援助してもらいたい、国からどういうことで事業展開を町はやっていきたいから出していただきたいというようなことをやっていかないと、お金が来るからやると。去年

の場合はジャージ酪農の宣伝を、あるいはいろんなことに、当初私はもらうこと自体があんまり賛成はしませんでしたけれども、農協の事業課のほうからこういうことがいいからしたいと言うから、それはもう俺はあまり関心はしないから勝手にやりなさいというようなことでございます。今年ジャージー60周年の式典をやりましたけれども、ソフトバンクの宣伝は、もう6、7年前から、当初は町から100万円ぐらいいただいて、そのあとは独自で年間300万円か500万円、600万円使って独自でやってきましたけれども、たまたまそれに、もういいですよということでお金を、それをもらって使ったというようなことですが、やはりもう町民の方々が考えなければ一番ならないのは、やはり自分たちのつくったものは自分たちで売っていくんだ、山林にしてもしかりです。補助金があるから事業展開するじゃなくて、やはり小国杉を売っていくなら自分たちの林家が自分たちでお金出してやっていくというような意気込みをつくらないと、観光にしてもしかり、全部町が観光、観光と言ってその宣伝をしても、受け皿の旅館がそれだけのお客さんが満足するような待遇とか、おもてなしができなかったら、町がどんなに宣伝しても宣伝効果はないというようなことで、やはりそれをはっきり言えるような人が検討会のメンバーにならないと、何も言わないで何もありませんというような会議は、日当を出しても意味がないんじゃないですか。私はその会議に出て、つくづく思ったから、あえて今日、議員の皆さんもおりますから言っているわけですが、やはり出た議員たちも、こういう会議をして効果があるのか、ないのか、やっぱり課長にアドバイスしていかないと、黙って帰ったのでは本当に国から来る、国はもう1兆円からの借金を抱えているということですから、それはいつかは国民に返ってくるというふうに私は認識しておりますから、無駄な銭は、やはり国の銭と言えども使う必要はないという私の考えです。来た銭は何でも使えと思うかもしれませんが、やはり最終的には頑張ったものから取れと、税金に返ってくるわけですから、そういうことはやはりやる気を失うということで、もう少し検討会のメンバー、今後いろんなこういう会議は今の町長がおっしゃったようにあると思いますけれども、しっかりメンバーの把握をし、やる気のある人を引っ張り出して町の活性化のために意義のある会議をして日当を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 中身の部分を高村議員はおっしゃっておられます。なかなかメンバーを本当に決めるのは、悩むところが実はあります。ジャンルの言うと林業関係だったら林業の団体、小国町で言うと森林組合が大きくありますけれども、その代表の方という部分を考えたり、農業であれば団体といえば農協という部分もあります。御意見としては、より現場の、日ごろから課題を持っておられる、そして意見が多い方と、そういう部分もしかりであります。それは今後の検討にさせていただきたいというふうに思います。お願いをしてもなかなか生業というか、日ごろからの仕事が忙しいというふうな意見もあるかもしれませんが、そのあたりは、今日は御意

見は御意見として聞きながらも、今後そういう政策を考えるようなこういう審議会、協議会、そのメンバーについては、御意見は御意見として聞きながらも執行部でちょっと考えさせていただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） それから、同じ97ページで地域おこし協力隊報酬が650万6千400円ありますけれども、4人の方で恐らく160万円ぐらいになるだろうと思っておりますけれども、やはり今農業、親元就農している方は年間大体120万円、この方だったら160万円、一体どういふことをやって地域おこしができているのか、説明をしていただきたいと思います。私は、やはり地元にいる人たちがやる気を出さないと、よそから来て何か、以前も言いましたけれども、旗振りしても、地域の方々が付いていかなければ何もならないというふうに思っております。この方々が、4人の方々がずっと小国に住み着いていくのか、あるいはある程度の期間が経ったら、また出ていくのか、そこあたりも説明をお願いしたいと思います。

政策課長（清高泰広君） 地域おこし協力隊につきましては、これは総務省のほうで提案したものでして、いわゆる都市部の若い人たちが地域に移住して、そこで地域の協力をしながら、将来的にはそこに住み着いて活動してもらうような仕組みとして考えられているものでございます。うちも、一応これ、特別交付税の対象にもなっておりますものですから、ある程度総務省に報告する必要がありますので、そういった趣旨の基に協力隊を募集しております。現在、4名おまして、うち2名は、いわゆる移住・定住の相談窓口ということで、移住・定住関係の窓口の相談を受けたり、あるいはいろんなイベントを展開することを行っております。1名は、もともとデザイナーの仕事をされていた方がおいでいただいたものですから、先程の加速化交付金あたりでのいろんな政策とか、そういったところにいろいろ協力をいただきました。もう1名は、現在、いわゆる観光部門の手伝いをしていただいているということで、特に杖立方面とか、あるいは岳の湯、はげの湯方面のいろんなイベントに協力してもらっております。

それと、先程言われたように地域にいかに受け入れてもらえるかというのが協力隊の必要な要件でございますので、いろんなイベントに協力隊は参加しながら、あるいはイベントを仕掛けながら、できるだけ地域の人たちと一緒に活動するような形で頑張ってもらっています。

4番（高村祝次君） 2名方が移住・定住のお仕事をしているということですが、その2人の方はもう小国に定住するわけですか。

政策課長（清高泰広君） まず、面接のときに将来、小国に残る気はあるかというところからスタートします。この4人の方は基本的にはこれから先も、一応協力隊の任期は最長3年でございます。最長3年のうちに次の小国での活動の場所を自分たちで見つけてもらって、そこにも当然行政もお手伝いしますが、そういったことをしまして将来も住み続けるようなほうにお互いにもっていきたいなと思っておりますし、本人さんたちも今のところ、皆さん、住み続けるつもりでい

らっしゃいます。

4番（高村祝次君） やはり移住・定住の仕事をやっているからには、本人の方々がもう小国に住み着くというような、最初からの意思がないと、私は移住・定住とどうするにしても私は話が、心が通じないのではないかなというふうに思います。しっかり課長はその方々に小国に3年間住んで、小国に定住するように努めていってもらいたいというふうに思います。

また、イベントだけをやって、そういう人を雇わないといけないかなというような私は感じもしております。総務省がお金を、地域の活性化のために補助金を出すはわかりますけれども、そんなことで地域が活性化できるのかなというふうに私は思っております。祭りだけして、イベントして地域が活性化するなら、これはもう一番楽しいことですからどこの町もやっていかれるわけですので、やはり経済が付いていかなければそこには人はいないというふうに思っております。先般の会議の中にも会議の後に小国高校の校長先生が、私が経済がないとやはり地域は発展しないという話もしましたが、やはりその通りだという校長先生の話もございました。やはり、そういう小国に経済がよくなって、定住して、そして子どもを産んで、今のように出生率が30人ならとても小国の高校存続も難しいという校長先生の話もございましたけれども、私は全くその通りだというふうに思っております。そこあたりもしっかり、一般質問もそこあたりの話をしていきたいと思っておりますので、しっかり執行部の、今、課長だけが頭を絞るじゃなく、職員の皆さんがしっかりそこあたりも考えてですね、例え国の補助事業があっても、やっぱりこれは小国に合わないというなら、合うような補助事業を取り組んでいってもらいたいというふうに思っております。今、地域おこし協力隊の方々にもくれぐれも小国に定住するように伝えてもらいたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 一般質問で深めていただくということですが、そのとき答弁いたしますが、この地域おこし協力隊に限っては、私が協力隊の方と話をするときには、やはり自分たちだけがイベントしたとか、自分たちだけが楽しんだと、それじゃいけませんと。やはり地域の人、地元の人を巻き込んで、仮におこし協力隊がいなくても自分たちが努力して、自分たちで産業を興すというぐらいの意識改革を地元の人にもしてもらおうように、その部分だけでも深く入り込んでくださいというのを言っております。今、一生懸命、数多くされておりますし、産業の活性化ということでもこの4名の方はかなり努力をされていますので、いつか、おこし協力隊の活動だけでも、何か資料が出せればというような部分も、ペーパーだけの活動じゃないんですけども、本当にいい動きをしておりますので、まずはそういう機会があればと思っております。一般質問のときに議論を深めさせていただきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 課長の答弁を聞いていて、その実態との矛盾を感じたので確認なんですけれども、この4人が全員定住する気持ちがあるというふうにおっしゃいましたけれど、中には、い

いわゆるプロの地域おこし協力隊というか、転勤族というか、いくつかの地域おこし協力隊として渡り歩いてきているような人がいますよね。その人が、要するにそういう人たちは実際に任期中に過ごしてみて、自分にとってこの町がどうだというふうになって、その後また、次のところに行くか、あるいは定住するかというのを見極めると思うんですが、実際、その渡り歩いてきているのに、それでもその人は小国町に、その面接の段階でどういう確証があったのかということが一つ。

それともう一つが、これまでにもう任期切れになった人も含めて、何人の地域おこし協力隊がいて、そのうちの何人の人が実際に今もこの小国町に今日現在で住民票があって、生活実態があるのか、お答えください。

政策課長（清高泰広君） まず、現在までに6人の方が地域おこし協力隊として参加されました。そのうちの2名の方、1名の方はもう小国は合わないということで去られました。もう1名の方は、任期中に結婚されて妊娠されたものですから、そこで子育てのために協力隊を辞められました。しばらくは小国に住んでいたんですけども、御主人の仕事の都合で移ることになったものですから、転出されました。

先程のプロの協力隊という言われ方をしましたが、協力隊の給料はなかなかそれほど、百何十万円は出ますけれども、それほど、それだけで暮らしていけるほどプロの協力隊というのは多分いらっしやらないと思います。その方も今、奥さんと子どもが3人いらっしやいまして、非常に生活的には厳しい状況です。そういったもので、今はその方は3年先を見越して小国でどういう起業ができるかを今一生懸命模索されていらっしやいます。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時04分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） ただいま96ページ、97ページ。

4番（高村祝次君） さっきのところ、97ページ、一つ抜けておりましたので、集落支援員報酬2名で80万円とあります。この内容について、説明をお願いします。

政策課長（清高泰広君） 集落支援員も、先程地域おこし協力隊と同じで、総務省が制度としてつくっているものでして、地域おこし協力隊は町外といいますか、都市部からの人を地域に引っ張ってくるため、集落支援員は地区外からでも大丈夫だし、町内でもいいですから、地域づくりのために支援するような人を町が任命する形にしております。小国町には2名ほど集落支援員を昨年雇用しましたが、これは地域おこし協力隊が小国暮らしの窓口をつくりまして、できた当時は1名で、なおかつ地域おこし協力隊は町外から来るものですから、なかなか小国の状況がわからない状況でした。そこで、町内から2名ほどそういう協力隊と地域をつなぐ人を2名ほど選んで、

任命して、3人でチームをつくってそういうIターン、Jターン対応をするために任命したものです。ただ、一応かなり地域おこし協力隊も小国の状況をわかってきましたし、本年度からは2名体制になりましたものですから、集落支援員は昨年委嘱したわけで、今年はもう誰もおりません。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

1番（穴井帝史君） 先程から出ています乗り合いタクシーの件で、もう1点だけちょっとお尋ねしたいのですが、基本的にバス路線があるところにはないわけですよね。どこのバス路線とは言いませんが、バス代が小国町まで500円を超す地区なんかもあるわけなんですよね。この辺は非常に不平等ではないかなと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

町長（北里耕亮君） もともと乗り合いタクシーを導入した経緯といたしましては、バスがない地域が小国町にも大変たくさんありまして、やはり交通弱者と言われる高齢者や女性の方、免許を持たない方、そういう方々が病院や買い物など、という部分がありました。ただ、バス路線があっても乗り合いタクシーの要望が強かったり、途中の段階で黒淵あたりが網の目のように乗り合いタクシーが行くのであれば、そちらもいいですねというような地域からの意見も確かにあったのも事実であります。

そういう中で、今議員が言われたようなバスの料金が、かなりの距離を乗るとそれだけの金額は当然バスの運賃はかかります。乗り合いタクシーは、それにはかからないというか、一定の金額しかかからないわけで、その部分について、地域の要望やいろんな環境のもとで、これ以上、今の図式というか、乗り合いタクシーのそのエリア、これを一生変えないという思いはありません、町といたしましては。要は、地域住民の方が便利で過ごしやすいのが一番いいわけでありますので、地域住民の方がもう路線バスよりもそういう乗り合いタクシーのほうが便利だと思えますという意見が多いのであれば、政策転換というか、そういった部分も視野に入れながら考えなければいけないというふうには思っております。ただ、少し課題というか、懸念があるのは、路線バスは観光客の方も乗る部分があります。もう路線を言いますと、あと残っているのは宮原杖立間、それから岳の湯間、ぐるっとバスがあります。そういった部分も観光客が乗る場合もありますので、じゃそこをどうするのかというふうな部分がありますが、それも政策的に、じゃ観光客向けの何か移動手段というのを新たに考えるという時代もひょっとすると来るかもしれない。そこは、また議会の皆様方、大きな町の方針として考えていきたいというふうに思っております。ですので、料金の運賃が下がるのを不公平じゃないかという部分については、枠組みがそうなっておりますので、これからそういう意見であれば、その意見を少し尊重させていただきたいというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） 確かに観光客が利用することもあるという意見が出ましたけれども、杖立の

ほうは結構あると思うんですよ。ただ、もう一つの岳の湯線ですか、あちらのほうはちょいちょい見に行くんですが、やはりもう地元の高齢者がほとんど利用しているという形になっておりますので、今後の検討課題として慎重に議論してもらいたいと思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 一般質問的なお互いの議論のし合いのような案件でありまして、大変いい意見、議論の話題であろうというふうに思います。路線バスを供用するのであれば、決算にも載っておりますけれども、補てんの、町からも財政投与がかなりの金額がございます。そういった部分の意味合いも考えながら、やっぱり選択というか、選んでいく、方針を選ぶというのは大変大事なことであろうというふうに思っております。ここはぜひまた、協議をさせていただきたいというふうに思います。議会の考えもあるし、地域の考えもあるという部分もありますので、非常にそのあたりを参考にさせていただきながら執行部で決めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 99ページの、今、乗り合いタクシーの話がありましたが、その下の部分、小国ブランド強化事業業務委託料240万円840円とあります。委託業務の調書の中で、2つ映像制作書があります。240万円の中に含まれていると思います。要は、こういう画像をつかって、どこで流して、どこで、どういう目的でつくったのか。それが小国の画像を流して、要するに費用対効果が出るのか、そこあたりをお尋ねしたいと思います。結果をしっかりと求めていかないと、ただつくっただけでは私は意味がないと思いますので、どこで流しておるのか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 平成28年度で行いました地方創生加速化交付金の中で、この委託料、業務委託として小国ブランド強化事業として3本業務委託を行っております。1本は、小国スギに関する情報発信のホームページ作成、そして先程高村議員から言われました2点、映像の制作を行っております。1本は小国町の農産物ブランド力強化を目的としてPR用の映像ということで、昨年1年間映像を撮りためまして、ナレーションを付けていただいたの40分近くになりましたが作品をつかって、こちらについては一番最初から小国町の農産物を紹介できるような内容でということをつくっております。できあがった作品は、町が参加したような観光物産フェアなどで流せるようにDVDにもしておりますし、一般でも閲覧できるようにインターネットのYouTubeなどでも閲覧ができるようにしております。もう一本は小国の暮らしということで、移住・定住に取り組むときに小国町内の暮らしを紹介できるような内容でということで、実際に小国に移住された2組の家族を追いかける形のドキュメンタリーということで15分程度の作品をつくっております。2本ともインターネットなどで閲覧ができるようにしております。この小国の暮らしのほうは移住者に見ていただくということを目的にしておりますので、町が参加した東京や大阪で行われている移住希望者のためのフェアなどのときに上映して見ていただ

くようにというのを一番主な使う目的にしております。小国町の農産物ブランド力強化ということで、農産物を紹介した作品は、できあがったときに多くの方に知っていただくということで、町内の映画館でもありますシネホールで週末、土日に5回ずつですので、合計10回上映を行って、多くの方に見に来ていただいております。それ以外にも、こういう作品ができましたということで、今年のゴールデンウィークにおぐチャンで放送を行っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 小国で流す分は、小国の人しか見ませんけれど、やはりせっかくなつくつたら、外に向けての発信をしないと、私は意味がないと思うのですよね、こういうお金を掛けて、せっかくな国から来た補助金を使って立派な画像ができていますけれども、やはり外に向かって、町内で流すじゃなくて、町内のイベントとかで流すのじゃなくて、外に向かって流していかないと、例えば熊本あたりでは東バイパスのところとかに宣伝のビジョンが流れております。ああいうところで流すとか、非常に小国を宣伝に使うというようなことであれば福岡とかで流していかないと、私はこれは町内に、町民の方がどんなに見ても、毎週シネホールでやっても何も意味がないというふうに私は思いますけれども、そこあたりのその小国の映画館で流すという意味とか、意義というのはどういう意義があるわけですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） おっしゃるとおり、できるだけ町外の方に見ていただく機会をこれからも増やしていきたいと思います。まずは、町内の方にもこういう作品ができましたというのを知っていただけたらということで、小国町内の映画館での上映と、有線放送でありますおぐチャンの放映を行ったところですが、今後も、町外でできるだけ放映できるような機会を増やしていきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） もう一つ聞きたいと思います。空き家に対しての話なのですが、これは予算が出ていますけど、去年かな、空き家の大体の実態調査をして、どのぐらいの空き家があって、どのぐらいの人が貸してくれるとか、借り手がどのぐらいいるのか。将来的に、空き家が今度の地震によって崩したいという方もいらっしゃいますけれど、なるべく、熊本市なんかは公費を使って崩されているところもありますけれど、今後どのように考えていくのか、ちょっとお考えを聞きたいと思います。

まちづくり係長（田邊国昭君） 空き家に関する、まず利活用の部分で説明させていただきたいと思います。空き家バンクを制定して、移住者への紹介というのは平成27年度から行っております。平成27年度、そして今回実績が上がっております平成28年度、併せて空き家バンクということで移住者に紹介できるような形で31件登録しております。そのうち16件は、既によそからの移住者の方に紹介する形で使われております。その後、空き家バンク31件のうち2件ほど事情があって抹消しております。これは、火災で焼失したものの2件ということで、登録29件

のうち11件が使用されております。残りの分が、今でも移住希望者の方に紹介できる状態ということにはなっておりますが、空き家バンクの登録件数はまだまだこれからも増やす必要があるのかなと思っております。

そしてもう一つ、除去についてなのですが、こちらについては、今のところまだ検討段階でありまして、除去を行ったときへの助成などについて、まだ事業をスタートさせる予定というのは決まっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 先程質問がありました、ブランド強化事業のその映像のことなのですが、いわゆるウォーターアンドスカイというところが委託先になっております。しかし、私が思うのが、小国町がでは何のためにこのおぐちゃんをつくって、あれだけの機材もそろえているのかというふうに思うわけですよ。やはり、ここで2つ合わせたら150万円近くになると思うのですが、それを、なかなかFM小国のほうにおぐちゃんは委託していますけれども、やはりなるだけこの町内の中でお金を循環すべきだし、よくこの間の、私が入札の件を言ったら、やはり地元の企業の育成のために一般競争入札はしないというようなことも言いましたけれども、同じ意味合いでもせつかくあれだけの予算を割いてつくったおぐちゃんですから、それを利用していきなれないかと思いますが、今後いかがですか。

政策課長（清高泰広君） おぐにチャンネルの制作のスタッフの皆さん、頑張っているから、できるだけ私たちも活用したいと思っております。環境関係の映像をおぐにチャンネルにお願いしてつくっている番組もございます。ただ、今回の場合は、非常に素材として、できるだけ町外の人に見ていただくためには、品質を上げるためには外注ということで考えておりました。

5番（児玉智博君） だから、やはりその育成のためにも、今後はやっぱり使っていくべきではないかと思っておりますので、今回はもうこれは決算で終わってしまったものだからどうしようもないけれど、今後はやはり活用していくべきではないかと思っております。

政策課長（清高泰広君） また、今年もおぐにチャンネルに映像の制作のお願いもしておりますので、すべてを全部おぐにチャンネルということにはならないかもしれませんが、できるだけお願いしていきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして100ページ、101ページ。

5番（児玉智博君） それでは、小国郷ライナーの件について伺います。これは、実証実験だったかと思いますが、今後はどうされるのか。また、その利用実績ですね、何人ぐらいの方が利用されたのか、伺います。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） 今年4月から環境モデル都市推進係長になりました長

谷部と申します。よろしく申し上げます。

ライナーにつきましては、昨年度におきましては、平成28年の8月1日から9月11日までの期間に走りまして、小国町からの乗り降りです大人187名、子ども22名、計209名の方が利用されました。南小国町からは、大人111名、子ども11名の122名の方が利用されております。29年度も、今年は4月から実証実験をスタートしておりますので、今、すみません、ちょっと手持ちのものでは6月分までしかちょっとデータないのですが、4月が115名、これはもう小国、南小国を合わせての数字になりますが、5月が165名、そして6月が106名の方が利用されているようです。

町長（北里耕亮君） 小国郷ライナーの今後の部分でございますが、これはまた予算議会等で審議かと思いますが、私自身も、今の数字をまた見れば、一定の効果、実績もあるとは思いますが、いつも予算で財政的な部分で正直なところ、悩むところがございます。ただ、基本的には両町民の、小国の部分ですと小国の町民の要望だったり、意見、そういう部分も尊重したいし、逆の切り口から言うと、先程観光の面からもそうですが、大津に入り込んでいただいて、大津から観光で来ていただくと、そういう部分も力を入れていきたいと思っておりますので、ここは予算議会でもまた審議ではあるかと思いますが、できれば今年もそういう実績が後半続いていけばさせていただきたいというふうには思っております。

5番（児玉智博君） 私も、結構乗っているのだなという印象を受けたところです。それで、やっぱり南小国町もあるので、そっちの意見というのもあると思っておりますが、一つはやはり杖立から阿蘇駅までのバスはありますけれど、地震で残念ながらそこまで行っても大津に公共交通で降りていく手立てが今ありませんので、そういう意味でも、やはりなるべく続けていくようにしていただければと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 102ページ、103ページ。

3番（北里勝義君） それでは、103ページの諸費の中で、公立病院の改良事業負担金ということで2千246万9千円上がっておりますけれども、これは一昨年と比較はできないんですが、大体一昨年が550万円程度で事業をやっていたのですが、今回、公立病院については木質チップボイラー導入の事業をやっておりますけれども、それとは別に改良事業は何かあったのかどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

財政係長（中島高宏君） 103ページの公立病院建設改良事業負担金について説明します。一つは、議員がおっしゃったとおり、木質バイオマスボイラーの事業負担金です。それ以外の分につきましては、機器等を導入しております。大きいものをあげますと、血圧脈波検査装置、それから超音波診断装置、内視鏡システムというものを導入しております。

3番（北里勝義君） それでは、この木質ボイラーの導入に伴う負担金があるわけですね。一応、これは国の事業で8千753万2千円ということで100%の国の補助がありますけれども、そのほかに単独事業みたいなものがあるということですかね。負担金が出るというのは。

財政係長（中島高宏君） 公立病院につきましては、木質バイオマスボイラー設置ということで、公共施設の低炭素化事業ということで、総事業費が1億4千500万円ありまして、補助金が8千753万円、その差引の5千790万円というものを小国公立病院と、小国と南小国で負担しております。小国と南小国町につきましては、30%が均等割で、人口割が70%ということになっています。

3番（北里勝義君） この木質チップのボイラー導入については、1億4千500万円の総事業費ということでよろしいですか。

財政係長（中島高宏君） はい。総事業費は1億4千500万円です。補足なんですけど、小国町で負担した1千730万円が負担金ですが、そのうち半分を過疎債のハードということで起債を起こさせていただいております。

3番（北里勝義君） ちょっと参考のために、補助対象外というのはどういった事業があったんですかね。

政策課長（清高泰広君） その分は、政策課から説明させていただきます。

基本的にこの補助事業は3分の2が国庫補助で3分の1は地元負担ということになります。3分の1につきましては、この場合、事業主体は病院組合でございますので、3分の1が病院組合の負担ということなんです。3分の1の病院の負担の分を、そのまた半分は病院組合が、そして残りの半分以上を両町が負担するというのでこの予算が組まれております。実際、対象外になった部分もございます。それは、建屋の一部が対象外になっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 今の関連ですけれども、現在まで稼働してきて何カ月になりますか。燃料費はどれくらい違うのか。そこあたりの計算はできていますか。稼働し始めて。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） ボイラーの稼働状況ですが、正式に動き出したというところが5月からというところになりますので、今回、お知らせします通知は29年の5月から7月にかけての実績となります。重油のほうは夏場の冷房にも使いますので、完全に0とはまだはいつておりませんで、重油使用料は昨年と比較しまして2万2千トンが1万2千トン、1千トンの減となっております。これに対して、チップのほうは約80トンのチップを購入しております。チップの購入金額は大体100万円となっております。それで、重油の削減は1万トンということで、今の重油単価が57.8円ということで、単純に計算しますと重油よりも48万円ほど3カ月で支出は多くなってしまっているという状況ではあります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

町長（北里耕亮君） 私が答弁することで、また変えると一般質問になりますので。またそれと、この事業主体が病院ということで、病院組合がありますので、恐らく病院組合でも話題が大分、今の数字を聞いてまた病院組合で議論がされるかなと思いました。ただ、今発言がありましたように、冷房にはこの枠組みは通用しないというか、冷房にはされてないわけですが、当然冬場の暖房用で取り戻したいというか、それに威力を発揮されるものであろうというふうには思っておりますが、1年を通じてじゃないと、なかなかその損益というのは見れないのかなというふうな、少しの言い訳がましい部分をちょっと答弁させていただきました。ただ、当初からこの枠組みをしたことで、ものすごく利益があると。チップボイラーを設置することで格段にという部分はあまり出してはおりません。地域内循環と環境に良い、二酸化炭素を出さないという、そういう部分が狙いでありますので、少し言い訳がましいですが、1年を通して、また議論をさせていただければというふうに思っております。

4番（高村祝次君） もう現状で補助金がないなら、不可能という判断してもいいわけですかね。補助金があって、その状態ですから。補助金がないなら、とても一般に普及は難しいというふうに考えていいですか。

町長（北里耕亮君） 当然、民間で補助金なしで、民間でというか、通常機械を設置すれば減価償却とか、借入れをしてでもその機械を設置したり、自己資金かどうかわかりませんが、厳しい言い方をすればそのとおりであろうと。非常に設備投資に金額はかかりますし、そういう部分ではありますが、国がその補助事業を設けているその意味合いも、これは説明的な部分になるとは思いますが、二酸化炭素を減らして地域内循環をと、少しでも再生可能エネルギー、化石燃料を減らす、そういう切り口から進めるための補助事業はあるわけですから、それを選んだという部分でございまして、一定の理解をお願いはしていただけるとというふうには思っております。

4番（高村祝次君） このことについては、私も一般質問で触れたと思います。チップを集めることから、全体的なチップと重油のこの作業工程とかいう話も私は一般質問でしたと思います。やはり町民の方、非常にそこあたりを興味を持っておると思います。やはり実際やって採算が合うのかとか。もう私は最初から合わない。もう重油ならガソリンスタンドから持ってきてタンクに入れたらボタンを押すだけでOKですから、これはチップ工場から持ってくるのにも費用がかかるし、また木材からチップにするまでも、結局今のようにバイオマス発電のほうにどんどん値段が上がっていくと、まだ差額は経費が膨らんでくるわけですから。ですから、当初から私が言っていたようになってきたというふうに私は認識をしております。

5番（児玉智博君） 関連で、チップの購入先というのは、どこから購入しているのかということだけ確認していいですか。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） 現在、チップのほうは南小国町にあります大仁産業の

ほうから購入をしています。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次に104ページ、105ページ、107ページの中段まで、地籍調査費まで、質疑ございませんか。よろしいですか。107ページまでの地籍調査費まで、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次の防災情報施設費は情報課の所管でございますので、飛ばして108ページ、目10の電算施設費、108、109ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、110ページ、111ページの会計管理費までですね。目11会計管理費までが担当所管でございます。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、行政相談費、その次も違いますので、次は飛んで116ページ、環境モデル都市推進費、116ページ、117ページ。

4番（高村祝次君） これも環境モデル都市の中で一番先に木魂館にボイラーを設置したわけですが、この木の駅プロジェクト推進事業補助金として80万円組んであります。現在の木魂館のボイラーと、以前から重油でやっておったその経費の差額はどれぐらいありますか。何で80万円を組まないといけないのか。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） 木の駅プロジェクト補助金に伴いまして、木魂館の薪等の運用状況についてお話しします。昨年1年間で140トンの薪が集められまして、そのうちの98トンが木魂館が買い取ったという形になっております。トン当たり1万8千円で買ってございまして、支出額が177万円で、重油のほうは4万9千トン下がってございまして、これは購入金額として見たときに、大体370万円程度下がったということで、経済効果としては約200万円程度プラスになっているというような計算になっております。

4番（高村祝次君） それだったら、何で80万円出さないといけない。80万円を出して200万円あるわけですか。80万円引いたらどうなる。

政策課長（清高泰広君） 木の駅プロジェクト推進事業の補助金の80万円ですが、これは木魂館に払うのではなくて木の駅プロジェクト推進協議会のほうに払っております。まず、木の駅プロジェクトを進めるにあたって、いろいろと施設の整備が必要でした。先程の計算のように、薪の集めたお金は大体順調に回るようになっておりますが、施設整備が必要でしたものですから、その分として80万円を昨年度は収支させていただきました。従いまして、本年度からはもう木の駅プロジェクトは木材の売り上げと収入で回転できる予定ですので、本年度は補助金としては計

上しておりません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。116、117ページ。次の社会補償税番号制度、118ページ、119ページ。

5番（児玉智博君） 個人番号カードに関してですが、現在、マイナンバーカードはどれほど町内で発行があるのかというのを確認させてください。

総務係長（永江和広君） 4月より総務係長を拝命いたしました永江でございます。全員協議会、今日が初めてです。よろしく申し上げます。

それでは、説明させていただきます。7月31日現在で、小国町におきまして申請状況と交付状況、手続きの差がございますので、ちょっと数値に差がございますけれども、申請状況ということで御説明をさせていただきます。申請状況におきましては、人口7千420人に対して申請が806名、パーセンテージになおしますと10.8%になります。こちら、県平均をちなみに申し上げますと、県平均が10.3%ですので、県平均なみの交付というふうになっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） さらにちょっと聞きます。大体その年代別の交付状況がわかれば、お願いします。

総務係長（永江和広君） 交付事務自体が住民課がやっておりますので、すみません、把握はしてございません。

5番（児玉智博君） 申請状況は。

総務係長（永江和広君） 手持ちの資料はございません。

町長（北里耕亮君） では、明日、住民課が出席しますので、そこで説明させていただきます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次、税務総務費、118ページ、119ページ、続いて120ページ、121ページ。賦課徴収費になります。122ページ、123ページ。123ページまで、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 124ページは住民課の所管でございますので、126ページ、選挙費、選挙管理委員会費、参議院議員選挙費、126ページ、127ページ、ございませんか。

5番（児玉智博君） では、参議院議員選挙について伺います。これの投票結果ですね、投票率は前回3年前のものとは比べてどのように変わっているのか。併せて、有効投票率もお願いします。

総務係長（永江和広君） まずは、平成28年7月10日施行の参議院議員の通常選挙に係る投票率でございますけれども、最終的な投票率としましては、投票者数が男1千969人、女2千195人、合計で4千164人。投票率にしましては、男64.88%、女63.7%、合計します

と64.25%が投票率ということになっておりまして、前回、3年前の投票率は、あまり変更はないというか、変わりはありません。今、ちょっと手持ちの資料がないのですが、そのように記憶しております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、統計調査費、監査委員費、128ページ、129ページ、131ページの上段まで、質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、続いて192ページ、地域エネルギー費に入ります。次のページの192、193、194、195ページの中段までですね、小国新電力会社出資金までが本日の担当所管です。

8番（松崎俊一君） 195ページの電力会社出資金のところ、この会社のほうはどうなっているのかということ。それから、地域の方々から小国町がやっているなら電気を買いたいという人もいらっしゃるし、どうなっているのかというような質問も受けますので、その辺を教えてください。

政策課長（清高泰広君） 小国新電力会社につきましては、昨年8月に設立をいたしました。出資金が最終的に900万円になりました、資本金ですね。いろいろ手続きがございまして、実際に販売を始めたのは今年の1月からでございます。3カ月間で一応会社のほうの決算が来しましたものですから、3カ月までの決算で、電力の販売のほうは約170万円の利益が出ました。ただ、設立当初でしたのでいろいろと諸経費がかかったものですから、最終的にはそういったものを差し引き、税金も引きますと、マイナス15万円ということで、初年度は赤字決算になりました。現在、2年度目で4月から売っておりますけれども、一応今のところ、毎月黒字で出てきておりますので、本年度は数百万円の黒字は提供できるかなと思っております。

あと、販売につきましてですが、今、公共施設とか、関係の団体、あるいは若干一部民間の企業にも買っていただいております。本年度は、できるだけ広げていきたいと思っております。まだ各家庭まで販売に行けるかどうかは今ちょっと検討中でございますけれども、今年、来年で少しずつ需要を広げていきたいとは思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。195ページまでです。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、続きまして204ページ、消防費に入ります。一番下段ですね。205、206、207ページまで。

5番（児玉智博君） これまでも質問してきましたが、消防団員の報酬について、これは交付税で

措置されるものです。それで、交付税算入額は報酬で、団員で3万6千500円、団長で8万2千500円となっています。しかし、小国町の条例で定められている報酬額は、団員で3万円、団長はその交付税措置以上の11万円というふうなことで支給されているわけですが、平成23年10月28日に出された消防庁長官通知消防災第337号では、交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価が低い市町村におかれては、必要な単価の引き上げ等を検討いただきますようお願いいたしますというふうに出されております。当然、この通知は御存じですよ。総務課審議員（佐藤則和君） 具体的に申しますと、その通知自体の日付と号数は、今記憶はしておりませんが、そういった資料が過去にあったことは記憶しております。

5番（児玉智博君） それでは、そのとき、もうまもなく6年前になろうとしておりますので、担当は変わっているとは思いますが、そのときどういう検討がなされたのか。検討をそもそものかというところを聞いていいですか。

総務課審議員（佐藤則和君） お答えいたします。御指摘のとおり、ちょっと担当も全部変わっておりますので、その当時の職員が総務課にはいないと思いますが、具体的にそのとき検討されたかどうかは、今ではちょっとわからない状況でございます。

町長（北里耕亮君） 私まで交えて、その報酬の見直し等という話題は、私まで交えての部分はなかったかと思えます。ですから、恐らくしていないのではないのかなと。これは想像です。

5番（児玉智博君） それと、併せて私が質問してきた中で、出動手当の出し方についても聞いておりました。地方交付税の算入額では、出動手当はその1回当たり7千円という出し方です。しかし、小国町では出動手当は年1回5千円と。実際、火事現場に出動しようが、しまいが5千円。これは、やはりあまりに頑張った人と出動しなかった人との間に不公平が生じるのではないかと。実際、手渡されていればですが。ここはやはり検討するべきだと、前回も質問しましたけれども、その後、いかがなされたのでしょうか。

総務課審議員（佐藤則和君） 出動手当の件でございますが、消防団の幹部会の場でも話題にしたことはございます。あまり大きな要望が上がりなかったことは記憶しております。それと、阿蘇郡のそのほかの市町村の調査等もさせていただきましたけれども、阿蘇郡内では高森町だけが実績に見合わせて出動1回当たり2千円という定めをしてございましたけれども、なかなか予算が追いつかないので、あとのほうでちょっと払えなくなったとかいうことも聞いておまして、阿蘇郡内の状況では、ほとんど年額出動手当ということで対応している町村が多いと。また、もしそういう導入をした場合が、出面等の確認をまず分団長がしていただく必要がありまして、そこに差がないように、あと個人に支払うようになると思っておりますので、そういう、直接個人に交付するようにするのか、分団にお願いするのか、ちょっとその辺のルール付け、公金を扱いますので、そこら辺の事務の繁雑さといいますか、火事が終わった後に分団長がそういった支払い手続きまでしなければならぬということで、そこら辺をどうやってルール付けしていくかがちょっ

とこれから、もし取り組むとすれば課題になっていくのではないかと考えております。具体的に今日、明日するという事は、まだ決めておりません。

5番（児玉智博君） 午前中に聞きました消防団と同じ非常勤特別職の部長、組長は年1回ないしは2回、報酬は直接口座に振り込むというお答えでした。では、消防団はどのような形で報酬を支払うようになっているのか、お答えください。

総務課審議員（佐藤則和君） 報酬のお支払いの方法でございますけれども、現在のところは上半期、下半期、具体的にいいますと6月と12月におきまして分団の人数を把握しまして、1万5千円ずつを2回に分けまして、分団で一応口座を管理されておりますので、その口座のほうにまとめてお支払いをさせていただいております。

5番（児玉智博君） では、実際に分団の口座に支払ったら、報酬というのは団員に支払っているものです。きちんと個人に間違いなく行き渡っていますという確認は、どのようにされているのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 個人の手元に渡ったかどうかの確認までは、実質行っておりません。

5番（児玉智博君） 先程御紹介しました消防庁長官通知337号では、報酬等の支給方法についてという欄で、消防団員に対する報酬等の支給方法についても、法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところですが、報酬、出勤手当等は、その性格上、本人に直接支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給されますようお願いするという通知が出ております。この内容についても、当然御存じですよね。

総務課審議員（佐藤則和君） お答えいたします。議員御指摘のとおり、町の条例におきましてもそういう支払方法が書かれておりまして、個人に支払うことが原則であるということは承知はしておりますが、過去の慣例によりまして、分団のほうでそういった取り扱いをしてきていただいたということでございます。

5番（児玉智博君） これ、今の時代は、もう公金がどういうふうに使われているかというのは、もう国民、あるいは住民、これは本当に厳しい目を向けていますよ。財政は厳しいと。それで、この団員報酬だけでいくらか、1千140万9千円、1千万円を超しているわけですよ。この1千万円を超すような公金が、実際に、本当に行き渡っているかもわからない、把握できていないというのは、本当に重大だと思います。それで、これは兵庫県三木市の話なのですが、平成17年3月に消防団員が市長を提訴するという事案がありました。その訴状の内容としては、平成13年4月から4年分の未払報酬が3万4千円、また同じ期間の費用12万6千円を遅延損害金も合わせて支払えという提訴を起したわけです。ここは、どういう取り扱いをしていたかというところ、小国町と同じような支払いをしていて、実際に団員の手元に行き渡っているかというような、そういう確認の方法がなかった。それで、判決は4万7千300円を支払うように判決、事実上、被告勝訴の判決を出しているわけです。それで、これは改善をしたわけですが、第一段階として

は、分団長、部長が団員の委任状をちゃんともらってから、それで受け取る。ちゃんと分かるようにしているわけです。ゆくゆくは、もう直接口座に支払うようにしていきたいと、そう記者会見で市の担当者が述べているわけです。実際に全国で問題になっているわけです。この1千万円を越す予算、税金がどうなっているかもわからない、これはあまりに今の時代に時代錯誤じゃないかと思うわけですが、これは改善すべきだと思いますか。

総務課審議員（佐藤則和君） 御指摘の件につきましては、私も最近ちょっとインターネット等でそういった問題が発生しているようなことを見受けたことがございまして、私自身も本人の委任状とか、そういったものが必要だなと。本当、最近でございませけれどもそういうものに触れまして考えておったところでございます。以後、議員御指摘のとおり、改善の方向で動きを始めたかと思っております。

町長（北里耕亮君） 重ねての答弁でございますが、今の審議員の答弁と同じ意見でございます。私も町長になる前は一般団員として従事しておりましたが、本当、慣例と言えそれが当たり前というふうに思っておりました。それは、悪しきことかもしれません。分団としては、きちっと団員まで領収書というか、受け取りましたという受領書を取っているところもあるし、今はわかりませんが、私が赴いて行ったときには、それが無い分団もあったやに聞いております。ですので、それはほかの部分で使いますよ、ほかというのは消防以外とかではなくて、その分団の交流会費とか、そういう部分に使いますから御了承くださいと、口頭でそういう時代も過去にはありましたが、今は議員が言われるように、やっぱり公金のそういう使い方の透明性、それからはっきりそれぞれの団員のお考えもありますから、ここは改善をする方向でいきたいというふうに思います。まず、その手続きとしては、事務処理の作業がかなり増えますので、増えるからしないというわけではないのですが、よくそれを整理しながら、何が、どういう作業が必要で、どういう渡し方が一番よくてというのを考えていきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはり、本当に1千104万9千円、これがどうなっているのかというのを誰もチェックできない、このことが問題だと思いますので、しかもちゃんとしましょうね、消防庁長官が通知を出してからもう6年経つわけですから、今までその検討すら行われてなかったというのが、さっき審議員はしないといけないと思っていましたというふうに言われましたから、そういう気持ちがあったということだけでも少しはいいのかもしれませんが、これは必ず誰でもチェックできるように、住民からの情報公開請求があってもきちんと公開できるように、そのような体制を取っていただきたいということを申し上げまして、終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。

（午後2時01分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

4番（高村祝次君）　ここに消防団員の報酬と人数が書いてありますけれども、今一番考えられるのは、やはり消防団がないという話を聞きます。高齢化になって、若い人がいない。私が言いたいのは、昼はそれぞれ仕事があって、それぞれ地区にはいないと思いますけれども、夜、そこで寝泊まりをしない、例えば宮原に住居があって、消防団員は例えば下城のある地区とか、ある班に属しているという方がかなり消防団員でいるのではないかなというふうに思います。もし、夜火事があったときに、その集落に消防団が1人だけしかいないと。機械があっても機械を動かさない、高齢化でですね。そういう事態が起きたとき、町はどういうふうに今現在考えているのか。これは、例えば消防団に入っているのは西里に入って、住んでいるのは黒淵に住んでいる方も、下城に住んでいる方も、いろんな例があると思います。そんなところ把握して、執行部はどういう考えをもって対応をされているのか。とにかく人数だけ揃えればいいという考えでおるのか、そこあたりの考えを聞きたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君）　人数だけという部分だと、もう本来の目的は火災が起きたら速やかに火を消すという部分が第一義的でありますので、人数重要視というよりも、中身であろうというふうに思います。その部分については、昨今の時代的背景から、新入団される方が少なくなっているという状況もありますし、そういった部分で、以前一般質問でも議会からもありました、機能別消防団という部分。今回も少しその話題に触れるという議員もおられますので、一般質問のときに少し深めさせていただければというふうに思います。ただ、それを禁止するとか、先程言うような例のときに住居をここにという部分の方でないといけなとか、なかなかそういう決まりごとをつくっても難しいと思いますので、要は数をそろえなければいけないから無理してそういうふうになるという状況になっておりますので、数よりも中身のほうの部分を考えながらやっていきたい。その中身の部分を補うのは経験者である、年齢は少し上かもしれませんが、経験者であるそういう機能別消防団、そういった部分も考えていきたいというふうに思います。ただ、この機能別消防団も、じゃそれぞれ募集すれば大変多くの方がいるかという、なかなか難しい部分もありますけれども、最初の段階は数名からスタートしながらやっていきたいというふうに思っております。

4番（高村祝次君）　このことについては、しっかり執行部も方向性を出していかないと、事が起きて消防団がいなかったというようなことでは非常に一般質問で災害について非常に出す人が多いわけですが、しっかり一般質問で出たような答弁を考えてやっていただきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君）　消防の件は、今話が出ていましたけれど、やはりもう前々から機能別消防は言っていました。この前の殿町の大火を見ても、OBの方がほとんどホースを引っ張っていらしたので、早急に機能別消防のほうは進めたいと思います。

機能別消防も各町村しているところがありますので、現職の消防団員と機能別消防の役割分担をはっきりしておかないと、火事の際に中でいろいろごたごたあるのも大変だろうと思いますので、その辺も消防団の方と話して前に進めていただきたいと思います。

もう一つは、ここに資料が出ていますけれど、水位計の話が出ています。今年も7月5日に一部ですけれど大雨が降りました。小国町でも、全部の場所で大雨があったかと思ったら、局地的な雨で非常に町内のほうも多かったに見受けられます。これはまた一般質問で言いますが、水位計がありますけれど、県の水位計と町の水位計がありますけれど、大体どのあたりにあるのかちょっと教えていただきたいのと、それによって今までは杖立のほうで何分後に大体その辺で降れば水位がどのくらい上がるという見極めができていたと思うんですけれども、今後、その水位計を見ながら水位に関しては気を配りながらやっていかなければならないと思いますので、その辺をわかる程度でいいですので教えていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先程議会から一般質問というのは、今、松本議員からお話を伺っていただきました。その部分についてしっかり答弁を当日までさせていただくように資料づくりもさせていただきたいと思います。機能別消防団については、ほかの町村も取り入れをしているところもありますし、若干ちょっと形式が、その町、村で違う場合もあります。役割分担、そういう部分もありますので、そのあたりまでちょっと話題ができればというふうに思います。

今の水位計の部分についても、場所と県と町の部分がありますので、資料をちょっとつくって用意をしておきたい。一般質問のときに答弁をいたしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。208ページ、209ページまで、210ページ、211ページの上段まで、消防費関連。

5番（児玉智博君） それでは、209ページの備品購入費ですが、消防機材、消火栓用具等ということで、100万771円ございますが、この主なものは一体何を購入されたのか、お願いします。

総務課審議員（佐藤則和君） お答えいたします。消防機材、消火栓用器具ですが、消火栓のボックス、赤箱ですね、それとその中に収納する消火栓用ホース、筒先ですね、開けるためのオープナー、そういうものを1セット整備すると十数万円かかります。そういうものを主にそれを何セットか購入させていただいております。

5番（児玉智博君） それを1セットは、単価が13万円。その13万円を、だから9つぐらいしたのですか。その場所を教えてください。

総務課審議員（佐藤則和君） 具体的な場所が、今把握できておりませんが、一応単価はボックスが5万円ぐらいだったと思いますけれども、不足した場所を消防団員が老朽化したりしたものを調査してきます。それを随時入れ替えていますので、正式な場所がどこことというのは、ちよっ

と今はわかりません。調べなくてはですね。ちょこちょこ、ホースを1本入れたりしたところもありますし、そういったことで、不足があるところを補ってきていますので、ここでどこどことというのは、ちょっとかなりな数になると思いますけれども、お答えは帰って台帳等を見らないとわからないと思います。

5番（児玉智博君）　じゃ、大体毎年ホースとか、ボックスとかを替えるのに100万円もかかっているということですか。

総務課審議員（佐藤則和君）　すみません、ちょっと今明細を見つけましたので。消火栓のホース等ではなくて、主な支出が消防団の団旗を更新させていただいております。消防団の団旗が93万9千円ということで支出をさせていただいております。それが主な支出となっております。残りがそういった消火栓の機材を購入させていただいたということでございます。すみませんでした。修正いたします。

5番（児玉智博君）　団旗を更新したということで、もうこれは私はそういう情報を買う前から聞いておまして、本当に買うんですかということを経理課長にも言ったところですが、買われたということですね。それで、古くなったから買うんでしょうが、私はまずそこをしないといけないうことなのかと思います。例えば、消防団の装備の中でも、いわゆる団服、活動服、ヘルメット、これはちゃんと支給されているわけですが、一番大事な長靴は個人に購入させていますでしょう。大体そんな90何万円も年に何回かしか使わないような、まして火事現場に持っていくわけでもないようなものを何で今替えないといけないうのかと。何十年と替えてなくて、大事に代々受け継いできたものだから、それを大事にすればいいじゃないですか。今、この財政が厳しいといろいろ言われるけれど、さっき小国郷ライナーとかいろんな話のときにも、予算もあることですのでと言わないといけないうきに、団旗を買うのか、理解に苦しみます。それで、さっき各分団のやり方で、報酬の一部をほかのことに使っているところもありますというふうには、あるように聞いているとか、そういう表現でしたけれど、町長おっしゃいましたけれども、ある分団では入団者の長靴を購入する費用の、やっぱりせつかく団に入ってくれたのに、長靴を買わせるのは申し訳ないからということで、費用の一部を補助しているようなところもあるわけです。何で分団がそれをしないといけないうのですか。町がちゃんとしないから、本人に負担させるから、そういう事態が起きているわけじゃないですか。やはりこんな旗を買う前に、団員のそういう装備ぐらいきちんと町が責任を持つようにするべきなんじゃなかったのかと思うわけですが、その団員の長靴の問題は、どうするつもりですか。

総務課審議員（佐藤則和君）　本年度からですか、新入団員にはもう長靴を支給しております。町のほうを買うようにいたしております。ただ、現況の複数年おられる方の分については、まだそういった措置はしておりませんので、今後予算を確保して長靴までは町が支給する方向で進めていきたいと考えております。

5番（児玉智博君） やはりその予算を確保するというのであれば、この旗を買わなければ28年度にそれができたわけですから。やはりその予算の優先順位というか、そういうのはちゃんと考えて、旗なんか見栄以外の何でもないと思いますからね。やはり予算の使い方、優先順位というのは常にやはり考えていくべきなんじゃないということの問題提起しまして終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 今、消防の問題がいろいろと質疑がなされておりますが、もともとこの消防団の歳入のことですけれども、これはこちらのほうの今現在の350数名の方の金額が、これはすべて交付税で措置をされているというふうに思います。これは、いわゆる算定基準の中に入っているわけですけれども、もともとの地方交付税の基礎の算定基準の台帳の中には、消防とか、学校とか、そういったものがすべて入って交付税の算定基準がなされるわけですが、今のこの交付税の措置をした中でも、実際の総団員数からしましても、中身が定数化しますと定数より少ない団員という中になります。先程から機能別消防の話も出ておりますけれども、今回、次年度予算につきましては、この中身をすべて一回洗い直して、そしてもう少し交付税のなす役割ということを再度議論をして、次年度の予算に反映していただきたいというふうに思います。そうしていかないと、今、各議員からいろんな質問が出ておりますけれども、このことの問題を解決していった本来の姿に戻すと。先程6年前の消防庁からの通達等もありますけれども、通達等を順守をしていくというのが、当然地方自治の役割でもあるし、いわゆる通達を無視してやるということになりますと、そういったことに対しては、この消防に対する算定基準の人数の見直し等も変わってくるという可能性もあります。今、ここ数年災害等あたりがいろいろ出てきておりますけれども、消防の役割というのは非常に大きいというふうに思います。いわゆる町が一般財源で出すということではなくて、もともとの流れが交付税措置で出てきているわけですから、その差額というのを違う形で消防の備品とかいう形でこういうのがなされているというふうに思いますけれども、個々の中身の個別的に質疑をしたいと思っておりますけれども、やっぱりもともとの流れを次年度にしっかりと対策を考えていただきたい。そして、またこの問題も消防の幹部会あたり等にも取り上げて、議会から提案があったということじゃなくして、議会の意見を参考にして、そして本来の姿に戻してしっかり執行部が考えていく時期にきているというふうに思いますので、その点、次年度はそういう方向に向けて頑張っていただきたいと思っております。担当課、あるいは町長から答弁がございましたらば。

町長（北里耕亮君） 先程から答弁の繰り返しになりますけれども、やはり時代的な部分ということで甘んじていた部分も確かにあります。でも今の部分については、しっかり現状と状況、そういう部分を見ながら、よりよい組織にしなければというふうに思っておりますので、ただいまの意見を参考にしながら、ぜひ話題にし、そして改善に向けて執行部としては取り組んでいきたい

というふうに思います。その途中経過及び結果、予算審議にも関係はありますが、その前にそういう改善の方向がまたあれば、こういう幹部会で話題にして、こういう御意見が出て、こういう改善ができましたというのを機会を見つけながら、そういうことが言えるように頑張っていきたい、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。210ページ、211ページまで、災害対策費までですね。

5番（児玉智博君） ヘリコプターの負担金について伺います。平成28年度は、実際に小国町に対して何回出動があったのかということと、そしてその内容です。急患の人を搬送するものであったりとか、あるいは災害時とか、いろいろ想定されると思いますが、遭難者の救助とかですね、その種類別にも何か分けてあればお願いします。

総務課審議員（佐藤則和君） ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど調べて回答させていただきますと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

総務課審議員（佐藤則和君） 先程のヘリコプターのデータにつきましては、できるだけ早く調べますけれども、ちょっと今日中にできるかどうかは、お許してください。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。211ページまで。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、248ページです。248ページ、その他公共施設災害復旧費の中で6番目の庁舎施設災害復旧費、こちらが総務課の所管になります。その後、公債費は本日の総務課の担当所管ですね。248ページ、249ページ、250、251ページ。252、253ページ、予備費まで、質疑ございませんか。よろしいですか。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、議会事務局、監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課所管の歳出の質疑が終了いたしました。質疑等の漏れがありましたらお願いをいたします。本日の担当所管の歳出の質疑等の漏れがありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。

16ページ、町税からページを追って進めてまいります。16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 20ページ、21ページ。22ページ、23ページ、交通安全対策特別交付金までが担当所管です。23ページまでよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、飛びまして24ページ、消防費分担金、被災建物等解体撤去処分支援事業分担金、こちらの1項目。

8番(松崎俊一君) この分担金、被災建物等解体撤去処分支援事業分担金、調定額が364万2千722円、収入未済額が発生しています。これはその後に入ったものなのか、またそのままなのか。

総務課審議員(佐藤則和君) 収入未済額につきましては、現在もまだ未済のままでございます。件数は、1件でございます。

議長(渡邊誠次君) 質疑よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、下段にいきまして、使用料及び手数料のうちの総務使用料、公有地使用料だけですね。25ページの下から2段目公有地使用料376万7千710円。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、飛びまして28ページ、28ページ上段です。法定外公共物使用料、この1項目、3万4千263円、総務課の所管です。28ページ、29ページです。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、下段、総務手数料の中の台帳等閲覧手数料2万6千400円、町税等督促手数料40万6千200円、一つ飛んでその他証明手数料35万7千650円。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、飛びまして38ページ、39ページ、下段のほうになります。総務費国庫補助金、社会保障税番号制度補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、この2項目が総務課の所管になります。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、次ページ、40ページ、41ページの2段目、地方創生先行型、その次の自衛官募集事務委託金、この2項目が担当所管です。40ページ、41ページになります。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、次のページ、めくりまして42ページ、43ページの災害救助費負担金、総務課の担当所管です。246万5千49円。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) その次のページ、総務費補助金の中の、読み上げます、土地利用規制等対策

費交付金、それから次の熊本県地方バス運行等特別対策補助金、地籍調査事業費補助金、一つ飛びまして、熊本県権限移譲事務市町村等交付金、こちらの4項目が本日の担当所管です。質疑ございませんか。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、ページ飛びまして54ページ、55ページ、中段、熊本県延焼街区再生支援事業補助金1千658万9千円。以降の県委託金の中の総務費委託金、個人県民税徴収事務取扱委託金以降、55ページ、すべて本日の担当所管です。54ページ、55ページ、6項目、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、56ページ、57ページ、選挙費委託金、この2項目が担当所管ですね。参議院議員通常選挙委託金、在外選挙人名簿登録事務委託金、総務課の担当所管になります。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、58ページ、59ページ、上から6項目ですね。このページ、財政調整基金積立金利子収入、減債基金積立金利子収入、美術品取得基金積立金利子収入、悠木の里づくり事業基金積立金利子収入、庁舎建設基金積立金利子収入、地域福祉基金積立金利子収入、二つ飛んで、ネットワーク事業基金積立金利子収入、公共施設等整備基金積立金利子収入、こちらが本日の担当所管です。ただいま58、59ページ、質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、利子及び配当金の上の3項目が本日の担当所管です。職員等退職手当基金積立金利子収入、上球磨森林組合出資配当金、小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入、一つ飛びまして、町直営林等立木売却収入、次の南北共有林立木売却収入、この2項目が総務課の所管です。

8番(松崎俊一君) 南北共有の立木売却収入ですかね、これは支出のほうで小国町・南小国町共有財産の管理委託業務が280万5千500円あったと思いますけれども、それとプラマイということですかね。

管財係長(松本徳幸君) お答えします。南北共有財産立木売却収入につきましては、収入は収入で一旦小国町で受け入れまして、その分の半分を南小国町に交付してございます。かかった経費については、逆に全体の分を半分南小国町からいただいているという、相殺ではなくでそれぞれ収入は収入、支出は支出で半分ずつ受け渡しを行っております。

8番(松崎俊一君) 赤字にはならなかったという意味でいいですかね。

管財係長(松本徳幸君) 平成28年度の決算につきましては、赤字にはなっておりませんでした。売却収入のほうで300万円に対しまして、歳出が292万6千円ということで、わずかであり

ますけれども赤字ではありません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 一つ飛ばしまして、土地売却収入。寄附金に入ります。一般寄附金。ただいま60ページ、61ページ。続いて、62ページ、63ページ、ふるさと寄附金。次、林業振興費寄附金を飛ばしまして、総務費寄附金以降が62ページ、63ページ、本日の担当所管です。

9番（熊谷博行君） ふるさと寄附金が5千300万円ですかね。返礼品が2千100万円か200万円か。今年度から返礼品の額が3割までという総務省の御触れがあったと思いますが、その辺はそのまま、また総務省からのとおり3割、今は3割以上の返礼品をやっているようですが、3割にしてしまうのですかね。

政策課長（清高泰広君） ふるさと寄附金、平成28年度は熊本災害の影響もありまして、返礼品はもう結構ですという方もいらっしゃいますものですから、この5千300万円の2分の1が返礼品になっているわけではございません。ただ、実際に今までも小国町の場合、返礼品と、あと各種の手数料まで合わせて大体50%になるくらいで設定しております。ですので、返礼品の率としては50%までは今までもいっておりませんでした。確かに最近、総務省のほうから返礼品を3割程度にというお話がございましたので、そのあたりはうちの場合はそこまでいってないという判断の下ではございました。それともう一つが、先ごろまた総務大臣が代わりましたので、ふるさと納税の考え方が今後ちょっとまた変わってくる可能性がありますので、そのあたりの動向を見極めながら、今後も返礼品を考えていきたいなと思っております。

9番（熊谷博行君） 返礼品は3割を超えてはいけないという御触れが来ているんじゃないですかね。まだですかね。

政策課長（清高泰広君） 総務省としましてもだめだということではなくて、好ましくないという言い方であって、実際には家具とか高級品については、非常に厳しく言われている部分もありますが、小国町に対してはそれほど今までの取り組みに対して厳しく言われたことは、若干はありますが、ほとんど言われてはおりません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま62ページ、63ページでございます。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次ページにまいります。64ページ、65ページ、悠木の里づくり事業基金繰入金、小国町職員等退職手当基金繰入金、財政調整基金繰入金、一つ飛ばしまして前年度繰越金。次のページ、66ページ、67ページ、町税延滞金、次の歳計現金預金利子、この2項目が、67ページまで歳入の担当所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次のページの68、69ページは1項目の雑入の中のコピー使用

料のみ総務課の担当所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、70ページ、71ページ。同じく雑入の中で3段目、消防団員福祉共済制度等返戻金。それから、一つ飛ばしまして、公有建物災害共済金。一つ飛ばしまして、南北共有財産管理費負担収入。次の熊本県市町村振興協会市町村交付金。一つ飛ばしまして、公有自動車損害共済解約返戻金。一つ飛ばしまして、災害対応型自動販売機設置手数料収入。続いて、72ページ、73ページ、質疑のある方は言ってください。地方公務員災害補償基金負担金還付金。一つ飛ばしまして、自動販売機電気料収入。一つ飛ばしまして、市町村振興事業補助金。四つ飛ばしまして、派遣職員給与負担金。

11番（松本明雄君） 今ありました派遣職員ですけれど、これは何名分で、いくら出しているのですか。

総務課審議員（佐藤則和君） 派遣職員でございますが、これは県庁に派遣をしている職員、1人分でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ほかに質疑ないですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、一つ飛ばして、阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金。74ページ、75ページ、二つ飛ばしまして、森林総合整備事業補助金。一つ飛ばしまして、EV急速充電器利用権利金。

2番（大塚英博君） EVの急速充電器利用権利金、これをちょっと説明していただけますか。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） EV車の急速充電器への権利金について御説明します。

当町は、現在4基の急速充電器がございまして、まず1台、ゆうステーションにありますのはもう平成23年ごろにつくられたものでして、あれはもう大分経っているのですけれども、あの分の急速充電器を日本充電サービスというところのチャージカード、これを使えるような仕組みにするということに乗っかるというか、その仕組みの中に加わることによって、一度この充電器を使う権利を日本充電サービスにお貸しして、その分に対して権利金として支払いを受けるという流れになっています。ほか3台につきましても、同じように日本充電サービスに一度権利をお貸しして、運営をそちらが行いながら、小国町としては電気代保守委託料、そしてシステム使用料を支払い、それが正確には次年度ではなく1年半ずれてくるのですが、後になって権利金が返ってくるというような仕組みになっております。なお、急速充電器、ゆうステーション以外の役場前、そして岳の湯、杖立につきましても、電気代、委託料、システム使用料を全部支払っても返ってくる権利金のほうが多い仕組みの中に乗っかっているのですが、ゆうステーションのみが設置が早かったということで、少し制度が、同じ会社とのやりとりなのですが、少し制度が違いまして、電気代のみには権利金が返ってこないということで、ゆうステーション分のみ30万円

程度、プラマイで考えたときには保守料とシステム使用料を支払ったあげくの電気代の返りが返ってきてても30万円程度赤になっていると。あとの3台については、3台合わせて大体10万円程度プラスになるというような流れになっております。

2番（大塚英博君） これから先の電気自動車というのも、普及がかかってくると思う中で、この収入というのは増えていくのでしょうかね。このままの状態で行くのか。ちょっとお聞かせいただけますか。

環境モデル都市推進係長（長谷部大輔君） 保守料とシステム使用料については、もう定額で1台当たり40万円までと決まっていますが、電気代については1回ごとの使用に対して充電サービスが支払ってくるということになっています。これは、こちらが当初から想定した額よりも若干高く、1回当たりの充電に対する電気料を充電サービスが算出しているようなので、利用が増えれば増えるだけ、町にとってはわずかでもプラスになっていくということになっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続けます。一つ飛びまして、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金。二つ飛んで、雇用保険料事業所負担精算金。よろしいですか。次ページ、76ページ、77ページ、2段目、高速道路使用料等収入。一つ飛びまして、次の町債、町債からは、全部本日の担当所管です。76、77ページ、臨時財政対策債以降は、総務課の担当所管です。76ページ、77ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、78ページ、79ページ。農林水産業債、教育債、土木債。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次、最後のページになります。80ページ、81ページ、衛生債、災害復旧債、町債すべては、本日の担当所管です。質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、81ページ、町債まで終わりました。本日の審議の中で歳入ならば歳出に関して質疑の漏れがあれば、お願いをいたします。

6番（時松唯一君） 各款項目を見ても、非常に不用額が残っております。予備費の中でも不用額は多いということで、来年度予算についてはしっかりと精査をし、組んでいただきたい。

以上です。

町長（北里耕亮君） 全体的な御質問という部分であります。不用額それぞれには一定の理由もございますが、最初の当初予算に組みすぎたという部分も一部中にはあるかと思えます。御意見のようにしっかりと精査をして、次の予算に反映する部分を参考に、不用額が出ないようにというふ

うには思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

（午後 3 時 0 1 分）

平成 29 年

第 10 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成29年10回全員協議会記録

日 時	平成29年9月12日（火曜）	開会	10:01
		閉会	16:48
場 所	小国町隣保館		
出 席 議 員	穴井帝史 児玉智博 熊谷博行	大塚英博 時松唯一 時松昭弘	北里勝義 穴見まち子 松本明雄
			高村祝次 松崎俊一 渡邊誠次
事務局 職 員	小田宣義 穴井桂子		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に 付した 事 件	<p>1. 平成29年度第3回小国町議会定例会提出議案について (住民課・福祉課・保育園・教育委員会)</p>		
会 議 の経過 概 要	平成28年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成28年度特別会計歳入歳出決算認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成29年9月12日 (火曜)

午前10時00分

前 田 住民係長 (前田 孝也)	永 江 健康支援係長 (永江 直美)				穴 井 書 記 (穴井 桂子)
小 野 隣保館長 (小野 昌伸)	河 津 福祉係長 (河津 佐和子)	宇都宮 子ども未来係長 (宇都宮 健治)	宮 本 社会教育係長 (宮本 竜二)	後 藤 学校教育係長 (後藤 栄二)	
石 原 住民課審議員 (石原 誠慈)	小 林 福祉課審議員 (小林 徳子)	加 祥 地域包括支援センター長 (加祥 一恵)	児 玉 保育園長 (児玉 敦子)	秋 吉 教育委員会事務局次長 (秋吉 陽三)	
生 田 住民課長 (生田 敬二)	木 下 福祉課長 (木下 勇児)	北 里 町 長 (北里 耕亮)	麻 生 教育長 (麻生 廣文)	横 井 教育委員会事務局長 (横井 誠)	
2 大塚				1 1 松本	
3 北里				1 0 時松昭	
4 高村				9 熊谷	
5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎

小田議会事務局長
(小田 宣義)

議事の経過 (h. 29. 9. 12)

議長（渡邊誠次君） 皆様、おはようございます。

本日9月12日、全員協議会を開催しましたところ、御多用の中にお集まりいただきありがとうございます。

北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をお願いします。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

全員協議会、2日目でございます。昨日に引き続き、ありがとうございます。

本日は、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の所管に関係する部分でございます。一般会計の決算認定及び特別会計の部分も本日はあるかと思えます。

御審議をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。平成28年度決算ということで、十分なる御審議方をお願いいたします。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） ①平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
②平成28年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
③平成28年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
④平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
⑤平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について
⑥平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

であります。よろしく願いいたします。

本日の担当課につきましては、住民課、福祉課、保育園、教育委員会です。麻生教育長、課長及び局長、園長並びに審議員と担当係長の出席をお願いしております。

それでは課長、局長、園長から所管の平成28年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思います。

住民課長（生田敬二君） おはようございます。

初めに、住民課から説明をさせていただきます。着座にて、説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから、目ごとに説明をさせていただきます。

110ページをお開きいただきたいと思います。110ページ、111ページです。行政相談費です。この費目につきましては、無料法律相談、消費者行政相談、行政関係相談事業の各業務に

係わる費用の歳出となっております。

114ページをお開きください。ここから117ページまでが住民支援費ということになります。決算額が291万2千848円です。支出表の主なものとしまして、平成27年度から実施している婚活事業対策の事業、金婚、ダイヤモンド婚、米寿、100歳到達者等の表彰に関する事業、男女共同参画社会推進の関連事業、パスポート業務に関する事業、保護司会関係の負担金、補助金等々、多岐にわたっております。この中で、115ページの上段部分にありますけれども、金婚、ダイヤモンド婚等がございます。この対象者について、数字を、昨年度の実績をちょっとお知らせしておきたいと思えます。金婚につきましては28組の方、ダイヤモンド婚に関しては30組の方、米寿を迎えられた方は73人の方、100歳到達者については5人の方が受章されております。また、参考にですけれども、敬老の日が近まってまいりましたけれども、70歳以上の方の人口です。9月1日現在で2千101人という数字でございます。9月1日現在の人口が7千315人でありますので、70歳以上の比率が28.72%ということになります。なお、行政相談費、住民支援費に関する内容については、お配りしております主要施策成果調書、総務課資料の6ですけれども、20ページに住民課分が記載されておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

続けさせていただきます。124ページ、125ページです。戸籍住民登録費です。これは、戸籍住民登録等の窓口関係に係る費用の歳出ということで、物件費として主なものについては、各業務システムの使用料、保守料等となっております。

続きまして、ちょっと飛びまして142ページから145ページです。人権政策費でございます。人権啓発に関する業務の歳出ということになります。主なものとしまして、印刷製本費で支出されています人権カレンダーの制作費用、また部落解放同盟小国支部への補助金180万円というものが主なものになります。

続いて、144ページから147ページでございます隣保館運営費でございます。隣保館の管理運営に関する経費の支出ということで、事業内容、主なものにつきましては、隣保館で開催する各種講座、教室等の費用、また人権フェスティバルに係る費用、また施設の維持管理に関する支出等でございます。

152ページをお開きください。こちら児童福祉費の児童館運営費でございます。30万6千118円の決算額となっております。支出費用の主なものとしましては、この児童館で実施する児童向けの教室やイベント等に関する費用ということとなっております。隣保館との併設になっておりますので、施設の維持管理関係の費用は、ほぼ隣保館運営費から支出をされているということになります。

158ページの保健衛生費の予防費でございます。このうちの一部が住民課の所管となっております。需用費と役務費で、合わせて16万7千円程度が狂犬病予防に関する費用として支出を

されております。

同じくその下の環境衛生費でございます。環境衛生費につきましては、161ページの下段になりますけれども、浄化槽の補助金、浄化槽普及促進協議会の負担金、単独処理浄化槽撤去補助金の507万9千円程度につきましては、建設課所管のものになります。その他が住民課所管でございます。主なものとして、廃棄物の不法投棄防止、河川水質等の環境衛生に関する費用でございます。また、火葬業務については、広域行政事務組合に委託をしておりますので、負担金75万2千円及び事務費113万6千円を支出させていただいております。この環境衛生費の中で例年の決算にない支出がございます。昨年の熊本地震に伴う廃棄物の処理に係る費用が含まれております。申し上げますと、役務費の中のリサイクル料、これは家電製品、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等のリサイクル料ということになります。それから、委託料の災害廃棄物処理委託料487万9千278円でございます。これは、災害等で出ました廃棄物についての運搬、処理に係る委託費でございます。

それから、工事請負費、これは災害家屋の解体工事ということで183万6千円ほど決算されております。これは、大規模半壊の家屋が1件ありました。その解体に係る費用でございます。

それと、もう1件が負担金補助及び交付金があります菊池市環境保全協力負担金13万3千円というものがございます。こちらも災害廃棄物関係でございます。菊池市内に所在する産廃施設に、地震による廃棄物を搬入するという形でございます。菊池市のほうで要綱を定めまして、そこに県内から集中してくるものですから、いろんな道路の傷み等々が出てまいります。そのため協力金という形で支出をされているものでございます。地震による費用全体、今説明しました金額全体が693万9千円ほどになります。このうち50%の346万9千円につきましては、国庫補助金として歳入をされております。後ほど歳入のところで説明をさせていただきます。

次にまいります。160ページから163ページの清掃総務費です。こちらについては、もう家庭から出るごみ、一般廃棄物、し尿等の廃棄物の処理については、広域行政事務組合に委託をしておりますので、その費用について負担金という形で歳出をさせていただいているというものでございます。なお、各負担金、補助金、委託料の資料は、お配りをしております住民課決算資料1に記載をしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それから、飛びます。教育費のほうにまいります。232ページから集会所運営費がございます。運営費の倉原集会所は、子どもや成人の方の人権教育施設として位置づけをされております。集会所施設の維持管理費用が51万2千円ほどの支出をさせていただいているということになります。

以上、歳出について概要をちょっと早足になりましたけれども説明をさせていただきました。歳出全体に関しましては、住民課の所管として4つの款と10の目に渡って予算執行しております。歳出決算総額としましては約3億1千376万3千円ほどでございます。歳出総額に占める

割合としては5.46%、また対予算額の執行率としましては98.56%となっております。

続きまして、歳入でございます。住民課所管となる歳入の項目の説明をさせていただきたいと思っております。

戻りまして、26ページをお開きください。こちらは民生使用料の中の地方改善施設住宅使用料でございます。これは、倉原改良住宅の使用料として収入をしております。

次に、28ページから31ページまでに手数料があります。下の方ですね、自動車臨時運行許可手数料から、次のページに移っていただきまして印鑑登録証の交付手数料までが住民課、窓口関係の手数料収入分ということになっております。それから、下の方のマイナンバーカード再交付手数料1万6千円、こちらも住民課関係の所管でございます。

30ページ、31ページをお開きください。こちらは、衛生手数料でございます。犬関係の登録と注射済票等の交付等の手数料28万8千500円と、その他証明手数料、こちらは改装許可とか、そこら辺の手続きですけれども、その手数料2千600円がございます。

飛びまして、38ページ、39ページをお開きください。国庫補助金の中の衛生費国庫補助金です。先ほど説明いたしました災害廃棄物の処理事業費の補助金ということで346万9千円がございます。先ほど歳出で御説明しました支出に関する補助金で、対象費用の2分の1ということになっております。補助残の残りの50%につきましては、その50%のうちの95%が特別交付税の対象となっているという形になります。

次に、41ページの総務費委託金の中の中長期在留者住居地届出等事務委託金22万円がございます。こちらの委託金につきましては、外国から本町に居住する方の届け出に関する事務についての委託金でございます。

次に、45ページをお開きください。こちらに人口動態の調査の事務補助金、それから消費者行政関係の補助金が2つほど、6万6千、31万円とあります。上のほうの消費者行政活性化事業補助金については、これは相談員の研修旅費ということになります。それから、下のほうが相談員の方の報酬と、職員の研修旅費ということで、こちらは半額の補助ということになります。

続きまして、47ページの民生費補助金にあります地方改善事業費補助金でございます。こちらは隣保館運営費等に関する補助金でございます。すべて隣保館運営費のほうに充当をされております。

それから、飛びまして57ページをお願いいたします。人権啓発推進事業費委託金64万8千円でございます。こちらのほうは、人権政策費の中の人権カレンダーの制作費に全額充当されております。

それから、65ページをお開きください。地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金でございます。こちらにつきましては、特別会計の歳入歳出の差引残余剰金を特別会計繰入金として受け入れるものでございます。

75ページをお願いいたします。こちら雑入の中に一部事務組合事務委託負担金と、160万円というものがございます。こちらも住民課所管でございまして、阿蘇広域行政での事業であります。城村最終処分場の第1期分閉鎖工事の施工管理に伴う事務委託金という形になります。160万円ほどが負担金という形で受け入れをしております。

歳入項目としては、以上になります。ちょっと早足になりましたけれども、住民課所管の一般会計決算の概要説明を終わらせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

福祉課長（木下勇児君） おはようございます。

福祉課所管の一般会計決算について説明させていただきます。着座で説明させていただきます。

まず、全体概要ですが、福祉課所管の決算額としまして、民生費が約8億6千370万円、衛生費が7千350万円、諸支出金が2億6千440万円ほどとなっています。合計の12億170万円ということで、一般会計決算の全体に占める割合は20.9%にあたります。また、前年度と比較して約1億1千万円ほど増額となっております。この主な要因といたしましては、昨年臨時福祉給付金、また養護老人ホーム悠和の里の事業譲渡に係る出捐金、遊具公園整備などの臨時的経費の増によるものです。

それでは、順を追って歳出のほうから説明させていただきます。

決算書130ページをお願いします。款3民生費の項1社会福祉費の目1社会福祉総務費です。この目は、社会福祉全般ということで福祉課の職員給、それと地域の見守りや地域支援などの地域福祉を行っていくことを目的としたところです。1の報償費では、民生委員、児童委員の25名、福祉協力員49名などの報酬が計上されております。

133ページの下のほうに19の負担金補助及び交付金で、民生委員協議会や社会福祉協議会への補助金が計上されております。

また、次のページ、上段のほうに臨時福祉給付金の簡素な給付措置ということで、消費税引き上げに伴う低所得者に対する暫定的・臨時的な給付措置として1千963人に1人当たり3千円。588万9千円の給付を行っております。次の高齢者向け支援として、一億総活躍社会の実現に向けて、賃金引き上げの恩恵を受けにくい低所得の高齢者1千307人に対し1人当たり3万円で3千921万円の給付を行っております。二つ飛んで、障害・遺族年金受給者向けとして118人に1人当たり3万円で354万円の給付を行っております。

下の24の投資及び出資金で、小国町社会福祉協議会へ出捐金として1千600万円を出捐しております。こちらは、養護老人ホーム悠和の里事業譲渡に係る部分です。

続いて、目2障害者福祉費です。こちらは、障害者総合支援法に基づき、様々な障害者福祉のサービスを行っているところです。特に137ページ、中段以降の扶助費の障害福祉サービスにつきましては、障害区分が上がるごとによる単価増などで、費用が伸びてきている状況です。特に障害児通所給付費が本年度伸びてきております。また、こちらで766万円ほどの不用額が出

ております。こちらの扶助費全体の3%にあたる額となっております。年度末に掛けてサービス利用の確定がなかなかできなかったということもありまして、補正による減額を見合わせたところ です。

続いて、139ページ、上段をお願いします。こちらが国民年金事務費です。これは、国民年金の市町村受託事務に係る経費として計上させていただいております。

次の目4老人保健費、こちらも福祉課の所管です。

次に、目5老人福祉費です。こちらは、老人福祉関係の決算となっております。職員給と141ページ中段以降の19の負担金補助及び交付金で、老人クラブや敬老会事業への補助が計上されております。その下の扶助費で、老人保護措置費が計上されております。年度末で小国町の措置者数は、小国町悠和の里入所者が30人、管外の施設への入所者が8人となっております。前年度と比較して2名の減少となっております。

次に、140ページ、一番下から142ページは、6の医療費一部負担金です。こちらは、重度障害者、乳幼児、児童の医療に対する本人負担の一部を助成しております。金額的には前年度と比較して250万円ほど伸びております。

次に、8の後期高齢者医療事業費です。こちらは、保険者である後期高齢者医療広域連合への小国町負担分として事務費と療養給付費が計上されております。療養給付費負担金が前年度と比較して約1千万円ほどの減額となっております。

続いて、少し飛びます。146ページをお願いします。中段以降の項2児童福祉費の1児童福祉総務費です。こちらは子育て支援政策費で、8の報償費で第三子以降の出生祝い金や149ページの1行目に放課後児童クラブ運営費などが計上されております。そのほか、けやき広場の一角を利用して、委託料、工事費含めて1千944万円ほどで遊具公園の整備をいたしました。また、19の負担金補助及び交付金の中の施設型と地域型保育給付費は、新たな子ども子育て支援制度に伴い、町の認定を受けた保護者が利用する施設に対する保育給付費です。財源は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。その下の扶助費のほうで、児童手当が9千462万円ほど計上されております。こちらは、0歳児から中学生までのお子さん1人につき、年齢によって月額が1万円から1万5千円を支給するものです。

次に、また少し飛びます。154ページをお願いします。4の衛生費の保健衛生費の保健衛生総務費です。主なものは、157ページから159ページの1行目までの委託料としまして、各種がん検診、国保の特定健診以外の住民健診、妊婦健診、乳幼児健診等を実施しております。その費用が計上されております。

次に、同じく159ページの2予防費としまして、委託料に4種混合や肺炎球菌、日本脳炎など、各種予防接種やインフルエンザ予防接種などの費用が計上されております。先ほどの衛生費とこの予防費につきましては、主要成果調書のほうにもそれぞれの人数等も記載させていただ

ておりますので、そちらを御覧いただきたいと思ひます。

次に、飛びまして250ページの下のほうから次のページの1行目までが12の諸支出金ということで、特別会計繰出金としまして国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金をそれぞれの特別会計へ支出いたしております。

以上で歳出を終わりますして、次に歳入のほうに移ります。24ページをお開きください。中段の項2負担金の民生費負担金、区分が老人福祉費負担金1千84万2千840円となっております。こちらは、小国町が措置をしている老人ホーム入所者及び扶養義務者の入所負担金となっております。

一つ飛びまして、衛生費負担金の保健衛生負担金の養育医療保護者負担金、こちらも福祉課所管です。

次に、26ページをお願いします。2の民生使用料の福祉センター悠ゆう館使用料です。こちらも福祉課の所管となっております。

次に、32ページをお願いします。13の国庫支出金の国庫負担金、目1民生費国庫負担金から34ページの目3衛生費国庫負担金までが福祉課所管となっております。主なものは、障害者自立支援や医療給付費、障害児支援や児童手当、保育給付費や国保の一般会計から繰り入れられる法定繰入に対する国が2分の1を負担する保険基盤安定負担金などが計上されております。

次に、34ページ中段から2の国庫補助金、目1民生費国庫補助金から、これも次のページの2の衛生費国庫補助金の2段目まで、こちらのほとんどが福祉課所管となるものです。主なものとしては、3つの臨時給付金及びその事務費、また子ども子育て支援交付金などとなっております。

次に、40ページをお願いします。項3国庫委託金、2の民生費委託金に国民年金事務委託金が計上されております。

次に、14の県支出金の県負担金、目1民生費県負担金から42ページの目3衛生費県負担金までが福祉課所管で、こちらも国の負担金と同様の項目が計上されているところです。

次に、44ページをお願いします。目2民生費県補助金の1社会福祉費補助金から、こちらも48ページの3衛生費県補助金までで、こちらは47ページの2段目、地方改善事業費補助金、中段の多子世帯子育て支援事業交付金、一つ飛んで地域子育て支援拠点事業補助金、次の一時預り事業補助金と一番下の浄化槽設置整備事業補助金を除く部分が福祉課の所管となっております。主なものは、社会福祉費で、重度障害者や乳幼児医療費の補助、児童福祉費で子育て支援関係、保健衛生費で健康増進事業補助金などが計上されているところです。

次に、56ページをお願いします。56ページの県委託金の目2民生費委託金の社会福祉費委託金の2段目の特別弔慰金支給事務市町村交付金が福祉課の所管となっております。

次に、66ページをお願いします。19諸収入、項3の貸付金元利収入、目1の災害援護資金

貸付金元利収入が福祉課の所管となります。

次に、68ページをお願いします。68ページ、5の雑入の2過年度収入で、後期高齢者医療の医療実績に伴う精算による後期高齢者医療市町村療養費負担金の収入がこちらに計上されております。

次に、71ページをお願いします。5の雑入で、上から4段目の悠ゆう館施設負担収入、下から2段目の地域生活支援事業負担収入、73ページ、二つ目の保健栄養教室負担収入、一つ飛んで更生医療費返還金、下から2つ目の高齢者等活動支援促進施設負担収入、それから75ページの中段ほどですが、地域福祉活動計画推進に伴う社協負担収入、それから下から3番目、審査手数料返還金が福祉課の所管となっております。

以上で説明を終わります。よろしく審議をお願いします。

保育園長（児玉敦子君） おはようございます。

保育園費の平成28年度の決算について御報告いたします。着座させていただきます。

はじめに、款3民生費、項2児童福祉費、目2保育園費となります。保育園費の歳出は2億4千769万4千724円となり、民生費歳出の約21%になります。全歳出の中の約4.3%が保育園費の歳出となっております。

では、歳出のほうから148ページをお願いいたします。2段目から、目2保育園費となっております。主な歳出を報告いたします。保育園費の中では約87%が人件費となっております。

151ページ、上段の賃金ですが、当初臨時保育士13名を予定しておりましたが、前年度勤務していた臨時職員の退職等もあり、4月は臨時保育士7名でスタートし、0歳児、1歳児の途中入園もあり、年度途中4名の臨時保育士を増員して対応いたしました。

続きまして、需用費の中の修繕費です。92万4千390円ですが、各園の遊具点検後の修繕、6月22日の集中豪雨の際に宮原保育園園庭の排水路を水が越し、隣接する八代板金様の作業場へ水が流れ込んだため、緊急に土嚢を積んだ工事。職員や園児のトイレ修繕、あと保育園で管理しております旧下城小学校プール濾過器モーター修理、また宮原保育園園庭遊具塗り替えや宮原保育園の園舎前の補てん工事をしております。

下段のほうの委託料と153ページの負担金補助金につきましては、保育園所管の決算資料に記載しておりますので、よろしくをお願いします。

153ページ、委託児童運営費120万4千210円です。南小国町から年度途中に小国町へ転入してきた方が2件ありまして、2件ともに市原保育園に在籍しており、子どもの保育環境を変えたくないということで委託費、保育施設給付費を南小国町へ支払った分であります。

続いて、備品購入費ですが、北里保育園に4人乗り乳母車、これはお散歩カーなのですが、8万850円、宮原保育園の園児用靴箱として20万6千280円です。

次に、歳入のほうに移らせていただきます。25ページをお願いいたします。中程の款11分

担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、区分は児童福祉費負担金になりますが、保育料負担金、現年度分が2千45万9千860円、滞納繰越分5万9千650円です。左のほうの欄になりますが、現年度分収入未済分の8万1千635円は今年度の6月までに収納済みです。

次は、37ページを御覧ください。款は13の国庫支出金、項2の国庫補助金、目は1の民生費国庫補助金、保育の質の向上のための研修事業補助金8万7千円です。これは、子ども子育て支援体制整備総合推進事業の中の保育の質の向上のための研修事業補助金になります。保育の質の向上のために保育団体等の研修に参加した場合、旅費と参加費等の2分の1の補助額となります。平成28年度は熊本地震等の影響で研修が中止になることが多く、申請額が減り、この金額になっております。

次に、子ども子育て支援交付金、民生費国庫補助金です。地域子育て支援拠点事業補助金305万4千円と一時預かり事業補助金49万1千円が組み立てられております。

続いて、下段になります。保育対策総合支援事業補助金190万円です。これは、保育対策総合支援事業の中の家庭支援推進保育事業補助金です。子育てのサポートを主に、気になる子どもや家庭の相談、支援を行っております。人件費等の2分の1の補助額となります。

次に、47ページ、中段を御覧ください。款14県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、区分は児童福祉費補助金です。熊本県多子世帯子育て支援事業交付金62万4千590円です。これは、18歳未満の子どもを扶養している世帯で、第3子以降で3歳未満児の子どもが対象となります。県と市町村が2分の1ずつ負担し、保育利用料が無料となる制度です。28年度の該当者は7名です。平成28年度、国の多子世帯の保育料軽減措置拡充で、年収360万円未満相当の世帯について、多子計算に関わる年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降の無料化を完全実施したため、県の多子世帯子育て支援事業に関わらない世帯が増えました。

続いて、地域子育て支援拠点事業補助金305万4千円、一時預り事業補助金49万1千円があります。これは、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1を負担するものです。

次に、67ページ下段をお願いします。款の諸収入になります。款は諸収入、項4受託事業収入、目は1の民生費受託事業収入、区分は保育園費受託事業収入です。439万8千940円です。町外に居住する世帯で保護者の勤務先が小国町にあるため、送迎等の理由で小国町の保育園に入園している児童や里帰り出産で短期入園する児童の施設給付費、受託料です。平成28年度は15名でした。内訳としまして、南小国町が9名、熊本市3名、東京都大田区1名、福岡県糸島市2名です。

次に、71ページの雑入の中ほど、一時保育事業負担費16万5千円です。一時預かりの負担金は給食、おやつを含め1日で2千円、半日で1千円となっております。平成28年度の利用者は、延べ人数で1日利用が69名、半日利用が27名となっております。

以上で、保育園費の決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） おはようございます。

それでは、教育委員会事務局所管の決算内容について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料でございますが、先日、配布しております教育委員会事務局資料1としまして、平成28年度決算資料、教育委員会事務局所管と書いたものがあると思いますので、審議の参考にいただければと思います。

それでは、決算書の2ページから説明させていただきたいと思います。総括表の歳入ですが、教育委員会事務局に関係する款名としましては、12の使用料及び手数料、13の国庫支出金、14の県支出金、15の財産収入、19の諸収入があります。合わせました総額は約4千647万円でございます。

次に、3ページが歳出です。教育委員会事務局に関するものとしては、教育費3億1千858万8千139円のうち、3億1千807万5千827円と10の災害復旧費のうち1千487万1千146円、12の諸支出金のうち763万9千449円でありまして、合計で約3億4千58万6千円となり、対前年度比は35.6%になっています。減額の主な理由としましては、学校建設費がなくなったことによるものでございます。また、町全体の歳出額からの割合は、約6%でございます。

平成28年度の主な事業としましては、小学校における学習生活活動支援員の配置、中学校における学習活動支援員の配置、小学校におけるスクールバスの運行があります。また、熊本地震に伴う災害復旧事業としまして、小・中学校の地震災害復旧工事や社会教育施設の修繕を行っているものでございます。

それでは、歳出の内容から説明させていただきます。

210ページからお願いします。中段からが教育委員会費です。教育委員会の運営に係る費用でございます。同ページの下段からが事務局費になっていまして、職員の人件費と事務費が主なものでございます。

ページが飛んで215ページに19負担金補助及び交付金としまして、小国高校支援補助金140万4千390円と小国高校ホッケー全国大会補助金36万円があります。

同じページに国際交流指導費があります。13委託料の語学指導委託料320万円につきましては、2名の方に小・中学校の英語の指導助手をしていただいているものでございます。

同じく215ページにあります小中高連携事業推進費のうち、12役務費の中の検定手数料125万6千245円につきましては、学力向上に向けた取り組みとして、小学校が漢字検定や学力テストを中学校が同じく漢字検定、英語検定と確認テストを受けたものでございます。

次に、217ページをお願いします。幼稚園費の教育振興費には、私立幼稚園補助金9万円があります。

次からが小学校費です。学校管理費は、学校を管理運営していくために必要な費用を支出させていただいております。

217ページの1報酬費としまして、学習生活活動支援員報酬1千240万8千800円があります。内訳としましては、学習活動支援員が2名と生活活動支援員が6名でございます。

次に、219ページに13委託料としまして、中程にスクールバス委託料4千469万400円があります。また、18備品購入費としまして、机・椅子購入費364万1千760円、この分につきましては、5、6年生用としまして120セットの机、椅子を購入したものでございます。

次に、221ページが教育振興費です。19負担金補助及び交付金としまして、修学旅行費補助金50万4千円を支出しています。その下の20扶助費につきましては、就学援助を目的として実施したものでございます。

次からが中学校費です。学校管理費は小学校と同じく学校を管理運営していくために必要な費用を支出させていただいております。

ページが飛んで225ページをお願いします。下の方にございます18備品購入費の教師用教科書指導書等購入費316万5千718円は、教科書改訂に伴い購入したものでございます。

続きまして、226ページからが教育振興費です。227ページの19負担金補助及び交付金としまして、小学校と同じく修学旅行費補助金88万2千円を支出させていただいております。また、その下にあります20の扶助費につきましても、就学援助を目的として実施したものでございます。

次が寄宿舎居住費でございます。寄宿舎の管理運営に関する費用でございます。平成28年度の生徒数は、男子10名、女子14名の、合計で24名でございました。

次に、228ページからが社会教育費です。社会教育総務費としまして、233ページに25積立金があります。奨学金事業基金積立金は、奨学金の原資としまして返還金を積み立てているものでございます。

次が公民館費です。公民館費は、主に文化祭、成人式、子ども会に関するものでございます。

続きまして、234ページからが文化財保護費です。小国町には国指定が2件、国登録が7件、町指定が12件の文化財があり、その保護に係る費用でございます。

同じく234ページの下の方からが、開発センター費です。熊本地震の影響により、年度途中から使用できなくなりましたので、支出済額が例年と比較しますと大幅な減額になっております。

次に、236ページからが交流多目的施設費で、小国町図書室に関する費用です。平成28年度の図書室の入館者数は7千458人、貸出冊数は1万3千997冊でございました。

次に、238ページからが保健体育です。保健体育総務費につきましては、主に239ページから241ページにかけてありますとおり、スポーツの振興を目的としまして、各種の補助を行

ったものです。また、熊本地震の影響により、当初計画されていましたが阿蘇郡市民体育祭、熊本県民体育祭が中止になっております。

240ページに体育施設費がございます。主に林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館の管理、清掃等に係るものでございます。

次に、242ページから245ページにかけてが給食センター費です。小・中学校と小国支援学校への給食に係るものでございます。

244ページの一番下の段からが災害復旧費になっています。

教育委員会事務局費に係るものとしましては、248ページからになります。その他公共施設災害復旧費の公立学校施設災害復旧費としまして、11修繕費39万2千580円は、寄宿舎食堂の壁の修繕と関田教職員住宅風呂場のタイルを修繕したものです。また、13委託料と15工事請負費は、小・中学校の校舎等の復旧工事を実施したものです。

次にございます公立社会教育施設災害復旧費の11修繕費は、林間広場、旧下城小体育館、美術館、図書室における修繕を行ったものでございます。

次に、250ページから諸支出金です。25繰出金としまして、坂本善三美術館特別会計繰出金763万9千449円があります。

歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

29ページをお願いします。教育使用料の学校教職員住宅使用料103万2千円からです。広瀬・関田教職員住宅の入居者8戸分のものでございます。その下に開発センター使用料6万1千630円、小国ドーム使用料49万3千800円、夜間照明施設等使用料103万6千300円があります。

それから、35ページでございます。国庫負担金としまして、公立学校施設災害復旧費国庫負担金737万円があります。この分は、小・中学校に関するもので、国の負担率は85%でございます。

次に、39ページからが国庫補助金です。小学校費補助金としまして、特別支援教育就学奨励費補助金9万1千円があります。その下に中学校費補助金としまして、へき地児童生徒援助費補助金235万円は、寄宿舎居住費に係る補助金でございます。また、同じく特別支援教育就学奨励費補助金4万8千円もございます。

次に、ページ飛びまして53ページをお願いします。県補助金としまして、地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金3万8千円と、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金16万6千円、それから児童生徒のスポーツ環境整備事業補助金9万5千円がございます。この9万5千円につきましては、小学校の運動部活動の社会体育移行に係る補助金でございます。

次に、57ページをお願いします。県委託金としまして、支援学校給食委託金262万9千7

47円があります。

次に、59ページに利子及び配当金としまして、中ほどに奨学事業基金積立金利子収入としまして4千826円があります。

次に、61ページをお願いします。中段よりちょっと下のほうに財産売渡収入としまして、不動産売払収入45万8千円があります。この分につきましては、旧給食センターにありました給食運搬車を売却したものでございます。

次に、67ページの下の方に奨学金貸付金元金収入としまして、現年度分150万500円収入がでございます。過年度分が18万2千円でございます。収入未済額239万6千円につきましては、4名の方が未済になっているものです。

次に、69ページをお願いします。中段より下のほうに、学校給食収入としまして、現年度分2千739万2千587円と過年度分6万7千920円があります。収入未済額24万1千920円につきましては、15名の方の未済によるものでございます。なお、その後、納入がございまして、9月1日現在では未納の方が3戸、金額が8万2千332円になってございます。

次に、69ページの下の方からあります雑入としましては、電話料外2万624円、中学校寄宿舎宿泊負担費77万1千円、次の71ページ、一番上にございます体育施設自動販売機収入30万2千961円。それから73ページでございます。中段より少し下に小・中学校の太陽光発電電料35万8千920円がでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

（午前11時04分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（渡邊誠次君） それでは、それぞれの款ごとに進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議員におかれましては、別紙平成28年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表のピンクに塗られた部分の協議になります。

それでは、款2総務費の総務管理費の中で110ページの行政相談費、114ページの住民支援費、124ページの戸籍住民登録費をお願いしまして、続きまして130ページ、民生費の社会福祉費から160ページ衛生費の清掃費までが住民課、福祉課、保育園所管でございます。なお、161ページ、環境衛生費の19負担金補助及び交付金の中の浄化槽補助金、浄化槽普及促進協議会負担金、単独処理浄化槽撤去補助金は建設課の所管になりますので、14日の審議になります。

では、ページを追ってまいります。

114ページ、115ページ、住民支援費、117ページの上段、小国町更生保護女性会補助金までが本日の担当所管であります。

質疑ございませんか。

3番（北里勝義君） 115ページの男女共同参画推進懇話会委員ということで9名、2万7千円報酬が出ておりますけれども、この懇話会の開催状況といいますか、何回開催をされ、そしてどのような内容だったかということをお尋ねいたしたいと思います。

隣保館長（小野昌伸君） おはようございます。今の御質問にお答えしたいと思います。

懇話会は昨年で毎年2年間の任期があります。昨年は最終年度という形で、第1次計画が今年度で終了しますものですから、それに向けて第2次基本計画の策定状況、推進状況という形で懇話会を開催いたしております。昨年度は、第1次計画では意識の改革を行うということで男女共同参画とは何ぞやという形で講演会を5年間のうち3年間開いてきましたが、昨年は地震の発生に伴いまして、南小国と共催しているセミナーは中止としております。その中で、懇話会の委員の連合婦人会のほうも代表になっておりますので、そこで8月に日本赤十字社活動事業としまして、小国町連合婦人会の主催によりまして、防災講演会を開催いたしました。熊本地震に学び、今やるべきこと、できることと題しまして、東日本大震災、熊本地震を経験いたしました、歌う防災士という異名をとっています柳原志保さんをおよびいたしまして、内閣府男女共同参画アドバイザー派遣事業、この派遣事業を利用しますと一応講師謝金、旅費のほうを内閣府がすべて負担という形になっておりますので、そこで開催をしております。女性の視点に立った長期化する避難所の運営とか、自助・共助の大切さ、地域防災力の強化という演題で講演をしていただきました。議員の数名の方にも参加していただきまして、本当にありがとうございました。

あと、中身の内容としましては、現在、もう5年間の集大成といたしまして、意識調査、効果検証を行おうという形で、20代から70代、各世代男性40名、女性40名、合計80名、それと懇話会の委員合わせて集大成として効果検証を行っている次第です。これは、今年度中にまとめて、来年3月に新しく第2次計画をつくりますので、そこに向けて統裁していきたいと思っております。アンケートの内容としましては、男女平等について、女性の参画社会について、あとDV、セクハラ等の8項目を町民の方にアンケートを行って、今集計中であります。

それから、2次計画の重要ポイントとして懇話会の開催を行いました。ここで一番大事になるのが基本方針、これは従来どおり変わりありません。男女が自ら意志に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会をつくっていくということでつくっております。主な改定点をしましては、近ごろ話題となっております働き方改革、秋の国会の目玉の一つとなっております働き方改革、それと東日本大震災、熊本地震の経験と教訓を生かすということ盛り込んだ計画をつくっていくということで懇話会を開催しております。昨年は1回ほど行っております。

以上でございます。

3番（北里勝義君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

この男女共同参画社会づくり計画、町が平成25年に策定しておりますけれども、私一般質問もちょっとさせていただいたことがあるんですが、28年から女性活躍推進法が施行されております。今後はやっぱりこういった法に基づいた計画づくりというのも大事になってくると思いますが、そこら辺のところはどのように考えておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

隣保館長（小野昌伸君） おっしゃられるとおり、今度の計画の中で、今まで1次計画ではなかなか数値目標等々を設定していませんでしたので、今、議員がおっしゃられるとおり、国のほうは202030運動ということで2020までに30%の女性の管理職登用を行うということで、こういうのも参考にしながら、これをリンクさせながら第2次基本計画の中には実行性の数値を盛り込んだ計画書をつくっていかうと思っています。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） ちょっと戻りますけれども、行政相談費ということで上げられています。それで、町が行っている相談事業というのをちょっと整理させていただきたいんですけれども、有線放送なんかを聞いていますと、要するに隣保館の事業として月に1回行っているようなものもあれば、何か消費生活相談といって、役場で行っているものもある。この弁護士の無料相談というのは、前はまだ開発センターがあるときは開発センターで行っていましたが、取り壊しの後はちょっと場所が変わって行っていると思うのですが、今現在、現在というか、28年度の相談事業というのは、大体何箇所で行われていたのかというのをちょっと確認させてください。

住民課長（生田敬二君） 今、議員から御質問の件です。弁護士による無料法律相談、それから消費者行政相談、行政相談員による行政相談、社協が中心になっている心配事相談、ございます。場所につきましては、消費者行政相談を週2回、火曜、木曜になりますが、役場の相談室のほうで行っております。無料法律相談と行政相談、心配事相談につきましては、この隣保館で開催しております。議員言われましたように、無料法律相談につきましてはもともと開発センターのほうで行って行きました。ちょっと適切な場所がないということで、この隣保館でするようになりました。以上、3箇所がこの隣保館で行っているということになります。

5番（児玉智博君） では、予算としては、この行政相談費にすべて含まれますか。

住民課長（生田敬二君） 予算措置に関しましては、無料法律相談と消費者行政相談、こちらのほうの執行経費がほとんどでございます。行政相談につきましては行政相談委員が主催するような相談業務で、場所の提供と、一部職員の旅費等がありますけれども、ほとんど予算執行はございません。心配事相談につきましては、民生委員、人権擁護委員、行政相談員の方が2人1組になってはいますが、こちらのほうはもう社協の事業ということで予算執行はございません。

5番（児玉智博君） 今言われましたように、現在は場所としては2箇所になっていますが、以前は3箇所でありました。しかし、相談する人にしてみれば、何か役所の都合があるのかもしれませんが、消費生活相談と行政相談、法律相談、心配事相談とかですね。しかし、相談する人にしてみれば、やはり、最近言われるのがワンストップサービスというのがありますけれども、いちいちこれは、じゃどこに相談すればいいんだというようなこともあると思うのですよね。やはり場所をしぼって、何かあるときはここに来ればいいんですよというような体制をつくっておくことが必要なんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。日常的に何か相談を受け付けられるような状態ですよね。

住民課長（生田敬二君） 相談業務、今、4つほどの相談事業を申し上げました。場所についても、相談の相手についても違うというところもございませけれども、もちろん場所については、新しいセンターができましたら、もちろんそちらのほうも検討していきたいし、相談事業ごとに、例えば消費者行政相談であれば、基本的には消費生活に関わるもの、訪問販売に関するものであるとか、多重債務に関することであるとか、一応のジャンルというのはある程度は決まっております。ただ、どういう相談でも一応お話はお聞きするという体制はどの相談事業も変わりません。議員が言われるように、この件を相談したいんだけど、どの相談所に行っていかわからないという方も確かにいらっしゃるかと思いますが、そこについては、今もそういう方が来られていますが、そこは窓口につなぐという、例えば役所の窓口につなぐ、社協の窓口につなぐというようなこともしていただいているところですが、そこら辺はちょっとまた工夫をして検討していきたいというふうに考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

1番（穴井帝史君） 婚活支援対策業務委託料とございますが、これは何かイベントを行ったと思うんですが、何人ぐらい参加されて、どういう内容だったかをお聞かせください。

住民課審議員（石原誠慈君） 昨年度の婚活について御説明をいたします。

昨年度、まず男性の応募者が7名参加がっております。女性の参加者が6名です。内訳としましては、愛知県から1名、福岡から3名、大分から2名参加をされました。あと、イベントについてなんですけど、2回予定していたんですが、9月、1回目がちょっと女性の応募が少なく中止ということで、10月1日、2日、1泊2日でイベントを木工館のほうで開催をしております。

以上です。

1番（穴井帝史君） その結果は、そこでカップルが誕生したりとかはあったんですか。

住民課審議員（石原誠慈君） 成果としましては、昨年度はカップルはできなかったということで、1組だけ、若干良い方向に向かいそうだったんですけども、残念ながらカップルまでには至ってないです。

以上です。

1 番（穴井帝史君） それともう 1 点だけ、昔これが始まったころは、たしかこれで結婚まで至った場合はコンサルのほうに手数料というか、そういうのを払う時期もあったのですが、現在はどうなっているのですか。

住民課審議員（石原誠慈君） 今、議員が言われた手数料というのは、そのカップルになった。

1 番（穴井帝史君） いえいえ、結婚まで至った場合ですね。成功報酬というか、そういうのを多分払っていた時期もあるんですよ、過去に。

住民課審議員（石原誠慈君） すみません。うちはそれはありません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

1 1 番（松本明雄君） 今の質問とちょっとかぶってまいりますけれども、婚活についてですけど、何年か前は農業従事者の後継者の方で結構成功していたと思うんです。それで、前のときは男性の意識を変えるためにいろんな都市に行って、自分の PR をするとか、そういうこともやっていたと聞いていたんですけれど、そのあたりはどうなのかと、今後、男性だけじゃなくて女性の方もいらっしゃると思いますので、その辺で、応募がなければしょうがないですけれど、地元の方が結婚したいという方がいらっしゃれば、その方向も求めていく方向性でいったほうがいいんじゃないかと思うんですけれど、その辺はどうお考えでしょうか。

住民課審議員（石原誠慈君） まず、地元の募集についてなんですけど、4 月になりまして大体 5 月連休前まで募集を受け付けているのですが、これは男女問わず募集をしています。ただ、この 2 7 年から始まって 3 年目になりますけれど、まだ地元の女性の応募というのはありません。

それと、先ほど言われました男性のアピールする場ということなんですけど、一応男性群募集がありまして、女性を募集するんですけれど、福岡とか熊本に行ってチラシ配布を応募していただいた男性群を分けまして、そのチラシ配布には行っているところです。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま 1 1 0 ページ、1 1 1 ページ、飛んで 1 1 4 ページ、1 1 5 ページ、1 1 6 ページ、1 1 7 ページの上段まで、質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、ページ飛びまして 1 2 4 ページ、戸籍住民登録費に入ります。1 2 4 ページ、1 2 5 ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、ページ飛びまして 1 3 0 ページ、民生費に入ります。民生費 1 3 0 ページ、1 3 1 ページ、社会福祉総務費。

1 1 番（松本明雄君） 1 3 1 ページの民生委員の件でちょっとお聞きしたいと思います。民生委員の方がいらっしゃいますけれど、数年前、福祉協力員を立ち上げていただきました。もう数年

経ちますけど、民生委員の方々がこの福祉協力員の方が協力してどの程度やっているのか。この福祉協力員をつくる時に、民生委員になっている方々がなかなか辞められないと、そういうこともありまして、福祉協力員のほうから民生委員の方々になっていただくという話もありましたけれど、その辺の現状はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 民生委員、児童委員と、福祉協力員との関係と申しますか、年に2回ほど合同の研修会を実施しております。そういった中で、民生委員と福祉協力員、地区ごとの懇談とか、意見交換もやっていただいているところです。そういった中で、それぞれの役割と役割分担と申しますか、そういうものを確認していただく会議を設けさせていただいております。また、福祉協力員とあとの民生委員の後任じゃないですけども、そういった形の部分につきましては、それぞれ地域によって若干違いはありますけれども、そういった形で福祉協力員が今回民生委員になっていただいた地区もあります。また、再任されている方もおられます。また、福祉協力員じゃない方も新たに民生委員となつていただいた方もおられますので、一概にそういった形をつくると、今度は福祉協力員になり手もまた探さなければいけないというような状況、地区もございまして、そこは地域の方と相談しながらそのメンバーも決めていきたいというふうに思っております。

1 1 番（松本明雄君） なかなか民生委員になる方が探しているけどいらっやしません。それで、やっぱりなるべく電話じゃなくてお願いするときは、その方の家に行って、やっぱり顔と顔をつきあわせながらお願いするのが本当じゃないかと思つています。今後、そういう話があれば、やっぱり忙しいとは思つていますけれど出向いていって、お話をして、協力を求めていったほうがいいのかと思つていますけど、その点はどうにお考えでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 民生委員につきましては、基本的には私、または小林審議員のほうが必ず皆さんのお宅、または事前に電話してお伺いしますので、ちょっと役場に来るからと言う方もおられるのはおられましたが、基本的にはお会いして、内諾のお願いは全員にさせていただいたところです。電話だけで済んだというのは、多分なかったんじゃないかなと思つていますが、電話したときに、もうそれでいいという方がもしかしたらおられるかもしれませんが、基本的にはお会いして、次期の民生委員のお願いはさせていただいたところです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございせんか。

5 番（児玉智博君） この民生委員の人たちで、長い人は何年ぐらいされているんですか。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません。正確じゃないですが、3期目に今回あたる方がお一人はおられるのじゃないかと。

5 番（児玉智博君） それで、例えば、さっきの相談のところ、社協を通じての相談にこの民生委員が応じるということでしたが、25人いらっやる方は、どういう形で相談、みんないっぺんに来て相談会をするのか、それとも当番で年に1回ぐらいはそういう機会があるのかという

ころ。

住民課長（生田敬二君） 民生委員に今お手伝いをいただいているという相談事業というのは、先ほど申しあげました福祉協議会がする心配事相談の事業でございます。この隣保館のほうでやっておりますけれども、民生委員と人権擁護委員が交代交代で、2人がペアになりまして相談の受け付けを行っております。心配事相談については、月に2回行っておりますので、大体民生委員については年1回ほどの相談受け付けと、人権擁護委員は月1回という形になろうかと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

7番（穴見まち子君） 民生委員の方の研修は年2回と先ほど言われましたけれど、全員の方が来られているかと、中身的にはどんなものがあるのでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません。福祉協力員と民生委員が合同になって行う研修が年に2回ということで、民生委員につきましては毎月定例会を設けまして、いろんな研修なり、ミニ講演会みたいなものを開いたり、年に1回は阿蘇郡で民生委員が全部で集まって行う研修会と、そういったものを含めて毎月集まって研修、意見交換等を行っているところです。参加は、基本的にはもう数名、私が参加するときに見る場合には1、2名欠席の方がおられるときもありますが、ほぼ全員の方が参加していただいている状況です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、132ページ、133ページ。

3番（北里勝義君） それでは、133ページの19の負担金補助及び交付金の中で、社会福祉協議会補助金2千万円上がっておりますが、これは内容的にはちょっと人件費が主だということで聞いておりますけれども、前年度から250万円ほど減額されております。人件費、人が減ったということですかね、内容的に。

福祉課長（木下勇児君） 人件費が減ったというよりも、もともと全体で約4千万円ほどの社協のほうの事業の中の一部の運営に対する助成ということで社会福祉協議会、団体との協議の中で財政的な観点も含めて協議させていただいて、約1割ほどの減額を昨年お願いして2千万円ということで補助金を計上させていただいて、執行させていただいたところです。

3番（北里勝義君） 一つちょっと私、心配するのが、補助金は減らしていつているんですが、社会福祉協議会の経営状況といいますか、財政状況の全体的なその報告は、町は受けているのかどうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

福祉課長（木下勇児君） 全体的な報告も受けておりますし、財政援助団体ということで町の監査も受けています。町のほうの報告につきましては、私のほうが社協の評議員にもなっております。町長も理事になっておりますので、そういった形での報告と、町の補助金が今回2千万円出てい

ますけれども、その補助金の該当する部分の実績報告と、合わせて社協全体の収支報告も提出を
していただいております。また、サポートセンター悠愛が指定管理者になっている関係もありま
すので、そちらでもまた報告が上がってきているという状況です。

3番（北里勝義君） 私は、社会福祉協議会も公益法人ですから、やはり公的な機関として、何か
問題があったりしたときに、公的支援あたりがまた出てくる場合もあるかと思うので、そういう
経営状況あたりはしっかりチェックといいますか、町が関わっていくほうがいいのではないかな
というふうに思っております。地方自治法第221条の関連もありますし、それから町が2億1
千万円ぐらいも出捐もしているし、やはりしっかりそこら辺のところは連携を取りながらやって
いっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、134ページ、135ページ。

2番（大塚英博君） 関連もございませぬけれども、中段のほうに、135ページの社協に対する出
捐金というのがございます。1千600万円ですかね。これはどのような形で算定をされている
のですか。実際言うと、悠和の里という新しく、町がやっていたのを社協のほうに渡したわけで
ございまして、それに対して実際社協においては非常に、今さっき言われたように厳しいところ
が出てきているんじゃないかと。社協そのものが、やっぱり福祉政策の中心的な活動をやってい
るところでございまして、このところも少し吟味されて、1千600万円というのが出たのか
どうか、お聞きしたいと思います。

福祉課審議員（小林徳子君） 養護老人ホーム悠和の里の出捐金は、平成26年度で1千700万
円と1千600万円と合わせて、合計3千300万円を、旧老人ホーム木野里荘の事業譲渡に対
して出捐金として出捐しているものです。1千600万円については、現悠和の里に移った元職
員3名の分の現給補償の換算分で、社協からの給与との差額金を退職のときまでの期間で算定し
ておりまして、社協の専用の口座を設けて管理していただいております。

2番（大塚英博君） わかりましたけれど、それでも社協としましては、これから先の活動という
中で支障が出るようなことがあったときには、先ほどの質問でありましたように、何とかやっぱ
りそのところを支えていただけるような形を取っていただきたいと思っておりますけれど。

福祉課長（木下勇児君） ただいまの御質問については、なかなか私のほうでしっかり支援します
とは言えませんので、十分、町、社会福祉協議会と連携した中で協議しながら進めていきたいと
思います。

町長（北里耕亮君） まず、この件に関しては、数年かかって木野里荘から社協に法人化するとい
う部分については、相当数議論をいたしました。議会からの御意見もあったわけですが、もとも

と町直営の木野里荘時代に正職員と、それから非常勤職員の給与体系の違い、それから現業職員の部分的な部分もありますので、それをこの差ができるのはいかかという議会からの御指摘、執行部の考えもそうですけれども、そういう様々な角度からの検討も踏まえて、一昨年、法人化、社協に移したわけでございます。そのときの条件といたしまして、いくつか中規模修理を終えて譲渡するとか、いらっしゃる非常勤職員の給与体系を合わせながら現給補償をしていくとか、ほかいくつかちょっとあったと思いますけれども、そういう中でこの数字でございまして、今日すべてをお話しする時間はありませんが、いつか過去の経緯の、そういう条件がいくつかあったと。その中からこの数字であるというのをまたお話しする機会があればとは思っています。

それから、議員御意見の社会福祉協議会を行政が支えなくてはいけないのではないかと御意見については、一つの独立した団体、社会福祉法人でありますので、そこは連携を取りながらも、一つ、先ほど福祉課長が言いましたように、監査も入っておったり、出捐をしておったり、そういう部分であるんですけれども、独立した機関でありますので、そこは全面的に支援という部分じゃなくて、一歩引きながらも両方の部分がよくなるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番(児玉智博君) 今の1千600万円という根拠は、現給補償というのはわかりましたけれど、その現給補償がちょうど1千600万円という根拠は为什么呢。端数が出てないというのが、何か。

福祉課長(木下勇児君) これ平成26年度末、27年の2月末にちょっと社会福祉協議会のほうで覚書を締結したものでして、基本的には譲渡するにあたっての出捐金の額を定めるときに、事業開始の運転資金であったり、新たに職員を雇用する部分であったり、または現職員等の現給補償分ということで、そういうのを合計したところで金額がはじき出されて覚書を締結しているようです。ですので、今回の1千600万円ちょうどではなくて、そこは協議の中で、すみませんが切り上げたのか、切り捨てたのかもちょっと今はここでわからないんですが、そういった形で算出された金額のようです。

5番(児玉智博君) わかりました。じゃ、現給補償だけではないということでしたので、現給補償分はこのうちのおいくらになるんですかね。

福祉課長(木下勇児君) 先ほどお話ししましたように、内訳としましては運転資金が1千300万円、事務職員等の雇用に係る経費が400万円、現給補償が1千600万円、合わせて3千300万円を町のほうが出捐するということで、出捐する金額を2カ年といいますか、1年間が空きましたけれども、26年度と28年度で1千700万円と1千600万円を支払うということになっております。

5番(児玉智博君) じゃ、やっぱりその1千600万円は現給補償ということですよ。現給補

償であれば、何かこうちょうど1千600万円というのは、その覚書で切り上げなのか、切り捨てなのかをできれば明らかにしていただきたいんですが、その現給補修というふうに、要するに退職の日までの合計額というふうになると思うんですが、もしその対象となる職員が途中で辞めたりとかした場合は、それは戻ってくるんですか。

福祉課長（木下勇児君） それは基本的には戻るとは思いますが、退職するまでではなくて、事業を譲渡する26年度末の給料と27年度当初の新たに社会福祉協議会が雇用する職員のほかの、例えば悠愛だったり、事務所であったりと、その職員給与とのバランスを取らなくてはいけないので、その基本給を決めます。その差額を補償していきますので、その差額が追いつけば、退職する前に号給としては上がっていきますので、上がって行って、差額の支給が必要なくなれば、その時点でこの現給補償という部分についてはなくなりますので、そこまでに至る前に、もし辞められた場合はそういった形で、別途で預かっていただいていますので、その中で精算があるものと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。135ページまで。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次、136ページ、137ページ。138ページ、139ページ。

6番（時松唯一君） 137ページの負担金補助及び交付金の中で、障害者自立支援法に基づく認定審査会負担金で137万5千円。この中において、わかる範囲でいいんですけれども、障害者の両親がいらっしゃるという場合に、障害者の後見人制度というのがあるかと思うんですが、今のこの施設ではどのぐらい把握しているかですね。担当課長、もしなければ後でも結構ですけれども、資料がなければ後でも結構です。

福祉課審議員（小林徳子君） 成年後見制度という制度が認知症高齢者や障害者に対しての後見制度が民法で定められたものなんですが、これについては、申し立てによって裁判所に申し立てをして、裁判所が後見人を決定して、後見人が財産管理とか、身上看護とか、そういうものをいたしていくものなのですが、福祉課のほうに直接、この方が後見人に決まりましたということの連絡はございません。大人の方で印鑑証明とか、そういうものを取っていらっしゃる方に対しては、契約ということができなくなりますので、そういうのを戸籍の係に連絡がございます。障害者の方が後見を取られた場合には、その申請者、後見申請をされた方には連絡がございますので、役場のほうで把握しているのは、戸籍のほうで後見制度に入ったという登記事項の変更だけは把握があると思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） この数字は細かくわかりませんが、この中でやはり地域活動支援センター事業委託料370万円とかありますから、大体町内の障害者が何人いて、町外が何人いますか。

福祉課長（木下勇児君） 障害者の数につきましては、後ほど報告させていただきたいと思いますが、ここの決算に上がってきている分でいきますと、いろんな福祉サービス等を利用されている方、小国町の方のみの予算計上になります。小国町のほうで対応しなくてはならない方たちの分がこちらの決算に上がっていきまして、実際的人数で77名の方がいろんなサービスを利用されているところなんです。

議長（渡邊誠次君） ここで、暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

福祉課長（木下勇児君） 午前中の少し説明と、追加で回答をさせていただきたいと思います。

まず、お手元に資料のほうを右肩に福祉課資料2と書いた資料を配布させていただいております。小国町身体障害者手帳の所持者一覧ということで、28年度末、3月31日現在の数です。身体障害者手帳をお持ちの方が、等級が6つに分かれております、6等級まで。1級のほうが、その障害の度合いが厳しいという形になります。合わせて511人、精神手帳、精神障害等の方です。こちら1級のほうが程度が著しいというか、そういう状況になりますが、45の方が現在手帳をお持ちです。それから、療育手帳、こちらは知的障害の部分に係る分です。こちらは、A1、A2、B1、B2という表現になりますが、やはりA1のほうが知的障害の程度が著しいという形になりますが、合わせて93人が小国町で手帳を所持しておられます。

それから、もう一つ、出捐金の件ですが、先ほど申し上げましたが、細かい数字までがないのかということでした。いわゆる運転資金に係る経費がその当時の積算で1千756万6千600円と積算されております。それから、職員の現給補償分が1千562万9千400円ということで、合わせて3千321万5千640円というのが事業譲渡に係る支援ということで積算されております。その21万5千640円の端数は差し引いているようでございます。3千300万円を2回に分けて1千700万円と今回1千600万円ということで出捐金を出しているということです。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ただいま136ページ、137ページ、質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 町内が77人ということですが、また今後考えられるのは、それが逆に増えはしないかなというふうには私には思いますが、逆に片一方は増えていくと。それを介護する方々は、逆に減っていくというような状況が来るのではないかなという思いがしております。執行部としてはどういう考えを持っておられるのか、お尋ねしたい。

福祉課長（木下勇児君） まず、療育手帳をお持ちの知的障害の方たちについては、できるだけ早い段階でやはりそういった障害を見つけるということはおかしいですけど、発見して、適正な対応を

していくことが重要だと思っております。特に乳幼児期から健診等を行っております、その時点でできるだけ医療機関なりそういった施設につなげていくことによって、少しでもあれを防いでいくということが大事かと思っております。

身体障害につきましても、生まれもつての場合もありますし、途中で事故とか、あるいは内蔵的な問題が途中で生じてきて、そういった手帳を所持する方も多く見受けられますので、やはり町として健康づくりを中心とした取り組みで対応していかないと、人数がどれをすればどれだけ減るといふ形は難しいですけれども、その取り組みを強化していく必要があるんじゃないかと思っております。

4番（高村祝次君） 今、町外の方々をやっぱり引き受けたりもしているというふうに思いますけれども、やはり小国の人になった場合に、その人は面倒が見きれない、今まで町外を見ていた方々を断ることはできないような状況になっています。だから、私がさっき言うように、小国の方は面倒見きれない、町外の方は面倒を見るというような状況になって、小国の人口は2030年には4千500人になって、もう完全に南と逆になりますけれども、そうしたときにどういうふうに執行部は考えているのかということをお聞きしたいんです。社協に依存してやっているのが、社協が面倒見きれないという状況になるということが起こりはしないかなというふうに思います。そこあたりの考えを、今の状況を聞きたいと。

福祉課長（木下勇児君） 現在の状況としましては、確かに高村議員おっしゃるとおり、小国町だけではなくて、県内、概ね城北地区と言っているぐらいの地区から確かに利用者が来ております。一つには、やはり県立支援学校が隣に隣接していること、またサポートセンター悠愛自体が入所施設を持っているということで、遠方のほうからも利用がしやすいという状況にあります。それから、やはりそういった障害をお持ちの方がどうしても長年そこを利用すると、次に移るときの大変さが、困難さがあるということでそのまま残るといふ形が見受けられます。町としても、こういう言い方していいかわからないけど、もちろん小国町優先でやってもらいたい部分ですが、当然入っている方を押し出すことはできませんので、小国町の人数、ただ逆に小国町の方は通えるというメリットもあります。在宅からですね、入所しなくても通えるということではありますので、そういった形の利用の部分については、十分枠を考慮して今後も進めていくよう、また社会福祉協議会とそこは連携していかなくてはならないと思っております。

4番（高村祝次君） 今、課長は、小国の方は通えると言いましたけれども、実際1人、2人暮らしの家庭が何軒ありますか。そういう方々は、帰れませんよ、1人の方はですね。そうなったときの対応をちゃんと考えて、町外の方の受け入れも考えていかないと、先ほど私が言ったようなことになってこないかなということをお聞きしたいんです。今は外部から受け入れて、経営もよくなっているかもしれないけれども、逆に小国の方は人口は、介護をする人は減ってくる、患者は増えてくる。そのときに、今、課長が言ったように、町外から来ている人を断ることは

きないと。そうなってくると、町内の者も断らないといけないことになってくる可能性がありはしないかということを描しているわけです。要するに、経営というものは、先を見て経営して、今がよければよいというような経営の仕方では、何のために小国に施設があるかわからないし、また社協があるかわからない。そこじゃないかなと。やはり10年先、5年先を見極めた経営の仕方をしていかないと、あまりパイばかり大きくなって、それがいっぱいになったときには、非常に経営はいいかもしれない。逆に、小国の人口は逆ピラミッドで減ってくる。介護する人はなくなる。よそから小国に人が来るかという、恐らくそういう人は来ないでしょう。そういう人がどんどん来るなら、今、人口減で求人なんて企業は騒がない。今、もう全国的に求人難で、そのチラシ見るとわかるとおりで、もうほとんどがチラシに入っているのが14、5万円、いいところで20万円の賃金になっている。それで、市内で働くよりも小国に来たら給料が30万円とかになれば来るかもしれない。恐らく、今の状況では来ないと思う。そのときどうするかと考えておかないといけない。

福祉課長（木下勇児君） ありがとうございます。今、言われたように、やっぱり長期的な視点も踏まえて、町の人口もそうですが、こういった障害者の推移も見ながら、その何%が利用されている、または何%が入所しているというのを見ながら、今後も、どうしても運営が社協の現在運営になりますので、そこの協議は早めにやっていきたいというふうに思います。

4番（高村祝次君） そうなってくると、やっぱり役場の職員が考えなきゃいけないでしょう。というのは、社協の理事たちがそこまで考えて今運営しているかという問題です。充て職では私がかつと、以前から言うように、やはりしっかりサポート悠愛とかで経験して、経営した職員がやはり社協の役員になったりとかしていかないと、充て職で老人会の会長とか婦人会の会長が理事になったとかいうことでは、責任は持てないということを指摘しておきます。

以上です。

5番（児玉智博君） いただいた資料の、言われたように身体障害者手帳になると、透析を受けている人とか、そういう人が入ってくるので、大人が多いのかもしれませんが、特に療育手帳と精神手帳も、この中の児童生徒の数はどれほどになるのですか。

福祉課長（木下勇児君） 申し訳ありません。年齢構成等については、調べておりませんのでわかりかねます。

5番（児玉智博君） 終わってからでもいいので、その辺も追加で教えていただければと思うのですが。今の高村議員の質疑に関連してから、やはりこれは平成27年だったかな、厚生労働白書を見てみると、特別支援学校とか、あとは通級ですね、そういうのを利用している児童生徒の数が99年ごろは18万人だったのが、27年は48万人とってから20年ぐらいでもう2.4倍ぐらい増えているわけですね。だから、やはりそういうのを見ても、小国町の状況がどうかだと思っ今質問したんですが、その全体のこの児童生徒のそういう数というのは減っていい

るけれども、そういう人たちは特別支援学校とか、通級とか、そういうのに通う児童生徒の数が増えていっているということを見ると、やはり今まさに高村議員が言われたようなことは切実な課題になってくると思いますので、その辺もしっかり、社会福祉協議会は別組織とはいえ、もともと民営化したわけだから、もともとは町が責任を持っていたところですから、やはりそういうところもしっかりと発言をしていっていただければというふうに思いますので。これは要望です。

福祉課長（木下勇児君） ちょっと先ほどと重複するかもしれませんが、おっしゃるとおり、これまでの推移なり、利用状況なりを踏まえたところで社会福祉協議会と協議をさせていただければと思います。

議長（渡邊誠次君） 136、137ページ。その次は、138ページ、139ページ。

11番（松本明雄君） 国民年金についてちょっとお伺いしたいんですけど、国民年金は払い込みのほうはいろんな感じでPRされているんですけど、支払いのほうは、もらう側の方がなかなか周知徹底というか、PRの方法がないと思うんですよ。そこで、小国町としては広報活動とかいろんな面で65歳になれば100%、その前だったらそれから少しずつ切っていくという話が出ています。そして、このごろ、僕も年金をもらう年齢になってきていますので、だんだんそういう話が多くなってきていますので、もう少しその辺のPRの仕方と、もらえる金額ですかね、そういうのをはっきり提示していったほうがいいんじゃないかと思います。町民の方では、友達同士で話していて、早くもらったほうがいいよということで64歳11カ月で申請を出した方もいらっしゃると思いますので、そのあたりも来たときには職員の方がもう1カ月待ったほうが100%になりますよとか、そういう指導もなされたほうが良いと思います。その辺はどういうお考えでしょうか。

福祉課長（木下勇児君） ただいまおっしゃったとおり、国民年金については65歳でいわゆる満額という形で、60歳からも受け取れるんですが、その金額が下がってくるということで、今おっしゃられた一つの例として64歳11カ月ということでおっしゃったんですが、そういった場合、できるだけうちのほうで窓口の受付業務はやっておりますので、直接年金機構のほうも可能なのですが、町に来た場合は、その辺はしっかり説明していきたいというふうに思います。

また、周知についても、広報紙を使った中では、年に1回ぐらいしかできていませんが、そういった形での周知をさせていただいておりますので、今後も続けていきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。138ページ、139ページでございます。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、140ページ、141ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして次のページ、142ページ、143ページ、医療費一

部負担金、高齢者等活動支援促進施設費、後期高齢者医療事業費、よろしいですか。

5番（児玉智博君） この医療費一部負担のところ、乳幼児と児童医療費の町外の部分について、阿蘇郡市というよりもお隣の南小国町と阿蘇市の病院について、今後考えていくということでしたが、見通しがどうなっているかというところでお尋ねします。

福祉課長（木下勇児君） 見通しと申しますか、南小国町についてはできるだけ早い時期でもう締結できるんじゃないかと思っています。阿蘇市のほうが非常に今、どう持っていっていかかわからないぐらい阿蘇郡市医師会としては阿蘇市を取り組むなら全体で歯科医療、薬剤もありますのでやったほうが良いとおっしゃる反面、その手立てがなかなか協力的でない、阿蘇市も含めてですね。なので、全部を小国町で集めるというのが非常に難しい部分がありまして、最終的に阿蘇市については、場合によっては、やはり町の利用の多い機関から個別に相談をさせてもらって、一つでも二つでもそういうのが広がっていくことで全体に波及できればなど今思っているところです。もう一度協議を、この議会明けにさせてもらうようにはしておりますけれども、今のところ、ちょっと阿蘇市については一斉にという形になるかが、まだはっきりできていません。

5番（児玉智博君） やはり、まずは小児科が一番利用が、まずお子さんたちを連れていくのは小児科だというふうに思いますので、それがあつた病院がと思うんですけども、もちろん歯科もですけれども、歯科は大分小国郷である程度充実しているところですので、というところで、やはり新年度からはある程度何か変化を持たせてほしいかなと思うのですが。

福祉課長（木下勇児君） 言われたように、実際、やはり小児科、乳幼児児童の医療ですので小児科関係を持っている医療機関がやはり多くなってきます。あとは、眼科とか、小国町にない科目になってくるかと思っていますので、その辺を中心に相談させてもらおうと思っています。ただ、それに調剤薬局が附属したりしますので、その辺の調整もあつてですね、今、持っていく方に苦慮しているところはありますが、できるだけ新年度までに、広報期間も考えると年内にというような気持ちで頑張っていきたいと思っています。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。142ページ、143ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて144ページ、145ページ。

5番（児玉智博君） この人権政策費の中で、まずこの印刷製本費についてお尋ねしたいと思うのですが、これは人権カレンダーを印刷されているというところで、後ろにあるやつですかね。これは、実際にカレンダーをつくるというふうになった経緯ですよ。これをちょっと確認していいですか。

住民課長（生田敬二君） 隣保館ができた当初、平成6、7年の話だと思いますが、ちょっと経緯のときに私も携わってないものですからわかりませんが、以前からある経緯というのが、人権ということを感じてもらおうというところ、身近な自分たちの子どもたちの世代の絵画とか

標語とかを題材にした形でのカレンダーづくりをすれば、皆さん見てもらえるし、年中掲げていただくと、カレンダーということになるので、そういったところで制作を始めたのではないかと考えております。

5番（児玉智博君） これですね、ある程度カレンダーというと、以前も指摘したのですが、ガス屋とか、自動車屋とか、保険屋とか、もうやっぱり11月、12月にもなると、割とありとあらゆるところからまた来年もよろしくお願ひしますということで、新聞販売店もかな、とにかく持ってこられるわけですよ、タダで。まず確認なのが、この64万8千円で、何部刷って、何軒に届けているのか。

隣保館長（小野昌伸君） ありがとうございます。先ほど課長がおっしゃられたとおり、隣保館建設当時からということでしたが、これが2000年から始まっております。今年で17回目。これが法務省の人権啓発委託事業といいまして、補助事業です。決算でもわかるとおり64万8千円で歳入のほうも64万8千円ということで、単品持ち出しなしということでずっと作っております。この啓発委託事業は、フェスティバルの講師と講師の謝金とか、いろんなイベント等にも手広く使われるものでありましたが、うちの場合が、経緯のほうは僕もかなり前のことではっきりわからないのですが、要は人権カレンダー標語を子どもたちに書かせて、子どもたちの人権意識を高めると。そして、先ほどおっしゃったとおり、確かにいろんなカレンダーがあります。アンケート調査も効果検証という形で必ず出していますが、その中には、おっしゃられるとおりカレンダーたくさん来るんで、ちょっとなかなか飾る機会がないとかいう意見もありますが、集計の結果、この人権カレンダー、小国町住民の認知度としては94%、利用率が75%、ですから15%はなかなか使っていない、家庭に配布しても使っていないというところもあります。それから、部数に置いては3千部印刷しまして、1千世帯配布と。あとは、小学校、学校等に配っているというところになっています。非常にこのカレンダーがとてもいいというアンケートの中には、自分のお孫さんとか、子どもさんたちのポスターが載る、標語が載る、それを見て、ちょっと空白の部分も、今年は新しく作ったのですが、空白の部分はありますので、いろんなスケジュールを書くときも便利だということで、人権啓発については子どもたちの標語とか、ポスターを見て、大人の人も考えるいい機会になるということでアンケート結果も集計を得ています。

以上でございます。

5番（児玉智博君） あえて聞きませんが、何軒のアンケートの返信があって、そのうちの何%というところで、そもそもそれを返さない人はじゃ使っているのかということも思うわけですが、やはりこれは3千部印刷して、全戸配布というわけじゃなくて、まずは欲しい人に、希望者に渡すという形で減らしたらどうかと思います。作るなどとは言いません。今言われたように、100%が国からの補助金というかもしれないけど、じゃもらえるものはもらおうというようなやり方を今まで地方公共団体もしてきたから、今のこの日本の財政状況があるのではないかと。やっぱり

その辺の意識は変えていかないとと思いますが。だから、まずは印刷部数を減らして、希望者に渡して、もらってもありがたい迷惑と思われたら、もう本末転倒だと思うんですけどね。いかがですか。ちょっとその辺。

隣保館長（小野昌伸君） もらえるものはもらえるということなんですけど、この法務省の委託事業に関しましては、確かに部数を減らせば、部数を減らして、今64万8千円ですが、2千部で仮に45万円ということになれば45万円しか来ないということで、うちがまたイベント等で使えば講師の人を50万円で雇えば、逆に言えば30万円しか出なくて20万は手出しというような補助事業なものですから、すべて先ほど100%ということで強調はしましたが、そういう意味の補助金ではありません。確かに部数のほうもいろんなアンケート結果、検証の結果も法務省のほうも、今、議員がおっしゃられるとおり中学校だけに配布とか、小さいカレンダーにして各事業所に配ったりとか、そういう町村もあります。アンケートに関しては、今のところ小学校、中学校対象の学校の先生方及び保護者の方にアンケートを採っているという状況なので、そのような集計が結果的には出るのですが、今後、その辺の部数とか、利用率75%なんで、15%は使っていない。全部の15%ですから450ぐらいは使っていないということなので、その辺も確かに使わずにはもったいないところもありますので、検証を今後の取り組みの課題にしていきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、今度は次のページの部落解放同盟の補助金でありますけど、やはり基本的に、町がその人権政策に取り組むのはいいんですが、それはやっぱり取り組まないといけない部分ではあると思うんですけどね。それがこの全体のその人権政策の予算が300万円、そのうちの半分以上がこの補助金というのが、私は理解できないわけです。これをもうちょっと町が一般行政として取り組んでいくと。その中で、一つの協力団体としての内の一つにこの部落解放同盟があるならいいと思うんですけど、でも基本的にいろんな研修会で、例えばこの組織の旗開きが熊本市であったりとか、九州ブロックでの会議があったりとか、自分たちの研修とかそういう集まりのために町が旅費を出す、費用弁償するというのは、これはおかしいと思うんですよ。やっぱりそういうところを税の公平性で考えていけば、僕も譲っていきなりなくせとは言わないけれど、どんどん、年々縮小していく方向に持っていくべきなんじゃないか。だから、今回は180万円だったけれど、200万円のときもあれば、180万円のときもある。大体約200万円前後の予算が毎年出されていて、全然減らないわけですよ、減少傾向にならない。なかなかこの組織としての自立が図られないわけですけども、この辺は町も考えていくべきではないかと思いますが。

住民課長（生田敬二君） 小国支部への補助金についてでございます。今、議員が言われましたよ

うに、補助金を平成28年度で180万円という補助を出しております。一応支部のほうの団体としての目的というのが、部落差別ということを根底には置いておりますが、ほかに様々な人権課題への取り組みということも行っております。その部分については、町が取り組むべき人権課題、人権政策と、ある意味目的を同じくするものでもございます。もちろん、団体と行政という立場の違いはございます。そういったところで、補助金を出しているわけでございます。支部のほうの全体会計予算も240万円ほどあって、そのうちの180万円という収入が町からということで、自主的な財源もつくっておられるというところもございます。また、町の交付額につきましては、27年度が200万円で行いました。それから、28年度が180万円、29年度、今年度予算については170万円の予算計上にはなっております。そういう推移はたどっているということを御報告した上で、補助金については御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 目10で隣保館運営費の中で、報酬、隣保館運営審議会委員報酬2万7千円の（9人）というのがありますが、1人当たり3千円かなということになれば、これは年間に1回ぐらいの審議会を開いているんじゃないかと考えます。それから、8の報償費で、講師謝礼16万8千円、それからその下に講演会等講師謝礼で30万円と。この内訳と、1人に対して14、5万円なのか、全体で16万円なのか、そこら付近の内訳を説明願います。

隣保館長（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

まず、隣保館運営費の委員報酬、確におっしゃられるとおり3千円の9人分ということで、運営審議会を5月に1回開きます。その際、前年度の事業報告、今年度の事業計画という形で協議します。その際の報酬でございます。

それから、8の報償費の、まず講師謝礼ですね、これはうちのほうでふれあい教室という事業を展開しております。地域交流促進事業、これも補助事業の一環でありまして、パソコン教室、硬筆教室、絵手紙教室、3事業やっています。これは小国在住の方を講師としてパソコンの専門分野、硬筆教室専門分野、絵手紙の先生を3名ほど雇ってまして、年に2サイクル、16回ほど硬筆教室とかやりますもんですから、そのときの講師謝金という形です。下の30万円に関しては、これが人権フェスティバル、9月と12月、2回にわたって行います。9月は講師の先生を呼んで講演会、セミナー、それとコンサートという形でやりまして、昨年度は大島花子さんを呼んでコンサートをしましたので、これは大島花子さんに支払った謝金という形で上げております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今現在の隣保館の職員配置の状況なんですが、今日は館長が来られています

けれども、指導員が何名いるのかということと、そのほかの職員、その職員体制というのはここ専任で置かれているのかというのを伺いたいと思います。

住民課長（生田敬二君） 現在、この隣保館は4人体制でおります。1人館長、2人の指導員というか、これは正規職員になります、それと1人の臨時職員で対応をしている状況です。児童館のほうも併設をされていますので、実質のところ兼任と、している内容は館長を含めちょっと兼務であるというふうに。

5番（児玉智博君） 兼務、児童館との兼務。

住民課長（生田敬二君） 指導員も兼務ということですか。

5番（児玉智博君） これは、平成14年8月に厚生労働省の事務次官の通知で、厚労省発社援第829002号という通知の中で、隣保館の設置運営要綱というものが出されていて、その中に館長と指導員、社会福祉主事及び社会福祉事業に2年以上従事した者じゃないといけないというふうになっているのですが、この館長は社会福祉主事か、それか社会福祉事業に2年以上の従事の実験があるということですかね。

住民課長（生田敬二君） すみません、隣保館の職員に対する。

5番（児玉智博君） 館長及び指導員。

住民課長（生田敬二君） 現在の職員で申し上げますと、隣保館事業としては、館長はその経験はございませんが、職員の中に社会福祉主事が2名はおります。児童館としても、そういった経験者または福祉主事を置く必要がございますので、そこも考えての配置としているところでございます。

5番（児玉智博君） では、隣保館は、館長は置かないといけないですよね。その指導員は、それは必要に応じて置くようになっていますので、だったら社会福祉主事の方が館長にならないとおかしいんじゃないですか。ほかに置けば、館長は社会福祉主事か、社会福祉事業に2年以上従事してない人でもいいですよというようなことはこの要綱の中にはないわけですけども。

隣保館長（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

以前はそういう法的な御質問であります。他町村の動向を見ますと、やはり私たち公務員でありまして、人事異動で移ってくるわけですが、今、館長、熊本県で19館、隣保館がありますが、その中でそういう免許を持たれて館長になっている方というのは、ほぼいないという状況にはなっております。別に補助事業の補助金申請とか、いろいろするときも、県の人権同和政策課のほうからそういう御指示は別にあってありません。要は、指導員が隣保館長1人の館なのか、それとも隣保館長及び指導員が何人いるかによって、補助金の割合が変わってくるというところで、国からの通達にも隣保館長たるもの、そういう免許を持っていないとだめよということは、私5年いますけれども言われたことはありません。

以上です。

5番（児玉智博君）　そうです。別に社会福祉主事の免許がなくてもいいんですよ。だから、社会福祉事業に2年以上従事していればいいわけですから、別に免許は必ずしも、及びというふうになっていますから、いいわけですが、そういう県から指導がないということは、じゃいずれかの段階でその県にも確認されているということで、この質問で確認していいですかね。

隣保館長（小野昌伸君）　補助金申請の段階で、必ず確認していますので、何かあれば県のほうからクレームが来るとお思いますので、今のところは大丈夫です。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは、146ページ、147ページ。148ページ、149ページの中ほどまで、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　それでは、保育園費に入ります。続いて、148、149、150ページ、151ページ、152ページ、153ページまで、ございませんか。

6番（時松唯一君）　153ページの一番上の段で、夜間警備委託料というのがありますけれども、この夜間警備委託料は1人なのか、2人なのかですね。継続して何年という方なのか、毎年変わっているのか、お聞かせください。

保育園長（児玉敦子君）　夜間警備委託料は、業者のほう、株式会社Qネットですが、下城保育園、北里保育園、宮原保育園に委託して警備委託をしております。なので、個人の委託ではございません。

議長（渡邊誠次君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、152ページ下段から、児童館運営費、154、155ページ。質疑はよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、衛生費に入ります。154、155、156ページ、157ページ、質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　なければ、158、159ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君）　予防費に入りまして、158、159、160、161ページ。

9番（熊谷博行君）　161ページ的环境保全監視員というのは、昔の不法投棄パトロール員のことでですか。

住民課審議員（石原誠慈君）　今、議員がおっしゃるとおりです。

9番（熊谷博行君） 私、行政部長の頃してたんですが、今も行政部長がして、昔は年に2回回っていましたが、この金額からいけば1回じゃないかなと思います、どのような仕組みになっていますか。

住民課審議員（石原誠慈君） まず、保全委員13名いらっしゃいます。任期2年ということで、今さっき議員が言われたように行政部長にお願いをしております。大体パトロールについては、春と秋2回お願いをしまして、こちらから通知を出して、また報告をいただいております。それに対して、職員がパトロールをし、確認をするということになっています。今年、一応任期が27、28年でしたので、今年また新しく保全委員は交代をされております。それに伴い、今年度より、今さっき言いました春・秋2回のパトロールをお願いしていたんですが、これをなくしまして、要綱を改正しまして、このパトロールをなくして、地域でその保全委員が発見を、いわゆる不法投棄を発見されたら、その都度、住民課のほうに届け出をしていただくというふうに今年度よりはなっております。

9番（熊谷博行君） 不法投棄の量というか、数というか、場所は年々減っていますか。どういう動向になっていますか、教えてください。

住民課審議員（石原誠慈君） まず、手元のある26年度からなんですが、これキロ数です。26年度が241キロです。27年度が580キロ、あと28年、昨年度が630キロですので、前年度、27年度より28年度は増えております。

6番（時松唯一君） 併せて質問ですが、その不法投棄が種類からいけば、今おっしゃるようにキロ数でいけば木材だったり、空き缶であったり、資源化物を処理するのにしないで不法投棄しているというものが今おっしゃっている数値だと思うんですね。あと、この環境保全監視というのは、あくまでも物じゃなくて臭気もあるわけですよね。ですから、動物、いわゆる牛もあれば、馬もいれば、豚もいれば。そういう中の監視もしっかりやっているのか。もしそういうところがあれば、そういう件数が届いていけば、ちゃんと指導していく。もう1点は、ただ不法投棄をした場合に、保健所がありますよね、警察署がありますよね。保健所に行きますと不法投棄は警察に届けてくださいと。個人的にはですね、そういうような流れになっていますけど、小国町はどのような形を取っていますかね。

住民課審議員（石原誠慈君） まず、今質問がありました警察、それと保健所については、一番最初の質問なんですけれど、動物類については、今のところ報告は来ておりません。住民課のほうにはですね。あとのほうの警察、あるいは保健所については、一応連絡を受けまして、職員でその現場を確認しまして、そのものを確認した上で明らかな手がかりというか、不法投棄したものに手がかりがあれば、警察のほうに届け出をしたのが昨年1件ありました。あと、保健所には、その都度、悪質なものについては保健所のほうに連絡を入れて、いろいろ相談はしております。以上です。

6番（時松唯一君） 確かに今現状、10年間の中で調べてみればあるはずです。それは、あくまでも糞尿の場合は雨が降れば流れます。その清掃の層を調べれば、すぐにわかります。ただ、これは個人的にこういう環境保全監視員だったらできるんでしょうけれども、個人ではできない。とすれば、今おっしゃるように、現場をしっかりとわかるように立ち会いをするには、やはり警察しかいないんですね。私も現に4、5年前かな、ひどい現状を見たところがあります。そこは、やはり最後には警察ですよということを言われました。ですから、そういうところはしっかりと目で見て、やっぱりその監視員だけじゃなくて、その近所の方々のことをよく聞いてやらないと、これは言葉だけでは非常に難しいところがあります。しっかりとやってください。

住民課審議員（石原誠慈君） 今、議員のほうから御指摘がありましたように、職員でまず確認をしまして、関係機関に繋いでいき、そこでいろいろな検討は行っていきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、160、161、162、163ページの上段までですね。清掃施設運営費負担金までが本日の担当所管です。

6番（時松唯一君） 163ページの上の段から4番目、最終処分場運営負担金の中で、説明の中で、これは多分城村の最終処分場のことなのかな、そうだとしたら、私が数カ月前にその処分場を見たときには、地震と水害等で完全に壊れていました。その後、どのようになっているのかをお聞かせください。

住民課長（生田敬二君） 城村の最終処分場の件ということで、見に行かれたのがちょっと前の話ということでしょうか。今、第2期の工事も着工しております、6月中旬から7月の始めにはもう着工していたかと思いますが、近所の山の土をいただくというようなところで、まず木の伐採からしております。8月中には伐採処理が終わって、今、覆土する土を取っているような状況だというふうに考えております。

6番（時松唯一君） 今、住民課長がおっしゃったように、多分大雨がありまして、7月ですかね、大雨がありまして、その時点できれいになっていたんですね。ほとんどガス抜きもできて、下に降り口もきちんとできて、それがやっぱり流れ出たと。今後も、やはり覆土しても点検には1カ月に1回ぐらいは担当は見られたほうがいいかなというふうに思いますので、そこら付近もきちんとやっていただきたい。

住民課長（生田敬二君） 広域行政組合のほうから施工管理については委託されているような状況もございます。具体的に入札、設計等の業務は建設課のほうで行っておりますけれども、住民課のほうも一緒に点検というか、行っているところです。ここ最近はちょっと行けておりませんが、そこら辺はちょっと確認しながら事業の状況は見守っていきたいというふうには思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。162ページ、163ページの上段までです。
よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時10分から再開をいたします。
（午後1時59分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
（午後2時10分）

議長（渡邊誠次君） それでは、ページが飛びます。210ページから、教育費に入ります。よろしいでしょうか。教育委員会費、事務局費、210ページ、211ページ、続いて212ページ、213ページ。

9番（熊谷博行君） 211ページの報酬の中で、委員長のほうが委員よりも安いのはなぜですか。

教育委員会事務局次長（秋吉陽三君） 昨年の10月1日から教育委員会制度のほうが新制度に移行しております、4月から9月分までは旧制度ですので委員長がいたので、その報酬の半分は委員長分で払いまして、10月から3月分は、委員になりましたので委員の報酬で払って、委員長分については半年分、半分が上がっているわけでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。事務局費は、214ページ、215ページの上段まで。質疑があつたら願います。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） その次、国際交流指導費、小中高連携事業推進費、幼稚園費、214、215ページです。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、216ページ、217ページ、小学校費に入ります。学校管理費、続いて218ページ、219ページ。

6番（時松唯一君） 219ページの備品購入費の中の机・椅子購入費が364万1千760円と、1基あたりが3万4千、5千円かなと思います。この机の素材等は、小国の資材を使ったものか、既製品なのかをお伺いします。

学校教育係長（後藤栄二君） 机の素材に関しましては、従来から検討を重ねまして、全部が木の机がいいのか、それともほかのものがいいのかということで、今回導入しておりますのは天板のみが小国杉を使っている机を導入しております。小国町森林組合のほうに発注しております、納品していただいております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、220、221ページ、教育振興費。

続きまして、中学校費に入ります。中学校費の学校管理費220、221、222、223ページ。224ページ、225ページ。

続いて、226ページ、227ページ、教育振興費、寄宿舎居住費、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、228ページ、229ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、社会教育費に入ります。社会教育総務費228、229、230ページ、231ページ。

5番（児玉智博君） この人権子ども会学習会指導者謝礼ということで、恐らく学校の先生方への謝礼ですけれども、参加状況、開催状況などを御報告いただければと思います。あと会場ですね。

社会教育係長（宮本竜二君） 本年4月1日より社会教育係長となりました宮本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどについてのお答えですけれども、人権子ども会の講師謝礼につきましては、謝金につきましては1回につき2千円で、会場は倉原集会所を使用しております。小学校につきましては毎週月曜、中学校につきましては毎週水曜、高校につきましては毎週月・水となりまして、児童37名、生徒9名、高校が4名となっております。講師につきましては、小学校が20名、中学校が11名、高校が24名となっております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） その4名の方が、高校だったら4名、中学生9名、小学生37名が、この登録か何かしてから来ているということですよ、これ延べ人数ではないですよ。

社会教育係長（宮本竜二君） 学校を通じまして募集を掛けまして、保護者の同意を得た上で参加を希望される方を登録しております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） だから、登録人数ということですよ。

社会教育係長（宮本竜二君） はい、そうでございます。

5番（児玉智博君） 科目はどうなっているんですか。

社会教育係長（宮本竜二君） もちろん、人権のことについても学ぶのですけれども、その他勉強ですね、科目についてはもう多岐にわたっているんですけれども、いろいろなことについて勉強もしております。

5番（児玉智博君） 大体小学校は1人の先生が国語、算数、理科と教えますけど、中学校、高校になるとそれぞれ教科ごとに教員免許を取ることになると思いますが、その先生の教科の免許は何を持っている方が来ていらっしゃるのですか。

社会教育係長（宮本竜二君） 登録されている先生、11名いらっしゃるんですけども、議員がおっしゃったとおり、それぞれ教科外の部分もあるかと思うのですけれども、ちょっと細かいことについては、こちらのほうでは把握できておりません。すみません。

5番（児玉智博君） わかりました。では、この場所なんですけど、なかなかこの宮原の中とはいえ、学校から、かつて何か町長は今ある学校とか保育園の周りを文教エリアにしてからというような構想も言われていましたが、その文教エリアからは少しちょっと離れた場所になると思うんですよ。やはり場所なんかも考えてですね、南小国は今年の4月からきよら塾といって役場の前の建物でやっておりますけれども、そこは小学校3年生から中学校3年生までの26名が登録をして、いろんな町の歴史から学校の勉強からやっているということです。26名ですから、絶対数そのものとしては小国町よりも少ないですけども、大体南小国町は子どもの数が小国町の半分程度というわけですから、通っている生徒の人数としては、割合的には多いことになると思います。しかも、南小国町はまだ市原小学校、中原小学校、りんどうヶ丘小学校というふうにある中で、これだけ参加しているわけですけども、特に小国町は小学校も1つにしてしまってから、中学校もそのすぐ横にあるわけですから、もうちょっとこう時間も考えて、放課後そのまま集まって勉強できるような、そういうふうな形を取って、なかなか塾に通えないような子どもたちもそういう学校外での勉強の機会を保障できるような、そういう持っていく方をすべきではないかと思いますが、ぜひ今後しっかり検討していただきたいと思いますが、いかがですか。教育長、せっかくですから。

教育長（麻生廣文君） 南小国町の塾で小国町で進めているところにつきましては、若干の違いもございます。小国町では、これまでの経緯もございまして、人権教育の取り組みも含めていく。ただ、そうはいつでも地域保護者の方々の思いというのは、学力をまずは付けてくれという思いがございまして、先ほどいろんな教科ということがありましたけれども、根本的に国語だとか、小学校であれば算数といったようなものも進めているところでございます。また、子ども同士が支え合って生きるというような部分も学力向上の非常に根本をなす部分だと思っておりますから、そういった意味で人権的な学習も含めてやっていくということで、仲間づくりということも学力保障と併せてやっている状況でございます。まず、集会所での学習ということについてでございますが、そういった点を考慮した上で、倉原で進めていくということに、一つの大きな気持ちを持っているというところで、今のところそういったところで進めている状況でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） その教育長のふるさととはちょっと違う思いで進めているということでしたが、やはりそういうのは保護者とか、あるいは児童生徒のニーズがどこにあるのかということも考えていただきたいと思います。そういう所得格差がそのまま教育格差につながって、いわゆる貧困が受け継がれていくということが、今の社会の特徴だと思っておりますので、そういうところも

ひ、ふるさとのいい面もこの小国町に持ってきていただきたいなということを申し上げまして、終わりたいと思います。

10番(時松昭弘君) 今、学習塾の話が出ておりましたが、今の倉原の集会所の学習が今ずっと、ここ毎年のように予算が付いておりますが、お隣の玖珠町は町が、いわゆる予算を削減して、小中高一貫の教育授業ということで、町が学習塾を今始めております。それも町が講師を独自にお願いして、その成果が来年度から国公立大学等に向けての取り組みというのがなされておりますけれども、今、小国町の場合でも、教育長から先ほど答弁がございましたけれども、新しい教育長になられていろんなチャレンジ、小国型教育という形を進めておられますけれども、この機会に町長もやっぱり少し、一つのこの政策判断として、小国型の学習塾をつくって行くという形を一回そこで今後見直していく必要があるのではないかと。今回の場合は決算ですけれども、次年度以降の分に教育行政に対する考え方、そして小国郷の子どもがだんだん人口は減ってきております。以前から一般質問等の中でも学習塾の話が出ておりましたけれども、なかなかそれが実現をしないままで今日まで進んできておりますけれども、やはり小国型教育、その中で、もちろん人権教育のことも含めて、小国の小国学ということをつまえて、そして本来の学習の姿に戻していく。教育行政のような感じで、子どもの教育を伸ばしていくというようなことも一つ必要じゃないかというように思います。財源的にも非常にいろんな予算がかなり厳しい部分もあろうかと思っておりますけれども、少しいろいろ考えてみますと、この予算・決算の中で見ますと、非常にこの教育に対する予算の捻出あたりは、極端な話が、昨日の話にも出ておりましたけれども、電源立地交付金なんか600万円以上のお金がありますけれども、何かの形をつくった形で、そこを思い切った形で、やっぱり小国の人材を確保してくるという形を取っていけば、将来小国にまた帰って、そういった小国町を支えていく人材が生まれてくるんじゃないかというふうに私は考えます。そして、またいろいろ町に帰ってきて、その町に帰ってきた人たちが、また新しい産業を興して小国町を守っていく。そうした場合には、また町の税収確保あたりにもつながってくるんじゃないかと。長い展望で子どもの教育に関しての考え方を一応問題提起を町長のほうにしておきたいというふうに思います。町長は思い切った政策判断をしていただくことも、この機会はいいい機会じゃないかなと思いますけれども、これはこの人権教育だけの問題じゃなくして、すべての子どもたちを見守っていく町の教育行政のあり方ということを訴えていきたいと思っております。

町長(北里耕亮君) 大変いい議論というか、深めなければいけない話題であろうと思っておりますので、できればまた一般質問のような機会でも深めさせていただければと。今、御意見、大変ありがたい御意見でありまして、実は玖珠町の学習塾も、小国高校の魅力化の会の中でも紹介をされました。そういう部分で、私も少し勉強させていただいてはいるんですけれども、こういった部分、財政的な面からも、今、人づくり、人材育成、非常に大事な案件でありますので、よければまた一般質問あたりの中で深めさせていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 232ページ、233ページ。公民館費、集会所運営費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、234ページ、235ページ、文化財保護費、開発センター費、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、236ページ、237ページ、交流多目的施設費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、238ページ、239ページ、保健体育費の中の総務費。

4番（高村祝次君） 239ページの総合型地域スポーツクラブ補助金270万円です。次のページに小国町体育協会補助金とあります。以前の教育委員会ですね、この体育協会とスポーツクラブ補助金のところの地域総合型の補助金、一緒にしてやっていくということでしたけれども、現状はどこまで進んでいるのか。当初から私も指摘しましたけれども、体育協会の協会長は、これはできませんよということでしたけれども、教育長はやりますというようなことで言っていました。現在、どこまで進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

また、現在非常に学校側として教職員の方々が非常に部活動も大変というようなことでテレビで放映されております。そこあたりも含めて、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） 現在のところ、総合型地域スポーツクラブにつきましては、体育協会とは別々のことをやっております。その内容に関する補助金でございます。

まず、内容的に、事務局長がお答えしまして、お答えします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 最初の質問にございました、総合型地域スポーツクラブともう一つの小国町体育協会という団体の連携と申しますか、そのことにつきましては、現在のところ、先ほどちょっと教育長のほうが申し上げましたとおり、活動内容で連携してやっているという部分は、指導者とかで体育協会に入っている方が総合型地域スポーツクラブでも、その中の指導をしていただくとか、そういった人的な連携はございますけれども、事業としての連携まではまだ行ってないような状況でございます。

あと、少し話題は変わりますけれども、今、小学校の運動部活動を社会体育への移行ということで検討委員会を開催してございますけれども、その検討委員の中には体育協会の役員である方とか、地域スポーツクラブの要職にある方であるとか、そういったところでの役割をその場、その場で連携するような形で、そういった取り組みは現在一緒にやっているというような状況でございます。

教育長（麻生廣文君） その後、教職員の負担軽減のことでございますが、今のほうも働き方

改革等ございますが、非常に教職員の労働時間、非常に長いというようなところで、そういった部分もありまして、今、事務局長から話ができたように、小学校の部活動関係の見直しを現在図っているところでございます。中学校におきましては、その後にということで、中学校においては現在のままのところを今進めているところでございます。

4番（高村祝次君） だったら、このスポーツ補助金の270万円、何に使われていますか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） この総合型地域スポーツクラブにおきましては、現在数多くの種目のスポーツを小さい年代から60歳を超える年代までの方に加入いただきまして、週1回のものであれば、週複数回のももございますけれども、健康まで含めたところのスポーツに町民の方により多く取り組んでいただくということで、平成28年度まではt o t oの助成金が5年ほどございました。今年度からその補助金もなくなったわけでございますけれども、t o t oの補助金もありましたけれども、それだけではなかなか運営自体がちょっと厳しいということで、町の補助金のほうもその運営に携わる中で支援していくということで、これまで予算計上をさせていただいたものでございます。

4番（高村祝次君） そうような現状はそうですよというような話じゃなくて、最初から説明、t o t oの補助金が来なくなったときにはどうしていくかということで、会員を増やしていくという当時の事務局長の話をされた、教育長もされたと思います。やっぱり議場の中で言ったことは、教育長が代わっても、事務局長が代わっても、言ったことはちゃんとつなぎをやって、そしてしっかり言ったことに対しての説明が十分できるようにやっていかないと、その場しのぎの予算措置をしていくなら、何のための議会かわからないですよ。最初からt o t oの補助金がなくなったら、そういう会をつくっても難しいということ、指摘したんだから。でも、教育長はやっていきますということを言ったんだから。言った以上はしないといけない。できないなら、もう途中で止めます、こういう会は止めますということを小国町は現況の学校の先生に委ねてやりますということを言えば、こういう予算を組まないでいいわけですよ。こういうスポーツとかは趣味の世界ですよ。やっぱりする人たちが銭出していかないといけない。そのために会員を積んで併せて運営していきますと言わないといけない。だったら、要は運営がもうできなくなっていくから、町の助成をしているということですよ。町として、この方針をどこの時点で変えていったのか。教育長が代わったから変えたのか、もう最初から教育長が言ったことに対して、事務局もそのつなぎができなかったのか。私たちは、最初からこのような総合型地域スポーツクラブ、今これ予算が随分減りましたけれども、一時は300万円ぐらい出して、t o t oからの補助金も300万円か400万円、最初は500万円ぐらいあったんじゃないかと思うのですね。その時から、今後の中学校とかの部活動は、そういうふうに学校の先生に委ねるんじゃない、一般社会の人に移行していくということだったんですよ。小国町は、そういう説明をしたんですよ。だから、こういう29年度はどういう金額になっていくか知りませんが、しっかりした、こ

ういうことはもう止めた方がいいとか、予算を削って意義ある補助金の使い方をしてください。特に教育の分は見えない、実際。必要といえば必要。スポーツ全体としても、部活動に全部同じように銭が行っているわけじゃない。ホッケーに関しては遠征もあるからかなりの金額に、何百万円となってくる。一生懸命、2、3人でやっている部活でも、やっぱりしっかりやっている人はやっているです。それは、生徒の数が減ってくれば、金額は恐らく減ってくると思う。団体で動くところは、お金が余計要ってくるというような状況ですから、そういうところにまんべんなく部活に使うなら使うで、一般社会のところは使わないなら使わないということ、そして指導員に逆に、もう直接指導員にやるように仕組みを変えたほうがいいじゃないですか。ある職員が、ドームの管理も一緒に兼ねてしているとかいうなら、別にドームの管理という予算を組めばいいじゃないですか。どうですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 確かに今、議員の質問にあったとおり、なかなか総合型というのが、まだ本当に町全体にしっかり根を下ろした活動まで至ってないのじゃないかなというのは感じておまして、特に年代別に、もう少しまんべんなく町民の方がそういった取り組みに慣れ親しんでいって、健康寿命といますか、生きがいといますか、そういった分までつながっていければというふうには考えております。

また、財政面につきましては、今質問の中にございましたとおり、決算は270万円ということで上がってございますけれども、今、ドームの管理という話をございましたけれども、以前はお一人の方にドームの管理をお願いしてまして、百数十万円ぐらいの補修を計上してございました。その方が辞められたときに、ドームの管理のほうをこの総合型地域スポーツクラブのほうにお願いしたわけですがけれども、ちょっと目には見えないんですけれども、その分の費用については、団体のほうでやっていただくということで、運営面についてもなかなか満足できるような内容ではないかもしれませんが、組織としてもそういった取り組みをやってございますので、よろしく申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、続きまして240、241、242、243ページ、体育施設費、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、242ページ、243ページ、給食センター費に入ります。

9番（熊谷博行君） 去年の決算の記憶が正しければ、給食センターの残渣、ごみですね、残飯、その数字が上がっていましたが、今年のはどこに上がっているのですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 少しお時間をいただいて、確認して答弁させていただいてよろしいでしょうか。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま244ページ、245ページまで。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、飛びまして248ページ、こちらは公立学校施設災害復旧費と公立社会教育施設災害復旧費、この2項目が教育委員会の担当所管になります。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、先ほどの答弁は、後にお答えいただくといたしまして、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の歳出の質疑が終了いたしました。質疑漏れがありましたら、お願いいたします。本日の一般会計歳入歳出決算の中で、歳出の質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、ただいま歳入に入りたいと思います。

24ページ、負担金の中の民生費負担金からよろしく願いいたします。

5番（児玉智博君） これが保育料負担金ですね、これ小国町の保育園は、以前、前の保育園長に一般質問で質問を行ったことですが、いわゆる未婚の1人親家庭への寡婦控除のみなし控除の適用により保育料負担を軽減するというのが、今後国のほうもそういう方向で動くと思いますが、当時、私が質問したときには、その点は小国町でも実施をしていきたいというような答弁があったと記憶しております。今回は、その適用は行われているのか、質問します。

保育園長（児玉敦子君） 一応、1人親世帯のみなし控除という分では、まだ補助はなされておられません。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 25ページ、ここに老人ホームの入所者負担金がありますけれども、これは何名の方の負担金ですか。1千84万2千840円。

福祉係長（河津佐和子君） こちらのほうは、措置費38名分の負担金、それから扶養義務者といまして、入所者の方を扶養している方に負担金がかかります。その方、9名分の合わせた金額になります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。民生費負担金、その次の衛生費負担金、養育医療保護者負担金、こちらまでが本日の担当所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページ、26ページ、27ページ、民生使用料、地方改善施設住宅使用料と、次の福祉センター悠ゆう館使用料が本日の担当所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、28ページ、29ページの教育使用料、学校教職員住宅使用料、開発センター使用料、小国ドーム使用料、夜間照明施設等使用料、この4項目が教育委員会の担

当所管です。下段になります。手数料、総務手数料の中の自動車臨時運行許可手数料、こちらが住民課の担当所管です。質疑よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、次のページ、30、31ページ、同じく総務手数料の中の上から戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料。次の2項目を飛ばしまして、マイナンバーカード再交付手数料。

5番(児玉智博君) マイナンバーカードの今現在の小国町の普及状況と、それと再交付手数料ということですが、もうなくされた方が何人かいるのか、確認させてください。

住民課長(生田敬二君) マイナンバーカードですが、まず普及率と申しますが、申請者数で申し上げます。7月31日現在で、小国町が806名の方が申請をされております。7千420人に対しての806名ということで、10.8%程度ということになります。

それから、決算書のほうの31ページ、マイナンバーカード再交付手数料とありますが、これがマイナンバーカードそのものではなくて、事前に通知される通知カードの再交付ということですので。交付に関しては無料なんですけど、一度紛失したとかという理由で再交付になると手数料が500円ほどかかってきますので、500円掛ける32件の1万6千円という形になります。これは、町の収入ということで処理されます。

5番(児玉智博君) 500円もかかるというのがちょっと驚きなのですが。住民票を取得するときにマイナンバーカードを記載してくださいというのと無料で記載されますよね。それなのに、マイナンバーカードの通知カードだけで500円というのはちょっと高い気がするのですが、まず住民票の交付手数料がいくらだったか、まず。

住民課長(生田敬二君) 住民票の交付は、1通が200円と、家族が多くなれば、その分2枚目以降はまた加算されますけれども、通常は200円でございます。もちろん、本人確認をした上での交付。住民票、抄本等はですね。そして、その際にマイナンバー自体の記載を添付するかどうか、入れることもできますので、実際は通知カードがなくてもマイナンバーは自分では確認ができるという形にはなります。通知カード自体の再交付手数料は、これはもうちょっと全国で統一された単価となっておりますので、一応ちょっと国のほうでは再交付については500円と決められているということと聞いております。

5番(児玉智博君) 今後そういう問い合わせというか、マイナンバーカードがわからないから知りたいという時は、その200円で済むのであれば、そちらのほうを案内してあげたほうが、より親切だと思います。もちろん、住民票をとるときは本人確認、免許証とか要りますけれど、マイナンバーカードだって、本人確認をしないで出したりは当然してないでしょうから、そういう対応をされてはいかがでしょうか。

住民係長（前田孝也君） マイナンバーの通知カードを無くされて、再交付ということで500円かかるということです。例えばいろんな手続き、例えば年金の手続きとかにはマイナンバーがちょっと必要だということであれば、そういったお話をお伺いして、一応マイナンバー入りの住民票のほうをお勧めしております。どうしても顔写真付きのマイナンバーカードをつくりたいということをおっしゃられるときは、またそちらもお勧めするんですけども、実際、マイナンバーカードをつくられて、それを紛失されて再交付になると、今度は800円になります。小国町は、今まで、これまでそういったマイナンバーカード自体を無くされたというお問い合わせというのはありませんけれども、通知カードは割と無くしたけれども再交付をお願いしたいということでお問い合わせはあっておりますので、そういったときは、御要望に応じたところで再交付の手続きあたりを申請して、国に上げますので、どちらもマイナンバーカードも通知カードも国に上げての処理になりますので、そういった対応をさせていただいております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） ページが戻りますが、29ページに保健体育使用料ですね、開発センターとか小国ドームとか。林間広場の使用料というのは、夜間照明施設等の使用料の中に入るわけですかね。

社会教育係長（宮本竜二君） 保健体育施設使用料の中に、夜間照明施設使用料としまして入っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、ここで暫時休憩をいたします。3時10分から再開をいたします。

（午後3時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

議長（渡邊誠次君） 先ほど歳出の件で教育委員会から答弁が残っておりましたので、お願いをいたしたいと思います。

学校教育係長（後藤栄二君） 先ほど、熊谷議員から給食残渣の処分についてということで、この処分量が決算額に出てないんじゃないかという御質問でございました。確認しましたところ、現在では産業課が行っています堆肥製造のほうに専門の業者が運搬で引き取りに来ておりますので、その運搬料というのは発生しておりません。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、歳入に戻ります。30ページ、31ページ、衛生手数料。犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料。

1 1 番（松本明雄君） 犬の登録手数料についてと、犬についてちょっと御説明をお願いしたいと思います。この前から石原審議員が、土曜日、柵を持ってから軽トラでうろうろしていました。イノシシかシカが捕れたのかなと思って喜んでいたんですけど、迷い犬を捕獲にというか、預かりに行っていたと思います。非常に、今、おぐチャンのテレビを見るとわかるように、僕たちの顔より大きく犬の顔のほうが出ていますので、迷い犬は本当に大変だと思います。今、ペットが癒しということで、いろんなペットを飼っております。それで、犬を職員の方が捕まえに行くのはいいんですけど、土曜も出て、日曜も出て、平日も2人の方で犬を捕りにいっているというような状況を見ますと、非常にこれは飼う人の側のマナーがちょっと悪いんじゃないかと思えます。それで、その方の犬が見つかった場合、ちゃんと指導しているのかどうか。それと、今後、ペットを逃がす方が非常に多いですので、テレビなんかを見るとわかるとおり、外来種が繁殖するようなことがあると、農業のほうにも影響を及ぼすと思いますので、その辺をどういうふうにしていくのか、お考えのほうを述べていただきたいと思います。

住民課審議員（石原誠慈君） まず、今、御質問にありましたように、住民課のほうで迷い犬、あるいは迷い猫等に対しまして連絡を受けたら対処しております。昨年度、28年度の実績をまず述べさせていただきます。まず、迷い犬の保護数19頭です。そのうち飼い主にお渡ししたのが10件。そして、保健所に連れて行った犬が5頭ですね、それと欲しいという方に里親となっていたのが4頭います。今さっき言われた、土日についても住民の方から連絡を受けるとその現場に行ってその犬を捕獲するというふうなことを現在しております。一応、おぐチャンで大体5日ほど流して呼び掛けをいたします。飼い主の方にですね。5日経って連絡がない場合に、保健所のほうに連絡をして引き取っていただく。そして、また保健所のほうにいろんなところに広報で知らせて、そういう里親がおればそちらにというふうな今流れにはなっております。一応、飼い主にお渡しするときには、まず役場にそのテレビを見られて、うちの犬とわかれば役場のほうに連絡がありまして、引き渡しの書類を書いていただきます。そのときにうちとしまして、先ほどありました飼い主には、まず登録状況ですね、犬は一生1回登録をしなければいけませんので、登録をしているかの確認。それと、予防注射ですね、うちで春と秋にやっていますけれど、それを受けているか、受けていないかの確認をして、迷い犬というと首輪が古くなったり、それとかリードが古くなったりしています。だから、そういったところの付け替えをしてくださいますとか、そういうお話はその飼い主にはそのときをお願いをしている今の状況であります。そういった飼い主への広報、周知ですね、昨年19頭いたんですが、そういう飼い主へのペットの飼い方については、広報とかおぐチャンで周知をしているところであります。

6 番（時松唯一君） 関連してちょっと質問しますけれども、犬の登録数ですよ。犬の登録をしない飼い主がいらっしやると思います。そういう場合に、やはり部長とかに見ていただいて、正確な頭数を把握しないとだめだと思うんですよ。併せて、柏田住宅あたりでも飼っちゃいけない

いのを飼っている方々もいらっしゃいますよね。それも併せて。やはり、私たちの集落にも十数頭います。登録をしている方は、多分10軒のうち5軒ぐらいかなというふうな気がいたしますので、そこら辺の把握はしっかりしてください。

住民課審議員（石原誠慈君） 今御指摘がありました、登録数ですね。うちの方でシステム管理をしている今頭数は543頭います。その中で、先ほど言いました、犬は一生1回登録すればいいということなのですが、登録というか、生年月日を見まして、例えば犬というと10年か15年が最高かと。だから、その生年月日から見ると、既にもいない、登録されているけどいないとか、もう死んだ犬もいると思います。そのあたりは電話をして聞いて、そして抹消すると、登録をですね。ただそれを言わずに、2匹目がそのまま登録というか、登録はされてない犬が、新しい犬がその家庭にいる可能性もあります。だからそのあたりは知っている方に聞きながら、あるいは電話しながら、確認していつている今の状況です。

6番（時松唯一君） 登録してない方がいるから、そのいない方のいる犬の確認をしてください。それには、やはり犬は組長なり、部長なりに聞けばわかることと思います。そこら付近はしっかりやっていただきたい。

住民課審議員（石原誠慈君） はい、わかりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、教育手数料、32ページ、33ページです。その次の民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金から32ページ、33ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 34ページ、35ページ、中ほどの公共土木施設災害復旧費国庫負担金は除きます。ほかはすべて本日の担当所管です。34ページ、35ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、36ページ、37ページ、下段の循環型社会形成推進交付金は、建設課の担当所管ですので、14日です。残りは、すべて本日の担当所管です。36ページ、37ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、38ページ、39ページ、その次、教育費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、ここまでが本日の担当所管です。

5番（児玉智博君） ちょっと1ページ戻りますけれども、女性特有のがん検診事業費補助ということで、国庫補助なのですが、4万円というのがあまりにもちょっと安いという気がしているんですけども、これは結局受診する人が少ないから4万円しか来ていないのか、それともまた別の理由なのか、お願いします。

健康支援係長（永江直美君） 4月から健康支援係長に拝命しました永江と申します。よろしくお願いたします。

それでは、お答えいたします。女性特有がん検診補助事業ということなんですけれども、国2分の1、町2分の1の事業となっております。これは、乳がん検診の41歳の方と46歳、51歳、56歳、61歳は5年間乳がん検診を受けていない方が対象となっております。あと、子宮がん検診は21歳の女性と26歳、31歳、36歳、41歳は、過去5年間町の子宮頸がん検診を受けてない方が対象となっております。乳がん検診は全部で134人対象者がいましたけれども、実際受けた方は26名、子宮頸がん検診は97名対象者がいましたけれども、受けた方は15名ということです。対象者の方には無料のクーポン券を発行しまして、町の検診のときに無料で受けていただくように周知をしております。あと、町の検診で受けられなかった場合は、熊本県の総合保健センターというところがあるのでありますけれども、そこで無料で検診が受けられるような体制を取っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、40ページ、41ページ、中ごろの国庫委託金の中で、中長期在留者住居地届出等事務委託金、こちらから下が本日の所管です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、42ページ、43ページ、中ごろ、災害救助費負担金は総務課の担当所管ですので、昨日終わりました。ほかは、すべて本日の所管です。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次のページ、44ページ、45ページ、上から4段目、人口動態調査事務補助金が本日の所管です。一つ飛ばしまして、消費者行政活性化事業補助金、それから以降がすべて本日の所管です。44、45ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページ、46ページ、47ページ、一番下の保健衛生費の浄化槽設置整備事業補助金以外は、すべて本日の所管です。

6番（時松唯一君） 47ページの児童福祉費補助金の中で、一番下の段になりますけれども、一時預り事業補助金49万1千円と計上してありますけれども、この内訳、一時預りをどこでやっていて、どのような方たちが預けていらっしゃるのか。また時間帯として、曜日、時間がわかればお答えください。

保育園長（児玉敦子君） この一時預り事業、これは補助金ですが、宮原保育園のほうで一時預り事業を行っております。1日の利用が2千円、半日が両方とも給食を含めまして1千円というふ

うに一時保育事業負担費というのを利用者からいただいて事業を行っております。時間帯としては、一応8時半から5時までの時間と、利用におきましては保育園、幼稚園を利用していない子どもさんの利用と、親御さんのリフレッシュとかの理由とか、あとお仕事関係、または病院に行く用事がある分で利用されております。あと、利用者負担のほうで報告しましたように、平成28年度が1日利用が69名、半日利用が27名、合計が16万5千円となっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） よろしいですか。次、48ページ、49ページの上3段ですね、健康増進事業費等補助金、むし歯予防対策事業費補助金、風しん予防接種事業補助金、こちらの3項目です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、ページ飛んで52ページ、53ページ、教育費県補助金。地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金から3項目です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、飛びます、56ページも57ページ、民生費委託金の中の社会福祉費委託金。人権啓発推進事業費委託金と、次の特別弔慰金支給事務市町村交付金、この2項目。それと、一番下段になります、教育費委託金の中の支援学校給食委託金、このページはこの3項目が所管になります。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、次のページ、58ページ、59ページの上から7段目、奨学事業基金積立金利子収入、教育委員会の担当所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続きまして、次のページ、61ページ、下から3段目、不動産売払収入の中のその他の不動産売払収入45万8千円、こちらが教育委員会の担当所管です。質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、ページ飛びまして64ページ、65ページ、繰入金、地方改善施設住宅新築資金貸付金特別会計繰入金、こちらの1項目です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、66ページ、67ページ。

11番（松本明雄君） 奨学金について、ちょっとお話を聞きたいと思います。この平成28年度は、誰も借りている方がいないと思うんですけれども、今まではこの奨学金によって高校、大学に行かれた子どもさんが相当いたと思われれます。国のほうも、今度は奨学金制度をまた変えていくようなことを言っていますけれど、なるべく借りない方がいいんですけれども、借りたい方が

いらっしやると思いますので、もう少し借りるほうの立場になって緩和するとか、国のほうが給付後になればなかなか借りないようになると思いますので、今後この奨学金の方向性を教えていただきたいと思いますけれど。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 今の御質問のとおり、ここ数年でいいますと、借りられた方は平成26年度が一番最終で、その前にもほぼ1人とか2人とか借りる方は少のうございます。どうしても奨学金といえますと、給付ではなくて貸与でございまして、本人が将来、また償還しなければならないこともありますし、近年では高校についての授業料とかも支払いが必要なくなったということで、そういった理由でも借りる方も少ないんじゃないかなというふうに思っております。県内の状況を見ますと、ほとんどの市町村が給付ではなく貸与の方法を採っているようでございます。ただ、5つの市は、金額の大小は別にしまして、寄附を行っている自治体もございまして、また、一つの市町村におきましては、利子補給の給付の事業を行っているようでございます。今質問の中にございましたとおり、国のほうでは教育関係について、いろんな所得関係で進学がなかなか難しい方に対する給付であるとか、教育の無償化であるとか、まだ具体化したものはなかなかございませぬけれども、国のほうでも教育についての検討を今始めている段階だとは思っていますので、小国町としましても一時的に給付にするということはちょっと難しいので、恒久的な対策として考えていかなければなりませんので、そういった面も含めまして、今後できるだけそういった活用ができるような方策を工夫していきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませぬか。ただいま66ページ、67ページ。

10番（時松昭弘君） 67ページの今の奨学金ですけれども、収入未済額が239万6千円という形で今記載されております。これは、この前の説明の中では4名分という形で説明があったかと思いますが、これは昨年度の決算の中ですから、当然昨年中にこの未収額の金額を納付をしなければならぬということですのでよろしいんですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 現在、償還の対象になっております方が10名ほどいまして、そのうちの2名の方は28年度中に償還が完了してございます。あと、残りの8名の中で、若干償還のほうで、こちらの担当も家のほうまで訪問して納めていただくよう確約書等もお願いして催促はしているところでございます。償還の期間につきましては、最高が卒業した後10年以内ということで、あとは本人さんとかの償還の計画によって、短い人であれば2年間であるとか、そういうことで当初の契約を結んでいるものでございませぬけれども、例えば1年のうちこれだけ償還しなければならないという中で、その中の一部しかちょっとできないということで、満額どうしてもできない方もいらっしやると思いますが、一部ずつでも毎年きれいに入金していただく方もございます。町としましても、正規な償還ができるよう、これからも完納ができるようちょっと催促等をまたさらに進めていきたいと思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） これは、教育委員会の方もいろいろ努力をされていると思いますが、町長にちょっとお尋ねをしますが。これを全体的にこの28年度の決算を見ますと、収入の未済額が3千600万円ほどありますね。この未済額について、この3千600万円の収入が全部じゃなくても、この半分以上、7割でも入ってくれば町の財政的にも有利になるのではないかと思います。ただ、この中でも昨日の、これは全体的な総括の中ですけれども、この未収額の、担当課が違いますけれども、これをもう少し解消していくような形を今後努力したほうがいいじゃないかというふうに思いますが、そこあたりの町長の見解として答弁がございましたらばお答えをしていただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 全体的なお話でありますけれども、決算の認定に関わることでありますから、ここでお話をさせていただきます。

御意見のとおり、非常に金額もございます。ただ、少し改善の傾向にはあるのではないかというふうに思います。ここの部分については、それぞれの住民の方には生活があり、いろいろな理由で滞る理由もあるかと思いますが、早いうちにその方の相談に乗り、全般的な生活相談にも関係するかもしれませんが、いろいろな角度からサポートするという部分が大事であるというふうに思いますし、また滞ってしまったこの結果については、債権管理条例という部分を設置させていただきまして、特に料、保育料、給食費、水道料、いろいろな分で税以外の部分、それもいろいろな形で連携させていただきながら徴収をしていくと。できるだけこの未収をなくしていくと、そういう方向は御意見と一緒にスタンスでございますので、一遍に全額解決というわけにはいかないかもしれませんが、少しずつでも住民の理解を得ながら頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 一応、未収額の解消というのは非常に厳しい部分もあるかと思いますが、この決算を見ましても、この不能欠損というのもここの数字が125万円ほど出ております。この未収額の、中にはいろいろ事情もあるかと思いますが、場合によってこの不能欠損あたりにつながる可能性が非常に毎年のように見られますが、そういうことがないような、不能欠損のほうも金額は抑えていくと、そういう努力もしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、68ページ、69ページ、雑入の中の後期高齢者医療市町村療養費負担金以降が本日の担当所管です。下段のコピー使用料は、昨日終わっております。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 以前、一般質問でも聞きましたが、学校の給食費ですね、なかなか収入未済

もあります。これを無料化、あるいは一部助成など始めていけば、そもそもそういう徴収業務も行わなくてよくなりますし、なかなか全国的にも広がりつつあるものではありませんが、お考えはいかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） この問題につきましては、一般質問でも既に出ておりますから、そのときにお答えしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次のページ、70ページ、71ページ、読み上げます。体育施設自動販売機収入、次の実習生受入謝金、一つ飛ばしまして悠ゆう館施設負担収入、一つ飛ばしまして一時保育事業負担金、4つ飛ばしまして地域生活支援事業負担収入、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次に72ページ、73ページ、上から2段目、保健栄養教室負担収入、一つ飛ばしまして更生医療費返還金、一つ飛ばしまして太陽光発電売電料、4つ飛ばしまして高齢者等活動支援促進施設負担収入、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ続いてのページ、74ページ、75ページ、雑入の中の上から6番目、地域福祉（活動）計画推進に伴う社協負担収入、一つ飛ばしまして一部事務組合事務委託負担金、その次の審査手数料返還金、この3項目になります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いては、76、77ページ、上から3段目、公用車賠償金、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 一般会計決算の歳入のほうが終わりました。本日の歳入及び歳出につきまして、質疑漏れがあればお願いをいたします。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次に別冊の平成28年度小国町特別会計歳入歳出決算の中の平成28年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び平成28年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算並びに平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算、平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、各課長及び局長より説明をお願いいたします。

福祉課長（木下勇児君） それでは、まず国民健康保険特別会計決算について説明させていただきます。

福祉課のほうは3つの特別会計ありますが、先般概要説明を本議会のほうで行っておりますの

で、本日主なものの説明とさせていただきます。

小国町の国民健康保険、平成28年度末被保険者は2千584人、世帯数は1千439世帯となっております。前年度と比べて人数で95人、世帯数で43世帯の減少となっております。それを受けての決算となっております。特別会計決算書の4ページから11ページを使って説明をさせていただきますと思います。

まず、歳出の説明からさせていただきます。

8ページを御覧ください。1の総務費です。こちらは、国保特別会計運営に関する事務費、また徴税费、それから運営協議会の経費からなっております。

2の保険給付費で、被保険者の療養諸費、高額療養費、出産育児金、葬祭費などが支出されております。支出総額が7億1千515万6千408円ということで、全体の歳出総額の55.6%を占めております。昨年度と比較しまして3千60万円ほどの減額となっております。これは、被保険者の減少に併せまして療養給付費が減額となっております。中身を見てみますと、平成28年度につきましては入院費用が減額となっている部分が大きくなっております。1人当たりの医療費は約32万9千円で、対前年比1.2%の減となっております。

3の後期高齢者支援金等と、6の介護納付金、こちらは診療報酬支払い基金が算定するもので、国保会計からそれぞれの会計へ支援するもので、本年度概算と前々年度の精算から算出されております。後期高齢者支援金で約340万円、介護納付金で690万円ほどの減額となっております。

7の共同事業拠出金につきましては、県内の国保保険者の被保険者数などから算出された金額を拠出するもので、保険財政共同安定化事業拠出金が減額となり、小国町の拠出金も1千980万円ほど減額となっております。

8の保健事業ですが、こちらは保健事業と特定健診等の事業費ということで、保健事業は40歳未満の保健事業、40歳以上になりますと特定健康診査事業となります。こちらでは、特定健診や人間ドックの助成を行っており、特定健診の受診率は速報値ですが45%となっております。微増ということで、過去5年間では一番高い受診率となっております。

次の10ページで、諸支出金につきましては、過年度の精算に伴う返還金が560万円ほど増額となっております。

歳出合計は12億8千603万7千730円で、昨年度と比較しますと約5千390万円ほど減額となっております。前年比96%となっております。

次に、歳入について説明させていただきます。

4ページを御覧ください。1の国民健康保険税につきましては、2億1千980万円ほどとなっております。前年度と比較しますと750万円ほど増収となっております。これは、被保険者は減少しましたが、全体的な所得増に起因するものと分析しております。

4の国庫支出金につきましては、療養給付費の減に伴う1千760万円ほど減額となっております。

5の療養給付費等交付金につきましては、一般被保険者から退職被保険者に遡って振替となったものと、前年度の精算、退職被保険者の全体的な医療費の増などの要因により1千910万円ほどの交付額が伸びております。

6の前期高齢者交付金につきましては、診療報酬支払基金が算定するもので、本年度の概算と前々年度の精算から算出されております。算出基礎額も減額となりましたので、760万円ほどの減額となっております。

7の県支出金につきましては、県補助金の特別調整交付金が共同事業保険財政補てんなどにより、約430万円ほど減額となっております。

8の共同事業交付金につきましては、歳入でも説明しましたが、県内の国保保険者の調整で行うもので、療養給付費の減、熊本県全体の拠出金額の減などにより2千890万円ほど減額となっております。

10の繰入金につきましては、基金からの繰り入れや一般会計からの繰り入れが300万円ほど減額しております。

6ページの12の諸収入につきましては、第三者納付金が440万円ほど計上されております。

歳入合計は13億52万3千349円となっております。対前年比で約4千880万円の減収となっており、率にして96.4%となっております。

以上で、小国町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計の決算について説明させていただきます。小国町の介護保険は、平成28年度末で被保険者が2千897人、前年度末に比べますと24人の増となっております。それを受けての決算となっております。

特別会計決算書44ページから49ページを使って説明させていただきます。まず、歳出から説明いたします。

48ページをお願いします。1の総務費ですが、こちらは国保と同様、介護保険特別会計を運営する総務管理費が主なものです。

2の保険給付費につきましては、主に介護サービスや介護予防サービスの費用となっております。決算額が9億6千234万9千678円となっております。これは、介護保険特別会計の決算額総額の約96%を占めております。対前年比は、約670万円の減額となっております。主な増減の内容につきましては、項1介護サービス等諸費が居宅介護サービス計画給付費や地域密着型介護サービス給付費を中心に2千830万円ほど伸びております。施設介護給付費は1千510万円ほど減額となっており、全体的に1千170万円ほどの伸びとなっております。

2の介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス給付費や計画給付費が合わせて1千850

万円ほど減額となっております。介護予防サービス諸費の減額は、今年度より総合事業の実施に伴い、これまで介護予防サービス給付費で支払っていた部分の一部が次の地域支援事業費のほうに移行したため、地域支援事業費の1の介護予防生活支援サービス事業費は1千30万円ほど伸びております。

そのほか、3の地域支援事業費につきましては、地域包括支援センターが中心となって事業を実施している部分で、介護予防事業と包括的支援事業や任意事業ということで、介護予防健診や元気になる学校、元気クラブ、ケア会議、権利擁護事業、介護用品の支給などの事業を実施しております。

4の基金積立金、5の諸支出金で積立金や前年度の精算に伴う返還金が支出されております。

以上、合計で10億532万9千835円となっております、対前年比約425万円の減となっております。

次に、歳入のほうの説明をさせていただきます。

44ページを御覧ください。1の保険料につきましては、被保険者の増や徴収率アップなどにより、前年度より約290万円増の1億6千128万6千960円となっております。

次に、3の国庫支出金、4の支払基金交付金、5の県支出金につきましては、その算出が前年度の精算と本年度の概算による受け入れとなっており、保険給付費などの額から算出されるものです。国庫支出金が約1千890万円、県支出金が230万円ほど増額となっております。支払基金交付金は、220万円の減額となっております。

7の繰入金につきましても、介護給付費の増による一般会計からの繰入額増と介護給付費準備基金より、昨年度より770万円多い1千370万円を繰り入れしたことにより、約1千290万円ほどの増額となっております。

9の諸収入としまして、主に要支援認定者のサービス計画に対する収入です。

10の町債につきましては、保険料を中心に介護保険財政が厳しいことが見込まれましたので、県の財政安定化基金貸付を1千650万円受けております。

46ページをお願いします。歳入合計が10億5千86万7千150円となっております、対前年比3千720万円の増です。率にしまして3.7%の伸びとなっております。

以上で、小国町介護保険特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続いて、小国町後期高齢者医療特別会計決算について説明させていただきます。

ページは80ページからになります。小国町の後期高齢者医療は、平成28年度末で被保険者が1千613人となっております。これは、前年度と比べまして16名の減というふうになっております。

まず、歳出のほうからこちらも説明させていただきます。

82ページを御覧ください。1の総務費につきましては、こちらも町のほうで行う総務的な経

費となっております。

2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と低所得者に対して免除した分の保険料を国と町が補てんするようになっておりますので、その分を一般会計から繰り入れて、合計額を後期高齢者医療広域連合のほうへ支払っております。金額が9千382万99円となっております。

3の保健事業につきましては、被保険者の特定健診や本年度から始まった歯科口腔健診や人間ドックの補助などになります。特定健診と歯科口腔健診の受診者が増えたことにより100万円ほど昨年と比較して増額となっております。

以上、合計で9千950万7千925円となっております。

続いて、歳入のほうの説明をさせていただきます。

80ページを御覧ください。1の後期高齢者医療保険料が5千920万9千900円。3の繰入金につきましては保険基盤安定繰入金として一般会計からの繰り入れが3千556万9千716円。4の諸収入としまして、項の3受託事業収入として、健康保持増進事業収入が380万357円などとなっております。

歳入合計は、1億240万1千204円となっております、対前年比150万円ほどの増となっております。

以上で、小国町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

住民課長（生田敬二君） 続きまして、住民課のほうから小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算についての説明をさせていただきます。

96、97ページの総括表をお開きください。先日の本会議でも申し上げましたが、この貸付金特別会計におきましては、貸付者1名の方の償還に関する会計決算ということになっております。歳入に関しましては、貸付者からの町への元利償還収入61万8千875円、歳出に関しましては、貸付時の財源とした起債の償還、町からの償還、公債費49万3千410円及び剰余金となる額の一般会計への繰出金12万5千465円、歳出の合計額は歳入額と同額の61万8千875円という決算状況となっております。

以上で概要説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、坂本善三美術館特別会計の決算について説明させていただきます。

まず、本日配布させていただきました教育委員会事務局資料2について、簡単に説明させていただきます。この資料は、平成28年度における坂本善三美術館の事業等の実績でございます。

まず、1ページ目が美術館で開催しました企画展とその関連行事です。年間で6つの事業を実施しております。

次の2ページ目が小・中学校を対象にしました鑑賞と体験教室、下の方にはZENZOアート

クラブという2年目になる試みで、子どもたちが自分たちで考えたものを自分たちで協力し合いながら作品を作るといった取り組みでございます。

3ページ目の上のほうは、うるるん体験に伴う来館者の状況です。地震の影響によりまして、前半期の来館者数が減少しています。その下が一般の方を対象として開催しました美術教室です。また、ページの一番下には友の会主催で開催した事業を掲載してございます。

次の4ページ目がその他の事業です。

5ページ目は前日の小学校の鑑賞体験教室の内容を示してございます。

そして、最後の6ページ目が入館者の推移でございます。平成28年度の来館者数は6千490名ということで、対前年度比が75%になっております。

それでは、決算書の118ページ、119ページをお願いします。歳入の明細書です。入館料が188万6千400円、前年度と比較しますと約50万円の減額です。熊本地震の影響により、入館者数が、先ほど言いましたとおり75%程度になったことによるものでございます。

次に、一般会計繰入金が763万9千449円、前年度と比較しますと約94万円の減額でございます。

諸収入が78万7千81円、前年度と比較しますと約28万円の増額になっています。その増額の理由としましては、シリーズ「アートの風」、藤本高廣のくず鉄魂に対しまして、野村財団から40万円が助成されたためのものでございます。

次の120ページから123ページまでが歳出の諸明細でございます。前年度と比較しますと総額で約120万円の減額になっています。減額の主な理由としましては、前年度の開館20周年記念の年度と比較しまして、臨時雇用賃金、講師謝礼、印刷製本費等が減額になったものです。

121ページの真ん中ほどにあります報償費の講師謝礼50万円は、シリーズ「アートの風」、それからZENZOアートクラブを開催した折のものでございます。その下にあります役務費のうち通信運搬費には、企画、展示に関わる作品、資材の運搬費を含んだものです。ほかの歳出につきましても、企画展や展示等に関わる費用のほか、美術館の管理運営に関する費用でございませぬ。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。
議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。4時20分から再開をいたします。

（午後4時08分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時20分）

福祉課長（木下勇児君） 大変申し訳ありません。先ほど、福祉課資料2ということで障害者手帳の所持者一覧の資料をお配りさせていただきました。その中で、まず手帳の字の間違いもありましたが、身体障害者の手帳を保持されている方の人数の合計に誤りがありましたので修正をさせ

たものと、次のページのほうに、先ほど質問がありました、年代ごととといいますか、大きくわけて18歳以下と65歳以上、その中の中間の19歳から64歳という形と、性別で区分した人数の表を追加で付けさせていただいております。よろしくお願ひします。

議長（渡邊誠次君） それでは、先ほど担当所管課より説明が終わりましたので、質疑に入ります。特別会計決算ごとに進めていきたいと思ひます。

まず、福祉課所管の国民健康保険特別会計歳入歳出決算、1ページから40ページまで、歳入歳出とも一括して質疑に入りたいと思ひます。質疑ございませぬか。

5番（児玉智博君） では、先ほど被保険者数が2千584人であるという御説明がありました。その被保険者数の年代別の数字がわかるでしょうか。大まかに言ひて、就学前、それと10代以下、それと10代、20代、30代というような形で、10歳刻みでわかればお願ひします。

福祉課長（木下勇児君） すみませぬ、年齢ごとの人数については、今、ちょっと手持ちありませぬので送らせています。ちょっと調整させてください。今、5歳刻みの数でもいいですか。

5番（児玉智博君） じゃ、その資料をみんなに後で配ってもらえばいいです。

福祉課長（木下勇児君） はい、わかりました。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませぬか。国民健康保険特別会計です。歳入歳出とも、質疑お願ひいたします。質疑ございませぬか。

（「ありませぬ」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、次に介護保険特別会計歳入歳出決算に入ります。41ページから76ページまで、質疑ございませぬか。

5番（児玉智博君） それでは、先ほどの説明では被保険者が2千897人ということでしたけれども、そのうち介護認定の要支援、あるいはその要介護認定を受けている人の段階ごとの人数がわかると思ひますのでお答へください。

福祉課長（木下勇児君） 要支援1の方が73名、要支援2が85名、要介護1が132名、2が120名、3が113名、4が73名、5が46名となっております。

5番（児玉智博君） それで、先ほど要支援の認定の人については、旧来の介護保険事業のほかに地域支援事業で日常生活支援総合事業ということをやっていたということでした。いろいろ脳の健康教室とか、地域介護予防活動支援事業とか、あるいは送迎とか、配食とか、小国町の社協であつたりとか、それ以外のところに委託しているわけですがけれども、そうした人で改善、いわゆる要介護度ができることが増えたりしてから改善したりした人はいますか。

地域包括支援センター長（加祥一恵君） 元気が出る学校や元気が出るクラブということで、簡単な筋トレとか脳トレとかを合わせてやっているんですけども、具体的な数字ではちょっと今手持ちがありませんけれども、学校に来られた時点では、よくつまづいていたけれども、卒業するにあたっては転ばなくなつたとかですな、そういう話はほとんどの方が言われています。

5番（児玉智博君） 本人の実感ですね。実際、だから要支援じゃなくなるとかいうことはないわけですか。だから、2が1になるとか、そういうのは。

福祉課長（木下勇児君） 先ほど言ったように正式な数字がわからないのですが、実際、介護認定の結果が送付されてきます。それを見ると段階が悪くなった人、現状維持の人、先ほど児玉議員が言われるようによくなった人、絶対数は少ないですが、よくなった方も、介護度が低くなった方はおられます。

5番（児玉智博君） わかりました。もう一つ伺います。実際、そういうよくなる場合もあるけれども、ただ、特に要介護の人たちだとそういう認定審査会なんかが開かれて介護申請をしたときに、実際にその家族とか、その人が思っているよりもちょっと納得がいかない、要介護と思ってしたけれども要支援2だったとか、そういう場合もあると思います。そういうときに区分変更なんかがあるかと思えますけれども、そういう申し出というのは何件ぐらいありましたか。

福祉課長（木下勇児君） この後の勉強会のほうでも流れの中でお話しさせてもらおうと思いましたが、基本的には一度町の窓口のほうで相談に来られて、そこで簡単なチェックリストでチェックして、それから申請するにあたって医師の診断書とかも付けてもらうわけですが、それに合わせて介護認定審査会を通して介護認定度が決まりますので、基本的には、全体的にはできるだけ公平にばらつきがないようにということで、阿蘇郡内の審査会も通していますので、その後、どうしてもということであれば、もう一度そこでチェックリストの中でここが違うとかいうのがあれば、それで区分変更の再度申請をしてもらうという形の場合が数件あるそうです。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。小国町介護保険特別会計について、歳入歳出ともに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次に後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出ともに一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 保険料についての質問ですけれども、1千613人ということで、1人当たりの保険料はいくらぐらいですか。

健康支援係長（永江直美君） 1人当たりの保険料なんですけれども、平成28年度が3万6千828円となっております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次に住民課所管に入ります。地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について、95ページから108ページになります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、最後に教育委員会の所管です。坂本善三美術館特別会計歳入歳出

決算認定について、109ページから124ページ。歳入歳出一括しての質疑です。質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 私は坂本善三伯の、以前から申し上げているように、点から線に結びつけてほしいということをご4、5年私は言ってきましたけれども、その中において、平成7年に開園しまして平成29年ということで、累計額の一般会計からの繰入金は今いくらになっているのか。

それから、私が申し上げてきた、坂本善三伯を点から線で結ぼうと、鍋ヶ滝、それから杖立、滝、すべてそういうものを結びつけてやったらどうかというような提案をしましたが、その後、いかがになっていますでしょうか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） それでは、最初の質問でございます。一般会計からの繰入金の総額でございます。3億6千483万9千723円でございます。

それと、二つ目の質問でございます、点から線へのということでございますけれども、この点につきましては、美術館には運営協議会という組織をしていただいているものがございまして、その中の協議の中でも、例えば博士邸であるとか、今言われました鍋ヶ滝であるとか、そういった町の施設としての連携をという話もいただいております。一つとしましては、観光施設であるとか、南小国町も含めた旅館であるとか、いろんな施設に割引券を置いていただいております、そちらからの入館者が少しでも足を運んでいただけるということで、今まで実施しているところでございます。具体的に、例えば博士邸が入館料がいくらで、美術館のほうが入館料がいくらなのでセットで入館していただく方につきましては、こういう特典がありますという具体的なまだ取り組みまで至ってございませんけれども、今も鍋ヶ滝に来られるお客さんもかなりいますので、なかなか滝と美術館を結びつけるのが、客層といいますか、来られる方の目的が違うところもございまして、どの程度の結びつけができるかは、なかなか難しいところでございますけれども、先ほど言いました鍋ヶ滝から美術館に割引券を持ってこられるという方も数多くといいますか、施設の中では多いほうなので、確かに議員の質問にございましたとおり、その連携を深めながら、今後やっていく必要があると思っております。ただ、具体的にその策は、今のところまだ未着工の状態でございます。

以上です。

6番（時松唯一君） 数年前から同じ答弁になっていると思うのですが、坂本伯が悪いとは言っていないんですね。目的は違っても、この3億6千500万円の繰入金を繰り入れている、一般財源からですね。その繰入金を3億6千万円も繰り入れておいて、まだ考え中では、今後、心配だと思います。そういう点で教育長、どのようにお考えですか。

教育長（麻生廣文君） 先ほどから3億6千483万円の繰入金の話がございまして。まずは、入場者をやはり増やしていく、あるいは知名度を高めていくということをご今後とも続けていきたいな

というふうに思っております。そのためにはというようなことで、先ほどのセット料金あたりのことの検討をということもありますが、いろんな点を考慮しながらやっていくしかないなど。まずは、知名度と、それから入場者を増やすということに精力を傾けたいというふうに思っております。

以上です。

6番（時松唯一君） 知名度は、もう二十数年経っていますので、日本全国の方は坂本善三伯のことはよく御存じだと思うんですね。あり方、やり方、方法を、教育委員会がその所管になっていますから、そこの中で情報課とか、産業課とか、いわゆる課で共有して、やっぱりいいアイデアを出し、そしていい方向に向かっていくことが一番大事なのかなと、これが執行部のやり方だと思います。しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 現在も学芸員を中心に、毎年いろんな展示や企画展を実施しております。また先ほど少し触れましたけれども、いろんな情報によりまして、文化的な活動に対する助成金を探したり、あるいは熊本の市内まで行って、そういった文化事業についての発表の場であるとか、そういうところも自分でパンフレットを持って、皆さんのほうに、善三美術館のPRじゃないですけども、そういう努力も重ねております。先ほど言いましたとおり、町の施設の連携であるとか、施設自体の魅力化であるとか、そういったものを今後ともまた一生懸命頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 入館料の収入が188万6千40円ということでした。今、入館料はいくらですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 美術館の入館料でございますけれども、一般の方の入館料につきましては、個人の場合が500円、それから20名以上の団体の場合が400円、高校・大学生の個人入館料が400円、団体が320円と、小・中学生が個人が200円、団体が150円でございます。

5番（児玉智博君） あの規模の、しかも坂本善三の絵しかないところの入館が熊本地震も起こる中で180万円を越すというのは、相当頑張っているなというような気がします。

それで、ただ私が思うのが、町内の小・中・高校生からもお金を取るのかと思うわけですけど、やはりわざわざあそこまで、どれぐらい町内の小・中学生が行っているかはわかりませんが、わざわざあの黒瀬まで見に行く、見に来た小・中・高校生から、僕はもうそこは無料で見せて、それなりの意識があってしか行かないと思いますからね、やっぱりふらっと立ち寄るようなことはないと思うんですよ。ですから、これはもう無料券を無条件に子どもたちにはあげていいんじゃないかと思うんですが、そういう考えはないですか。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 町内の児童生徒が美術館に来る機会というのは、学校行事で来られることが多いんですけども、本日お渡しした資料のとおりでございますけれども、そういった場合は、当然料金とかは徴収しませんし、事前にそういったことでなかなか事前通知があればいろんな対応もできると思いますので、なかなか私服で来たりとか、そういった場合はわかりづらい面もございますので、できるだけ事前にそういったことがわかるようであれば、十分そちらのほうも対応していきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 私が言っているのは、そういう団体で、学校行事としてというだけじゃなくて、個人的に見にきた場合にどうしますかということでお尋ねしたんですけど、じゃ事前に言ってくればやるというのであれば、そういう要綱があるからそういう答弁をされているのですか。

教育長（麻生廣文君） この小・中学生というのは、町外の小・中学生も想定しておりましたものですから、町内ということ的前提にして考えていくとしますと、確かに学習の場で子どもたちはまいます。それ以外に、今度はいろんな催し物もあります。そうしたときも、できれば子どもたちに来てほしいという気持ちはありますので、ちょっと今後、この内容につきましては検討をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

5番（児玉智博君） いや、今、事務局長は事前に連絡を一本電話をしてくればタダで見せますよという旨の答弁だったと思うんですけども、そうじゃないんですか。ちょっとはつきり二人で話してください。

教育長（麻生廣文君） すみません。そのことも含めて、どうした形でやれば子どもたちに少しでも返っていくかということ的前提にしながら、先ほどの件も含めて検討をさせていただきますということでございます。

教育委員会事務局長（横井 誠君） 先ほど私が申しあげました点につきましては、条例の中に観覧料の減免という項目がございますので、その場合、町長が必要と認めた場合はという項目もございますので、事前にそういうのがわかっていたら協議の場が設けられるという意味で答弁させていただきました。

町長（北里耕亮君） 所管は教育委員会でございますけれども、教育長が答弁した部分については、前向きに検討をされるものも含むものと思いますが、ここは実は私から皆さん方に一定の問いかけをさせていただきたいと思うのが、議員の中には、先ほど6番議員御意見いただきましたように、行政もかなり努力をしております。一般会計から繰り入れをしないという部分は、ここであきらめてはいないんですけども、相当それをしないというのは難しいと思います。観光的にも努力をする、それは努力もしますが、一社会教育施設ということで、町民に向けて町民の文化芸術を振興するという意味で、そういう施設の位置づけも執行部としては考えていきたいと思っておりますので、一時期は、もう12、3年前は4千万円ほど1年間に繰り入れをしていた時期もあつ

たかと思えますけれども、減ってはおります。だからいいというわけではないんですが、ここは一度善三美術館の事柄に絞って、どういう方向性で今後いくのかと。私としては、あの美術館を閉ざそうという考えは今のところありません。ありませんけれども、この議論がずっと続くのであれば、一定の方向性をやはり、かなり深い議論を議員の皆さん方とする機会を持ちたいなとも思っておりますので、今日はちょっと時間をいただいて答弁をさせていただきました。

5番（児玉智博君） 小・中・高校生というところで、ぜひ考えていただきたいと思っておりますので、終わります。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、本日の特別会計決算について、質疑漏れはございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。なお、明後日、9月14日木曜日は、建設課、産業課、情報課でございます。

今日は、お疲れさまでございました。

（午後4時48分）

平成 29 年

第 11 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

平成29年11回全員協議会記録

日 時	平成29年9月14日（木曜）	開会	10:01
		閉会	15:18
場 所	小国町森林保全センター 2階		
出 席 議 員	穴井帝史	大塚英博	北里勝義
	児玉智博	時松唯一	穴見まち子
	熊谷博行	時松昭弘	松本明雄
			高村祝次
			松崎俊一
			渡邊誠次
事務局 職 員	小田宣義 穴井桂子		
説明員	別紙座席表のとおり		
会議に 付した 事 件	1. 平成29年度第3回小国町議会定例会提出議案について (情報課・産業課・建設課)		
会 議 の経過 概 要	平成28年度一般会計歳入歳出決算認定及び平成28年度特別会計歳入歳出決算認定及び小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、各課からの説明及び議員との質疑があった。		

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

全 員 協 議 会 座 席 表

平成29年9月14日 (木曜)

午前10時00分

佐々木 情報係長 (佐々木 博隆)	長谷部 林政係長 (長谷部公博)				穴 井 書 記 (穴井 桂子)
秋 吉 商工観光係長 (秋吉 祥志)	宮 崎 農政係長 (宮崎 智幸)	安 達 上下水道係長 (安達 和成)			
時 松 情報課審議員 (時松 洋順)	村 上 産業課審議員 (村上 弘雄)	穴 井 農林土木係長 (穴井 徹)			橋 本 公共建設係長 (橋本 弘二)
佐々木 情報課長 (佐々木 忠生)	澁 谷 産業課長 (澁谷 洋典)	北 里 町 長 (北里 耕亮)	佐 藤 建設課長 (佐藤 彰治)	北 里 建設課審議員 (北里 慎治)	
2 大塚				1 1 松本	
3 北里				1 0 時松昭	
4 高村				9 熊谷	
5 児玉	6 時松唯	議長 渡邊	副議長 穴井	7 穴見	8 松崎

小田議会事務局長
(小田 宣義)

議事の経過 (h. 29. 9. 14)

議長（渡邊誠次君） 皆さん、おはようございます。

本日9月14日、木曜日でございます。平成28年度各会計決算認定について、本日は全員協議会3日目でございます。御多用の中に御出席ありがとうございます。

北里町長に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶を願います。

町長（北里耕亮君） 皆さん、おはようございます。

ただいまお話がありました全員協議会3日目でございます。今日の付議事件は、一般会計の決算認定、特別会計の決算認定でございます。

本日は、情報課、産業課、建設課の所管でございます。

どうかよろしく願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は12人であります。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時01分)

議長（渡邊誠次君） ①平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
②平成28年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
③平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
④平成28年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
でございます。

本日の担当課につきましては、産業課、建設課、情報課です。各課長及び審議員並びに担当係長の出席をお願いしております。

それでは、各課長から所管の平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いいたします。

情報課長（佐々木忠生君） おはようございます。情報課所管の平成28年度決算状況について、一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。着座にして失礼します。

まず、歳出から説明をさせていただきます。お手元の決算書の92ページをお願いいたします。目2文書広報費です。この目は、広報おぐにホームページに関する歳出です。主なものは、需用費の印刷製本費220万2千120円で、広報おぐにの印刷費でございます。平成28年度につきましては、毎月3千部を印刷して配布をしております。文書広報費の決算総額は271万6千456円となり、予算執行率は98.3%です。不用額の4万6千544円は、各節の実績によるものです。

次に、106ページをお願いいたします。目9防災情報施設費です。この目は、主に屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出です。主なものは、107ページ、委託料の中で、コミュニティーFM放送局施設業務運営委託765万円で、株式会社エフエム小国に委託をしております。

続きまして、109ページをお願いいたします。屋外情報システム設備保守業務委託164万7千円でNTTビジネスソリューションズに委託を行っております。防災情報施設費の決算総額は1千128万5千181円となり、予算執行率は84.7%です。不用額の204万1千819円の主なものは、設備機器等の修繕が少なかったことによる不用額や各節の実績によるものです。

次に、110ページをお願いいたします。目13地域情報基盤管理運営費です。この目は、光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出です。主なものは、113ページをお願いいたします。委託料の中で、光ファイバー関連施設の施設設備の保守点検を行う施設・設備保守点検業務委託を1千727万3千844円で西日本電信電話株式会社熊本支店に委託を行っております。それから、光ファイバーケーブル利用者からの問い合わせなどに町の代行として対応する地域情報基盤代行業務委託を274万3千200円で、4月から9月までを小国郷ネット、1月から3月までを株式会社エフエム小国に委託を行っております。それから、光ファイバーを利用したコミュニティチャンネル放送により、行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託を985万円で株式会社エフエム小国に委託を行っております。地上デジタル放送、自主放送、エフエム告知放送等に関連する施設設備の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託を449万9千280円で株式会社SYSKENに委託を行っております。

次に、14使用料及び賃借料のCS番組使用料につきましては、10番組の使用料426万13円でございます。なお、通信衛星を介して配信サービスを行うi-HITSサービスは、通信衛星のずれにより、本年度、平成29年度よりNTTのアクセス回線、有線を用いたVPNフォグ方式に変更となっております。

地域情報基盤管理運営費の決算総額は5千359万8千650円となり、予算執行率は85.6%です。不用額の898万9千350円の主なものは、施設設備保守点検業務委託で、光ファイバーネットワーク施設のケーブル移設などのスポット保守の実績による不用額や地域情報基盤代行業務委託で受託者である小国郷ネットが殿町火災により焼失し業務ができなくなり、新しい受託者が決まるまでの3カ月間を町で対応したことによる不用額、それからCS放送番組使用料や各節の実績によるものです。

次に、飛びまして186ページをお願いいたします。農林水産業費の目1水産業振興費です。主なものは、19負担金補助及び交付金の中で、小国漁業協同組合へ40万円の補助を行っております。

次に、同じく186ページ、目1商工総務費です。主なものは、職員2名分の人件費となって

おります。

次に、同じページ、目2の商工振興費です。この目は、商工業の振興に関する歳出です。主なものは、189ページをお願いいたします。19負担金補助及び交付金で、商工振興事業補助金450万円、小国町創業支援事業補助金60万円、小国町商店街空き家対策事業補助金260万2千円を小国町商工会へ補助し、商工業の振興、創業支援や地域の仕事支援を行っております。また、本年度より従業員等の資格取得費用に対し補助を小国町資格取得支援事業に取り組み、人材の定着や事業活動の活性化を行っております。商工振興費の決算総額は975万5千288円となり、予算執行率は82.5%です。不用額206万7千712円の主なものは、小国町商店街空き家対策事業や小国町住宅リフォーム助成事業等の事業実績による不用額や各節の実績によるものです。

次に、188ページの見3観光費です。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運営費、観光施設の維持管理に関する歳出です。観光費決算総額4千283万2千355円のうち、平成27年度から地方創生加速化交付金を活用して阿蘇郡市7市町村で実行委員会を組織して取り組む阿蘇地域観光客受入促進連携事業の負担金399万477円の明許繰越費が含まれております。主なものといたしましては、189ページの賃金から193ページの補償補てん及び賠償金までの各節決算額のうち1千359万7千円より鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路の混雑緩和を行っております。ちなみに、平成28年度につきましては、入園者数14万3千176人、入園料収入2千787万2千円となっており、熊本地震等の影響もあり、対前年比64%です。

次に、191ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金で、阿蘇地域への増加が見込まれる外国人観光客の消費活動を促すために、地方創生加速化交付金を活用して阿蘇地域観光客受入促進事業に取り組んでおります。小国町ホームページの多言語化や飲食メニューの多言語化などを行っており、その負担金として399万477円を支出しております。

次に、193ページをお願いいたします。同じく負担金補助及び交付金で、熊本地震に伴う観光環境の復旧及び風評被害払拭のため、国交省の観光地域ブランド確立支援事業を活用して、町内温泉地、観光地、飲食店等を周遊する小国GOGOキャンペーンや日帰りモニターツアー阿蘇小国郷バスモニターツアーを行っており、その負担金として205万3千812円を支出しております。同じく負担金補助及び交付金の中で、杖立温泉観光協会へ113万4千円、わいた温泉組合へ57万円の補助を行うほか、各観光団体等へ補助及び負担を行っております。

観光費の決算総額は4千283万2千355円となり、予算執行率は83%です。不用額878万1千645円の主なものといたしましては、阿蘇地域で取り組む阿蘇地域観光客受入促進連携事業が熊本地震の影響より事業規模を縮小して実施したことによる467万4千円の不用額や各事業実績により不用額及び鍋ヶ滝公園の管理運営に伴う各節の実績によるものです。

次に、194ページをお願いいたします。目5学びやの里費です。この目は、木魂館、北里バ

ラン及び北里柴三郎記念館の管理運営に関する歳出です。主なものといたしましては、195ページ、需用費の修繕費で、平成28年6月の梅雨前線豪雨により被災した北里バラン給排水管及び電気の仮復旧工事や博士の湯漏電などの修繕、329万6千864円を行っております。なお、北里バラン給排水管及び電気の仮復旧工事260万円については、町道木魂館線の災害復旧工事と時期を合わせるため、平成29年度に明許繰越をしております。

同じページの13委託料の北里文庫、貴賓館100周年記念事業業務委託を100万円で学びやの里に委託を行い、平成28年9月に蒲島熊本県知事、小林北里研究所理事長ほか約80名の出席により記念事業を実施しております。学びやの里費の決算総額は597万4千976円となり、予算執行率は96.3%です。不用額22万9千24円は、各節の実績による不用額です。

次に、飛びまして248ページをお願いいたします。災害復旧費、目2観光施設災害復旧費です。この目は、熊本地震により被災した観光施設の災害復旧費です。主なものは249ページ、11需用費の修繕費で、ゆうステーションの熱線反射ガラスや木材トラスの取り替え、木魂館、北里柴三郎記念館の内外壁のクラックの補修、湯けむり茶屋の内壁クラック補修やケタのずれ補修などを行っております。

観光施設災害復旧費の決算総額は805万3千418円となり、予算執行率は97%です。不用額24万6千582円は、各節の実績による不用額です。

次に、同ページ、目5の地域情報基盤施設災害復旧費です。この目は、熊本地震により被災した下城東蔵迫地内及び小平地内の光ファイバーネットワーク施設の災害復旧費です。この目は、ちょうど災害復旧工事と時期を合わせるため、平成29年度に全額明許繰越をしております。

以上、簡単ですが歳出を終わります。

次に、歳入を説明させていただきます。

戻りまして、24、25ページをお願いいたします。一番上の分担金及び負担金、目2の総務費分担金です。光ファイバー加入分担金として、17件分の84万円です。

次に、同じページ、一番下の使用料及び手数料の目1総務使用料の中で、2設備使用料です。光ファイバー使用料4千234万3千400円のうち現年度分4千177万3千円で、徴収率98.4%です。

次のページ、27ページをお願いいたします。同じく滞納繰越分57万400円で、徴収率34.2%です。

次に、28、29ページをお願いいたします。中ほどの目6商工使用料です。鍋ヶ滝公園直販所使用料12万円で、これにつきましては240日の営業分の収入となっております。鍋ヶ滝公園入園料2千787万2千円で、入園者数14万3千176人で、熊本地震等の影響もあり、対前年比64%です。

次に、31ページをお願いいたします。目1の総務手数料です。中ほどの光ファイバー休止再

開手数料として61件分の9万1千500円です。

次に、飛びまして56、57ページをお願いいたします。県支出金、目4商工費委託金です。県有公園施設清掃委託金1万2千960円です。この委託金は、杖立温泉内の県有施設である駐車場の清掃委託金であり、歳出の観光費の委託料の中で同額を歳出しております。

次に、73ページをお願いいたします。諸収入の目5雑入です。中ほどの伝送路利用収入5万63円、IRU利用収入576万5千583円、番組配信利用収入13万9千865円。それから、75ページの一番上の光ファイバー引込工事費収入151万7千724円、光ファイバーケーブル保守費用負担金44万2千383円、物品汚損料2万7千756円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

簡単ですが、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、決算資料、情報課資料1で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長（澁谷洋典君） おはようございます。それでは、引き続き産業課の説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、産業課、農業委員会の所管となります平成28年度決算の概要を説明させていただきます。

それでは、まず最初に農業費の歳出から説明をさせていただきます。決算書162ページをお願いいたします。款5農林水産業費でございます。162ページ、目1農業委員会費から178ページ、目14循環型農業推進費までが農業費でございますけれども、目10団体営土地改良事業費から目12特定中山間保全整備事業費までは、建設課の所管となります。農業費の歳出総額といたしましては、3億6千552万円となっております、対前年比で108%、8%ほどの増となっております。金額にいたしまして2千750万円ほどの増となっております。その主な要因といたしましては、地方創生加速化交付金を活用したジャージー酪農部門における販路拡大の事業に1千800万円、熊本地震による震災被害の復旧事業に796万円などが増額の主な要因となっております。

それでは、ページを迫いまして、目ごとに主な概要を説明させていただきます。

それでは、167ページをお願いいたします。下段のほうでございますけれども、農業総務費の中の負担金補助におきまして、阿蘇区域農用地整備公団事業償還金1億3千546万6千円がございます。これは、平成元年から平成10年まで実施いたしました阿蘇区域農用地整備公団事業における農業用道路、ファームロード分の償還が残っております、その償還金でございます。平成30年度までの償還期間となっておりますので、来年度には償還が完了することになります。

続きまして、169ページをお願いいたします。目3農業振興費でございます。負担金補助に

おきまして、先程申しました震災復旧緊急対策経営体育成支援事業におきまして、熊本地震による被害の復旧事業を7経営体、8施設で実施しております。795万9千円の補助金となっております。

続きまして、171ページをお願いいたします。上段のほうでございますけれども、目4水田農業構造改革対策事業費におきまして、経営所得安定対策推進事業費194万6千円。また、その下の再生協議会推進事業補助金43万8千円がございます。これは、水田農業における経営所得安定対策事業を小国町農業再生協議会のほうで行っておりますので、それに対する事務的経費を補助するもので、194万6千円におきましては、100%国からの補助金をいただいております。

続きまして、同じページ、下段のほうになりますけれども、目5中山間地域等直接支払交付金6千231万3千129円がございます。これにつきましては、平成27年度より法制化されました日本型直接支払制度の中で、中山間の直接支払といたしまして、第4期対策の2カ年目の取り組みとなります。実績といたしましては、集落協定数28集落協定、農家戸数、これは延べの農家戸数になりますが725戸、対象農地面積が810ヘクタールに対しての交付実績でございます。

続きまして、173ページをお願いいたします。目6畜産業費でございます。これにつきましては、冒頭申し上げましたように、国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、町の主要な特産品であります小国ジャージー酪農の販路拡大に向けた取り組みを行っております。1千800万円の交付金を活用させていただきました。また、家畜改良事業費といたしまして529万7千円がございます。これにつきましては、家畜改良を目的に、精液代、技術料に対する補助でございます。平成28年度実績といたしましては2千165頭の実績となっております。

続きまして、173ページ、目7担い手育成推進事業費でございます。負担金補助におきまして、農業担い手支援給付金500万円がございます。これにつきましては、小国町農業担い手支援給付要綱に基づきまして、年度途中からの給付の方もおられますけれども、5名の方への給付実績となっております。また、先日の本年度補正予算でも承認をいただきましたけれども、本年度途中より2名の方が本給付金の認定を受けましたので、合わせますと現在7名の担い手への給付を行っている状況でございます。

続きまして、175ページにかけましてですが、手づくりの館、悠工房施設費がございます。主に施設の維持管理に係る経費でございます。それぞれ178万8千円、104万7千円の決算額となっております。施設の利用実績といたしましては、年間の延べ日数でございますが、手作りの館で1千168名、悠工房で421名の方の利用実績となっております。

続きまして、177ページから179ページをお願いいたします。目13多面的機能支払費でございます。これにつきましては、先程中山間直接支払の中でも申しましたが、日本型直接支払

制度の枠の中で本事業にも取り組んでおります。また、多面的機能支払費におきましては、平成27年度までは農地維持、長寿命化と、2つの目で予算執行をしておりましたけれども、28年度より目を1つとさせていただいております。実績といたしましては、3千341万7千232円の交付実績でございます。活動組織数で29活動組織、対象農地面積820ヘクタールにおきまして、農地の維持、協同活動、施設の長寿命化を図るための活動に取り組んでおります。

続きまして、179ページ、循環型農業推進費でございます。循環型農業におきましては、引き続きましてAML農業経営研究所に肥培管理における指導、講習会の開催などをお願いしております。その指導実績に応じて講師謝礼などを支払う形を取らせていただいております。平成28年度は2回の現地栽培講習会を開催し、出荷者の皆様の肥培管理技術も少しずつではございますが確実に向上してきているのではないかと考えております。決算額といたしましては、754万6千円となっております。また、この薬味野菜の里店舗におきましては、拠点整備交付金を活用させていただきまして、本年度中に新しい店舗の建て替えを実施いたします。現在、ゆうステーション周辺整備特別委員会の中で設計、計画の検討をお願いしているところでございます。

続きまして、林業費でございます。180ページから185ページにかけて林業総務費、林業振興費が産業課所管となります。林業費の歳出総額といたしましては9千678万円となっております。対前年比で約173%、金額にいたしまして4千98万4千円の増の執行となっております。この主な要因といたしましては、農業費と同じく地方創生加速化交付金を活用いたしまして、小国杉の販路拡大に向けた事業取り組みに3千万円、林業・木材産業生産性強化対策事業による高性能林業機械の導入補助金として1千665万6千円などが増額の主な要因となっております。

それでは、林業費の主なものでございますけれども、181ページから183ページをお願いいたします。林業総務費の負担金補助におきまして、野生動物生息数適正管理助成金242万円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金79万7千円、それから次のページになりますけれども、有害鳥獣駆除補助金241万2千円でございます。これらの補助金を活用し、猟友会、また駆除会の協力を得ながら農林業の被害防止に取り組んでおります。実績といたしまして、イノシシで672頭、ニホンシカで87頭の捕獲駆除実績となっております。

続きまして、183ページから185ページ、林業振興費をお願いいたします。ここでは、造林・育林部門として、主伐促進支援事業、また間伐材供給安定化緊急対策事業、また補助事業を活用いたしまして、先程申しました高性能林業機械の導入などを実施いたしました。また、後継者担い手の育成といたしましては、林業担い手育成事業、林業機械導入事業など、また小国杉のブランド力強化、販売促進といたしまして、冒頭申しました地方創生加速化交付金を活用した小国杉の販路開拓事業、小国材販売促進事業など、それぞれ起債どおりの決算額において実施をいたしております。様々なこのような補助金を活用いたしまして、小国林業の振興、活性化に取り

組んでおります。

以上、産業課所管の歳出の概略とさせていただきますが、また資料のほうは総務課資料、主要施策成果報告書、また産業課決算資料といたしまして委託料、補助金、負担金の内容を記載したものを配布してございますので、詳細におきましては御覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳入でございます。23ページをお願いいたします。中段ほどに農業費分担金といたしまして、国有地貸付分担金3千円がございます。以下、ページも飛びまして、なかなかわかりにくいと思っておりますので、産業課の資料といたしまして、A3の縦版の1枚紙があると思っておりますけれども、その中で産業課の所管分だけを取りまとめまして、その内容、歳入先などを記載した資料を配付させていただいておりますので、歳入につきましてはそちらの資料を御覧いただき、説明に代えさせていただきますと思います。

以上、簡単ですけれども、産業課所管の主な平成28年度決算の概要の説明を終わらせていただきます。

建設課長（佐藤彰治君） おはようございます。それでは、引き続きまして、建設課所管しますところの一般会計の歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。着座にて御説明させていただきます。

まず、先に配布してございます平成28年度決算資料、建設課所管と書いてあるものがあるかと思っております。この資料につきましては、28年度におきまして建設課が実施しました委託費、工事費、それから補助金、負担金等の一覧がございますので、御審議の際の資料として御参照いただけたらというふうに思っております。

それでは、決算書の2ページをお願いいたします。総括の歳入でございます。建設課に関する款名としましては、11の分担金及び負担金、12の使用料及び手数料、13の国庫支出金、それから14の県支出金、15の財産収入、それから19の諸収入がございます。当課が所管しますところの歳入総額は、町債を除き4億3千48万6千円でございます。対前年度比164.3%というふうに高率となっております。

その右のページ、3ページでございます。総括の歳出です。建設課に関する款名としましては、衛生費、それから農林水産業費、土木費、災害復旧費、諸支出金でございます。歳出総額は、合計のうち9億2千687万6千円でございます。対前年度比122.5%と、こちらも高率となっております。

歳入歳出、いずれも前年度決算を上回っておりますのは、昨年度の熊本地震による被災、それから引き続きの梅雨前線豪雨による被災ということで、災害復旧によるものが大きいというふうに考えているところでございます。

それでは、歳出の内容について御説明させていただきます。161ページをお開きください。環境衛生費の負担金補助及び交付金のうち、個人設置型の合併処理浄化槽補助金としまして49

7万2千円がございます。28年度におきましては、5人槽5基、7人槽8基の、計13基を国・県・町、おのおの3分の1の定額内の補助で実施したものでございます。

続いて、176ページをお願いいたします。こちらは、団体営土地改良事業費でございます。内容としましては、農業農村整備工事1千239万8千400円としまして、建設資料の10ページでございますけれども、当年度は小南平地区、それから大原地区の2箇所の水路整備を実施したものでございます。

次に、同ページ、特定中山間保全整備事業費につきましては、上段の1千1万7千966円が一般開発事業であります区画整理、水路、暗渠排水、ため池等を整備したものに對するものでございます。下段の972万8千421円につきましては、林道部分の受益者負担に對する町の負担金でございます。

続きまして、184ページをお開きください。林道費でございます。林道費におきましては、通常の維持補修のほか、木材搬出道維持管理補助金としましての200万円は、当年度22路線の草刈り等を実施したものでございます。

同ページの治山事業費。工事請負費456万8千400円につきましては、当年度若宮地区1箇所において単県治山工事を実施いたしました。

続いて、199ページをお願いします。土木総務費の中の19の負担金補助及び交付金としまして、単県砂防工事負担金、単県道路改良工事負担金及び急傾斜地崩壊対策工事負担金がございます。こちらは熊本県が昨年度実施したものに對する町内で実施した事業についての町の負担金でございます。

同じく199ページの水道総務費としまして、小国町水道補助金1千269万1千円がございます。これは、水道事業の起債償還に係る繰入金でございます。

次のページをお願いします。200ページでございます。道路維持費でございます。町道の通常の維持管理に要する費用のほかに、昨年度の熊本地震及び豪雨災害によります倒木、崩土、それから岩木除去等の応急対策費としまして修繕費6千268万7千232円が支出されたところでございます。また、委託料としまして除雪・除草作業等維持管理費用のほか、道路台帳補正、それから橋りょう点検委託料としまして2千962万88円を支出いたしております。

次の工事請負費でございます。1千124万6千141円につきましては、資料の14ページにございますが、黒淵本村線の側溝布設及び電源立地交付金を活用しました岳湯線の舗装打換工事、この2路線の工事を実施いたしております。

続きまして、道路新設改良費でございます。工事請負費としまして、こちらも資料の11及び15ページに掲載がございますけれども、3路線、5件の道路改良工事を実施いたしております。社会資本整備総合交付金の活用で橋梁上部工を含む明里線、それから小原田寺尾野線及びはげの湯線の道路改良工事を実施したものでございます。

それから、続いて203ページをお開きください。河川総務費としまして、県管理河川の清掃業務委託料184万7千円がございました。当年度、12団体によります5河川の河川愛護費でございました。

続いて、202ページから205ページが住宅管理費でございました。205ページの工事請負費291万6千円は、老朽化住宅の解体費でございました。当年は桜ヶ丘住宅1棟4戸の解体を実施いたしております。

同ページ、住宅建設費がございました。工事請負費1億1千225万3千988円は、倉原住宅の建て替え工事費でございまして、当年は平成27年度に引き続きまして10棟のうち残り4棟の建設を実施いたしました。

続きまして、ページ飛びまして246ページをお願いいたします。災害復旧費でございました。昨年の熊本地震及び梅雨前線豪雨によりますところの当年度執行決算額となります。建設課資料16ページから33ページに工事明細の起債がございましたので、後ほど御覧いただきたいと思います。28年債は、公共災78件、農災37件、林災1件及び水道施設災1件の117件、災害査定に付しております。

次に、251ページをお開きください。特別会計繰出金としまして、農業集落排水事業特別会計繰出金7千303万5千円がございました。

歳出についての説明は、以上でございます。

続きまして、歳入の品物について御説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。農業費分担金と林業費分担金がございました。各種工事に係る受益者負担、分担金でございました。それから、建設課所管は農業農村整備分担金12万8千200円のほか、農災及び単県治山分担金となります。

次に、26ページをお開きください。農林水産使用料と土木使用料がございました。上の方の4万5千885円の道路占用料は、農道と林道にかかるもので、下のほうの143万6千400円の道路占用料は、町道にかかるものでございます。公営住宅使用料につきましては、平成28年度末におきまして300戸の入居者にかかる使用料となっております。

次に、35ページをお願いいたします。公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして1億8千241万6千円がございました。国庫負担率は高補助率で88%でございました。

続いて、37ページをお願いいたします。衛生費補助金としまして、循環型社会形成推進交付金118万4千円がございました。個人設置型の合併処理浄化槽に対する3分の1の補助でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。社会資本整備総合交付金としまして1億2千209万6千円がございました。こちらは、道路改良住宅建設、それから住宅解体、撤去にかかる65%、または50%の交付金でございます。

同ページ、下段のほうに災害査定設計委託費等補助金、公共債でございますが、こちらは1千477万2千円。それから次のページ、同じく農災になります。委託費としまして179万9千円でございます。通常債では対象とならないものですが、今回、熊本地震により激甚指定等の指定がされたため、委託費につきましても補助対象とされたもので歳入となっているものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。県の補助金としまして、浄化槽設置整備事業補助金168万6千円でございます。個人設置型の合併処理浄化槽にかかります3分の1の県の補助金でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。農業農村整備事業交付金840万円につきましては、水路工事にかかる50%の補助でございます。

同ページ、単県治山事業補助金286万6千円につきましては、先程歳出で御説明しました若宮地区の工事にかかる2分の1の補助金でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。中段でございます電源立地地域対策交付金634万1千円でございます。この交付金は、歳出で御説明しました町道岳湯線の舗装の打換工事に活用させていただいたものでございます。

同ページ、下方のほうには農災、林災の災害復旧事業補助金がございます。

続いて、同ページでございます。土木費委託金としまして、県管理河川清掃業務委託金184万7千円がございます。町内の団体で実施していただいております県河川の草刈りや清掃に対する委託金でございます。

続いて、71ページをお願いいたします。雑入としまして、上段に柏田第1期浄化槽負担金24万5千744円がございます。こちら柏田住宅に隣接している浄化槽を使用しております警察住宅、それから公立病院住宅に係るそちらからの負担金でございます。

以上、建設課に所管しますところの決算の歳入歳出、簡単ではございますけれども、概略を御説明させていただきました。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時から再開をいたします。

（午前10時50分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（渡邊誠次君） それぞれのページを追って進めてまいります。よろしくをお願いいたします。

議員におかれましては、別紙、平成28年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表を御参照ください。本日は、この表の緑色に塗られた部分の協議になります。

では、まず最初に歳出からまいります。92ページから始めます。92ページ、文書広報費に

ついて、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、ページ飛びまして106ページ、9防災情報施設費について、質疑ございませんか。106ページ、107ページ上段、108ページ、109ページの上段まで、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、次のページ、110ページ、111ページの地域情報基盤管理運営費5千359万8千650円から、112、113ページ。

5番(児玉智博君) 現在、テレビを使つてのいろいろなお知らせがなされているところですが、いろいろ町のイベントであったりとか、例えばいろいろな予防接種、迷い犬とか、いろいろやられているんですけども、なかなかその情報量が多くて、町民の人が知りたい情報を得るのにパッと、もうずっとテレビを付けていないとその情報がわからないということで、なかなか不便さを訴えられる方もいるわけですよ。これは以前、これを導入する前の議会で、当時の総務課長だったと思いますけれども、質問をしたところ、いわゆるdボタンを押したらNHKとか民放のチャンネルだとニュースとか、天気予報とか、知りたい情報を選んで、そのときに情報を得ることができるような仕組みになっておりまして、そういうのもやろうと思えば、この10チャンネルでもできるんですというような答弁もいただいたこともありますが、実際、それは今もできることなのか。そして、それを導入することはできないのかということをお教えください。

情報係長(佐々木博隆君) 10チャンネルの利用については、現在10チャンネルのdボタンでの利用については、ちょっとシステム上は利用できないという形になっております。これを今後dボタンを利用するような映像システムにすることは可能かと思えます。ただし、やはりその映像センター内の機器の更新、またはそれに合わせて導入という形になるかなというふうに思います。

5番(児玉智博君) やはり、今後4Kとか8Kとかいう時代が来ていますけれども、そういうときに合わせて、総務省あたりがまたその事業に補助金なんかが出たときには、すぐ手を挙げられるような、そういう準備は今からしておいていただきたいということを申し上げたいのですが、いかがですか。

情報係長(佐々木博隆君) 映像センターの保守につきまして、NTTと契約しておりまして、現在、NTTの担当者のほうと現在の機器の公開、この映像センターのほうが平成23年度から運用になっております。やはり機器については5年を過ぎますといろいろなトラブルとかが発生するというので、今現在、その機器についての公開についての交渉をしております。また、児玉議員が言われたように、今後4K、8K、こちらも総務省が補助について謳っております。こちらについても、できれば公開と合わせて4K、8Kに対応できるように、こちらもNTTと現在

協議中です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松崎俊一君） 113ページですね、ちょっと決算に対する質問になるかよくわかりませんが、小国郷ネットが殿町の火災が発生する前はあそこでいろんなサポートとか、いろいろ相談とか、パソコンのことを教えてくれたり、あるいはWi-Fiとかいろんなことを習ったりしたというような経緯があったと思いますけれども、今はどのようになっているのか。もしくは、困った方がどこでどういうふうにすればというのがわかったら教えてください。

情報係長（佐々木博隆君） 地域情報基盤代行業務委託につきましては、9月までは小国郷ネットをお願いしておりました。こちらについては、映像系のほうとITですね、松崎議員が言われたようにパソコンの相談等もお願いしておりました。小国郷ネット自体が、当初パソコン関係についてのいろいろな知識を持った方の構成団体でございましたので、こちらのほうについてはIT対応のほうもお答えをいただいていたのですけれども、1月から委託しておりますエフエム小国につきましては、そういった技術を持っている方がいらっしゃらなくて、あくまでも映像系という形になっておりますので、今現在、IT等の相談については一応情報課のほうで、わかる範囲で御回答させてもらっています。先般、ちょっとインターネットの契約等の変更について、どのようにしたらいいだろうか、こんな訪問が来ているということで御相談とかもありましたので、町民の方へ知らせるために文字放送とかを使って利用しております。確かにインターネットについての相談窓口ですね、小国郷ネットも今事務所をまだ開設しておりませんし、代表の佐藤様が答えられる範囲は無償で答えているよということでお話はいただいております。今後、町民の方の相談については、対応していく必要があるかなというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、114ページ、115ページの上段までです。日本ケーブルテレビ連盟負担金までが本日の所管になります。ここまで、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、飛びまして160ページ、161ページ、浄化槽補助金、浄化槽普及促進協議会負担金、二つ飛んで単独処理浄化槽撤去補助金、こちらの3項目が建設課の所管になります。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、162ページ、163ページ、農林水産業費の農業委員会費。質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） この浄化槽補助金ですが、新築に合わせて設置されたものと、それと要する

に改築に合わせて、新築に伴わない設置が何件あるか、その内訳を教えてください。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。

先程申しましたとおり、5人槽で5基と7人槽で8基ということで課長から説明があったと思います。すみません、ちょっと手元に持っていなかったのが今から調べて後で報告したいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。ただいま162ページ、163ページまで。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、164ページ、165ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 166ページ、167ページ、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 168ページ、169ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 170ページ、171ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 172ページ、173ページ。

11番（松本明雄君） 農業担い手支援金のほうです。数が増えているということは非常にいいことだと思うのですが、今後どのように推移するのか、町としては思っているのか、そこら辺の答弁よろしくお願ひしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 農業担い手支援給付金でございますけれども、スタートして数年経ちますが、今御意見いただいたように実績を重ねております。実際のところ、このことが本当にきっかけで、こういう制度があるから外に出られた方が、ふるさと小国に戻ってこようかという、本当の意味での実績になっているやに聞き取りをしますとそういうふうになっております。ですので、この事業は、小国町としては続けていきたいというふうに思っております。実際、帰ってこられた方もいくつかの決められたチェック項目というか、しっかり農業の担い手になっているかどうか、そういうチェック項目もありますし、しっかり農業経営されているものというふうに把握しておりますので、大きな方向性としては続けていきたいというふうに思っております。

何か補足があれば。

農政係長（宮崎智幸君） 状況について、若干補足させていただきます。現在、この給付金につきましては7名の方が給付を受けております。3月の予算の議会の際にもちょっとお話しさせていただきましたけれども、最近ではやはりこちらのほうに帰ってくる前に問い合わせというのも数名おられました。ということで、この事業がきっかけになって帰って農業をするという方も最近でも数名おられます。

それから、若手で組織する農悠会という組織があるのですけれども、その人数も今現在40歳以下で25名おります。ということで、若い農業者の方が増えてきているということで、大分将来に向けて非常にいいことだなというふうに思っております。

それに関連してですけれども、最近ではこういった小国町独自の取り組みが非常にほかの自治体であったり、県外とかから問い合わせが非常に多くて、これは小国町はこういう制度を行っていますということを九州農政局を經由してどこの自治体からも見れるようになっております。そういうことで、うちの町もそういうふうなことをやっていきたいとかいう問い合わせが非常に最近多くあっております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 今に関連してですけれども、今日の新聞に新規就農者の給付金は熊本県が4年連続1位という記事が載っておりました。これを見ると、新規就農者に国が年間150万円を給付するというようなことが書いてあります。今、熊本県では1千19人が受けているというような記事になっておりますけれども、町はこれについてはどう取り組んでいますか。お伺いします。

農政係長（宮崎智幸君） 町のこの給付金事業を始めるときにも、実際、国はその当時青年就農給付金という制度を平成24年度から創設しております。これについては、基本的には親元就農ではなくて、新規に始める方ということがまず基本となっております。親元就農の場合にも、この事業については対象にならないわけではなくて、ある一定の要件を満たせば、その国の事業も受けることができます。簡単に要件を言いますと、農業を経営する中で、土地、農地の名義を5年間の中でその後継者のほうに変えるであったり、野菜農家の方であれば、新たな分野に進出をすとか、自分で売り先を見つけるとか、新規の就農者と同じようなリスクを負う場合に限って、国は後継者の方にもその給付金を補助するということになっております。相談は何度か伺ったのですが、どうしてもそこで断念される方が多いということで、小国町では後継者として親元で就農される方にも給付ができるようにということで、この制度をつくっております。

以上です。

4番（高村祝次君） 国の要綱は要綱ですけれども、その後の検査というか、現状、もう調査とかいうのは結局国はあるわけですか。ただ最初の項目だけそうなっているのか。最終的に、その国からの検査があって、絶対それを、売り先も自分で見つけないといけないというようなことかなというふうに思いますけれども、ただ最初だけ文書を書いてやりますということでもらわれるなら、これは年間150万円だけですね。

農政係長（宮崎智幸君） そのこの分のチェックについては、非常に厳しく、県のほうもまず行きます。毎年その就農の状況の報告であったり、途中の名義が変わったとかいう部分のチェックま

で入りますので、実際聞くところによりますと、親元関係に限らず、この給付金についてはやはり会計検査等あたりで返還になったケースが非常に多いということで、市町村のほうにはそういった注意というか、要望を上げるときにしっかりチェックしてくださいというような通知がよく来ております。かなりチェック体制は厳しくなっております。

以上です。

4番（高村祝次君） やはり今の人数が増えていくというのは、世代の、結局私たちの世代が戦後ベビーブームで多かったと。その子が、また昭和47年ごろからの人が多いと。次は、今、高校卒業、あるいは大学卒業の世代が多いから、多いことじゃないかなというふうに思います。今年受けられる方、始めた方も、やはりそういう世代の方で、新たに農業をやるというような方が増えてくるなら非常にいいんですけども、今後まだ、うちの近所にしても、あと高校卒業して恐らく農業するところが何軒か出てきますので増えると思います。やはり、ただそれを支給して、親の経営そのままじゃなくて、経営拡大というのも一つの項目に上げないと、私はただやっただけであまり生きたお金には使われないというふうに思います。もうちょっと、ただやるのじゃなくて、やはり経営規模拡大という一つのテーマを与えていただきたいというふうに思います。

以上です。

農政係長（宮崎智幸君） そういう規模拡大についての指導も行います。ただ、申請時点で今の経営状況については、親のほうと話をして、申告書あたりを見て経営の状況というものも提出させております。その中で、もちろん申請に来られた本人が増えるということは、何か増やさないとその生活費が出せませんよねという話も申請の時点でしておりますので、5年後の、そのときに目標も上げてもらっていますので、面積の拡大であったり、所得率を上げるとか、そういったことを目指してください。それから、この親元就農についても、新規の就農された方が認定農業者を目指すということで要綱に謳っておりますので、その部分についてもお願いをしております。ということで、今後も指導していきたいと思っております。

以上です。

4番（高村祝次君） 冬場の仕事がゆっくりになったから、要するに勉強ならともかくですけども、出稼ぎに行ったりとか、ほかの職に就いたりとか、ちょっと目的から離れるような話もちらほら聞きますので、そこあたりはしっかり、あくまでもお金をやったらそれだけの成果が上がったということをこの後継者にしっかり植え付けてやってもらいたいと思います。

以上です。

農政係長（宮崎智幸君） しっかりその辺も含めて指導を行っていききたいと思います。

11番（松本明雄君） 僕が言いたかったのは、今4番議員が言われたとおり、国の補助金もありますので、なぜ町の親方就農ばかりに頼るのかと、そういうことも言いたかったんです。ほかの町村では、国のその助成金に対して役場の職員の方がちゃんと指導してから、それも受けられ

るようにして、うちは今言われたとおり、この親方就農がありますから、そっちのほうを受けやすいということで、安易にどんどん増えているような感じがしています。ですから、ケースバイケースで、国の補助が受けられる方には国の補助を進めていくと。親方就農で対応できない方に対しては、親方就農で対応していくような方法を探らないと、数が増えるのはありがたいんですけども、予算がどんどん増えて、今4番議員が言われたとおり、3年後、5年後に農業に従事している方がどの辺の経営状態なのか、そういうことまでしていかないと、また辞めてほかの職業に就かれたと、そういうことであればこの補助金の意味がありませんので、その辺のお考えはもうちょっとしっかりしてやっていただきたいと思います。

農政係長（宮崎智幸君） 今言われたとおり、新しい申請者の方につきましては、まず国の制度について説明を行っております。実は、そういう国の説明をした後にそれで難しいということがわかった時点で、実は町もこういった制度を設けております、金額については当然国のほうが若干高いのでそちらを目指してもらったほうがいいですよという話をした上で、この町の制度についても説明をしているところです。今後もそういうことで、両方、できる限り国の給付金を受けられるようであれば、そちらのほうを進めていくようにしたいと思います。

以上です。

7番（穴見まち子君） 家畜改良事業補助金529万7千円というのがありますけれども、この改良の頭数が2千165頭と出ましたけれども、全体的な頭数と件数は小国町全体的に何件ぐらいありますか。

それと、その2千165頭は、全体の何割ぐらいになるのか。

お願いします。

農政係長（宮崎智幸君） 家畜改良事業2千165頭、延べ頭数になります。全体の何割かということですが、現在、28年度の統計でいきますと使用頭数が、ジャージーが1千209頭、赤毛和種が270頭、黒毛和種652頭、交雑種20頭の2千151頭となっております。今現在この家畜改良事業について、延べ頭数というふうになっておりますので、正式な数字がちょっと今ここでは答えることはできませんが、ほとんどの方がこの家畜改良事業については利用されているというふうに考えております。

以上です。

7番（穴見まち子君） 件数は何件ぐらい。

農政係長（宮崎智幸君） 件数につきましては、統計で酪農家数が、まず全体の件数ですけど、全体で畜産農家数が47戸あります。そのうち、延べですけど、家畜改良事業を利用した農家数が、赤毛和種で27件、黒毛和種で22件、ジャージー酪農で14件、その他で21件というふうになっております。ということで、ほとんどの農家の方がこの家畜改良事業は利用されております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

1 番（穴井帝史君） 手づくりの館についてちょっとお尋ねですが、これはつくった当初は、現在老朽化もしておりますけれども、最初の趣旨として特産品の開発とか、試供品の開発が目的だったと思われませんが、これを一部業務用に使われているという話を聞きますが、その辺の指導はなされているのですか。

農政係長（宮崎智幸君） 手づくりの館については、今言われたように営業許可を各団体が取得して、営業目的で利用しているというような状況であります。実は、先般、食品衛生協会と意見交換を持つ場がありまして、衛生協会のほうからも、改善に向けて、その営業許可の部分について改善をしていってくださいということで話があっております。今後、保健所あたりとそこをもう少し詰めていきながら、改善に向けて取り組んでいく準備を現在進めているような状況です。

1 番（穴井帝史君） それはわかりますけれども、じゃもう業務用で利用してもいいということですか。

農政係長（宮崎智幸君） 現在、法的には営業許可を取得して、手づくりの館で営業すること自体には、何ら問題はないのですけれども、議員が言われるのは恐らく当初の、建てたときの目的と違っているのではないかという部分だろうと思います。ということで、その部分も含めて、今後は営業について、それから今個人個人で行っている営業体系の見直し等を保健所、それから食品衛生協会に御協力いただきながら、改善に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

1 番（穴井帝史君） ぜひとも、例えば、これは私の考えなのですが、業務用に使う人は料金をちょっとアップしたりとか、そういう方向性、いい方向性を見いだして、不公平性のないような利用の仕方ができるように考えてもらいたいと思います。

以上です。

農政係長（宮崎智幸君） 今言われたような意見も含めまして、いろんな団体とそういった、もちろん利用者の方々の意見も聞きながら、各種団体の意見を聞いて改善に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（高村祝次君） 173ページの受精卵移植推進事業補助金がありますけれども、これは当初、赤牛が非常に子牛の単価が安かったということで、黒牛を移植しようということで始まって、お願いした事業ですけれども、現在、どのような状況でやっておるのかというふうに思います。特に、赤牛は高騰しているし、黒牛も高騰しているので、ほとんどがやるのは酪農家だけじゃないかなと思います。大体1頭当たりいくら出しているのか。今のこの補助金は、どこに出して、どういうふうに使われているのか、ちょっとお尋ねいたします。

農政係長（宮崎智幸君） 受精卵移植推進事業についてですけれども、この補助金は、今言われたように家畜改良を早期に行う、それから農家所得の向上ということで、それから元牛の確保ということでこういった事業を始めております。この補助金は、受精卵協議会が所有する卵代の2分の1、1個当たり1万円を補助しております。28年度につきましては28万円ということで28個の卵に対する補助を行っております。酪農家が多いんですけれども、中には和牛の農家もおります。現在、受精卵の数は、もうこれ以上、ドナー牛がもういまして、増えることはないので、今の在庫の受精卵について、はけるまではこの事業を行いたいというふうに考えております。

以上です。

4番（高村祝次君） 恐らく、農協の受精卵移植する技術者も今はいますかね、いないのではないかなど。そこら辺もちょっとわかりませんが、やはり当初から随分変わってきておりますので、これはやっぱり来年度にあたっては、もう在庫を持っていても新しい種牛のドナー牛をやっていないと、もう古い種は到底つく人がいないから、もう早く考えを変えて、やり方を変えていってもらいたいというふうに思います。今までは農協である程度職員がやっていたけれども、現状、ほとんど酪農家は、もうほかの人に移植は頼むし、獣医に頼んだりとかですね、よそから来てやっているというようなことで、この補助金はあまり使っていないのが現状じゃないかなというふうに思っています。この補助金を設立したときは、ちょうど私が1期目ですから、もう17年ぐらい前にお願いでつくった事業ですけれども、ドナー牛も飼っていないという、来年度はもうここあたりはちょっと改めてもらいたいと思います。

また、下のほうに畜産ヘルパー事業があります。これは、当初、つくったときは酪農家、畜産農家、養豚農家、それぞれ休みがなく、365日しないといけないということで、農協職員がほとんどあたっていました。現在も農協職員がやっていますけれども、酪農家については、1人ヘルパーを雇用しているし、農協に頼んでもなかなか土曜・日曜はヘルパーをお願いしてもできないというような状況になっております。農協のほうも畜産課の職員の異動とかで、牛に携わっている職員が少なくなったというようなことであろうと思いますけれども、もう少し、せつかく出すなら、これも来年度事業についてはもう少しやり方とかいうのを、やる相手先も考えて検討していただきたいというふうに思っております。ほとんどが、私たちと数名の議員の中でも畜産農家がおって始めた事業が大半です。先程話が出ておりました家畜改良事業補助金につきましては、これは前から河津寅雄町長のときから小国は精液に対して改良のために補助金を出していたということで、当初は死亡牛も農協で買っておりました。途中から死亡牛は農協にいなくなって、要するに外国からの輸入精液に頼るようになって、それがやっぱり値段が高いのでなかなか改良につながらないということで、お願いして今の補助金になっております。今、やっぱり一番ここで必要なのは、今日もこのジャージーの販路開拓補助金でソフトバンクの宣伝を振興会でやってお

りますけれども、まだ今現在は牛乳が足りないというような状況になっております。なかなか今まで入荷が安かったせいもありますけれども、増頭する人がいないということで、今現在、考えているのが全頭登録、全頭乳検をやろうというような今年計画を立てております。1頭から少しでも多くの乳を搾っていこうと。そして、消費者に答えていこうというようなことを考えております。1日1キロ増えれば1トンは増えるというようなことになりますので、とにかく登録と検定をやっていこうというような計画も立っておりますので、やはり補助金の見直しというようなことで、ぜひ来年度は考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

農政係長（宮崎智幸君） 今言われた事業の見直し、支出先であったり、仕組みであったり、最後に言われた部分は新しい部分だと思いますので、そういうその時々に合わせてような形での補助金の仕組みづくりということも考えていきたいというふうに思います。

以上です。

11番（松本明雄君） 手づくりの館について、もう一つだけお願いをしたいと思います。この前から関東のほうではO-157で総菜屋が非常に大変な目に遭っております。進入経路もわからないような状態ですので、あれだけ古い手づくりの館ですので、販売までするとすれば、何かあったときに非常に大変なことになりますので、その辺の衛生管理は徹底してやるようお願いしておきます。

農政係長（宮崎智幸君） 今言われた衛生面についても、最近のO-157の問題もありますので、指導を徹底していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

町長（北里耕亮君） 決算認定から発展した議論でございますけれども、今年度、手づくりの館が老朽化しているという部分から、以前議会にも報告して、当初予算に組んでおりますが、悠工房と合体させていいでしょうか、そういう部分で執行部としては考えております。当然、その衛生面とか、安全面とか、その責任の所在とか、将来的な方向にもつながりますので、ここでしっかり産業課の課として内部協議もしっかりしながら、次に向けてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 確認ですけれども、今の手づくりの館というのは、本来は、以前ジャージー牛乳というか、バターをつくるときに農協があそこに試作という中で手づくりの館ができたのではないかなど。要するに、施設の名称とすれば、農産物等の加工試作施設という名称になっております。あくまでそこで実業化が図られるものは、独立してほかのところに行くのか、そして同時に今新しく出た悠工房の中でその加工施設という部分でそこで生産をしていくのかという、あ

くまでこの場所は加工試作ということでなっているわけございまして、今の話によれば、そこでその生産をされている状況が伺われます。本来の目的からはちょっと違うのではなかろうかと思えます。今、そういうふうな状況になっているのだったらいいのですけれども、そこで一つ質問なんですけれども、今、特産品開発とか、小国町を代表する産物というものの加工という中で、試作、そこでいろんな製品としてやりたいなという方たちもたくさんいるのではなかろうかと思えます。そういう中で、その試作施設というものが生きていければ、それは本当いうと町の活性化にも役立つのではなかろうかと思えます。そのところで、今の手づくりの館についての定義というか、そのところをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

町長（北里耕亮君） 先程の答弁と少し重なる部分もあるのですが、当初の手づくりの館が設置された時代背景であったり、そういう部分から現在の状況は少し変わっております。現実、老朽化もしておりますし、先程から御意見があったように、安全面、衛生面、責任者の所在、様々な部分の課題もありながら、当初予算で悠工房とセットにしながらか改築工事、そういった部分の考えもありますので、その中で、今、大塚議員が言われたような事柄も踏まえながら、課の内部で十分検討していつている部分であります。ただ、大事なのは、あまり杓子定規になって小国町の大事な点は産業の活性化、活性化では、やはり特産品をいろいろつくって、それを経済的に結びつけるという部分は大事な点だと思えますので、たくさんの方がこういう品物をつくりたい、ああいう品物をつくりたいという思いに駆られてつくっていただいてというところであります。それがどの時点で軌道に乗るかとか、販売をしてという部分が、今ちょっと区切りがなかなか事業主体の方々が取れてない部分もあるかもしれませんので、そこはそれぞれの団体と十分協議をしながらやっていきたいと思っておりますので、今日は深掘りの意見でありますけれども、課としてしっかり内部で協議させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

建設課審議員（北里慎治君） 先程、浄化槽の設置につきましての5人槽、7人槽の新築と改築の数ということで御質問いただきましたので、調べてまいりました。5人槽の5基のうち、新築は1件、あと4件が改築と。そして、7人槽の8基の内訳としましては、新築が2基、改築が6基ということでございます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、引き続き質疑を続けます。174ページ、175ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、176ページ、177ページ。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 178ページ、179ページ。

9番（熊谷博行君） 先日も教育委員会のほうに質問したのですが、食品残渣が教育委員会から産業課に変わって、これ見ますと堆肥製造に収集運搬施設というふうに書いてありますが、どこに堆肥工場があって、誰がつくっているのですか。

農政係長（宮崎智幸君） 小国堆肥の製造については、まず堆肥舎の場所については下城の田之尻、田原からずっとファームロードを上っていった右側のところにあります。そちらのほうに食品残渣を高野商會に委託して集めてもらっています。現在、残渣の運搬料ですけれども、残渣の量なんですけれども、年間に26トンの残渣、現在は特に公共施設、学校給食センターであったり、保育園、それから公立病院、木魂館、老健施設、その他、8箇所と一部薬味野菜の店舗の裏に個人の持ち込みをさせていただいている部分がありますので、その残渣合わせて年間約26トンの残渣をそちらの堆肥舎のほうに持って行って、堆肥を製造しております。前年度の堆肥の販売量ですけれども、約6トンの堆肥が販売されております。薬味野菜の店舗に20リッター入りの袋で小国堆肥という名前が入った堆肥が売ってあります。成分なんかも非常にいいと好評なので、ぜひ皆さん、使っていただけたらというふうに思います。

以上です。

9番（熊谷博行君） 多分、私たちが議員になる前に行われた事業だと思いますが、誰がつくっているのですか。町ですか。町が堆肥工場をしているのですか。

農政係長（宮崎智幸君） 循環型農業の一貫として、この循環型農業というのが、さっき説明したように、食品残渣、食べ残しであったり調理で使う残渣で堆肥をつくり、その堆肥を利用して野菜をつくって、そのできた野菜を販売するという循環型農業の一貫として堆肥製造についても町が行っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 町が行っているわけですね。

農政係長（宮崎智幸君） はい、町が行っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、180ページ、181ページ、林業費に入ります。林業総務費、180ページ、181ページ。

2番（大塚英博君） 181ページの下の方の中段にえづけSTOP!と、鳥獣被害対策というのが新しく県のほうから補助金が出ているんですけれども、この補助金調書の中には、講習とか実習とか、そういうふうに集まっていただいてその話をされたということになっているようですが、そこで確認ですけれども、集落の中でこういう鳥獣被害に遭われている農業の方たちだけの対象なのか。それとも、全部の関連住宅は全然関係ないけれども、その方々の協力もない

とできないよという部分もありますので、そういう方々も一緒になっての講演だったのかというのを確認したいんですけれども。

林政係長（長谷部公博君） まず、今年4月に林政係長を拝命いたしました長谷部公博と申します。今後とも御指導・御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

質問についてですけれども、この餌付けストップの鳥獣被害対策につきましては、県の単独事業でありまして、この事業の趣旨が集落でその鳥獣被害を防止する活動ですね、それは集落の地域の住民一体が勉強したり、対策をして実践活動をやったりすることについて補助金を受けられるというものでありまして、農業者じゃないといけないとか、そういった細かな決まりはございません。基本的に小国町は山間地域でありますので、田畑が面しているその集落一体となった取り組みができる体制ができれば、町としてもやったということで、昨年度、平成28年度については田原地区で実施をしております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、182ページ、183ページ、林業振興費に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページ、184ページ、185ページ、林道費と治山事業費。質疑はよろしいでしょうか。

4番（高村祝次君） 185ページ、小国杉使用建築物支援事業補助金697万416円ですけれども、これは何件の建設があったわけですか。

林政係長（長谷部公博君） 平成28年におきましては、新築で41棟、リフォーム、改築が4件、計45件の申請がありました。

以上です。

4番（高村祝次君） 新築・改築それぞれ45件ですけれども、地域としてはどこが何件、県別でいいですけど。

林政係長（長谷部公博君） 28年度の、先程の45件の地域別の内訳ですけれども、町内がリフォーム等合わせて4件です。この4件の内訳は、新築が1件、リフォームが3件です。小国町を除いた熊本県内については、新築17件、リフォームはありません。熊本県外につきましては、全体の24件で、新築の23件、改築1件となっております。

以上です。

4番（高村祝次君） 昨年も言いましたけれども、当初、私もこれ非常によその町村もこれについて、小国がやれば大分林業の、木材の使用が多くなるかなというふうに思っておりましたけれど

も、現在、ほかの町村ではやっている町村がございますか。

林政係長（長谷部公博君） ほかの町村、細かく地域といいますか、自治体あたりでやっているところが具体的にどこがあるかとは集計はしておりませんのでわかりませんが、ほかの地区についても、この小国杉、使用建築物の支援事業といいますか、住宅建設に関わる材料の一部負担といいますか、町の補助についてやっているということは聞いたことはございます。

4番（高村祝次君） やはり小国がやることによって、よその町村に普及しなかなという思いがございましたけれども、この数字を見てわかると思いますけれども、小国の間伐材は県・町合わせて1千566万8千円ですけれども、実際、小国町が1千566万8千円のうち、町が出しているのが前のページ、183ページの中に間伐材供給安定化緊急対策事業で1千566万8千円で町の、これは県と合わせてでしょう。町がいくらですか。

林政係長（長谷部公博君） 間伐材供給安定化緊急対策事業補助金につきましては、町と県で折半しておりまして、町の財源が783万4千円です。歳入のほうでも出てきますけれども、県費のほうで783万4千円です。市町村費も783万4千円と同額で支払いをしております。

以上です。

4番（高村祝次君） 数字を見てもわかるように、林家に行くのは700万円ぐらいですね。町の補助金として。片一方は、町単独で700万円ぐらいあっているということで、やはりこれも、もう何年か、5年ぐらい経ちはしないかと思えますけれども、こういう補助金も見直していかないと、ただ出すだけで、これは普及していくかなという狙いはあったわけですが、あまりよその町村でも普及しないなら、もうこれは出しても、出さなくても材の売り行き一緒じゃないかなという思いが私はしております。今日あえて、特に酪農振興会の資料を付けてありますけれども、こういうような林業関係にしても、商工会にしても、やっぱり補助金を出したらそれだけの費用対効果があっているかということを役場がチェックしていかないと、ただ出しっきりで何も費用対効果も見ないなら意味がないというふうに思って、私はあえて今日酪農振興会の宣伝費を出したわけです。宣伝をやったからこれだけ売れていますとかじゃなくて、やはりそれについては必ず物が足りないとかいうような事態が起きてくれればいいんですけども、今現在、木造もチップのほうに、バイオマスに行きますので、チップが足りないという状況で、今まで売れなかった資材とかが頻繁に動くようになったということもあります。役場としては、補助金を出したら必ず費用対効果を出すと、どういう数字で動いているかということもやはり出してもらいたい。そして、やっぱりその効果がないなら、4、5年続いたら、それを新たな補助金に変えていくというような考えを持ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

町長（北里耕亮君） 御意見の一つとして伺っておきます。町もやはり当初予算を組むときには非常に審議、内部で議論をしながら、次の当初予算を、これは本当に必要なのかという部分をか

り議論を踏まえます。この事業については、今御意見があるように数年経ちます。一番最初につくったときには、例えばどこどこ県産材を使う予定だったけれど、これがあるなら小国杉を使おうかというきっかけになればということで、当初、実際にそういうきっかけで、例えば福岡県で案件があれば福岡まで行って小国杉を納品したというような部分がありました。中身の部分だろうというふうに思います。小国杉のブランドとして、他県でも使っていただく部分に、これが全く無駄であると思っはいませんが、意見の一つとしては内部で協議をして、見直すべきところは見直さなければというふうに思いますので、当初予算の事前の協議の中で、様々また議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、一番最初の御意見の他町村であるかというような御質問では、県内でもいくつかあった記憶が私もあります。球磨や芦北、水俣方面だったろうというふうに思いますけれども、そのあたりの町村長とも話すときにも、これをいつまでやるかとかいう部分の少し話題を私もした記憶がありますので、こういう部分については予算協議のときに、また話題にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午後0時05分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） ただいま184ページ、185ページでございます。

4番（高村祝次君） 私が言いたいのは、やはり今、小国の林業で一番やらないといけないことは、樹木の転換というか、野木が多いわけですから、曲がりが多いと。やはり直材をつくっていかねばいけないということじゃないかなというふうに思っております。間伐材の補助金はそれなりに付いておりますけれども、やはり主伐の補助金をもう少し増やして、計画的に、例えば一所に5ヘクタールとか、普通あるところに集団的にまとまれば補助金を出しますよとかいうことで、やはり自主転換をやる必要があるというふうに私は思っております。ここの主伐促進支援補助金が355万9千750円ありますけれども、林家は伐採した後、植え付けから手入れ、中切りとか、やはり10年間は投資しなければいけない。やはり切ったら10年間は手入れする、投資をしていかねばいけないというようなことで、なかなか伐採に向かっていく人はいないというふうに思っておりますので、やはりそこあたりを町が支援したら、今、チップが高くなっているとかいうことを言われますけれども、私が以前から言っている、木のもとから裏まで主伐することによって、林道もそれなりにつくっていかれる、効率が上がるような仕事ができるのではないかなというふうに思います。せっかくよその方々にお金をやるのも財政がよいならどんどんやってもらいたいんですけども、小国町に銭を落として、小国の林業の将来に向かった取り組み

をしていかないと、今のような取り組みではなかなか標高が高いところに植えた木は曲がったまま切る人もいない。いつまで経っても銭にもならない。ですから、そこあたりの自主転換とかやってくる必要があるというふうに私は感じているから、あえて言っているわけです。財源がたくさんあるならいいんですけど、なかなかこの主伐の補助金もあまりできないというようなことでは、小国の林業も高齢者が多くなって、機械化が進まないというような状況じゃないかなと。ぜひ来年度は、この主伐補助金も、せめて間伐補助金ぐらいは付けてやっていただきたいということをお願いいたしまして、林業については以上です。

町長（北里耕亮君） 本日は、課長がなかなか答弁する機会がないかと思って顔を見ておりましたが、私が政策的なことでもありますのでお答えさせていただきます。

この主伐促進事業も小国町単独予算というか、小国ならではの、これは他町村ではやっていない補助金であります。これをもともとつくった背景というのは、今、議員が言われた、間伐を進めていると更新というか、やっぱり林地の固定化といいましょうか、そういう部分がありまして、更新をしないという現状もあります。なかなか世代交代をする中で、材価が低迷している中で、後代の方なんか全伐をするというきっかけをつくるためにもという意味合いも含めて、こういった部分をつくっております。林業予算、産業課の所管の中ではかなり占めておりますけれども、先程から質問があっている林業予算の改善すべきは改善すべき、増やす部分は増やすべき、いろいろ課の中で議論をしながら考えていきたいというふうに思っております。どのジャンルも、川上から川下とよく言われますけれども、生産現場の機械を導入したり、一人親方を従事したり、そういう部分も大事ですし、中間の、例えば製材所を支えるような、そういう部分も大事ですし、販売促進、木を使っていたかないと材価が低迷する。だから、使うためのその川下の部分もすべてが大事という部分ではあるのですが、そこはよくバランスも考えながら、しっかり予算協議の折にまた議論していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、続きまして186ページ、187ページ、商工費に入ります。商工総務費、商工振興費、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 188ページ、189ページ。観光費です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、190ページ、191ページ、192、193ページの立木補償費までが本日の所管になります。

3番（北里勝義君） 193ページの19負担金補助及び交付金の中で、観光地域ブランド確立支

援事業負担金ということで205万3千812円上がっておりますけれども、これいただいた資料によりますと国交省の事業でデザインセンターが実施したということですが、大体総額あたりはどのぐらいで実施されたのですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） お答えいたします。

実施額といたしましては、総額1千46万159円の事業費に対しまして、小国町の負担金といたしまして205万3千812円という実績になっております。

以上です。

3番（北里勝義君） この中で、成果等の説明ということで熊本地震に伴うところの風評被害の払拭というような形でこの事業に取り組んだということなんですが、この中で払拭されたのかどうか。また、今の観光客の動向が以前に戻ってきているのか。その辺お尋ねしたいと思います。

商工観光係長（秋吉祥志君） 去年は熊本大地震が発生いたしまして、観光客の落ち込みが非常に顕著に表れた年になりました。それを受けた形でのこの事業の取り組みでございますが、なかなか実際、この事業を行ったことによってどれぐらいの観光客が回復したかという検証は、ちょっと難しいところではございますが、こういう、要するに被災をした地域からの観光情報、被災した地域が非常に元気であるということのPRは非常に大事でございまして、そういうことを行うことによりまして、徐々にではございますが、観光客の回復はいたしております。そうは言っても、平成27年度に比べますと、現段階では各観光施設等、また協会等にお話をお伺いしますと、やっぱり例年でいけば7割程度の回復程度じゃないかというようなことで、まだまだ27年度の状況までの回復には至っていないというのが現状でございます。

以上です。

6番（時松唯一君） 191ページの、これはタートル的に簡潔にお答えしていただきたいのですが、負担金補助及び交付金で、予算額で2千788万円、不用額が約580万円弱あると。その理由と、今後どのようにしてやっていくのか、簡潔に答弁を願います。

情報課長（佐々木忠生君） 観光費の負担金補助あたりの不用額が多いという中で、1点は阿蘇地域観光客受入促進連携事業というのがございまして、これは27年度からの交付金補助繰越事業でございます。これを熊本地震の影響等もありまして、事業規模が縮小されたということで467万円ほどの不用額が出ているということで、その分が大きいものかなというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 四百数十万円の余りということですが、この金額というのは、こういう目あたりで流用はできないのですか。

情報課長（佐々木忠生君） 27年度からの繰り越しという部分もございまして、負担金とかいう部分については流用というよりも議会で補正をお願いするという形になろうかなというふうに思っております。

6番（時松唯一君） ほかのものに流用じゃなくて、この項目の中で流用ということはできないのかという。

情報課長（佐々木忠生君） この事業の中で、いろいろ事業メニューがございまして、小国町の場合はホームページの多言語化とか、飲食店の食事メニューの多言語化というような部分を取り組まさせていただいております。ほかにもいろいろ事業をする予定でございましたけれども、阿蘇地域全体で地震の影響で事業を見直しということで、当然行うべき事業を取りやめたというような部分で、事業費自体が減ったという部分でございます。

6番（時松唯一君） 来年度には減った分をまた取り戻すような気をもって、しっかりやっていただきたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに。

4番（高村祝次君） 191ページの小国町がんばる地域支援補助金、25万3千円とありますが、どこで何をされましたか。

情報課長（佐々木忠生君） がんばる地域支援事業補助金ということで、去年は1件の実績がっております。小国プロダクトプロジェクトという任意団体が小国杉を活用したDIYと申しますか、日曜大工ですかね、そういうワークショップを開かせていただいて、イスとかテーブルをつくっております。それは、福岡の都市部でちょっと展示、PRをしていったというような事業に対して支援を行っております。

4番（高村祝次君） これは、今の話を聞きますと、単年度で終わるというわけですか、そのグループは。

情報課長（佐々木忠生君） 先程言いましたイスとテーブルにつきましては、昨年つくりましたものですから、それを今度、その組織が、九州内のアミュプラザ等で随時テーブル等をお貸しして、小国杉をPRしていきたいというふうな動きの中で、補助金としては昨年度で終わりますけれども、事業としては引き続き行っているというような状況でございます。

4番（高村祝次君） それから、小国郷観光会議補助金とありますけれども、100万円。これについては、どういうことをやりましたか。

商工観光係長（秋吉祥志君） 小国郷観光会議は、小国町と南小国町の観光関係の団体が組織しております観光の推進に向けた団体でございまして、28年度事業としましては、定例の会議はもちろんです。あと小国郷のフォトコンテストの開催、それから地震が発生いたしましたので、福岡から小国郷へ誘導する看板の設置をファームロード沿線に設置を行いました。それから、5市町村での震災の風評被害の払拭も含めました正しい情報を町外の地域に発信するために、地図を連動型にしてホリディ連携事業という、ホリディという大きい観光総合サイトがございまして、そちらを活用した事業を行うほか、観光PRのイベントといたしまして、筑後川のめぐみフェスティバル等に参加をいたしまして、杖立温泉、わいた温泉、黒川・小田温泉と、あと小国郷

の特産品の販売などをいたしております。

以上です。

4番（高村祝次君） この事業は100万円ですけれども、各観光組合とか、旅館組合とかいうそれぞれの組織があると思いますけれども、そこあたりからの協賛というようなお金は出ないわけですか。ただ100万円で終わりですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） 事業費につきましてですが、全体額としましては338万6千530円の事業費になっておりまして、小国町からは100万円、それから南小国町から100万円、それと南小国町観光協会から10万円、わいた温泉組合から5万円、杖立温泉観光協会から5万円、それから阿蘇デザインセンターより元気再生支援事業というのを受けまして、こちらから100万円。それから、昨年は北九州市から義援金をいただいておりまして、それが約16万5千220円ございまして、全体で338万6千円程度の事業で実施いたしております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 阿蘇ジオパーク推進協議会負担金について質問します。先月、4年に一度の再認定審査のための国内委員の視察というか、調査が入ったというふうに報道がっております。それで、これは日本ジオパークですけれども、ここでの判定がその後の世界ジオパークにまた再認定されるかというところで大変重要なものとなるわけですが、報道では全体として、やはりジオパーク活動の保全、教育、あとジオツーリズムか何か、その三つが大きなその活動ですけれども、その教育の部分が不十分だというような指摘をされたというふうに言われています。ただ一方で、高評価だったのもあって、南阿蘇鉄道が非常にうまく活用されていますよというような高評価もあったと聞いておりますが、小国町もその鍋ヶ滝なんかを見にきたというふうに言われていますけれども、小国町のジオサイトは褒められたのか、それとももうちょっと頑張りなさいと言われたのか、教えてください。

町長（北里耕亮君） 私と情報課長、それから担当で対応させていただきました。当日は、非常に公園整備もしっかりしており、そして看板の設置もされており、わかりやすいですねという評価もいただきました。反面、看板の中に少し専門的な部分の、審査委員の方で地質学の専門の方がいらっしやいまして、やはりその方がジオパークのジオという部分で、その地質の部分を少ししっかり明確に書いたほうがいいでしょうというようなことと、あとは降りていって滝の裏側の部分に約9万年前の木が土の中に埋まっているんですけれども、そのあたりのところ、これは以前からですが、しっかり保全をしなければいけないという部分の課題もいただいております。ただ、それについては、柵をすとか、何とかすとかいう部分は、あまりけばけばしくないほうがいいかもしれませんというような言葉もいただいて、評価と課題と両方いただいたような部分でありました。その後、役場に何か文書で通知は、特にはないですかね。以上、当日の評価とい

うこととございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 調査の結果が出るのが9月中だということで言われていましたので、それはまだ来ていないということでした。それで、ジオパークに入って、やっぱり僕は一番は教育の部分で、そこが足りないというふうに言われていますので、やはりそういうところも改善していかないと、結局認定が取り消されることも、改善しろ、改善しろと言われて、わかりましたで終わっていたらだめだと思うんですね、どう改善していくかというところでしたけれど。そこで、まずそういう教育の部分の取り組みをどう進めていって、それをどう集客に結びつけていくかというのが非常に大事だというふうに思うのですよ。この点で、やはり私がよくやっているなど思うのが御船町の恐竜博物館で、夏休みにサザエさんにも出ましたけれど、体験型の、その恐竜博物館のところだけじゃなくて、実際その化石が出る吉無田高原で化石発掘体験とかやって、そこに親子連れなんかは特にゴールデンウィークとか、お盆期間中とかはかなり来ていたので、新聞などにもかなり取り上げられていました。そういう取り組みを、やはりこのジオパークの活動とどう小国町が結びつけて発展していくかということで非常に重要だと思います。特に、小国町は杖立層、恐らく100万年とかそのぐらい前の層だと思いますけれど、そこら辺では植物の化石が出るからと言って、杖立の子でそういうのが好きな子は1人で行ってこつこつ、柔らかい石ですから、それを割って化石採取なんかもうちの子がやっているんですよという方もいらっしゃいますけれど、やはりそういうところも、まずは小国町の子どもたちにもそういうのを伝えていって、やっぱりそういう中から、御船町なんかは恐竜ガイドとか、恐竜サポーターとかいって、町民の人にそういうのを学んでもらって、そういうのを発信していく担い手になってもらうと。そういうところから、また町の予算から協力してもらった人には日当とかいうのも支払って、町民にも還元していくというような取り組みがなされているわけですよ。やはり、小国町も、まずは町民の人に、鍋ヶ滝があるけれど、じゃ鍋ヶ滝の裏側に歩いていけるけれど、じゃ何でこの裏側がくぼんでいるのかとか、やはりそういう、どういう過程で、今の形が大体何万年前に形成されていって、ゆくゆくは1万年後はこういうふうに変化していくんですよというような教育をしていかないと、このジオパークに絶えうる小国町の取り組みにはならないんじゃないかと。だから、そういうところが、この教育部分が阿蘇ジオパークは不十分なんだという、やっぱりそういう評価が出てくるんじゃないかと思うんですね。今後の、まずは改善してくださいといわれているような滝裏の保全であったりとか、そういう看板での周知なんていうのは、今度の4年間のうちは必ずそういうのは改善していくのですかね。そこは、じゃそこが責任を持つのか、町が持つのか、それともこの協議会が持つべきところなのか。ここを教えてください。

町長（北里耕亮君） 少し答弁が足りない部分は課長から補足いただきたいのですが、まずジオパーク推進協議会という、今言われたようなそういう組織があります。あと、町、自治体がしっか

りするべき部分があります。最初に教育のところに答弁しますが、今日の御意見を、小国町の教育委員会にもつなげていきたいというふうに私は思いました。協議会の中での話題も、教育が少し足りませんねというのは、例えば南阿蘇エリアの高森高校だったり、小国郷北阿蘇エリアの小国高校であったりという動きが少しないので、今まで阿蘇高校、阿蘇中央高校、それぞれ動きがあったようです。今後は、高校にもつなげながらどういう活動ができるかというのを自治体と協議会で検討する。そのあたりまでは、次の段階の話題にはなっております。あと、小学校、中学校あたりは、今後の広がりになるかと思しますので、またしっかりやっていきたいというふうに思います。

それから、どちらが責任もつてという部分は、まさに今、先方のジオパーク推進協議会の事務局体制が少し人員が整っていないところから、果たして全体まで目が届くかという部分もありますので、そこはしっかりまた協議をしながら、もう自治体でやると決めたら自治体でやりますし、負担金を出していますので協議会がやりますと言ったら協議会、そこはどちらにしてもどちらかがやるということで整えていきたいというふうに思います。

情報課長（佐々木忠生君） 町長からお話をいただきましたけれども、今、協議会の中で阿蘇中央高校、阿蘇ジオパーク学ということで学校の授業の中の一貫として入れております。昨年、その協議会の中で小国高校と高森高校も阿蘇地域内にあるのだから、やはりそういうジオパーク学を推進してくれというお話をさせていただいて、高校側にもちょっと問い合わせたのですけれども、ちょっと時間がなかなか今のところ取れないという部分で、引き続きそこについては要望していきたいなど、学校側にも働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それから、小学生については、小学校3年生が総合学習という中で、鍋ヶ滝とか、遊水峡とか、そのところをいろいろ見て回っていますので、それについてうちの職員が付いてそういう部分の説明をさせていただいております。それから、町民へということで、遅ればせながら8月号から広報おぐににジオパークの記事を載せさせていただいております。一番後ろの面ですけれども、今後はホームページあたりにもそういう部分を述べさせていただくとか、少しずつジオパークに向けての取り組みを推進していけたらというふうに思っております。

5番（児玉智博君） やはりこの認定審査のときに、自治体でのその活動の温度差があるというふうに評価されてますので、じゃ小国町がその温度差のところで非常に高い温度になるようにやっていただきたいと思しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 193ページのここにも観光振興会補助金180万円とありますが、これはどういうことをやったのですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） お答えいたします。

これは、小国町観光振興会という組織が設置されておまして、目的といたしましては、小国

町内の観光関係の取り組みを推進している団体等の統一した情報の受発信、観光PR活動を推進して小国町の観光窓口を一本化するための方策を検討していくということで、平成22年に設立をされております。中身につきましては、組織の団体につきましては、小国ツーリズム協会、杖立温泉観光協会、杖立温泉旅館協同組合、わいた温泉組合、JA阿蘇小国郷中央支所、チーム背戸屋、これは杖立温泉の地域づくり団体です。それから、一般財団法人学びやの里、それから町内の飲食店が組織しておりますおいき、小国町商工会、小国町商工会青年部、小国町森林組合、小国郷4Hクラブ、それから町内の加工品や飲食を含めまして食事、食べ物、加工品等を提供しております小国うまいものクラブ、それに行政が委員となっております。昨年度の取り組みにつきましては、観光PRのイベントとしまして、熊本地震の復興入浴の支援という幕をつくったりとか、あと北九州からこちらの小国町に行政の連携の基に、ぜひ何か御支援をしたいということでしたので、北九州市が全額買い取りで小国町の様々な特産品等の買い上げを130万円程度していただいております。そういうときの窓口として、非常にこの振興会議の役割は大きかったものです。それから、城彩苑でのPRであったりとか、筑後川のめぐみフェスティバル、それから様々な感謝祭等の出店等もいたしておりますし、あとはそういう活動を、小国町での観光情報の提供としまして、小国ベースというホームページを作成しておりますので、そちらのほうの管理運営、それから写真展とかポスター展と、あとフォトコンテストも行っておりますので、毎年、フォトコンテストで秋祭りのときにフォトコンテストの表紙を飾っています写真だったりとか、そういったものも行っていきますし、観光啓発としまして、ゆるキャラのおぐたんを使った様々な場所での小国町のPR、それから昨年はおぐな一ずとしていましてDVD等を作成をいたしております。

活動としては、以上です。

4番（高村祝次君） 今話を聞いていると、結局これは情報課が主体としてやっているわけですかね。

商工観光係長（秋吉祥志君） この小国町観光振興会議の予算は、こちらで計上させていただいておりますが、執行につきましては、この振興会議のほうで年度の事業計画を立てまして、その中で、例えば観光PRイベント、オグニベース、ゆるキャラというような形で事業項目を決めまして、その中に沿った形で振興会議の中で協議をして行うという形を取っております。

以上です。

4番（高村祝次君） 振興会議の会長とか役員はいるわけですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） 振興会議の役員も、決まっております。現在は、わいた温泉組合の理事長をしております石松裕治さんが会長、それから今商工会の青年部長をしております宇野さんが副会長という形で会の運営は行っております。

4番（高村祝次君） そしたら、各団体からの出費というのはないのですか。ただ180万円で終

わりですか。

商工観光係長（秋吉祥志君） 町からの補助金がほとんどでございますが、過去にツーリズム協会、杖立温泉観光協会、わいた温泉組合さんより10万円ずつ資金を提供いただいて、それも含めた形での運用を行っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、地域エネルギー費は、政策課の所管でございますので、次、194ページ、195ページ、学びやの里費に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、続きまして土木費に入ります。土木管理費、196ページ、197ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 水道総務費です。質疑はありますか。198、199ページ。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、続きまして、道路橋りょう費、200ページ、201ページに入ります。目、道路維持費、道路新設改良費、質疑ございませんか。

2番（大塚英博君） 負担金補助及び交付金の中に町道沿線立木安全対策事業補助というのがございますけれども、このことについて、町道というふうに書いてありますけれども、国道とか県道とかいうものはこの中には入ってないのですね。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えします。これは町道だけになっています。

2番（大塚英博君） 道路沿線等の快適環境整備事業補助金という中には、国道・県道・町道の周り20メートルの土地に対する木の伐採、樹種転換、そのことについての補助金というのがありますけれども、今、一番大事なのが、これから冬場に向かって非常に凍結が多くなってくる場合に、町道じゃなくて国道とか県道の部分についても木が大きくなるにつれて、その範囲は広がってくると思うのですけれども、それに対してこの要綱の中の補助というものが、この町道対策費の中に、要するにこれとは全く別な形で申請が上がっていないかをお聞きしたいと思いますけれども。

建設課長（佐藤彰治君） 今、係長が説明したとおり、これは町の単独費で設けてある事業でございます。おっしゃるように冬場の凍結であるとか、そうしたかげきり部分で非常に有効化している事業でございます。おっしゃる国道・県道につきましては、現在町が仲介という形で県にお願いするというような形でしか今お願いするすべがちょっとないので、そういう形で、今回のこの予算につきましては町のほうの予算ですけれども、国・県道につきましては県のほうにそう

いった仲介という形で要望があれば、またそれは要望していくというような形の形態でございます。

以上です。

2番（大塚英博君） この条項の中には補助金を交付申請というのがあるのですが、自主返還というのも一つあるのですが、例えば今の段階ではそんなに凍結には問題ないのだけれども、これから先どんどん大きくなることによって、そこはもう早く樹種を転換したほうが、後の経費面においては安く上がるんじゃないかなという部分もたくさんあると思います。それは、あくまで申請をされた状態の中で受け付けるのではなくて、こちらから、例えばそういう場所があれば、これはこういうふうにして申請を出さないですかとか、こういうところに早く樹種転換をしたほうがいい、それに対するこちらからの要請とか、そういうものも非常に大事なところじゃないかなと思うのですが。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃっていることは確かにわかります。積極的にこちらのほうからそういった地権者の方、悪い場所があればあたっていくというような方法もあろうかと思えます。ただ、予算の限りの中で申請がほぼ大体執行してしまいますので、そのあたりの予算との兼ね合いもございませぬ。それから、樹種転換事業とおっしゃいますが、その件につきましては別の事業だろうと思えますけれども、建設課では現在取り扱っておりませんので、ちょっとわかりかねるところがございませぬ。先程言いましたように、国・県道につきましては、県の管理というようなことですので、その辺あたりの地元の通報であるとか要望があれば、それは建設課のほうで繋いで、またそこで対応をお願いするというような対処をしているところでございませぬ。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませぬか。

10番（時松昭弘君） 委託料の中に道路台帳補正業務委託料というのが104万4千円あります。これの今進捗状況がどういうふうになっているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、今現在地籍調査等が行われておりますけれども、地籍調査が終わった段階で、町道の管理状況とかいう部分があるかと思えますけれども、そこあたりがどういう形で今現在やられているのか、お尋ねしたいと思います。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えします。

道路台帳補正業務につきましては、この104万4千円というのは、農道で開設しました星原線の補正ということで実施しております。毎年、道路改良とか、そういった部分を翌年度に補正、町道の台帳を補正するものであります。

10番（時松昭弘君） ここだけじゃなくて、小国町全体の中でも地籍が終わったところとか、そういった箇所があるかと思えますが、そういった形にしても、早めにそこら辺を補正をしておかないと、これは、いわゆる種目によっても違いますが、固定資産税のほうの絡みが出てくると思えます。だからそこあたりをしっかりと捉えておかないと、今まで道路は新設をして、

いわゆる法面とかがありますね。結局、法面あたりは以前は買収をしていないものですから、法面の平米数あたりが資産台帳の中に上がってきているような状況がありますけれども、そういったことの確認を早め、早めにやって、本来は台帳整備あたりを、今ごろからするとちょっとおかしいのじゃないかというふうに思いますけれども、場合によっては金額を増額してでも、要員を増やしてでも、こういった形を早めに取り組んだほうがいいというふうに思いますけれども。そこあたりの状況をお尋ねしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 現在、地籍と連動しながら、町道関係、農道関係、建設課が所管しております道路関係、特に現況が非常にわかりづらいというような箇所については、現場のほうの要請でうちの職員が協会立ち会いかいというような部分で対応をしているところがございます。おっしゃる分については、現在、登記を町道敷にして昔寄附行為でされたところがございます。地籍が進む中でも公衆用道路の下に個人の名前が残っているとかというような部分がございます。それにつきましては、逐次、現在、うちに臨時職員一人置きまして、それに直接あたっていると、登記関係ですね、町の道路に流れをしているというような状況でございます。道路台帳補正については、先程係長が話したように、道路改良新設とかあった場合、あるいはそういった地籍での結果が道路台帳とそぐわなかった場合。そうしたものを年次年度末に補正をしまして、業者に委託しまして、その分の面積をきちっと台帳補正という形で整備を毎年しているところがございます。

10番（時松昭弘君） 今、固定資産税の評価委員あたりがおられると思いますけれども、いろいろ疑問に思われて、個人的に申請の申し出がある方がおられるんじゃないかなと、もしなければ別ですけれども。もしそういった形が個人的に申請が上がってきた段階で、固定資産税の評価あたりで、実際は用地が町道になっているとかいった場合は、そこら辺は現場確認をして、その評価委員と一緒に立ち会いをした形で固定資産税の見直しあたりも図っていくべきじゃないかというふうに思いますけれども、そこあたりいかがでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 固定資産税の評価等につきましては、またちょっと税務課のほうの評価委員等の対応がどういうふうにされているのかは、ちょっとここでお答えできない部分がございますけれども、当然、現況で道路であれば、現況の道路ということで課税をされているかというふうに思いますし、町が新たに今後買収していく分については、当然もう登記もされますし、今後そういった道路については、新設の道路については道路敷として算定しますので、宅地分買収したところについては、当然課税されないというようなことで、ただ登記が申請してからちょっと時間がかかりますものですから、その間は年度末に、毎年税務課のほうから固定資産税の調査表というのがございます。それは何かと申しますと、買収したところの一覧を提示するというようなことで、今年度これだけこの方の何番地を買収しましたよというようなことで御報告をさせていただいて、そしてそれに対する次の課税を減免していくというような手続きを登記前にはし

ているところでございます。

以上です。

10番（時松昭弘君） 建設課の担当じゃないかもしれませんが、今の件については十分税務課と協議をしていただいて、確認をしていただきたいというふうに思います。というのが、今、意外とこのような問題が出てくる分については、いわゆる相続登記をするときに意外とそういった筆が出てくる部分があるのですよ。今後、そういう可能性がいろいろあるかと思えますけれども、そういった形に対して窓口あたりでその対応ができるような体制をつくっておかないと、結局法的にいった場合は、逆に遡って税の返還請求というのもすることが可能なんですよ、法的にいけばですね。そういうことにならないような形で十分協議をしていただきたいというふうに思います。

町長（北里耕亮君） 御意見、ごもっともであり、行政の内部でもその部分は課題の一つとして捉えております。地籍事業を進める上で、併せてせつかくならという部分で早めの更新をとも思いますが、建設課の部分では、過去の寄附をいただいた部分についての登記外というのは、人件費さいて、地籍で1人、役場OBの方、建設課でその業務を担っていただいております。そういう部分で、予算をさいてでもという部分に至るのか、いつかは改善しなければいけない課題というのはわかってはおりますので、そのあたりはまた予算も見合いながら、意見のとおり進めるべきだろうというふうに私も思いましたので、内部でまた協議をさせていただきたいというふうに思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 除雪作業の委託についてですが、これはスクールバス路線を、町道を全部除雪しているんですかね。それ以外のところも、知っていれば教えてください。

公共建設係長（橋本弘二君） お答えします。スクールバス路線だけになっています。

9番（熊谷博行君） ファームロードも対象内ですか。

公共建設係長（橋本弘二君） スクールバスが通る路線は、ファームロードの中でもスクールバスが通るところは除雪しています。

9番（熊谷博行君） どこですか。

上下水道係長（安達和成君） まず、質問にお答えするまえに、このたび4月の人事異動によりまして上下水道係長を拝命いたしました安達和成と申します。よろしく申し上げます。

先程の御質問にお答えします。上下水道係長を拝命する前に担当しておりましたので、お答えいたします。スクールバス路線になっているファームロードは、田原の菜園の風のところから椿山の家の間だったかと記憶しております。

以上です。

9番（熊谷博行君） レストランから椿山のところまでですかね。雪が降って、たまたま通ったら

県境から菜園のところまではものすごくきれいに除雪されていて、それから向こうは降雪だったという覚えがあるので、田原の人にお金を支払ってください。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 愛護費についてお尋ねをいたします。町道愛護費、これが465万1千円を組んでいただいておりますが、これは町村道に集落の方たちが毎年、場所によっては年間2回ほど草切り作業を行っているわけです。本来、この愛護費をわざわざ組まなくても、自分たちでやるところはやっていく、これは非常にありがたいことなのですが、ただこの愛護費があるから草を切るということではなくして、自分たちの、先程4番議員のところあたりも除雪の関係で地元の方たちが除雪をしているというようなことでありますけれども、やはりどこの地区でも同じですが、自分たちの道路を利用するところは自分たちで管理をしていくというのが基本であるというふうに思いますが、ただ今回、いわゆる、一つ例を出しますが、小原田寺尾野線ですけれども、昨年工事をしていただきました。ところが、この法面が11メートル、一般法です。今、毎年その後工事した後の草を切っていますけれども、非常に足場がなくて危険性が大。この前も下にはしごを掛けて草を切ったという経緯もあります。しかし、それだけ管理をしなければ、あとの雑草が出る、また、いわゆるイノシシとかシカとか、そういったものが出てくるので、下にはまた農地もありますものですから、そういった管理を今しているわけですよ。今後、今までしたところあたりも、その法面の草が切れるような状況に、その当時の担当者にも私は何回も申し上げましたが、法面をつくれと言ったけれども、全然しない。しないままにして、現在、実際草を切ることになったときには、やはり今、その当時申し上げたように、草をそのままの状況で今現在も切っているわけですよ。だんだん集落の中でも小国町のこの愛護費あたりを管理者、管理をする人たちが年々高齢になってくるんですよ。将来的には、行政の職員で草を切ってもらわないといけないというふうに思います。課長にも以前申し上げたことがありますけれども。やはりこういうことあたりを、町長、指導を、愛護費を払わなくていいような形にすれば、管理がしやすいような形にすれば、この愛護費の単価なんかは下げているんですよ。ですから、そういうような形で自分たちが利用していくわけですから。町民の全体も愛護費をもらってから道路の草を切るとかいう思いじゃないんですよ。あるいは、先程からも産業課の予算の中に出てきましたけれども、多面的機能の予算なんかもあるでしょう。補助金の関係の多面的機能の、前の農地・水ですよ。農地・水あたりの予算が出てきている部分が、こちらに出てくれば、この愛護費あたりも逆に削減しても、それについて法面工事とか、安全管理を徹底できるような体制をつくったほうがいいんじゃないかと思うのですよ。現場を見てください、現場を、とにかく。現場がどうなっているか、写真も撮ってありますけれども、作業の写真も撮ってあります。ですから、そういう形に道路の新設工事あたりをするときには、先程の道路台帳の補正と同じで、やっぱり十分にいろいろ検討をして、受益者の地元の方たちの意見を聞いてしていくと。そうしていかないと、

あとあとまた次に無駄な金がいるんですよ。ですから、二重に同じようなことで二重に金が必要ってくるのです。そういったところを、常にお金が必要にならないような形にして、できるだけ町の財政的に軽減ができるような形でしていく、それはお互いみんなが考えているだろうと思いますので、何でもかんでも補助金、補助金という形で要求するわけじゃないですから。むしろ削減するところは思い切ってやってくるのか。そして、本当に1回やっておけば後はお金が必要にならないような仕事をしていただきたいというふうに思います。何か答弁があれば、やるか、やらんかですよ。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃっている現場のほうは確認しております。まず、一つ、愛護費の件です。愛護費は、本来、町で、町道ですので管理者側で管理すべきところなのですが、300キロからある町道関係をなかなか難しい。それに対する予算も非常に難しいということで、他力ではありますけれども、地元さんに地元さんの生活道路で買っていただいている分に対しては、わずかではございますがこういった愛護費という制度を設けさせていただいて、わずかな予算の中で草切りを主をお願いしているところでございます。これをなくすというのも非常にまた心苦しいところがございます、完全になくすということは非常に難しい。今、メーター20円というような単価でございます。これも、年々過去のあれからみますと5円、10円というようなことで、それでも今現在の20円という単価をお願いしているところでございますけれども。

あともう1点は道路改良関係で法面のというようなことでございまして、将来草刈りができるような法面をというようなお話であろうかと思えます。ただ、国費を使って、国交省の構造令等がございまして、道路をつくる上で決まり事がございますので、そんな中で、決まり事の中で最小限の費用でということで、目指すところは改良を行っているところでございます。ですので、確かにおっしゃるように長い法面には中段に段があって、足場があってというようなことで、それは非常に管理がしやすいだろうというふうにはもちろん考えておりますが、当然その法も緩ければ奥に土地が入ってくる、地権者の土地もそれだけかかってくる。あるいは、草が生えないように構造物でつくろうとすると、今度は本体の工事費用がかなり嵩んでくるというような、いたしかゆしの部分もございます。ですので、そんな中で一番ベストな、現況に応じた改良計画というものを進めてきているところでございますけれども、おっしゃっているように、確かにちょっと法が長いところは、地元さんの高齢化もございまして、なかなか切れないというようなことも十分承知しているところでございますけれども、そうした構造と費用と、それからそうした高齢化というような部分で、草刈りの部分については非常に悩ましい問題ではあります。そこら辺り、対応ができる分については、構造的に対応が何かしらできるようであれば、例えば道板を掛けるだとかというような足場の確保であるとか、そうしたものを考えていかなければならないのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

10番（時松昭弘君） 課長、丁寧に答弁していただき、ありがとうございました。ただ、構造的

にという話がありましたが、結局法面が、じゃ11メートルもあればどうなりますか。11メートルで一発ですか。ですから、今の基準というのはわかるんですよ、基準というのは。しかし11メートルもあってですよ、法面が。11メートルも下から上まで測ってですね、それも斜めですよ。とてもじゃないですよ。ですから、そういったところあたりが、やはり現に今はそれができているわけですよ。だから、私はそれを言うんですよ。それが、例えば7メートルぐらいだったら、それは上から切っても、下から切る、両方すれば十分なんとか草は切れるんですよ。高いところは11メートルもあって、下と上で切れますか、真ん中は切れないでしょうが。ですから、今のようなことの、そういうような場所であれば、この場でこういった愛護費のことについても、いわゆる開設工事についても、今までも何回もこのことは言っているんですよ。言っとるけれど、この決算議会とか、これは本当は一般質問でもしてもいいんですよ。しようとは前は考えとったんですけど。こういった機会になかなか言わないと、町長はしないんですよ、これは。担当のほうと一緒に次の予算のあたりの中に組み入れてすればできるんですよ。そのことまで言ったんですよ。もっと詳しく言うなら、まだ言いたいことはいっぱいあるんですよ、以前のことからいいますと。それはこの場では言いませんけれども、それはもう手落ちも手落ちのところが多いにありますよ。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時15分から再開をいたします。

（午後2時05分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

建設課長（佐藤彰治君） 先程の法面の件です。ちょっと個別の案件もありますので、現場と地元と再度現場で確認しながら、どういう状況かを今一度確認させていただいた上で、個別に対応していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

4番（高村祝次君） 今、道路愛護費の話が出ましたけれども、私から一つ提案ですけれども、町長、小国は環境モデル都市と町長は言われますけれども、やはり小国一斉ボランティアの日というのをつくって、それというのも、集落によってはきれいに道の法面を切っているところもあるし、全くしていないところもあります。今回、北九州豪雨があったときにも、ボランティアに行きませんかと社会福祉会が放送をまとめてやっておりますけれども、そういうときには小国の道路は草ボウボウで荒れているし、そういうボランティアには行くと、非常に私は、もうちょっとボランティアやるなら小国の道切りをやったらどうかなという思いがしましたので、これ愛護費とかいうことじゃなくて、何月何日一斉に小国町美化運動をやりましょうという町長の音頭でやったらどうかなと。そうすると、愛護費も出さないでいいようになるし、やはりそういうことを

今後考えていかないと、日曜日になったら役場の職員は熊本に行って区役も出ていないという話も聞きます。そういうことが出ないように、もう今、町内に残る若い人といったら、結果、役場にいる職員が若い層が多いんじゃないですか。地区じゃ、もうほとんど若い人が残っていない。高齢者ばかりというところがあります。役場の職員の方々も、やはり集落の道切りもしたことがない人も多分にいると思います。やはり今後は、もう一斉に小国美化運動で、ボランティアでやりましょう。高齢者も70歳以上はできる人だけ出てくださいでいいですから、そういうことも設けたらどうかというふうに、経費節約の点も考えて、提案申し上げます。検討していただきたい。あとは、やるか、やらないかは、町長の心一つです。そのときは、町長もやっぱり刈り払い機を抱えて出てこないといけない。非常に町が変わってくるのじゃないですかね。どうでしょう、町長。

町長（北里耕亮君） 提案をいただきました。一つの御意見として聞かせていただきたいと思いますが、郡内、もう近いところですが、西原村がその集落の方たち、こぞって、意見のとおり日にちを決めて全集落出てやっております。以前、熊日にも載っております。こういう村もあるんだなというふうに思いました。やり方とか手順とか、いろいろあるかとは思いますが、今日は一つの御意見として伺いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） それでは、200、201ページの次、202ページ、203ページ、住宅費です。住宅管理費。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 続いて、204ページ、205ページ、住宅建設費までです。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、ページは飛びます。244ページ、一番下段の災害復旧費。次のページ、246ページ、247ページは、すべて本日の担当所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、248ページ、249ページ、観光施設災害復旧費と地域情報基盤施設災害復旧費。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、それでは産業課、情報課、建設課の歳出の質疑は終了いたしましたけれども、質疑等の漏れがありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） ないようでしたら、ただいまから歳入に入ります。歳入は、22ページ、款の分担金及び負担金。上から農林水産業費分担金に入ります。国有地貸付分担金以降が22ページ、23ページの本日の所管です。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページ、24ページ、25ページ、一番上段の光ファイバー加入分担金。間を飛ばしまして、一番下段、光ファイバー使用料現年度分。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次のページ、26ページ、27ページ、光ファイバー使用料滞納繰越分。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 二つ飛ばしまして、農林水産使用料、農産物等加工試作施設使用料から、以下、本日の所管になります。ただいま26ページ、27ページ、質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） 先程副議長からも質問がありました。要するに町のこの施設で加工の許可を、保健所の許可を得ているというのがありましたけれど、その件数が何件あるのかというのは、把握されていますか。

農政係長（宮崎智幸君） 営業許可数ですが、手づくりの館については、現在8団体、それから悠工房については7団体が営業許可を取得して営業を行っております。

以上です。

5番（児玉智博君） ではその施設で、8団体と7団体でしたけれども、重なっている部分はありますか。それとも、この8つと7つは、もう別のもので、合計15ということでしょうか。

農政係長（宮崎智幸君） 手づくりの館と悠工房にダブリはありませんので、合わせて15団体ということになります。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページは商工使用料の鍋ヶ滝公園直販所使用料、鍋ヶ滝公園入園料、こちらの2項目が情報課の所管になります。

5番（児玉智博君） 鍋ヶ滝公園の入場料についてなのですが、現在、大人が200円、子どもが100円という入場料になっておりますけれども、やはり先程ジオパークのところでも言いましたとおり、教育の部分でしっかりとやっついていかないといけないという指摘があったわけです。それで、これは坂本善三美術館でも言ったわけですが、町内の小中高生が見に行くのに、もうお金は取らなくていいんじゃないかと思うわけですが、そういった子どもの入園料は無料化するというような考えはありませんでしょうか。学校を通じて年間フリーパスか何かを渡して、それを提示してもらえばいいというふうにしたらどうかと思うのですが。

町長（北里耕亮君） 現在も既に教育委員会のほうから、そういった部分については臨機応変にどうか、緩やかに対応をさせていただいている部分ではあります。この部分については、各施設、町内、町外というところそれぞれありますけれども、できれば、条例改正にもなりますけれども、議会と相談をしながら、その分の町内の方とはとか、教育の部分であれば中学生はというようなところも前向きに検討していければというふうには思っております。

5番（児玉智博君） それで、一方で今も問題になっているのが、土日なんかは、9月に入ってから休日なんかはシャトルバスも運行したりして、かなり地元といっても、もうほとんど坂本善三美術館から山角下鶴の方たちですけれども、車がたくさん入ってきて、大変迷惑というか、日常生活に支障が出ているところです。それで、町道の拡張工事も今途中まで終わっていますけれども、小学校の下から新しい公民館があるちょっと直前ぐらいまでは、まだ工事は行うとは言っているけれどもいつになるかわからないというような状況です。ですから、やはり私は、坂本善三美術館でさえ500円入場料を取っているのだから、この200円と100円というのを引き上げて、その分の利益を今後道路工事であったりとか、もっとほかにも、さっき言ったようなジオパークの教育の部分に充てていくとか、あるいはそのほかの必要な対策のために使っていくというような立場に立ったらどうかと思うわけですが、この料金改定はどのように考えられますか。

町長（北里耕亮君） 鍋ヶ滝公園を整備して数年経っております。結論から言いますと、その部分は検討をしていこうというふうに思っております。交通的な課題も把握をさせていただいておりますし、ほかの整備であったりという部分もありながら、入園料改定というのは、こちらも先程の意見と含めまして考えていこうというふうに思っています。あとは、地域集落の方々に対しても、今現在、いろいろ車両通行が非常に多いものですから、御不便をきたしている部分もあるとは思いますが、ただもともとが地域の方々から河川の鍋ヶ滝があるから、地元で清掃とかどうぞと。ここは町が整備したらどうでしょうかという過去の経緯もあつての整備でもありました。そのあたりのところをもう一度地域の方にもお話をしながらも、ただ御迷惑を掛けているのは事実でありますので、そのあたりを今議会が終わったぐらいに、また地元と話ができればなというふうには思っております。結論を言うと、先程の入園料であったり、小中学生については、大変検討していきたいと。ただ条例改正でありますので、議会の御意見もお聞かせいただきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） 道路改良とかの部分になると、やってくる観光客の利益にも私はなると思うのですよね。実際、レンタカーなんか非常に多いですし、最近では外国人観光客の右側通行に慣れた人たちが来て、レンタカーを借りて運転されたりすることも増えているということをお聞きしております。やはり、車がすれ違うことがどこでもできるような広さなんかを取っていけば、そういう観光客の人も、地元の人もそういう車の運転において危ない思いをしなくなるということは、両者にとって利益になることですから、やはりそのための料金改定というふうになれば、理解も

得やすいでしょうし、理解されない方は、来なくなってしまえばそれまでなのかなというふうに思います。ぜひ検討をお願いします。

町長（北里耕亮君） 今回の鍋ヶ滝の観光客の来場者が大変多いことは、町にとってはいいことではありますが、先程から私が発言しましたように、地元集落に従来からいらっしゃる、その生活がなかなか不便さをきたすようであれば本末転倒といえますか、これはいけないことでもありますので、そこは考えながらやっていきたいというふうに思いますが、いくら上げるかとかいう部分は大変、大事な話になりますので、議会のほうと相談をしながら、これは条例改正になりますので、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページ、30ページ、31ページ、上から7番目ですね、農地等証明手数料、次の光ファイバー休止・再開手数料、この2項目になります。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、32ページ、33ページ、一番上、土木手数料、その他手数料4千400円、こちらが本日の所管です。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、次のページ、34ページ、35ページ、上から3段目、公共土木施設災害復旧費国庫負担金、こちら1項目です。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、次のページ、36ページ、37ページ、下から2段目、循環型社会形成推進交付金、こちら1項目です。118万4千円。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） 次のページ、38ページ、39ページ、中ほど社会資本整備総合交付金1億2千209万6千円。一番下段の災害査定設計委託費等補助金、こちらの2項目になります。質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、40ページ、41ページ、一番上、災害査定設計委託費等補助金、農災179万9千円、この1項目になります。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、ページ飛びまして46ページ、47ページ、県補助金の衛生費県補助金、一番下段になります。浄化槽設置整備事業補助金168万6千円、こちら1項目になります。質疑はよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、48ページ、49ページ、農林水産業費県補助金、上から4段目、農業費補助金、農業委員会交付金から、このページは下の段まですべて本日の所管になります。質疑はよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、次のページ、50ページ、51ページ、農業費補助金、林業費補助金、すべて本日の所管になります。質疑はよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、52ページ、53ページ、中ほどまで、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業補助金までが本日の所管です。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) では、次のページ、54ページ、55ページ、上段から電源立地地域対策交付金、その次の農林水産業施設災害復旧費補助金、この3項目、併せて4項目が本日の所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続きまして、56ページ、57ページ、上から5段目、商工費委託金の中の県有公園施設清掃管理委託金と、次の県管理河川清掃業務委託金、この2項目が本日の所管です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 続いて、次のページ、上から8番目、中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入、この1項目です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、60、61ページ、上から4段目、J-VERクレジット売払収入、この1項目です。質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、62ページ、63ページ、寄附金の中の上から2段目、林業振興費寄附金210万8千750円、こちらの1項目です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、次は68ページに飛びます。68ページ、69ページ、一番上段、農業者年金業務委託料46万9千900円、こちら1項目です。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、70ページ、71ページ、柏田第1期浄化槽負担金24万5千744円、質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、上から7番目から3項目、伝送路利用収入、IRU利用収入、

番組配信利用収入、この3項目です。情報課の所管になります。よろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 次のページ、74ページ、75ページ、上段から光ファイバー引込工事費収入、その次の光ファイバーケーブル保守費用負担金、一つ飛んで物品汚損料、七つ飛んで白川・菊池川流域森林林業活性化センター解散返納金。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 76ページ、77ページ、その次の小国町林業機械導入事業補助金返還金46万2千962円、こちらの一つが本日の所管です。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) それでは、ないようでしたら、本日の歳入並びに歳出に関する質疑等の漏れがあればお願いをいたします。

5番(児玉智博君) それでは、災害復旧工事が、特にやっぱり熊本地震とその後の豪雨災害でかなり多かったんですけども、このいただいた調書でも平成29年度へ繰り越しというのがかなりあります。この地震とその後の豪雨による災害復旧工事が大体終わるのはどれぐらいに完了するというような見通しは立っているのかというところを伺いたいのですが。

建設課長(佐藤彰治君) 冒頭に概要説明の中で117件の水道施設を含めた災害査定に付した分と補助対象になっている災害復旧事業の件数を内訳とともにお話させていただきました。個別に公共債におきましては、現在48%を管理しております。残り52%につきましては、繰り越しという形になっておりますけれども、繰越工事でもその中で48%は完了している工事もございます。見通しとしましては、繰越年度ですので、当然最長でも来年の2月までというようなところで考えて進めているところでございます。

それから、農災におきましては、残りがもう2件というふうになっておりますので、これは稲刈りが終わりましたしてできる工事がございますので、いずれにしても年内、あるいは年明けすぐに農災のほうも28年災においては完了するというような見通しでございます。

それから、水道施設はとうに完了しております、杖立のほうはですね。それから、林災につきましても現年で完了しているところでございます。

以上です。

議長(渡邊誠次君) ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長(渡邊誠次君) 以上で、平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算は終わります。

次に、別冊、平成28年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算並びに平成28年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、所管課より御説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、別冊の特別会計決算書を御用意ください。ページが125ページからになります。小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算書ということでございます。

それでは、建設課所管であります特別会計、水道事業会計決算について、概略御説明をさせていただきます。

まずは、小国町簡易水道特別会計から説明させていただきます。施設としましては、御存知のとおり杖立水道、小藪水道、市井野水道、それから上滴水水道、4施設の会計となっております。

特別会計予算書の126ページをお開きください。総括としての歳入でございます。平成27年度決算以前ですと使用料及び手数料と繰越金でございましたが、当年度は熊本地震により杖立地区におきまして水源施設が被災し、災害査定に付したことから、地元分担金、それから国庫補助金の歳入が新たに加わっているところでございます。以上によりまして、当年度は歳入決算額は3千514万7千790円となっております。対前年比549.6%と、先程の災害でこの5.5倍ほどの歳入額というふうになっているところでございます。

次の127ページが歳出でございます。総務費としまして3千492万7千790円でございます。歳出も同様に対前年比566.5%と非常に高率となっております。それが先程申しました杖立地区の災害復旧事業が大きく影響しているところでございます。

続きまして、飛びまして132ページをお開きください。歳入から歳出を差し引いた残りの22万円を翌年度へ繰り越させていただいたものでございます。

まず、特別会計歳入歳出決算書の134ページをお開きください。歳入の明細でございます。今年3月末までの給水戸数は、杖立水道が151戸、小藪水道が18戸、市井野水道が10戸、上滴水水道が8戸で、昨年度に比べますと杖立水道が1戸の減となっているところでございます。

それから、次のページの138ページでございます。こちらからが歳出の明細になっております。杖立水道費のうち、機械使用料697万7千400円及び水道災害復旧工事1千950万9千120円を熊本地震による災害復旧費として支出したものでございます。

水道組合ごとの一般管理費でございます。139ページの中ほどに13の委託料としまして、維持管理委託料363万2千408円とございます。これにつきましては、収支として残った金額を各水道組合の維持管理費として町が支出しているものでございます。他の3地区につきましても、実質的な維持管理費は各水道組合で実施している関係で、各地区同様に維持管理費として残ったお金を各組合に支出しているものでございます。

以上、小国町簡易水道特別会計の決算についての概要説明を終わらせていただきます。

引き続き、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について概略説明をいたします。ページが146ページでございます。こちらをお開きください。総括としての歳入でございます。分担金及び負担金、それから使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、町債、繰越金の合計が1億2千935万8千900円で、対前年比としましては92.5%という割合にな

っております。

次の147ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計で1億2千830万6千793円が決算となっております。こちらは対前年度比93%の支出というふうになっております。

続きまして、152ページをお開きください。収支としまして、歳入から歳出を差し引きしました105万1千297円を繰り越させていただいたものです。

次に、154ページを御覧ください。このページからが歳入明細になっております。農業集落排水事業分担金としまして45万円が納入されております。これは、新規加入5件、住宅4件プラス集会所1件ということの加入金でございます。今年3月末までの加入状況は、田原地区におきまして41世帯、西里地区につきましては146世帯、黒淵地区につきまして278世帯でございます。3地区合わせまして465世帯で、接続率は77.97%になっているところでございます。

加入金の次に、各地区の使用料でございます。157ページには一般会計繰入金7千303万5千円、飛びまして158ページには基金繰入金450万円、町債等が示されているところでございます。

続きまして、162ページを御覧ください。ここからが歳出の明細でございます。このページは、施設の維持管理費に関する一般管理費でございます。支出計3千384万6千156円となっているところでございます。

次の164ページでございます。こちらは、公債費でございます。9千446万637円となっているところでございます。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計の決算について、概略説明を終わらせていただきます。

引継ぎ、別冊の小国町水道事業会計決算書を御覧ください。小国町水道事業会計につきまして、概略説明させていただきます。

小国町水道事業会計決算書、まず1ページを御覧ください。総括事項を掲げてございます。給水戸数が平成28年度におきまして2千606戸でございます。前年度に対しまして3戸増というふうになっております。有収水量は76万5千830立米で、前年度に対しまして5万5千845立米の増でございます。それに伴います有収率につきましては78.6%で、7.6%の増となっているところでございます。その表の下の部分でございます。経営状況は、公営企業の独立採算制の趣旨に沿った運営を行い、水道事業収益1億3千233万6千953円に対しまして、水道事業費用1億1千592万7千298円で、1千640万9千655円の利益を上げることができました。当年度未処分利益剰余金6千113万4千897円につきましては、1千640万9千655円を減債積立金とし、残金を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、3ページを御覧ください。建設工事の概要でございます。平成28年度は黒淵城村地区におきまして3件の配水管布設替工事を実施いたしております。

続きまして、次のページ、4ページをお開きください。業務量及び供給単価、それから給水原価を掲載しております。一読されてください。

それから、次のページ、5ページです。こちらが事業収入に関する事項でございます。平成28年度におきまして、営業収益、それから営業外収益の合計としまして1億3千233万6千953円の収益がありました。対前年度比160万7千101円の収益増ということになりました。

続いて、6ページでございます。事業費に関する事項でございます。営業費用、営業外費用の合計としまして、1億1千592万7千298円ということで決算が出ております。

続きまして、7ページでございます。性質別支出状況、そして次の8ページには重要な契約の要旨としまして、7件の委託並びに工事の契約内容を掲載してございます。

それから、9ページからは水道事業の決算報告書でございます。9、10ページには収益的収入及び支出、9ページの収益的収入につきましては1億4千162万3千255円、それから10ページの支出につきましては1億2千46万9千786円となっているところでございます。

それから、次の11ページ、12ページにつきましては、資本的収入及び支出を掲載しているところでございます。11ページの資本的収入としまして3千184万800円、12ページの支出としまして1億954万7千308円というふうになっているところでございます。

それから、12ページの下段のほうでございます。こちらをちょっと読ませていただきます。資本的収入額が、資本的支出額に対しまして不足する額7千770万7千228円は、当年度分消費税資本的収支調整額472万6千457円及び減債積立金1千615万7千121円、建設改良積立金600万円、過年度損益勘定留保資金5千82万3千650円で補填したところでございます。

次の13ページからは損益計算書、それから剰余金の計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、その他決算関係の付属明細書を添付しているところでございます。御覧になっていただきたいと思えます。

以上、特別会計、水道事業会計について、概略説明を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時10分から再開をいたします。

（午後3時00分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

議長（渡邊誠次君） ただいま所管課より説明が終わりましたので、質疑に入ります。平成28年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算、決算書125ページから143ページ、歳入歳出一括して質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では次に、平成28年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、1

45ページから165ページ、こちらも歳入歳出一括して質疑をお願いいたします。

9番（熊谷博行君） 163ページの保守点検委託料で、西里と黒淵が西里のほうが逆転しているのは、処理場が多いのか、ポンプが多いとかいう理由ですか。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。そのとおりでございます。昨年におきましては、保守点検については委託料ということで、そのポンプの数によって逆転したということでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） では、次に、平成28年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、小国町水道事業会計決算書を歳入歳出一括して質疑をお願いいたします。

3番（北里勝義君） それでは、1点だけお尋ねをいたしたいと思います。

この報告書の中で有収率が年々上がってきております。今年度は合算して78.6%ということなのですが、これは配水管の布設替えを年度計画でずっとやってきた成果といいますか、効果が出てきているのではないかなというふうに思っております。また、この中で、簡水部分は、逆に言うと66.6%とかなりまだ低い状況であります。この簡水は今年度から条例改正を行いまして上水道に経営統合されましたよね。この簡水の部分の配水管の布設替え、こういったものは取り組んで、有収率を上げていくという計画はないのか、お尋ねいたしたいと思います。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。有収率の向上につきましては、もう私たちの水道を担当するものの使命という形で毎年注視するところでございます。78.6%ということで、昨年度に比べては少し上がったような形になっておりますので、これは有収率の出し方等を見ましても、やはり今ずっと行っております配水管の耐震管への移行ということを含めて、その成果が少しずつ見えてきているのかなということは私たちも感じているところでございます。ただ上水道におきましても、まだ全体から見れば配水管の16.9%というぐらいの耐震化ですので、それについても今後計画的にしていかななくてはならないだろうというふうには思っているところでございます。先程お話に出ました簡易水道が目立って低うございます。簡易水道につきましては、地元から町のほうに上がりまして、ずっとまず人口が多いところからということもありまして、この町内を重点的にしてきておりました。今年、昨年度末で統合ができましたので、今年度からはその一番また低いほうから取り組んでいこうということを掲げまして、今年度、29年度は簡易水道でございました弓田地区を上げたところでございます。今後につきましても、今おっしゃられたとおり、各水道区域ごとに有収率というのは算出できますので、その辺を見通していきながら、またその辺の工事をどういうふうにしていくかと。当然、起債とかを借りて償還が終わっているかどうかもありますので、そこら辺でまた十分考えていきたいと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

11番（松本明雄君） 8ページの漏水の調査を毎年やっているのですけれども、夜遅く深夜にやっているといます。今年度は何件ぐらいの漏水を見つけたのか、お聞きしたいと思います。

建設課審議員（北里慎治君） お答えしたいと思います。大きいものではございませんでしたが、10件ほど上がったというふうに思っております。毎年区域を決めまして、そこを重点的に行っていて、大きいのをを見つけることもあれば、そうでもないところも出てきたということでございます。先程申しましたとおり、耐震化に向けての配水管を布設替えしておりますので、布設替えが終わっていないところを徐々にまたその辺を重点的に今後も見ていきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。なお、この3日間で審議いたしました事項につきましては、9月19日火曜日の午前10時から本会議にて平成28年度小国町一般会計歳入歳出決算及び平成28年度小国町特別会計歳入歳出決算それぞれを採決いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、お疲れさまでございました。

（午後3時18分）

小国町議会会議録
平成29年第3回定例会

平成29年9月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 小田 宣 義

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119